

兵庫県公報

平成23年3月31日 木曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表について	1

監査委員公告

平成23年3月31日
兵庫県監査委員
越智 一 雄
天宅 陸 行
北林 泰
田中 章 博

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

包括外部監査人から包括外部監査の結果報告書の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年度 包括外部監査結果報告書

〈テーマ〉

兵庫県社会福祉事業団にかかる財務事務の執行について

兵庫県包括外部監査人

公認会計士 岩崎和文

兵庫県包括外部監査報告書目次

第1章 総論

I	外部監査の概要	5
1	外部監査の種類	5
2	選定した特定の事件(テーマ)	5
3	事件を選定した理由	5
4	監査の対象期間	5
5	監査の着眼点	5
6	監査の主な手法	6
7	包括外部監査の実施期間	6
8	包括外部監査従事者の資格	6
9	利害関係	6

第2章 事業団全体の検討

I	総括	11
1	兵庫県社会福祉事業団 運営施設一覧	11
2	運営施設の概要	13
II	事業団の概観の理解	16
1	一般会計について	16
2	特別会計について	23
3	役員及び職員について	26
4	他事業団との比較	38
5	採算性分析	45
III	アンケート	55
1	アンケート対象施設	55
2	質問内容及びその回答	57

第3章 監査の結果と意見

第1節	総括	84
第2節	社会福祉事業個別検討	85
I	事務局	85
1	施設概要	85
2	財務情報	85
3	県の関与状況	89
4	役員及び職員の状況	90
5	監査の結果と意見	93
II	総合リハビリテーションセンター	104
1	施設概要	104
2	財務情報	113

3	県の関与状況	127
4	役員及び職員の状況	132
5	監査の結果と意見	137
III	西播磨総合リハビリテーションセンター	173
1	施設概要	173
2	財務情報	176
3	県の関与状況	183
4	役員及び職員の状況	185
5	監査の結果と意見	187
IV	清水ヶ丘学園	205
1	施設概要	205
2	財務情報	206
3	県の関与状況	209
4	役員及び職員の状況	209
5	監査の結果と意見	210
V	赤穂精華園	214
1	施設概要	214
2	財務情報	218
3	県の関与状況	226
4	役員及び職員の状況	228
5	監査の結果と意見	229
VI	浜坂温泉保養荘	235
1	施設概要	235
2	財務情報	238
3	県の関与状況	240
4	役員及び職員の状況	241
5	監査の結果と意見	242

(本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。)

第1章 総論

I 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「兵庫県社会福祉事業団にかかる財務事務の執行について」

3 事件を選定した理由

兵庫県（以下「県」という）は、県人口が減少局面に入り高齢者が増加する中、地域の活力の創造や、生活の豊かさの実現、交流人口の拡大、家庭と地域の再構築、安全安心の確保など、少子高齢人口減少社会における様々な地域課題の解決や、地域の個性と特色を生かした兵庫づくりに県政をあげて取り組む必要があるとし、平成30年度までの間組織、定員、給与、行政施策等、行財政全般にあたりゼロベースで見直しを行い、県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政構造を確立する為、行財政構造改革を推進しているところである。

この行財政構造改革の中、県立社会福祉施設等を効率的、効果的に運営することにより県と一体となって社会福祉事業の推進を図ることをその設立目的とする社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団（以下「事業団」という）の平成22年予算額（歳出）18,617百万円の内、県支出額は1,978百万円である。

平成20年9月制定の newRow 財政構造改革推進方策（以下「新行革プラン」という）では事業団の改革の基本方向を、①県立障害者施設等15施設を平成21年度から事業団立化し、運営費に係る県費継ぎ足しゼロ（平成20年度319百万円）を実現する。②西播磨総合リハビリテーションセンター西播磨病院について、外来患者の確保等に取り組むことにより、平成21年度に収支の黒字転換を目指す。とし、今後の経営方針として、県立社会福祉施設等の運営を担う団体として広く県民福祉の向上と増進に寄与するため、医療福祉など各施設種別単位での運営の独立性を確保し、利用者本位の支援と自主経営基盤の確立を図るとしている。

少子高齢化社会の中、福祉が大きな課題となっている中、県のかかえる課題を踏まえ、事業団の財政等現状把握、分析を通じ必要なものに必要な額の支出がなされ、県の資金が有効に活用されているかどうかを検討することは極めて有意義であると考え、この事件（テーマ）を選定することとした。

4 監査の対象期間

財務事務の監査の対象期間は原則として平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）とした。

5 監査の着眼点

- (1) 県からの支出額は妥当で政策目的を達成するために有効に機能しているか
- (2) 自主的経営基盤を確保し、自主的な運営を図るため、経営管理は十分になされている

か

- (3) 各施設の資産は適切に保全されているか
- (4) 資料の作成、保存状態は適切か
- (5) 事業団の全体決算、各事業毎の決算が適切に開示され、経営管理に資しているか
- (6) 有効性、効率性、経済性の観点から見直すべきものがないか

6 監査の主な手法

上記監査の着眼点に従って、以下の監査手続きを実施した。

- (1) 本部、各施設の訪問、現状把握、実査、各担当者への質問及び資料入手、分析
- (2) 諸規定要綱の閲覧
- (3) 管理状況の検討
- (4) 固定資産の視察、実査
- (5) その他必要と認めた手続

7 包括外部監査の実施期間

自平成22年8月17日 至平成23年2月15日

なお、平成22年4月1日から平成22年8月16日までは事件の選定を行うとともに補助者の選定を行った。

8 包括外部監査従事者の資格

公認会計士	遠藤眞廣
公認会計士	遠藤尚秀
公認会計士	小市裕之
公認会計士	梅原隆
公認会計士	森山恭太
公認会計士	末金将治
公認会計士	福井茂
公認会計士	大出秀徳
公認会計士	増田千春
公認会計士試験合格者	松井義継
公認会計士試験合格者	大内美香
公認会計士試験合格者	時實祐子
公認会計士試験合格者	島田清香
流通科学大学准教授	松澤賢治

9 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

【参考】 1. 行財政構造改革推進施策の実施状況について

〔経営の自立化を図る公社等〕

○（社福）兵庫県社会福祉事業団（平成 20 年度）

ア 病院の安定的な運営

・中央病院

医師不足により小児部門（入院）は未開設（病床稼働率 0%）の為、県繰入後（病院稼働率平準化までの運営費としての繰出基準外の県単独繰出 98 百万円を含む）の収支は見込みを下回る 51 百万円の黒字にとどまった。

・西播磨病院

精神科外来の充実等により、外来患者数が向上（43.1 人／日）し、県繰入後の収支は、83 百万円の赤字見込みに対して 20 百万円の赤字にとどまった。

（単位：百万円）

区 分		H20 年度見込み			H20 年度実績		
		中央病院 （一般）	中央病院 （小児）	西播磨病院	中央病院 （一般）	中央病院 （小児）	西播磨病院
収 支	入 院 （病床稼働率）	92.8%	67.0%	87.0%	88.1%	0.0%	85.1%
	外 来 （1日あたり 平均患者数）	276.5 人	44.8 人	31.0 人	268.3 人	26.6 人	43.1 人
	繰入前の収支	△245		△171	△381		△137
	県 繰 入 金	343		88	432		117
	繰入後の収支	98		△83	51		△20

区 分		H19 年度実績		
		中央病院 （一般）	中央病院 （小児）	西播磨病院
収 支	入 院 （病床稼働率）	90.3%	—	75.9%
	外 来 （1日あたり 平均患者数）	280.5 人	—	33.7 人
	繰入前の収支	△136		△238
	県 繰 入 金	284		140
	繰入後の収支	148		△98

〔医療サービスの充実〕

中央病院小児部門	H20年4月外来診療開始、H21年4月入院開始
肢体不自由児療護施設	H20年4月入所開始、H20年5月デイサービス開始、 H20年6月短期入所開始
子どもの睡眠と発達医療センター	H20年4月センター開設、H21年4月治療開始

イ 新経営計画（H21～30年度）の策定

ウ 県立障害者施設等の移譲による自主運営（平成21年度～）

- ・出石精和園など県立障害者施設等（15施設）を移譲し事業団立化

◇職員数の見直し

(単位：人)

区 分	H19.4.1	H20.4.1	対H19増減 ③(②-①)	増減率 ③/①	H21.4.1	対H19増減 ⑤(④-①)	増減率 ⑤/①
	①	②			④		
県派遣職員	28	23	△5	△17.9%	20	△8	△28.6%
プロパー職員	884	924	+40	+4.5%	1,003	+119	+13.5%
小 計	912	947	+35	+3.8%	1,023	+111	+12.2%
県OB職員の 活 用	5	2	△3	△60.0%	4	△1	△ 20.0%
計	917	949	+32	+3.5%	1,027	+110	+12.0%

◇県財政支出の見直し

(単位：百万円)

区 分	H19年度 当初予算額 ①	H20年度		差引 ④(③-①)	削減率 ④/①
		当初予算額 ②	実績③		
委 託 料	4,894 (1,875)	4,922 (1,655)	5,026 (1,453)	132 (△422)	2.7% (△22.5%)
補 助 金	805 (801)	735 (731)	767 (760)	△38 (△41)	△4.7% (△5.1%)
計	5,699 (2,676)	5,657 (2,386)	5,793 (2,213)	94 (△463)	1.6% (△17.3%)

()は一般財源

○ (社福) 兵庫県社会福祉事業団 (平成21年度)

ア 病院の安定的な運営

- ・中央病院

病床利用率のアップに向け、医師確保等に取り組んだ結果、県繰入後の収支は20百万円の赤字見込みに対し、18百万円の赤字にとどまった。

(単位:百万円)

区 分		H20年度実績 ①	H21年度見込 ②	H21年度実績 ③	差引 ③—②
入 院 (病床稼働率)	一般病棟部門	88.1%	92.1%	85.8%	△6.3%
	小 児 部 門	0.0%	67.2%	55.0%	△12.2%
外 来 (1日あたり 平均患者数)	一般病棟部門	268.3人	265.6人	248.1人	△17.5人
	小 児 部 門	26.6人	44.8人	35.4人	△9.4人
県 繰 入 前 の 収 支		△381	△360	△421	△61
県 繰 入 金		432	340	403	+63
県 繰 入 後 の 収 支		+51	△20	△18	+2

・西播磨病院

精神科外来の充実、地域連携クリティカルパスの推進等の収入確保対策に取り組むことにより、県繰入後の収支は見込み（4百万円の黒字）を上回る11百万円の黒字となった。

(単位:百万円)

区 分	H20年度実績 ①	H21年度見込み ②	H21年度実績 ③	差引 ③—②
入 院 (病床稼働率)	85.1%	93.0%	87.1%	△5.9%
外来(1日あたり 平均患者数)	43.1人	50.0人	50.1人	+0.1人
繰入前の収支	△137	△114	△147	△33
県 繰 入 金	117	118	158	+40
繰入後の収支	△20	+4	+11	+7

イ 自主運営施設の安定的な運営

認知症対応型通所介護事業（デイサービス）の拡充により特別養護老人ホーム5施設の安定的な運営を促進

ウ 新経営計画（H21～30年度）の推進

- ・「新経営10ヵ年計画」（H21年5月策定）に基づき、前期5年間の実施計画を策定
- ・「経営収支会議」（H21年8月～）や「自律型組織のあり方検討会」（H21年10月～）を設置

◇職員数の見直し

(単位：人)

区 分	H19.4.1 ①	H20.4.1 ②	H21.4.1 ③	対前年 度増減 ③—②	H22.4.1 ④	対H19増減 ⑤(④-①)	増減率 ⑤/①
県派遣職員	28	23	20	△3	16	△12	△42.9%
プロパー職員	884	924	1,003	+79	995	+111	+12.6%
小 計	912	947	1,023	+76	1,011	+99	+10.9%
県OB職員 の活用	5	2	4	+2	5	±0	±0.0%
計	917	949	1,027	+78	1,016	+99	+10.8%

※ 運営施設の市からの移管等に伴いプロパー職員が増加

◇ 県の財政支出の見直し

(単位：百万円)

区 分	H20年度 当初予算額 ①	H21年度		差引 ④(③-①)	削減率 ④/①
		当初予算額②	実績③		
委 託 料	4,922 (1,655)	1,365 (1,185)	1,520 (1,336)	△3,402 (△ 319)	△69.1% (△19.3%)
補 助 金	735 (731)	878 (874)	858 (855)	+ 123 (+ 124)	+16.7% (+17.0%)
基金充当額	0	22	39	+ 39	皆 増
計	5,657 (2,386)	2,265 (2,059)	2,417 (2,191)	△3,240 (△ 195)	△57.3% (△8.2%)

※ () は一般財源

第2章 事業団全体の概要

I 総括

1 兵庫県社会福祉事業団 運営施設一覧

兵庫県社会福祉事業団が運営している施設の一覧は下表のとおりである。

下表の他、総合リハビリテーションセンターに医務室（診療所）があり、全体で82施設を運営している。

区 分		開設 年月日	所在地	経営 形態※
総合リハビリテーションセンター				
1	中央病院	S44. 10. 1	神戸市西区曙町	B
2	救護施設 のぞみの家	S41. 4. 1		A
3	特別養護老人ホーム 万寿の家	S41. 4. 1		B
4	職業能力開発施設	S52. 7. 1		A
5	多機能型事業所 あげぼのの家	S43. 4. 1		B
6	障害者支援施設 自立生活訓練センター	H5. 11. 1		
7	肢体不自由児療護施設 おおぞらのいえ	H20. 4. 1		
8	障害者スポーツ交流館	H18. 5. 1		
9	福祉のまちづくり研究所	H5. 10. 20		
西播磨総合リハビリテーションセンター				
10	西播磨病院	H18. 7. 1	たつの市新宮町光都	B
11	研修交流センター	H18. 7. 1		
12	ふれあいスポーツ交流館	H17. 4. 1		
情緒障害児短期治療施設				
13	清水が丘学園	S50. 5. 1	明石市魚住町清水	B
洲本市五色健康福祉総合センター				
14	五色・サルビアホール	H21. 4. 1	洲本市五色町都志大 日	C
15	五色グループホーム	H21. 4. 1		
16	生活支援ハウス	H21. 4. 1		
17	グループホームひろいしの里	H20. 5. 1	洲本市五色町広石上	A
特別養護老人ホーム等（総合リハ内・立雲の郷・洲本市五色健康福祉総合センターの施設を除く）				
18	朝陽ヶ丘荘	S47. 8. 1	佐用郡佐用町平福	A
19	たじま荘	S49. 5. 1	豊岡市日高町十戸	
20	あわじ荘	S49. 10. 1	淡路市野島貴船	
21	丹寿荘	S51. 5. 1	丹波市市島町上竹田	
22	グループホーム村いちばんの元気者	H19. 9. 1		
養護老人ホーム				
23	ことぶき苑	H21. 4. 1	豊岡市日高町祢布	A

立雲の郷				
24	とらふす道場（健康プラザ）	H20. 5. 24	朝来市和田山町竹田	A
25	グループホームたけだ遊友館	H20. 4. 1		
障害者更生センター				
26	浜坂温泉保養荘	S58. 12. 1	美方郡新温泉町浜坂	A
知的障害児施設・障害者支援施設・障害福祉サービス等（総合リハ内施設を除く）				
27	小野起生園	H10. 7. 1	小野市新部町 1 丁通	
28	小野福祉工場	H10. 7. 1		
29	出石精和園	児童寮	S41. 10. 1	豊岡市出石町宮内
30		成人寮	S52. 5. 1	豊岡市出石町荒木
31		第 2 成人寮	H12. 6. 1	豊岡市出石町宮内
32		香美町地域支援センター	H22. 4. 1	美方郡香美町香住区
33	五色精光園	児童寮	S45. 4. 1	洲本市五色町下堺
34		成人寮	S53. 8. 1	洲本市五色町広石北
35		かがやき事業所	H20. 4. 1	洲本市五色町都志
36		あゆみの部屋事業所	H21. 4. 1	洲本市五色町鮎原
37		コスモス事業所	H21. 4. 1	洲本市池内
38	赤穂精華園	児童寮	S46. 11. 1	赤穂市大津
39		成人寮	S46. 11. 1	
40		授産寮	S49. 4. 1	
41		有年事業所	H19. 4. 1	
42	丹南精明園	S54. 6. 1	篠山市西古佐	
43	三木精愛園	S57. 8. 1	三木市緑が丘町本町	
共同生活介護・共同生活援助事業（★は主たる事業所）				
44	こぶし荘	バックアップ施設 出石精和園	H7. 4. 1	豊岡市出石町町分
45	いずし野		H15. 10. 1	豊岡市出石町東條
46	★クレパス		H16. 10. 1	豊岡市日高町浅倉
47	あじさい		H17. 10. 1	豊岡市出石町宮内
48	和（なごみ）		H18. 10. 1	豊岡市出石町引原
49	エイコーン		H20. 4. 1	朝来市和田山町土田
50	ドリームハイツ☆		H22. 2. 1	豊岡市出石町町分
51	レジデンスカスミ A		H21. 7. 1	美方郡香美町香住区
52	レジデンスカスミ B		H21. 7. 1	若松
53	なのはな		バックアップ施設 五色精光園	H14. 10. 1
54	あおぞら	H16. 10. 1		洲本市五色町広石中
55	ほほえみ	H17. 4. 1		洲本市中川原町市原
56	スイートピー	H17. 12. 1		洲本市五色町都志万
57	マーガレット	H18. 4. 1		歳

58	★かがやき		H20.4.1	洲本市五色町都志大日	
59	しおさい	バックアップ施設 赤穂精華園	H13.10.1	赤穂市塩屋	A
60	はあと		H15.4.1	赤穂市加里屋	
61	いちご		H15.10.1	赤穂市塩屋	
62	みかん		H16.4.1		
63	きぼう		H16.4.1	赤穂市新田居村	
64	★たんぼぼ		H16.10.1	赤穂市加里屋	
65	ともだち		H16.10.1		
66	とまと		H17.4.1	赤穂市加里屋上町	
67	ひかり		H17.4.1	赤穂市塩屋	
68	ひびき		H17.12.1		
69	ほのか	H19.4.1	赤穂市有年櫛原		
70	★にじ	バックアップ施設 丹南精明園	H13.10.1	篠山市中野	A
71	ハッピー		H15.10.1	篠山市東岡屋	
72	だいち		H16.10.1	篠山市中野	
73	そら		H17.10.1	篠山市住吉台	
74	ゆめ		H17.10.1	篠山市呉服町	
75	ピース		H21.10.1	篠山市東吹	
76	★ひまわりの家	バックアップ施設 三木精愛園	H17.4.1	三木市緑が丘町中	A
77	えんどう豆の家		H17.10.1	三木市緑が丘町東	
78	そら豆の家		H18.4.1	三木市緑が丘町中	
79	ピーナツの家		H18.6.1	三木市緑が丘町東	
80	ココナツの家		H20.11.1	三木市緑が丘町西	
81	うぐいす豆の家		H21.10.1		

※ 経営形態

A…自主経営

B…兵庫県指定管理

C…洲本市指定管理

2 運営施設の概要

1 で記載した施設の概要を記載する。

①総合リハビリテーションセンター

地域リハビリテーションシステムの中核施設をめざし、高度で専門的な医学的、心理・社会的、職業的リハビリテーションサービスを一体的に提供。

総合リハビリテーションセンター内の各施設の概要

※(番号)は上記 1. 運営施設一覧に対応 (以下同じ)

- ・中央病院(1)…リハビリテーション医療の中核病院

- ・ のぞみの家 (2) …生活保護法による保護施設
- ・ 万寿の家(3)…県内最初の特別養護老人ホーム
- ・ 職業能力開発施設(4)…職業能力の評価、開発訓練施設
- ・ あげぼのの家(5)…障害者の就労支援施設
- ・ 自立生活訓練センター(6)…地域社会で生活を営むための自立訓練施設
- ・ おおぞらのいえ(7)…障害のある子どもたちを支援する施設
- ・ 障害者スポーツ交流館(8)…スポーツを通じた健康づくりと交流を目的とした施設
- ・ 福祉のまちづくり研究所(9)…「福祉のまちづくり条例」に基づき、工学的な見地から設立された研究所
- ・ 医務室（診療所）…「のぞみの家」と「万寿の家」の施設医療の充実を目的とする
診察科目：内科、眼科、歯科

②西播磨総合リハビリテーションセンター

兵庫県西部の豊かな自然に囲まれた総合リハビリテーションセンター。障害者や高齢者の自立と社会参加の支援のためのリハビリテーションサービスを提供。

- ・ 西播磨病院(10)…神経疾患、高次脳機能障害などにより、一般の医療機関では対応が難しい患者のリハビリテーションサービスを提供
- ・ 研修交流センター (11) …リハビリテーションに関する広範な領域の研修会を実施するほか、福祉用具に関する相談への対応を実施
- ・ ふれあいスポーツ交流館(12)…健康と体力づくりからアスリートの強化までを担う障害者スポーツ優先施設

③清水が丘学園(13)

情緒障害児短期治療施設。明石市西部にある全国的に数少ない子どもの心理治療施設。

④洲本市五色健康福祉総合センター

平成21年4月から洲本市より指定管理を受け、兵庫県社会福祉事業団が運営。地域の高齢者福祉サービスの拠点として、施設介護、居宅介護、相談支援などを展開。

- ・ 五色・サルビアホール(14)…特別養護老人ホーム
- ・ 五色グループホーム (15) …認知症対応型共同生活介護
- ・ 生活支援ハウス(16)
- ・ グループホームひろいしの里(17)

⑤特別養護老人ホーム等

- ・ 朝陽ヶ丘荘(18)…佐用町平福
- ・ たじま荘 (19) …豊岡市日高町
- ・ あわじ荘(20)…淡路市野島貴船
- ・ 丹寿荘(21)…丹波市市島町

- ・グループホーム村いちばんの元気者(22)…丹波市市島町

⑥ことぶき苑(23)

養護老人ホーム。平成21年4月に豊岡市から移譲。

⑦立雲の郷

朝来市の「新市まちづくり計画」における『健康・福祉のまちづくり』の推進拠点として、高齢者・障害者を中心に健康・福祉に関する幅広いサービスを提供。

- ・とらふす道場(24)…朝来市内で唯一、体育指導員を配置した運動施設
- ・グループホームたけだ遊友館(25)…認知症対応型共同生活介護施設

⑧浜坂温泉保養荘(26)

障害者やその家族をはじめ、県民だれもが利用できる宿泊施設。

⑨知的障害児施設・障害者支援施設・障害福祉サービス等

- ・小野起生園(27)…障害者支援施設。小野市新部町。
- ・小野福祉工場(28)…多機能型事業所。小野市新部町。
- ・出石精和園
児童寮(29)、成人寮(30)、第2成人寮(31)、香美町地域支援センター(32)
- ・五色精光園
児童寮(33)、成人寮(34)、かがやき事業所(35)、あゆみの部屋事業所(36)、コスモス事業所(37)
- ・赤穂精華園
児童寮(38)、成人寮(39)、授産寮(40)、有年事業所(41)
- ・丹南精明園(42)…篠山市の北西部に位置する障害者支援施設
- ・三木精愛園(43)…三木市緑が丘に位置するユニット型施設

⑩共同生活介護・共同生活援助事業

県下、38施設(44～81)を運営。

II 事業団の概観の理解

事業団の概観の理解のため、一般会計全体及び特別会計の財務情報についての増減比較分析、役員及び職員の状況についての分析、愛知県厚生事業団との財務比較、及び社会福祉事業会計の採算性分析を実施した。

1 一般会計について

○事業活動収支計算書推移

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
事業活動収支差額	1,411,161	142,812	388,395	391,189	543,432
就労支援事業活動 収支差額	7,247	6,090	2,309	△6,417	494
事業活動外収支差額	△186,040	△381,453	△446,738	△63,444	△267,477
経常収支差額	1,232,368	△232,550	△56,033	321,327	276,449

(増減分析)

平成 17 年度の事業活動収支差額が大きいのは、国庫補助金等特別積立金取崩額が 1,415 百万円計上されているためである。また、各年度において事業活動外収支差額が赤字となっているのは、特別会計への会計単位間繰入金支出が大きいためである。

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
介護保険収入	2,127,163	2,103,187	2,277,662	2,714,356	3,274,493
措置費収入	—	—	—	—	517,492
自立支援費等収入	—	—	289,685	372,859	3,971,832
利用料収入	217,306	283,190	53,146	79,302	89,712
私的契約利用料収入	934	1,183	1,740	1,758	8,286
指定管理料収入	—	—	4,721,160	4,739,075	1,313,101
受託事業等収入	5,450,639	5,333,516	352,580	419,220	388,482
経常経費補助金収入	762,962	673,492	1,253,319	819,593	975,034
寄付金収入	21,055	11,448	15,966	5,124	6,486
病院収入	4,024,896	4,237,361	4,819,715	4,908,175	4,924,458
診療所収入	39,304	42,938	45,844	42,431	41,592
保養所収入	327,991	151,192	140,735	139,327	140,389
参加費収入	—	—	18,192	21,421	24,237
過年度収入	—	—	10,181	9,026	9,698
雑収入	91,906	92,375	48,846	45,998	46,628
国庫補助金等特別 積立金取崩額	1,415,008	206,612	174,746	219,945	446,626
その他経常収入	15,820	14,979	15,891	16,533	16,131

事業活動収入計	14,494,991	13,151,478	14,239,417	14,554,150	16,194,684
人件費支出	8,047,364	8,086,287	8,719,802	8,536,260	9,464,999
事務費支出	3,426,657	3,321,753	3,706,902	3,961,772	4,145,970
事業費支出	1,296,982	1,258,199	1,149,007	1,246,020	1,289,907
減価償却費	291,989	274,797	275,308	400,136	714,862
引当金繰入	20,836	20,363	—	18,770	35,512
国庫補助金等特別 積立金積立額	—	47,265	—	—	—
事業活動支出計	13,083,829	13,008,666	13,851,021	14,162,960	15,651,252
事業活動収支差額	1,411,161	142,812	388,395	391,189	543,432

(増減分析)

措置費収入から受託事業等収入までの主な変遷をみていくと、平成 17 年度までは受託事業として各施設管理を受託していたが、平成 18 年度に指定管理制度による施設管理が開始され、その結果平成 19 年度からは受託事業等収入が減少し指定管理料収入が発生している（平成 18 年度は指定管理料収入という勘定科目が未設定だったため、受託事業等収入に含めて計上していた）。また平成 21 年度には障害者施設の事業団立化を受け、指定管理料が減少し措置費収入及び自立支援費等収入が増加している。

平成 19 年度の経常経費補助金収入が多いのは、退職者が多く、退職給与金見合いの補助金が増えたためである（878 百万円）。

保養所収入が平成 17 年度のみ大きいのは、平成 17 年度までは 3 施設の保養所が運営されていたが、平成 17 年度に立雲荘及び栃の実温泉荘が閉館され、平成 18 年度からは浜坂温泉保養荘の 1 施設になったためである。

過年度収入とは、介護保険収入、自立支援費収入、病院収入等の過年度分の徴収金である。指定管理制度に移行してからは事業団において徴収するようになった。

雑収入の主な内訳は、職員等給食収入及び宿舍使用料収入である。

事業活動収入に計上されている国庫補助金等特別積立金取崩額は、国庫補助金等を財源に取得した固定資産の減価償却に伴う取崩によるものである。平成 17 年度の取崩額が多かったのは県から移譲を受けた特別養護老人施設（以下、特養施設と呼ぶ）につき、県所有期間の減価償却見合い分の取崩 1,220 百万円を、本来特別収支の部で計上されるべきものを、事業活動収支の部で取り崩したことによるものである。

平成 19 年度のみ引当金繰入が未計上なのは、退職者が多かったため退職給与引当金の繰入ができなかったためとのことである。

平成 18 年度の国庫補助金等特別積立金積立額については、本来特別収支の部に計上すべきものを誤って計上している。

(就労支援事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
就労支援事業収入	155,750	185,296	244,372	263,370	297,822
会計単位間繰入金収入	—	—	—	—	—

経理区分間繰入金収入	—	—	—	12,824	3,854
就労支援事業収入計	155,750	185,296	244,372	276,194	301,676
就労支援事業支出	148,503	179,206	242,063	273,464	291,396
会計単位間繰入金支出	—	—	—	—	—
経理区分間繰入金支出	—	—	—	9,148	9,785
就労支援事業支出計	148,503	179,206	242,063	282,612	301,181
就労支援事業活動資金収支差額	7,247	6,090	2,309	△6,417	494

(増減分析)

平成20年度から経理区分間繰入金収入・支出が発生しているが、これは授産事業会計が社会福祉事業会計の中の一事業との位置づけになったためである。この表においては平成19年度までの授産事業会計分も合算されているため、本来は会計単位間繰入金収入・支出に同様の繰入金収入・支出が計上されていなければならなかったが、平成19年度までは事業活動外収支に含めて計上されている。

平成20年度のみ赤字となっているが、それは特別な理由からではなく、予算より収入が伸びず経費の発生が多かったためである。

(事業活動外収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受取利息配当金収入	5,660	7,114	4,326	5,888	3,919
会計単位間繰入金収入	181,691	604,668	467,166	242,179	269,618
経理区分間繰入金収入	712,743	541,752	770,168	930,626	1,566,134
事業活動外収入計	900,094	1,153,534	1,241,660	1,178,693	1,839,671
借入金利息支出	20	189	3,600	12,665	15,727
会計単位間繰入金支出	373,371	993,047	914,630	295,169	531,218
経理区分間繰入金支出	712,743	541,752	770,168	934,302	1,560,203
事業活動外支出計	1,086,134	1,534,988	1,688,398	1,242,137	2,107,148
事業活動外収支差額	△186,040	△381,453	△446,738	△63,444	△267,477

(増減分析)

有利子負債の増加に伴い借入金利息が増えてきている。主な借入先は兵庫県であるが、元々低利であるため利息の支払いには大きくは影響しない。比較的高率なのが福祉医療機構からの借り入れで、平成19年度末より約500百万円の借入がある。

事業活動外収支差額が赤字になっているのは、前述したが、一般会計から特別会計への会計単位間繰入金支出があるためである。経理区分間繰入金収入・支出は同会計区分間での収支の振替、会計単位間繰入金収入・支出は会計単位をまたがったの収支の振替である。振替元は社会福祉事業団事務局であり、各施設に振り替えられている。詳しい内容については事務局の項で説明する。

各年度の事務局から特別会計への会計単位間繰入金支出は下記の通りである。職員退職年金共済事業特別会計へは共済年金の掛金拠出額を、施設整備事業等特別会計へは特別会

計計上の要件を満たした施設整備にかかる資金を、それぞれ振替えている。

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職員退職年金共済事業特別会計へ	66,480	53,379	52,543	52,990	54,744
施設整備事業等特別会計へ	125,200	335,000	394,921	—	206,856
会計単位間繰入金支出合計	191,680	388,379	447,464	52,990	261,600

(特別収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
施設整備等補助金収入	6,767,137	23,365	15,900	46,767	10,328,966
施設整備等寄附金収入	—	67,700	—	—	—
国庫補助金等特別積立金取崩額	—	—	66,028	337	5,828,712
固定資産売却益	—	—	1,051	—	49
その他の特別収入	76,602	67,468	1,595,920	792,084	336,669
特別収入計	6,863,739	158,534	1,678,899	839,189	16,494,397
固定資産売却損処分損	8,311	16,245	68,536	5,317	3,233
その他の特別損失	1,222,072	23,168	500,710	299	5,938,158
流動資産評価減等による資金減少額等	—	—	1,812	1,300	194
国庫補助金等特別積立金積立額	6,787,325	—	555,194	523,261	10,332,708
特別支出計	8,017,709	39,413	1,126,254	530,179	16,274,295
特別収支差額	△1,153,969	119,120	552,645	309,009	220,101

(増減分析)

平成17年度及び平成21年度の施設整備等補助金収入が大きいのは、県から特養施設及び障害施設の移譲を受けたためである。移譲された固定資産の取得価額分を事業団において計上する際、相手勘定を施設整備等補助金収入としている。同額国庫補助金等特別積立金を特別収入で積み立てているが、県からの移譲の際、過年度減価償却見合分を特別支出で取り崩している。そのため移譲施設が多かった平成17年度と平成21年度は積立額と取崩額が共に大きくなるが、平成17年度分の取崩額については、前述のとおり事業活動収入に計上されている。

その他の特別収入は、施設の完成に伴う施設整備事業等特別会計からの固定資産や費用の振替額の相手勘定として使用されたり、県からの施設移譲の際、固定資産ではなく消耗品費や器具什器費など費用処理されるべきものの相手勘定として使用されている。また、固定資産を管理する施設の変更に伴い、受け入れる側の固定資産の相手勘定としてその他

の特別収入を用いている。平成19年度については丹寿荘の新築移転に伴う施設整備事業等特別会計からの振替額が1,594百万円計上され、平成20年度についてはグループホームひろいしの里と立雲の郷の資産計上に伴い計791百万円が計上されている。平成21年度については、県からの施設移譲に伴うものが140百万円、固定資産の管理替えに伴うものが195百万円、それぞれ計上されている。

その他の特別損失については、主に移譲施設の過年度分の減価償却費が計上されているため、平成17年度と平成21年度は多額となっている。

国庫補助金等特別積立金については特別支出で積み立てているが、平成17年度と平成21年度は移譲施設が多かったため多額となっている。平成18年度については特別支出に計上すべきものが誤って事業活動支出に計上されているため特別収支の部では未計上となっている。

○貸借対照表推移

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸 借 対 照 表	流動資産	2,016,644	3,522,337	3,758,367	3,770,274	4,516,861
	固定資産	7,033,738	6,828,834	8,198,847	8,934,888	12,841,455
	資産の合計	9,050,382	10,351,172	11,957,214	12,705,162	17,358,317
	流動負債	1,859,457	3,212,661	3,507,671	3,503,534	3,593,674
	固定負債	51,152	271,515	780,606	599,376	606,664
	(うち有利子負債)	—	200,000	850,000	837,000	810,580
	負債の部合計	1,910,609	3,484,177	4,288,278	4,102,910	4,200,339
	純資産の部合計	7,139,772	6,866,994	7,668,935	8,602,252	13,157,977
	負債及び純資産の部合計	9,050,382	10,351,172	11,957,214	12,705,162	17,358,317

(増減分析)

貸借対照表については、主に平成20年度と平成21年度について比較していく。平成20年度と比べ100百万円以上の増減がある勘定科目は下記の通りである。主な増減は平成21年度に県等から移譲を受けた15施設に関するものと考えられるため、移譲施設の平成20年度からの増減額も表に加えた。

(単位：百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度	増減額	内、移譲分
未収入金	1,714	2,348	634	604
基本財産	6,936	10,889	3,952	3,950
未払金	1,541	1,665	124	△187
徴収受託金	272	5	△267	△267
特別会計借入金	9	172	162	—
国庫補助金等特別積立金	5,830	9,887	4,057	4,026
建設費積立金	651	481	△170	—

次期繰越活動収支差額	1,520	2,105	584	11
------------	-------	-------	-----	----

平成 21 年度に事業団立となった各施設においては、主に基本財産の譲受に伴い国庫補助金等特別積立金残高も増加している。また、自立支援費や介護保険料などが自主回収となったため、兵庫県国民健康保険団体連合会等からの未収入金が増えている。徴収受託金には利用者からの徴収金の県への未払額が計上されていたが、自主運営となったため、徴収受託金はなくなった。

移譲施設においては平成 20 年度には緊急整備にかかる未払金があったため、平成 21 年度には比較して減少しているが、事務局で未払金が 279 百万円増加している。退職金の増加、能開耐震工事管理業務委託料及び洲本市派遣職員人件費の計上が主な要因である。

特別会計借入金は施設整備事業等特別会計に対するものである。一般会計（事務局）と特別会計との資金のやり取りは予算で管理しており、予算額で会計単位間繰入金収入及び支出として計上されるが、実際の資金の移動が年度末に特別会計への未払状態で終わった場合、特別会計借入金となる。平成 21 年度は未払額が多かった。

建設費積立金は全て事務局で計上されている。平成 21 年度には施設整備事業等特別会計への繰入に伴う取崩が 206 百万円、積立が 36 百万円あった。

次期繰越活動収支差額は当期活動収支差額 496 百万円（経常収支差額 276 百万円、特別収支差額 220 百万円）、積立金の積立額及び取崩額の差額 88 百万円により計 584 百万円増加している。多額の収支差額が発生しているが、一方で後述する退職給与の引当不足額があり、また各種積立金についても積立基準を設定し積み立ててはいるが、浜坂温泉保養荘での意見にもあるように、個別施設毎に建築、修繕及び備品購入等の必要額を積み上げていくと、積立不足額があるのではないかと考えられる。事業団において収支差額を原資に資金の内部留保を行っていく必要性もあるものと考えられる。引当額及び積立額の必要額を見直し、財源確保の上、適切な引当額及び積立額を計上されたい。

【結果】退職給与引当金の計上について

退職給与引当金の計上不足が事業団全体において 190,082 千円ある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。

【概要】

事業団の退職給与引当金の計上に対する経緯は次のとおりである。

退職給与については、平成 16 年度までは、全額を県が補助金として支給していたので事業団に引当金はなかった。平成 17 年度に特別養護老人施設が事業団立化されたことに伴い、福祉医療機構の「退職手当共済制度」に加入したこと及び県との間で「県立施設勤務期間」と「事業団立施設勤務期間」による負担割合を設定した。このことから、引当金は退職給与総額から「福祉医療負担分」と「県補助負担分」を差し引いた「事業団立施設勤務期間分」を事業団は引き当てることとした。

これを受けて、事業団においては平成 21 年度から平成 30 年度までの間に各年度毎に全員が退職するものとして積算した退職給与総額をベースに要引当額を次のように算出した。

退職給与総額 587,790 千円①

平成20年度末現在の引当額 73,200千円②

平成20年度末人員 1,269人 ③

1年1人あたりの単価 (①-②) ÷ ③ ÷ 10年 = 41千円

1人単価41千円に各施設人員数を掛け、施設負担額を算出した。

しかし、この算出過程には、事業団の新経営10カ年計画の10年に合わせたというだけの理由であり、合理的理由は特にない。

「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則」(以下「会計規則」という)及び「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則施行細則」(以下「細則」という)においても、職員が当該会計年度末に全員が自己都合により退職した場合に支給すべき退職金の額から、(独)福祉医療機構退職手当共済制度からの支給額を除いた額を見積計上するとされている。

上記規定及び県立期間分に対する県補助負担分を考慮すると、当事業団において適切な引当金の計上については、次のように算出する必要がある。

①	平成21年度自己都合期末要支給額
②	福祉医療機構への掛け金
③	県補助負担分
④	差引要引当額 (①-②-③)

これをもとに事業団の退職給与引当金の計上不足を計算すると次のようになる。

(単位：千円)

区 分		社会福祉事業 会計合計	公益事業 会計合計	病院事業 会計合計	兵庫県社会福 祉事業団合計
①	平成21年度自己都合期末要支給額	3,525,807	38,609	1,265,533	4,829,949
②	福祉医療機構への掛け金	301,754	2,592	191,557	495,903
③	県補助負担分	2,912,791	25,124	1,072,965	4,010,880
④	差引要引当額 (①-②-③)	311,262	10,893	1,011	321,166
⑤	平成21年度末退職 給与引当金計上額	132,961	123	—	133,084
⑥	差引退職給与引当金 計上不足額(④-⑤)	178,301	10,770	1,011	190,082

今後は、適正な損益管理の観点から、引当金についても会計規則及び細則に従い適切に計上する必要がある。

【結果】敷金の償却について

貸借対照表に計上されている敷金について、必要な費用処理を計画的に実施していく必要がある。

【概要】

貸借対照表にある敷金 14,834 千円について償却が行われているか質問したところ、実施していないとのことである。これはグループホーム等の賃借物件にかかる敷金であるが、敷引部分もあると考えられる。契約書の内容を確認し、退去時返金されない部分については、必要な費用処理を計画的に実施していく必要がある。

2 特別会計について

事業団では全国社会福祉事業団協議会が実施する年金共済に加入している。これは、昭和46年に厚生省が「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準」(46通知)に「事業団の職員の処遇(給与、退職金等)は、事業団を設立した地方公共団体の職員に準ずるものとする」と規定されていたことから、年金についても公務員の共済制度と厚生年金の差を埋める目的で設置された制度である。職員退職年金共済事業にかかる経理処理を明確にしておく必要があるため、特別会計としている。

(経常活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
雑収入	—	—	—	0	—
事務費支出	6,926	6,485	6,394	6,437	6,635
全事協退職給与引当 金繰入	59,554	46,892	46,144	46,548	48,119
事業活動収支差額	△66,480	△53,377	△52,539	△52,986	△54,754
会計単位間繰入金収入	66,480	53,379	52,543	52,990	54,744
事業活動外収支差額	66,480	53,379	52,543	52,990	54,744
経常収支差額	—	1	4	3	△10

(増減分析)

職員給与から天引きした掛金及び事業主負担分を事務局から会計単位間繰入金収入を通じ受け入れ、全事協退職給与引当金繰入として計上している。具体的には掛金を支出し預け入れている。各年度において特に大きな増減はない。

(貸借対照表)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸 借 対 照 表	流動資産	10,465	16,519	8,032	8,236	8,544
	固定資産	762,872	752,792	740,406	718,365	708,566
	資産の合計	773,337	769,312	748,438	726,602	717,111
	流動負債	10,464	16,517	8,025	8,225	8,543
	固定負債	762,872	752,792	740,406	718,365	708,566
	(うち有利子負債)	—	—	—	—	—
	負債の部合計	773,336	769,309	748,431	726,591	717,110
	純資産の部合計	0	2	7	10	0

負債及び純資産の 部合計	773,337	769,312	748,438	726,602	717,111
-----------------	---------	---------	---------	---------	---------

(増減分析)

固定資産は全額、全事協退職年金共済預け金であり、固定負債は全額、全事協退職年金共済引当金である。同額計上されており、特に大きな増減はない。

○職員等海外研修基金特別会計

事業団に勤務する役職員に諸外国における研修の機会を与え、人材を育成し、事業団における事業の円滑な推進を図ることを目的に、平成7年に個人からの寄付金を基金として設置した。

基金を預金や有価証券で運用し、その運用益から渡航費等を助成している。

直近の研修事例は平成16年度であり、最近5年間は研修実績はない。

(経常活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	—	—	—	—	—
受取利息配当金収入	235	235	292	313	288
事業活動外収支差額	235	235	292	313	288
経常収支差額	235	235	292	313	288

(増減分析)

研修実績がないため、每期受取利息配当金の収入のみが計上されている。

(貸借対照表)

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸 借 対 照 表	流動資産	897	1,132	1,424	1,738	2,026
	固定資産	32,370	32,370	32,370	32,370	32,370
	資産の合計	33,267	33,502	33,794	34,108	34,396
	負債の部合計	—	—	—	—	—
	純資産の部合計	33,267	33,502	33,794	34,108	34,396
	負債及び純資産の部合計	33,267	33,502	33,794	34,108	34,396

(増減分析)

流動資産には普通預金が、固定資産には基本財産特定預金が計上されている。每期受取利息配当金収入分の普通預金が増えている。

○施設整備事業等特別会計

当該事業実施により資産価値に影響を及ぼすものである事業で、かつ複数年度にまたがる（またはその可能性がある）事業については、施設整備事業等特別会計として処理している。

(経常活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国庫補助金等特別積立 金積立額	70,000	—	—	—	—
事業活動収支差額	△70,000	—	—	—	—
会計単位間繰入金収入	125,200	335,000	394,921	—	206,856
事業活動外収支差額	125,200	335,000	394,921	—	206,856
経常収支差額	55,200	335,000	394,921	—	206,856
施設整備等補助金収入	70,000	198,155	674,420	146,547	—
国庫補助金等特別積立 金取崩額	—	—	70,000	—	—
その他特別収入	—	—	500,000	—	—
その他特別損失	—	52,101	1,594,679	787,482	—
特別収支差額	70,000	146,053	△350,259	△640,935	—
当期活動収支差額	125,200	481,053	44,661	△640,935	206,856

(増減分析)

特別会計の計上要件に該当する施設整備に必要な資金を事務局から会計単位間繰入金収入として受け取る。また国や県からの補助金収入もある。施設が完成し資産計上する際には、特別会計から一般会計へ振り替えられるが、その際、その他特別損失を使って振り替える。平成19年度には丹寿荘が、平成20年度にはグループホームひろいしの里と立雲の郷が資産計上されている。また平成19年度のその他特別収入は、丹寿荘新築移転にかかる福祉医療機構からの借入金を一般会計に振り替えたものである。上記丹寿荘の振替の際の平成21年度の会計単位間繰入金収入の内容は、万寿の家の修繕整備事業にかかる経費である。

(貸借対照表)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
貸 借 対 照 表	流動資産	163,539	516,404	575,291	9,979	172,063
	固定資産	74,584	214,188	136,695	—	44,772
	資産の合計	238,124	730,592	711,986	9,979	216,835
	流動負債	42,924	54,338	61,071	—	—
	固定負債	—	—	—	—	—
	(うち有利子負債)	—	—	—	—	—
	負債の部合計	42,924	54,338	61,071	—	—
	純資産の部合計	195,200	676,253	650,915	9,979	216,835
	負債及び純資産の 部合計	238,124	730,592	711,986	9,979	216,835

(増減分析)

平成18年度の流動資産には未収入金93百万円、社会福祉事業会計貸付金423百万円、

平成19年度の流動資産には未収入金372百万円、社会福祉事業会計貸付金203百万円含まれている。未収入金は設備投資にかかる補助金の未収額である。平成18年度は「ケアホームほのか」改修にかかるもの、及び丹寿荘建設にかかるものが、平成19年度には朝来市からの朝来市健康・福祉拠点施設整備事業にかかるものが、それぞれ計上されている。社会福祉事業会計貸付金とは、予算上、事務局から施設整備等特別会計へ送るとされていた資金が期末時点で送り切れてなかったため発生する勘定科目である。平成21年度には172百万円計上されている。

固定資産には建設仮勘定が計上されている。

流動負債には建設にかかる未払金や備品等の購入にかかる未払金が計上されているが、平成20年度と平成21年度には期末に未払がなかった。

3 役員及び職員について

(1) 役員及び職員の状況

○事業団全体の人件費の状況について

事業団全体（役員）

（単位：千円）

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
役 員	県派遣職員	0人	2人	2人	4人	3人
	固有職員	0人	1人	3人	2人	3人
	常勤嘱託職員	0人	0人	0人	0人	0人
	非常勤職員	1人	1人	1人	1人	1人
	人数合計	1人	4人	6人	7人	7人
	人件費総額	3,120千円	16,000千円	41,626千円	38,770千円	47,341千円
	1人当たり人件費	3,120千円	4,000千円	6,938千円	5,539千円	6,763千円

（注）人件費総額は、給与・報酬、賞与、各種手当及び法定福利費である（以下、同じ）。

（増減分析）

人件費総額だけを取れば、役員に占める県派遣職員の数が多いほうが人件費は低くなっている。これは、次の理由によるものである。

県派遣職員の給与は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき、県と事業団とで県職員を派遣することについて協定書を交わしており、その中で、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び退職手当については県が支給することになっている。このため、県派遣職員に対する事業団から支給する給与は、その他の手当の「管理職手当、通勤手当等」のみである。

このことで、固有職員よりも県派遣職員の方が事業団として負担する人件費は少なくなることから、特に平成20年度において県派遣職員が増えているにもかかわらず、人件費総額はむしろ前年度に比して減少していることになっている。

また、県による一部負担という見解として、事業団から次のような回答があった。

『特別養護老人ホーム、障害者施設等については、県と事業団との調整の結果、事業団立の方針が示され、事業団立が進んできた状況ではあるが、病院、研究所、能力開発施設等の県の政策的な方針の下で引き続き県が行うべき施策については指定管理者制度によ

り事業団が運営を行うこととなっている。県は、県が行うべく施策を行っている事業団に対してその施策を推進していくために、県職員を派遣させているとの考え方から人的援助を行っている。』¹

この点、県の新行革プランにおいて、県派遣職員は、役員・職員を問わず平成19年度の26人から、平成30年度までに12人（約60%削減）とする計画となっており、事業団においても県の計画に沿って縮小していくこととしている。

ちなみに、平成17年度から平成21年度にかけて役員数が増加しているように見受けられるが、その内容としては次のとおりである。

平成17年度は、役員3人の給与を職員報酬で支払っていたことから、実際は4人である。

平成18年度は、2人の常勤理事（医師）の給与は職員俸給で支払っていることから、実際は6人である。平成17年度と比較して2人増えているのは、組織規模が大きくなったことから県派遣職員1人を副理事長として選任したこと、1人は西播磨リハセンターを設置したことから新たにリハビリ担当の常勤理事（医師）を選任したことによるものである。

平成19年度は、前年度と増減なしの6人のままである。

平成20年度は、総合リハビリテーションセンターの事業を推進するため担当の常務理事を選任したため1人増の7人とした。

平成21年度は、前年度と増減なしの7人である。

事業団全体（職員）

（単位：千円）

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職 員	県派遣職員	26人	25人	24人	18人	16人
	固有職員	843人	882人	870人	914人	990人
	常勤嘱託職員	266人	274人	291人	323人	403人
	非常勤職員	646人	696人	753人	917人	1,096人
	人数合計	1,781人	1,877人	1,938人	2,172人	2,505人
	人件費総額	7,447,393	7,678,300	7,652,314	7,893,639	8,632,267
	1人当たり人件費	4,182	4,091	3,949	3,634	3,446

（増減分析）

1人当たり人件費が年々減少してきている。その主な原因は、固有職員の給与の引き下げ、固有職員の退職不補充（非常勤職員の雇用）による人件費の減少が大きな要因である。

また、県派遣職員の人件費は、県派遣職員の役員人件費同様、全額事業団運営費補助金で賄われている。これも、県派遣職員役員人件費で述べたように、県の新行革プランにおいても、県派遣職員は、役員・職員を問わずH19年度の26人から、H30年度までに12人

¹（参考資料）

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

職員の派遣に関する協定書

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団へ派遣する派遣職員に関する協定書

(約 60%削減) とする計画となっており、事業団においても県の計画に沿って縮小していくこととしている。

平成 21 年度事業団全体における県派遣職員人件費の財源別内訳は次のとおりである。

	財源	金額 (千円)	人数 (人)
役 員	補助金	6,716	2
	指定管理料	3,100	1
	自主財源	—	—
	小計	9,816	3
職 員	補助金	11,429	4
	指定管理料	14,158	5
	自主財源 (※)	49,807	7
	小計	75,394	16
合 計	補助金	18,145	6
	指定管理料	17,258	6
	自主財源	49,807	7
	合計	85,210	19

(※) 県派遣職員 1 名について、補助金で一部賄われるが、補助金で賄われない部分があるためにその部分については自主財源に入れている。人数については、職員一補助金に 1 人カウントしており、重複するために自主財源ではカウントしていない。

全体的として補助金または指定管理料 (以下、補助金等という) により県派遣職員人件費は賄われていることがうかがわれる。

○社会福祉事業会計の人員費の状況について

社会福祉事業会計 (役員)

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
役 員	県 派 遣	人数 (人)	0	2	2	4	3
		金額	0	2,912	5,307	9,429	9,816
		1 人あたり人件費	—	1,456	2,654	2,357	3,272
	プ ロ パ ー	人数 (人)	0	1	1	0	1
		金額	0	9,968	7,025	0	8,034
		1 人あたり人件費	—	9,968	7,025	—	8,034
	常 勤 嘱 託	人数 (人)	0	0	0	0	0
		金額	0	0	0	0	0
		1 人あたり人件費	—	—	—	—	—
	非 常 勤	人数 (人)	1	1	1	1	1
		金額	3,120	3,120	3,120	2,448	2,448
		1 人あたり人件費	3,120	3,120	3,120	2,448	2,448
計	人数 (人)	1	4	4	5	5	

	金額	3,120	16,000	15,453	11,877	20,298
	1人当たり人件費	3,120	4,000	3,863	2,375	4,060
	事業活動収入	9,240,494	7,530,951	8,101,296	8,890,151	10,502,296
	1人当たり事業活動収入	9,240,494	1,882,738	2,025,324	1,778,030	2,100,459
	事業活動収入に占める人件費の割合	0.0%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%

社会福祉事業会計（職員）

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
職 員	県派遣	人数（人）	18	15	14	10	9
		金額（諸手当含む）	54,843	64,966	44,135	29,388	26,247
		1人当たり人件費	3,047	4,331	3,153	2,939	2,916
	プロパー	人数（人）	521	516	500	526	584
		金額（諸手当含む）	3,673,824	3,531,073	3,464,330	3,308,867	3,454,819
		1人当たり人件費	7,051	6,843	6,929	6,291	5,916
	常勤嘱託	人数（人）	251	258	278	308	376
		金額（諸手当含む）	701,417	748,733	761,697	913,690	1,144,294
		1人当たり人件費	2,794	2,902	2,740	2,967	3,043
	非常勤	人数（人）	530	563	618	767	925
		金額（諸手当含む）	504,817	540,422	557,246	721,645	988,921
		1人当たり人件費	952	960	902	941	1,069
	合計	人数（人）	1,320	1,352	1,410	1,611	1,894
		金額（諸手当含む）	4,934,901	4,885,194	4,827,408	4,973,590	5,614,281
		1人当たり人件費	3,739	3,613	3,424	3,087	2,964
		事業活動収入	9,240,494	7,530,951	8,101,296	8,890,151	10,502,296
		1人当たり事業活動収入	7,000	5,570	5,746	5,518	5,548
		事業活動収入に占める人件費の割合	53.4%	64.9%	59.59%	55.9%	53.5%

平成 21 年度社会福祉事業会計における県派遣職員人件費の財源別内訳は次のとおりである。

	財源	金額（千円）	人数（人）
役 員	補助金	6,716	2
	指定管理料	3,100	1
	自主財源	—	—
	小計	9,816	3
職 員	補助金	11,429	4
	指定管理料	14,158	6
	自主財源（※）	660	—

	小計	29,347	10
合 計	補助金	18,145	6
	指定管理料	17,258	7
	自主財源	660	—
	合計	36,063	13

(※) 県派遣職員1名について、補助金で一部賄われるが、補助金で賄われない部分があるためにその部分については自主財源に入れている。人数については、職員—補助金に1人カウントしており、重複するために自主財源ではカウントしていない。

(増減分析)

人件費総額だけを取れば、役員に占める県派遣職員の数が多いほうが人件費は低くなっている。これは、事業団全体での増減分析でも述べたように、県派遣職員の人件費の多くは県が負担し、残りについて事業団が負担しているために固有職員よりも県派遣職員の方が事業団として負担する人件費は少なくなる。

県派遣職員の人件費の一部を県からの負担で賄っている理由としては次のとおりである。

特別養護老人ホーム、障害者施設等については、県と事業団との調整の結果、事業団立の方針が示され、事業団立が進んできた状況ではあるが、病院、研究所、能力開発施設等については、県の政策的な方針の下で引き続き県が行うべき施策であるためにその事業にかかる人件費を補助する必要があると県との認識で一致しているために人件費の多くを県が負担している。

また、県派遣職員については、県が行うべく施策を行っている事業団に対してその施策を推進していくために、県職員を派遣させているとの考え方から人的援助を行っているとの認識を県及び事業団は持っている。²

さらに、人件費については、平成12年度の嘱託員制度及び平成14年度の職能給制度を導入以降、民間の福祉施設や他府県の事業団の給与水準等を参考にしながら給与水準の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めている。

公益事業会計（役員）

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
役 員	県 派 遣	人数（人）	0	0	0	0
		金額	0	0	0	0
		1人当たり人件費	—	—	—	—
	プ ロ パ ー	人数（人）	0	0	0	0
		金額	0	0	0	0
		1人当たり人件費	—	—	—	—

²（参考資料）

- 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 職員の派遣に関する協定書
- 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団へ派遣する派遣職員に関する協定書

常勤嘱託	人数（人）	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
	1人あたり人件費	—	—	—	—	—
非常勤	人数（人）	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
	1人あたり人件費	—	—	—	—	—
合計	人数（人）	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
	1人あたり人件費	—	—	—	—	—
事業活動収入		419,275	198,053	157,658	148,171	140,871
1人あたり事業活動収入		—	—	—	—	—
事業活動収入に占める人件費の割合		—%	—%	—%	—%	—%

公益事業会計（職員）

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
職 員	県派遣	人数（人）	0	0	0	0	
		金額	0	0	0	0	
		1人あたり人件費	—	—	—	—	
	プロパー	人数（人）	20	4	4	4	3
		金額	160,454	30,407	32,919	31,261	21,245
		1人あたり人件費	8,023	7,602	8,230	7,815	7,082
	常勤嘱託	人数（人）	3	0	0	0	1
		金額	9,271	0	0	0	2,620
		1人あたり人件費	3,090	—	—	—	2,620
	非常勤	人数（人）	47	18	17	16	17
		金額	68,623	23,867	24,066	24,552	25,467
		1人あたり人件費	1,460	1,326	1,416	1,535	1,498
	合計	人数（人）	70	22	21	20	21
		金額	238,348	54,274	56,985	55,813	49,332
		1人あたり人件費	3,405	2,467	2,714	2,791	2,349
事業活動収入		419,275	198,053	157,658	148,171	140,871	
1人あたり事業活動収入		5,990	9,002	7,508	7,409	6,708	
事業活動収入に占める人件費の割合		56.8%	27.4%	36.1%	37.7%	35.0%	

（増減分析）

プロパー職員の人件費が比較的高いことについては、次の内容によっている。

平成 14 年度の職能給導入以前は県の給料表を適用し年功序列型の給与制度であった。また、職能給導入後についても徐々に引き下げているが現給保障を行っていたことから給

与水準は高い状況で維持している。なお、平成20年度には各級の上限額を設定し、上回る者については減額措置を講じている。

浜坂温泉保養荘は正規職員が3人のみであり、非正規職員を指導監督する観点から経験豊富なベテラン職員を配置していることから、人件費が高い状況となっている。

また、非常勤を多用している事業運営について、現状の組織体制としては、支配人、事務部門のリーダー、応接部門のリーダー以外は非常勤職員であるが、支配人及びそれぞれのリーダーの下、適切な組織統制（管理）がなされており、かつ、非常勤職員の殆どが地元採用の職員であり、保養荘が地元根付いた保養施設として、また地元の働き口（雇用の場）として認知されていることから、職員それぞれの利用者サービスに対するモチベーションも高いと考えられる。

さらに、職員研修として、日常業務を通じたOJTに加えて、事務職員と応接員の接遇研修や障害者更生センターとしての特色として応接員のヘルパー研修をOFF-JTとして行うなど、職員の資質向上に努めている。

病院事業会計（役員）

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
役員	県派遣	人数（人）	0	0	0	0	
		金額	0	0	0	0	
		1人当たり人件費	—	—	—	—	
	プロパー	人数（人）	0	0	2	2	2
		金額	0	0	26,172	26,893	27,043
		1人当たり人件費	—	—	13,086	13,447	13,522
	常勤嘱託	人数（人）	0	0	0	0	0
		金額	0	0	0	0	0
		1人当たり人件費	—	—	—	—	—
	非常勤	人数（人）	0	0	0	0	0
		金額	0	0	0	0	0
		1人当たり人件費	—	—	—	—	—
	合計	人数（人）	0	0	2	2	2
		金額	0	0	26,172	26,893	27,043
		1人当たり人件費	—	—	13,086	13,447	13,522
事業活動収入		4,301,300	4,896,394	5,425,658	5,515,827	5,551,517	
1人当たり事業活動収入		—	—	2,712,829	2,757,914	2,775,759	
事業活動収入に占める人件費の割合		0.0%	0.0%	0.5%	0.5%	0.5%	

病院事業会計（職員）

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
職 員	県派遣	人数（人）	8	10	10	8	7
		金額	29,700	50,172	52,845	50,259	49,146
		1人あたり人件費	3,713	5,017	5,284	6,282	7,021
	プロパー	人数（人）	302	362	366	384	403
		金額	2,073,983	2,390,783	2,382,444	2,457,965	2,532,592
		1人あたり人件費	6,867	6,604	6,509	6,401	6,284
	常勤嘱託	人数（人）	12	16	13	15	26
		金額	39,278	36,117	31,502	36,833	66,754
		1人あたり人件費	3,273	2,257	2,423	2,456	2,567
	非常勤	人数（人）	69	115	118	134	154
		金額	131,183	261,760	301,127	319,179	320,162
		1人あたり人件費	1,901	2,276	2,552	2,382	2,079
	合計	人数（人）	391	503	507	541	590
		金額	2,274,144	2,738,832	2,767,920	2,864,236	2,968,654
		1人あたり人件費	5,816	5,445	5,459	5,294	5,032
事業活動収入		4,301,300	4,896,394	5,425,658	5,515,827	5,551,517	
1人あたり事業活動収入		11,001	9,734	10,701	10,196	9,409	
事業活動収入に占める人件費の割合		52.9%	55.9%	51.0%	51.9%	53.5%	

（増減分析）

県派遣職員の人件費が、年々増加してきていることについては次の内容によっている。
 平成 21 年度の 7 人中 6 人が医師で、1 人は薬剤師であり、医師の給与制度は県に準じており、県において医師確保の観点から、勤務地手当、初任給調整手当、管理職手当の増額が段階的に行われたこと、新たに診療応援手当の創設されたことにより医師に対する支給額が増額したことが要因である。

県派遣職員を受け入れることの合理的理由は次のとおりであった。

病院等の県の政策的な方針の下で引き続き県が行うべき施策については指定管理者制度により事業団が運営を行うこととなっている一方で、県は、県が行うべく施策を行っている事業団に対してその施策を推進していくために、県職員を派遣させているとの考え方から人的援助を行っている。

なお、病院への県からの派遣職員はそのほとんどが医師である。

○他事業団との人件費支出比率についての比較分析

前提条件：平成 21 年度の事業活動収支計算書より数値抽出

区 分	社会福祉事業会計	公益事業会計	病院事業会計
事業活動収支計算書上の人件費支出	6,419,818 千円	49,332 千円	2,995,849 千円
事業活動収支計算書上の事業活動収入	10,502,297 千円	140,871 千円	5,551,517 千円

兵庫県社会福祉事業団の person 費比率	61.1%	35.0%	54.0%
～他事業団 person 費率～			
伊丹市社会福祉事業団	59.1%	—	—
阪神福祉事業団	59.4%	—	—
西宮市社会福祉事業団	71.5%	—	—
滋賀県社会福祉事業団	62.1%	49.7%	—
京都府社会福祉事業団	63.4%	—	—
和歌山県社会福祉事業団	40.9%	—	—
神奈川県社会福祉事業団	65.5%	99.0%	—
愛知県厚生事業団	65.8%	69.9%	—
神奈川リハビリテーション事業団	—	—	68.3%
広島県福祉事業団	—	—	52.0%
神奈川県総合リハビリテーション事業団	—	—	61.3%

(注) 他事業団との person 費については、事業活動収支計算書上の person 費支出の金額しか知り得なかったことから、他事業団との比較については事業活動収支計算書上の数値を用いて分析することにした。

これについて、person 費支出には退職にかかる支出も含まれることから一概に単純比較ができるのかとも考えられるが、福祉事業団の取り巻く環境としては概ね同様であろうと考えられることから、person 費支出比率における他事業団との比較分析は一定の合理性があるものと判断した。

(増減分析)

社会福祉事業会計にかかる person 費については、他事業団と比較すると概ね平均的比率であることが分かる。ただしこれで落ち着くことなく適正な person 費比率を見極め、person 費比率管理の徹底を推し進めることを期待する。

公益事業会計にかかる person 費については、他事業団が必ずしも同じ公益事業を行っているとも言いきれないために単純には比較できないものの、絶対値的な判断で見れば、調べた範囲において大きく person 費率が他の事業団に比して低い水準となっている。

これは、事業団が非常勤職員を多用することによって person 費を抑えていることが要因と考えられる。

病院事業会計にかかる person 費については、調べた範囲において person 費率が他の事業団に比して低い水準となっている。これは、事業団が非常勤職員を積極的に登用していることによって person 費が抑えられていることが要因と考えられる。

○監査の結果及び意見

【結果】事業団における県派遣職員の person 費の管理について

県派遣職員の person 費について、事業団へ派遣させた職員の person 費の県負担分と、事業団に支給した県派遣職員にかかる person 費の補助金等とを合わせた person 費総額を、県自らが一元管理し、事業の有効性評価等県派遣職員の person 費管理を行う必要がある。

【概要】

県派遣職員の給与は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき、県と事業団とで県職員を派遣することについて協定書を交わしており、その中で、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び退職手当については県が支給することになっている。このため、県派遣職員に対する事業団から支給する給与は、その他の手当の「管理職手当、通勤手当等」のみである。

役員人件費の内、県派遣職員にかかるものは、次のとおりである。

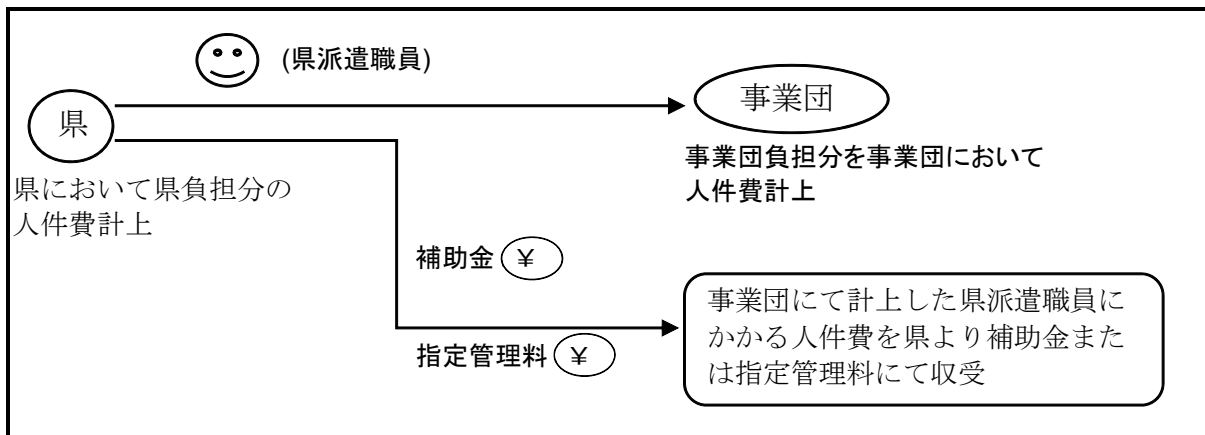
区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県派遣職員役員人件費	一千円	2,912千円	5,308千円	9,429千円	9,816千円
人数	0人	2人	2人	4人	3人

また、職員の内県派遣職員にかかる人件費は次のとおりである。

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県派遣職員人件費	84,543千円	115,138千円	96,980千円	79,647千円	75,394千円
人数	26人	25人	24人	18人	16人
1人当たり人件費	3,252千円	4,606千円	4,041千円	4,425千円	4,712千円

ちなみに、この県派遣職員の人件費は前述の財源別内訳で示したとおり、病院にかかる県派遣職員の人件費を除きそのほとんどが補助金等で賄われている。

これを図で示すと次のとおりになる。



つまり、県派遣職員の人件費について、多くは県負担分として県において人件費として処理しながらも、事業団負担分については事業団に人件費計上をさせる一方でその財源を補助金等により賄っており、病院事業にかかわる県派遣職員を除いては実質的に県が全額負担していることとなっている。

また、県においては、人件費であるものが、その一部を事業団負担とし、その部分を補助金等により事業団に支給することで、科目上人件費が減少し人件費が削減されたような錯覚に陥ってしまう。

県における県派遣職員の人件費管理を徹底するならば、補助金等として支給した人件費も含めた人件費総額により県派遣職員の人件費を管理する必要があると考えられる。

【結果】事業団における県OB職員の人件費の算定及び財源について

県OB職員に係る人件費の算定については、県が基準額を提示し、それに準じて事業団で金額を設定している。しかし、これについては県の提示を待つことなく、事業団が自らの給与規則に基づき、算定支給するべきではないかと考える。

また、県OB職員の人件費を一部補助金として支給していることに対して、補助金としての必要性について疑問の余地があり、県OB職員の受け入れも含めて十分再検討を行う必要があると考える。

【概要】

県OB職員については、県所管部局から事業団に毎年度末に次年度の報酬額の基準額が提示され、それに準じて事業団が人件費として計上している。

ここで、平成 21 年度において、事業団にて計上された県OB職員の報酬額は次のとおりである。

区 分	平成 21 年度
県OB職員報酬額	42,843 千円
人数	10 人

事業団及び県においては、県派遣職員を受け入れることと同様に、県が行うべく施策を行っている事業団に対してその施策を推進していくために、県職員のみならずその経験を事業団の事業運営に生かすために県OB職員を派遣させているとの見解を持っている。

しかし、なぜ県から提示された基準額を事業団がそのまま採用しているのかという点は理解できない。

事業団は、新経営 10 か年計画の下、自律経営に向けて色々努力を重ね続けていることに対しては評価できるが、一方でこのことは、根本的な自律経営とは言いがいのものと考えられる。

一方でこれは、県OB職員人件費の一部を補助金で賄われている点にも起因するものと考えられる。

平成 21 年度事業団における県OB職員人件費の財源別内訳は次のとおりである。

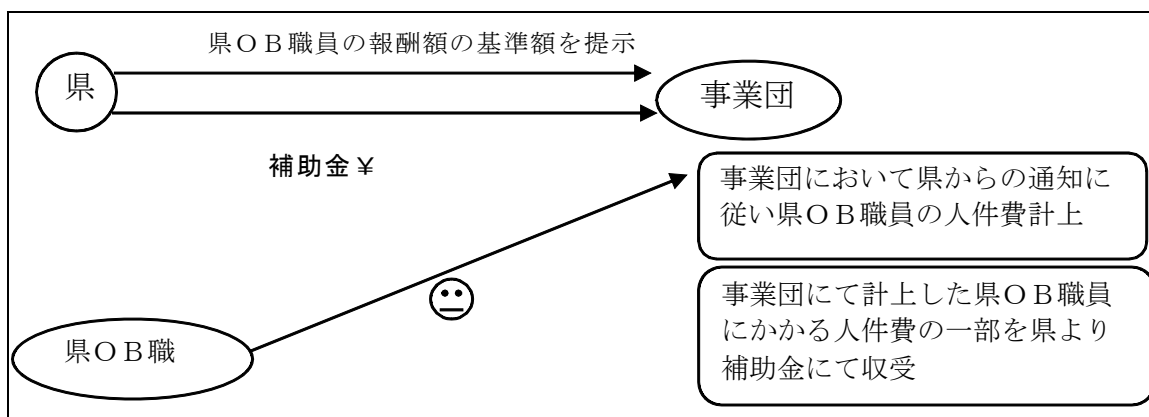
	財源	金額 (千円)	県OB職員人数 (人) (※)
役 員	補助金	8,034	1 (1)
	指定管理料	—	—
	自主財源	14,202	1 (1)
	小計	22,236	2 (2)
職 員	補助金	4,873	3 (2.5)
	指定管理料	—	—
	自主財源	15,734	6 (5.5)
	小計	20,607	9 (8)
合 計	補助金	12,907	4 (3.5)
	指定管理料	—	—
	自主財源	29,936	7 (6.5)

合計	42,843	11 (10)
----	--------	---------

(※) 人数については、支給対象者を外書にし、実質的な支給対象割合で算定した人数を() 書で付している。具体的には、職員において財源が補助金と自主財源でほぼ同等である県OB職員が1名いるため、外書として補助金及び自主財源に支給対象者として1人ずつ加えているが、() 書には0.5人ずつ加えて集計している。

このように県OB職員の人件費の全額または一部は、補助金により賄われており、その部分については事業団において実質的に負担はない。このため、事業団においても、一部の補助金対象となっている県OB職員について、人件費の資金的負担がないことから、特に問題視していない。

これを図で示すと次のとおりになる。



事業団の運営は、自律経営に向け役員及び職員1人1人が運営の向上に十分機能しなければならないが、県OB職員の人件費が補助金による受け入れであることから、県OB職員に対して受け入れることの有効性及び受け入れ後の貢献度の評価が、十分事業団において実施されていない点で問題である。

また、県においても、県OB職員の人件費に対する補助金支給は、県OB職員の天下り先として事業団のポストを用意しているのかのような状況になっており、補助金の要否も含めた補助金の有効性の評価についてさらに詳細に検討していく必要がある。

現状の補助金の評価としては、補助金要綱の締結及び年度末に行う精算手続きであり、県OB職員に対する人件費については、運営費補助の中の一部としての位置づけで、具体的個別的に県OB職員を事業団に派遣するべきか否かといった有効性について特に検討対象となっていない。

県の立場から天下りではないのであれば、その説明責任を県民に対して果たすためにも県OB職員の人件費にかかる補助金の妥当性を十分検討し、県OB職員の派遣自体についての必要性についても定期的に検討するべきではないかと考えられる。

【意見】 県派遣職員及び県OB職員（以後、県派遣職員等という）の事業団への受け入れについて

県派遣職員等の事業団への受け入れについては、補助金の有無にかかわらず、新経営10か年計画も踏まえてその必要性について十分協議し、県職員の受入計画を立てるべきで

はないかと考えられる。

【概要】

県の新行革プランにおいて、県派遣職員は、役員・職員を問わず平成19年度の26人から、平成30年度までに12人（約60%削減）とする計画となっており、事業団においても県の計画に沿って縮小していくこととしている。

それを受けて、新経営10か年計画においても、法人経営やマネジメントを担う人材育成を計画的に行うとし、自律組織を担う職員養成のための研修の検討・導入を短期目標とし、次世代の管理・監督職の計画的な育成を短期及び中期目標として掲げている。

また、これと並行して、県の新行革プランにおいて、事業団職員の定数管理が行われており、正規職員の削減が求められているが、障害施設や高齢施設の事業団立施設については、非正規化が進み運営面で支障が出ていることから、事業団の判断で必要数を増員できるように要望している。

これは、県に依存しない事業団独自の経営として、その事業運営上の自律性に向けた取り組みとしての表れであり、言い換えるならば、事業運営上の県からの自律性を具体的に実現するための人材育成であり、事業運営にかかる管理、とりわけ事務局をはじめとした管理部門における県派遣職員等の必要性を薄れさせていく方向性であることがその計画から読み取れる。

そのように考えるならば、県の新行革プランによる県派遣職員の削減計画以前に、そもそも県OB職員を含めた県派遣職員等を事業団へ受け入れることへの必要性を十分検討する必要があり、その受け入れ体制についても目的を持って計画を立てるべきではないかと考えられる。

4 他事業団との比較

事業団の財務分析の一環として他の福祉事業団との比較を試みた。

兵庫県社会福祉事業団（表中では「兵庫県」と省略している）は全国の社会福祉事業団の中でもトップクラスの規模を誇っており、比較対象となる事業団は非常に限られる。その中で規模が比較的近い社会福祉法人愛知県厚生事業団（以下、「愛知県厚生事業団」。表中では「愛知県」と省略している）を比較対象として選定した。

愛知県厚生事業団は、昭和38年3月1日に愛知県立の社会福祉施設の受託経営を主な目的として設立され、現在では愛知県内23箇所の拠点で社会福祉施設を運営している。（愛知県からの管理経営施設は11施設）。運営施設は特別養護老人ホームが10施設、養護老人ホームが1施設、救護施設が2施設、障害者支援施設（身体）が3施設、障害者支援施設（知的）が3施設、肢体不自由児施設が1施設、情緒障害児短期治療施設が1施設、母子生活支援施設が1施設、老人デイサービスセンターが1施設、保育所が1施設、公益事業である地域包括支援センターが1施設、中国帰国者支援・交流施設が1施設、合計26施設となっている。

参考として兵庫県社会福祉事業団の社会福祉事業と愛知県厚生事業団の提供サービスを比較した表を載せておく。

【サービス内容・サービス提供施設数】

サービス内容	兵庫県	愛知県
知的障害児施設	3 施設	—
肢体不自由児療護施設	1 施設	—
肢体不自由児施設	—	1 施設
情緒障害児短期治療施設	1 施設	1 施設
生活介護	11 施設	6 施設
児童デイサービス	4 施設	—
短期入所（ショートステイ）	13 施設	6 施設
共同生活介護（ケアホーム）	7 施設	2 施設
施設入所支援	7 施設	6 施設
自立訓練	7 施設	—
就労移行支援	7 施設	2 施設
就労継続支援（A型、B型）	11 施設	2 施設
共同生活援助（グループホーム）	1 施設	—
移動支援	2 施設	2 施設
日中一時支援	12 施設	4 施設
救護施設	1 施設	2 施設
特別養護老人ホーム	6 施設	10 施設
養護老人ホーム	1 施設	1 施設
短期入所生活介護（ショートステイ）	6 施設	10 施設
通所介護・認知症対応型通所介護（デイサービス）	7 施設	1 施設
訪問看護（ホームヘルプサービス）	4 施設	—
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	4 施設	—
地域包括支援センター	1 施設	1 施設
その他	6 施設	3 施設

また、両事業団の社会福祉事業に関する運営施設数は下記の様になっている。

【運営施設数】

社会福祉事業 運営施設	兵庫県	愛知県
合計（注2）	42 施設	26 施設

（注1） 1施設で複数のサービスを提供している場合が多く、上記のサービス提供施設数と運営施設の合計数とは一致しない。

（注2） 社会福祉事業の運営施設は兵庫県社会福祉事業団はパンフレットの運営施設一覧に記載されている施設数（但し共同生活介護、共同生活援助事業の38施設はそのバックアップ施設が既に上記の合計施設数に入っている為、カウントしていない）、愛知県厚生事業団は事業報告書に記載されている施設数を記載している。

ちなみに愛知県厚生事業団の平成22年3月末での総資産額は143億円となっており、兵庫県社会福祉事業団の162億円と比べると少し小さい程度である。

両事業団は規模的にも似かよっているが、実施している事業、または受託（指定管理）している事業が異なっている為、厳密にいうと単純比較は難しい。ただし両事業団とも社会福祉事業を行っており、同様に県から施設の運営を受託または指定管理している、半ば公共的な法人である。確かに施設の内訳は異なっているが上記の様に内容的に同種の事業を行っている部分も多く、全く見当違いの結果にもならないであろうと考えた。

財務比較は兵庫県社会福祉事業団の平成22年3月期の社会福祉事業会計合計とホームページに掲載されている愛知県厚生事業団の平成22年3月期決算書（公益事業会計を除く）とを比較している。掲載されている愛知県厚生事業団の貸借対照表は会計ごとに分かれておらず、公益事業会計が含まれたものとなっているが、公益事業会計の事業活動収入合計は71百万円程度であり事業活動収支全体の0.7%を占めているにすぎず、大きな影響はないであろうと仮定している。ホームページで公開されている愛知県厚生事業団の決算書は資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録のそれぞれ概要のみであり、また本来的には両事業団のサービス内容や個々の施設の規模の違いを考慮して分析結果を適宜補正して検討する事が必要であると考えられるが、情報の欠如により詳細な検討が出来ていない事を予め御了承願いたい。また人員数比較及びそれに基づく従事者1人当たり事業活動収入や従事者1人当たり人件費等の生産性分析も作成を試みたが、愛知県厚生事業団の非正規職員数が把握できなかった為残念ながら断念した。

【事業活動計算書比較】

(単位：千円)

項目		① 兵庫県	② 愛知県	比率 ①／②	
事業活動収支	収入	介護保険収入	3,274,493	4,491,142	73%
		措置費収入	517,492	36,194	1,430%
		自立支援費等収入	3,971,832	2,744,664	145%
		利用料収入	89,712	-	N/A
		指定管理料収入（注1）	751,894	-	N/A
		受託事業等収入	346,466	1,342,745	26%
		経常経費補助金収入	970,330	272,551	356%
		国庫補助金等特別積立金 取崩額	446,250	243,035	184%
		その他経常収入	133,824	388,026	34%
		事業活動収入計		10,502,296	9,518,361
支出	支出	人件費支出	6,419,817	6,259,857	103%
		事務費支出	1,660,951	634,716	262%
		事業費支出	1,289,907	1,609,058	80%
		減価償却費	664,388	315,597	211%

		引当金繰入	35,512	88,943	40%	
		事業活動支出計	10,070,577	8,908,172	113%	
		事業活動収支差額	431,719	610,188	71%	
就労支援収支	収入	就労支援事業収入	297,822	27,925	1,066%	
		その他の収入	3,854	-	N/A	
		就労支援事業収入計	301,676	27,925	1,080%	
	支出	就労支援事業支出	291,396	27,333	1,066%	
		その他の支出	9,785	0	N/A	
		就労支援事業支出計	301,181	27,333	1,102%	
		就労支援事業活動資金収支差額	494	592	83%	
事業活動外収支	収入	受取利息配当金収入	3,919	23,198	17%	
		会計単位間繰入金収入	237,362	29,346	809%	
		経理区分間繰入金収入	1,566,134	1,468,753	106%	
		事業活動外収入計	1,807,415	1,521,298	119%	
	支出	借入金利息支出	15,727	8,954	176%	
		会計単位間繰入金支出	293,856	27,095	1,085%	
		経理区分間繰入金支出	1,560,203	1,468,753	106%	
		事業活動外支出計	1,869,786	1,504,803	124%	
			事業活動外収支差額	△62,371	16,494	△378%
			經常収支差額	369,842	627,275	59%
特別収支	収入	施設整備等補助金収入	10,328,966	412,112	2,506%	
		国庫補助金等特別積立金 取崩額	5,828,712	0	N/A	
		その他の収入	336,719	2,768	12,164%	
		特別収入計	16,494,397	414,880	3,976%	
	支出	固定資産売却損・処分損	3,233	95,976	3%	
		国庫補助金等特別積立金 積立額	10,331,604	400,903	2,577%	
		その他の支出	5,938,158	389	1,525,398%	
		特別支出計	16,272,997	497,268	3,272%	
			特別収支差額	221,400	△82,388	△269%
			当期活動収支差額	591,242	544,887	109%

(注1)愛知県厚生事業団の事業活動収支計算書では指定管理料収入が見当たらないが、事業報告書によると指定管理施設が11施設存在しているので、「受託事業等収入」の中に含まれていると推定される。

【事業活動計算書比較に関する分析】

事業活動収入に占める公的機関の負担率{(指定管理料収入+受託事業等収入+経常経費補助金収入) / 事業活動収入計}は兵庫県社会福祉事業団は約 20%、愛知県厚生事業団は約 17%と兵庫県社会福祉事業団の方がわずかに高くなっている。経常経費補助金収入で兵庫県社会福祉事業団の方が 3 倍以上高くなっているのは、兵庫県より退職給与金を補助金として支給されている額が大きいのではないかと推測される(「貸借対照表比較に関する検討」の項参照)。

支出側では人件費総額はほぼ似た金額であるが、兵庫県社会福祉事業団の事務費支出が愛知県厚生事業団の約 2.6 倍あり、差額も約 10 億円以上にもなっている。事務費支出は社会福祉法人会計基準別表 2「事業活動収支計算書勘定科目の説明」によると「本部及び施設の運営事務に要する人件費以外の費用をいう」とされている。ホームページ掲載の決算書では愛知県厚生事業団の事務費の内訳が公開されていない為細目の比較が出来ず、差異の原因は不明であるが、参考に兵庫県社会福祉事業団の事務費の内訳で金額の大きいものから 3 つあげると、①業務委託費 456 百万円、②修繕費 273 百万円、③賃借料 109 百万円となっており、可能性としてはこれらの費目が影響している可能性が大きい。逆に事業費は愛知県厚生事業団の方が 320 百万円多く、これも参考に兵庫県社会福祉事業団の事業費の内訳で金額の大きいものから 3 つあげると、①給食費 487 百万円、②水道光熱費 285 百万円、③消耗品費 137 百万円となっている。また兵庫県社会福祉事業団は福祉施設以外に県政策施設(能力開発施設、まちづくり研究所等)を持っており(愛知県厚生事業団は事務局以外は福祉施設である。)、これらの施設の支出に関しては人件費以外は全て事務費で計上されている事も影響していると考えられる。ただこれらの施設の事務費支出を合計しても 184 百万円であり、本来の事務費としてその半分程度が影響しているとしても影響額は 1 億円程度と考えられる。

減価償却費も兵庫県社会福祉事業団が 2 倍以上計上されているので、事業活動収支差額は愛知県厚生事業団の方が 179 百万円多くなっている。

就労支援活動収支は兵庫県社会福祉事業団の方が収入・支出とも大きくなっており、上記のサービス提供施設数を見ても分かる通り就労支援活動は兵庫県の方がはるかに規模が大きい。但し差額自体は両事業団ともそれ程差はない。

事業活動外収支の部は兵庫県社会福祉事業団の方が会計単位間繰入金収入・支出とも膨らんでいるが、支出の方が大きい為差額はマイナスとなっている。会計単位間繰入金、経理区分間繰入金は会計単位、経理単位の費用配分に関する会計技術的な科目であり、収入・支出の両膨らみ具合も特に経常性はない。

特別収支の部では、事業団所有の資産が多い兵庫県社会福祉事業団で施設整備等補助金と国庫補助金等特別積立金積立額・取崩額が非常に大きくなっている。

【貸借対照表比較】

(単位：千円)

項目		① 兵庫県	② 愛知県	比率 ①/②	
貸借対照表	資産	現金預金	670,812	850,784	79%
		未収入金	1,524,449	2,549,888	60%
		貸付金(※1)	1,334,885	405,223	329%
		その他	33,354	4,737	704%
		流動資産	3,563,502	3,810,573	94%
		基本財産	10,889,084	5,181,630	210%
		その他の固定資産	1,806,201	5,396,961	33%
		固定資産	12,695,285	10,578,591	120%
	資産の合計	16,258,788	14,389,165	113%	
	負債	未払金	1,324,969	2,058,973	64%
		借入金(※2)	1,278,454	405,223	315%
		その他	66,786	73,627	90%
		流動負債	2,670,211	2,537,824	105%
		設備資金借入金	473,580	611,700	77%
		退職給与引当金	133,084	1,301,587	10%
		固定負債	606,664	1,913,287	32%
		負債の部合計	3,276,876	4,451,111	74%
純資産の部合計	12,981,912	9,938,054	131%		
負債及び純資産の部合計	16,258,788	14,389,165	113%		

(※1) 短期貸付金、経理区分間貸付金等の各種貸付金の合計。

(※2) 運営資金短期借入金、経理区分間借入金等の各種借入金の合計。

【貸借対照表比較に関する検討】

貸借対照表では兵庫県社会福祉事業团の方が資産が大きい割に負債は少なく、よって純資産は愛知県厚生事業团の1.3倍となっている。退職給与引当金については両事業团の間に大きな差があり、人員数からすると兵庫県社会福祉事業团の引当金が少ないのが原因と思われる。これは以前より兵庫県が兵庫県社会福祉事業团の退職金に対して補助金を支給しており、兵庫県社会福祉事業团としては退職給与総額から「福祉医療負担分」と「県補助負担分」を差し引いた額のみを引き当てれば足り、結果として引当金総額が少なくなっている事によるのではないかと判断される。

上記の事業報告書分析、貸借対照表分析を総括するものとして比率分析を実施した。

【財務情報比率分析】

項目		兵庫県	愛知県	
収益性	①総資本経常収支差額率	施設経営の効率性を示す。数値が高いほど少ない投下資本でより大きな事業活動収入を獲得した事になる。	4.82%	4.4%
	②総資産回転率	資産が事業活動収入として何回転したかを示す。	0.63	0.66
	③事業活動収入対事業活動収支差額率	収益性を示す（営利企業における売上高営業利益率に相当する）	6.4%	6.4%
	④人件費率	事業活動収入に対する人件費の割合を示す	58.8%	65.8%
	⑤事務費率	事業活動収入に対する事務費の割合を示す	15.8%	6.7%
	⑥事業費率	事業活動収入に対する事業費の割合を示す	12.3%	16.9%
	⑦経費率	事業活動収入に対する経費合計の割合を示す	86.9%	89.3%
安定性	⑧流動比率	短期的な支払い能力を示す。一般的には100%以上が望ましいと言われている。	149.7%	150.2%
	⑨固定比率	長期的な支払能力を示す。一般的には100%以下が望ましいと言われている。	94.6%	106.4%
	⑩固定長期適合率	長期的な支払能力を示す。一般的には100%以下が望ましいと言われている。	90.5%	89.3%
	⑪純資産比率	経営の安定性を示す。高いほど経営の安定性が高いと判断される。	80.4%	69.1%

(注) 兵庫県社会福祉事業団・愛知県厚生事業団とも社会福祉会計に事務局を含んでいるが、兵庫県社会福祉事業団の事務局には病院職員の退職手当、福祉医療機構等の掛金、整備特別会計への繰り出し金等が含まれており、それらの要素を除外している（兵庫県社会福祉事業団が愛知県厚生事業団の事務局に確認したところ、他会計への繰り出し等は殆ど含まれていないとの事であった。）

【財務情報比率分析に関する検討】

事業報告書分析、貸借対照表分析で検討した分析がよく表れている。

収益性分析でまず目につくのは兵庫県社会福祉事業団の方の⑧事務比率が愛知県厚生事業団に比べて2倍以上となっている点である。経費率は両事業団はほぼ変わらず、人件費率、事業費率は逆に兵庫県社会福祉事業団の方が低い。これは兵庫県社会福祉事業団が例えば給食業務の外部委託化を進めて人件費を抑える代わりに業務委託費が増加している事も一因と考えられる。また上述のように兵庫県社会福祉事業団の事業費の内訳で比率

が一番高いのは給食費であり、兵庫県社会福祉事業団に比べ愛知県厚生事業団で逆に事業費率が高いのは給食費が影響している可能性も高いのではないかと推定される。また上述のように兵庫県社会福祉事業が県政策施設の支出に関して人件費以外を事務費で支出している事も影響していると考えられる。

安定性分析に関しては⑪流動比率及び⑬固定長期適合率で愛知県の方が良好、⑫固定比率及び⑭純資産比率で兵庫県社会福祉事業団の方が良好と、両事業団とも一長一短があり、大きな差は見られない。

【個別施設に関する分析】

今までの比較分析は施設毎の規模を考慮していない検討であったので、最後に具体的な施設毎の規模及び稼働率のサンプル的な比較を試みた。両事業団とも施設種類が多岐に渡っており、本来はそれぞれの施設種別ごとの比較が必要となるが、愛知県については元データが限られており、その中でデータの的に比較し易い特別養護老人ホームをサンプル対象として選定した。分析対象としたのは兵庫県社会福祉事業団は以下の5施設、愛知県厚生事業団は以下の10施設である。比較は各事業団毎の平均数値で実施した。

(兵庫県社会福祉事業団) 万寿の家、朝陽ヶ丘荘、たじま荘、あわじ荘、丹寿荘

(愛知県厚生事業団) 愛厚ホーム小牧苑、愛厚ホーム東郷苑、愛厚ホーム豊川苑、愛厚ホーム西尾苑、愛厚ホーム設楽苑、愛厚ホーム岡崎苑、愛厚ホーム佐屋苑、愛厚ホーム瀬戸苑、愛厚ホーム一宮苑、愛厚ホーム大府苑

【個別施設分析】

項目	兵庫県	愛知県
入所定員 (平均)	104 人	107.0 人
短期入所定員 (平均)	17.4 人	9.0 人
定員合計 (平均)	121.0 人	116.0 人
年間延べ利用者数 (平均)	39,785 人	40,325 人
1日平均利用者数 (平均)	109.0 人	110.5 人
利用率 (平均)	95.4%	95.2%

利用率とは施設の稼働状況を示す指標である。

上記の表を見て分かるように、利用率で表わされる施設稼働率は両事業団とも95%超と比較的良好であり、定員でみた規模、1日平均利用者数、利用率とも特に目立った差異は見られなかった。

5 採算性分析

社会福祉事業会計を次の手順に従いグルーピングして状況把握及びグループ毎の採算性分析を実施する。

なお、当該分析は、決算書に基づき実施している。このため、事務局から各施設への費用負担等の配賦に関する配賦基準は、事業団が採用している基準を前提としており、それに従って導かれた事業活動収支計算書の数値に基づき分析している。

(分類手続)

①平成 21 年度末における事業活動収支計算書上の社会福祉事業会計に分類されている経理区分としての各施設を次の分類条件に従いグループに分ける。

- (ア) 介護保険関連の法律にかかる施設群
- (イ) 障害者関連の法律にかかる施設群
- (ウ) その他の施設（事務局を除く）
- (エ) 事務局

②これらの分類条件で社会福祉事業会計区分の各施設を分類する。

分類	分類群	分類された施設名称
(ア)	介護保険関連の法律にかかる施設群	万寿の家、朝陽ヶ丘荘、たじま荘、あわじ荘、丹寿荘、立雲の郷、ことぶき苑、洲本市五色健康福祉総合センター 計 8 施設
(イ)	障害者関連の法律にかかる施設群	のぞみの家、出石精和園児童寮、五色精光園児童寮、赤穂精華園児童寮、自立生活訓練センター、あけぼのの家、小野起生園、小野福祉工場、出石精和園成人寮、出石精和園第 2 成人寮、五色精光園成人寮、赤穂精華園成人寮、赤穂精華園授産寮、丹南精明園、三木精愛園 計 15 施設
(ウ)	その他の施設（事務局を除く）	清水が丘学園、おおぞらのいえ、福祉のまちづくり研究所、障害者スポーツ交流館、能力開発センター、総合リハ管理部門、研修交流センター、ふれあいスポーツ交流館、西播磨総合リハ管理部門 計 9 施設
(エ)	事務局	事務局 計 1 施設

③これらの分類ごとに事業活動収支計算書を集計する。

ここで、後述にて指摘しているように事業団における退職給与引当金の計上不足があるが、その不足額も下に示された施設毎の収支差額の状況に合わせて示していくこととする。

また、事業活動収支計算書上、会計単位間繰入金収入及び支出や経理区分間繰入金収入及び支出として処理されたものの内、各施設から事務局へ振り替えられた利益相当としての収支差額については各施設に振り戻し、また、同様に各施設の前期末資金残高相当分として事務局へ振り替えた分についても各施設に振り戻し、各施設毎の採算性について分析することにした。

(ア) 介護保険関連の法律にかかる施設群

(単位：千円)

決 算 書	事業活動収支差額	480,054
	就労支援事業活動収支差額	—
	事業活動外収支差額	△ 520,713
	経常収支差額	△ 40,659
修	利益相当分収支差額純額	116,298

正	前期末残高	37,911
	修正後経常収支差額	113,549
	退職給与引当金計上不足額	△ 99,029

この施設毎の収支の状況は次のとおりである。

区 分	万寿の家	朝陽ヶ丘荘	たじま荘	あわじ荘
事業活動収支差額	79,307	109,595	92,927	84,513
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—
事業活動外収支差額	△ 80,165	△ 86,243	△ 86,529	△ 85,609
経常収支差額	△ 857	23,352	6,398	△ 1,095
利益相当分収支差額純額	36,520	30,665	28,204	19,478
前期末残高	1,759	2,803	7,109	14,412
修正後経常収支差額	37,421	56,820	41,711	32,794
退職給与引当金計上不足額	△ 11,954	△ 4,951	△ 15,355	△ 10,461

区 分	丹寿荘	立雲の郷	ことぶき苑	洲本五色健康総合センター
事業活動収支差額	68,857	△ 4,915	△ 17,545	67,313
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—
事業活動外収支差額	△ 115,319	△ 2,968	7,511	△ 71,390
経常収支差額	△ 46,461	△ 7,883	△ 10,034	△ 4,077
利益相当分収支差額純額	8,069	△ 8,375	△ 9,577	11,314
前期末残高	10,333	1,495	—	—
修正後経常収支差額	△ 28,059	△ 14,763	△ 19,611	7,236
退職給与引当金計上不足額	△ 9,611	△ 11,852	△ 14,323	△ 20,522

万寿の家、朝陽ヶ丘荘、たじま荘及びあわじ荘は修正後経常収支差額がプラスであることから、数値を見る限りにおいて事業運営としての採算性は確保できているのではないかと判断できる。

一方で、丹寿荘、立雲の郷、ことぶき荘、洲本五色健康総合センターについては、修正後経常収支差額はマイナスとなっており、万寿の家をはじめとした収支差額がプラスの施設から補填してもらっている構図となっている。

また、介護保険関連の法律にかかる施設群全体としては、修正後経常収支差額はプラスであり、施設群全体として採算性は確保できているのではないかと判断できる。

しかし、退職給与引当金が上表のように計上不足額がありそれを早急に解決する必要があるとともに、今後は計上不足がないような会計処理による施設毎の採算性が把握できるような管理が必要である。

(イ) 障害者関連の法律にかかる施設群

(単位：千円)

区 分		(修正前) ※	(修正額)	(修正後) ※
決 算 書	事業活動収支差額	462,307	54,854	517,162
	就労支援事業活動収支差額	494	—	494
	事業活動外収支差額	△ 665,882	—	△ 665,882
	経常収支差額	△ 203,080	54,854	△ 148,226
修 正	利益相当分収支差額純額	293,748	—	293,748
	前期末残高	87,590	—	87,590
修正後経常収支差額		178,257	54,854	233,111
退職給与引当金計上不足額		△ 72,643	—	△ 72,643

※赤穂精華園成人寮において、県から移譲分の国庫補助金取崩処理の誤りがあったために次のように修正している。詳細については、赤穂精華園成人寮を参照。

(赤穂精華園成人寮の修正内容)

区 分	(修正前)	(修正額)	(修正後)
事業活動収支差額	98,706	54,854	153,561
就労支援事業活動収支差額	—	—	—
事業活動外収支差額	△ 179,247	—	△ 179,247
経常収支差額	△ 80,540	54,854	△ 25,685
利益相当分収支差額純額	127,057	—	127,057
前期末残高	9,243	—	9,243
修正後経常収支差額	55,759	54,854	110,614
退職給与引当金計上不足額	△ 6,141	—	△ 6,141

障害者関連の法律にかかる施設毎の収支の状況は次のとおりである。

なお、赤穂精華園成人寮については、修正後の数値を示している。

区 分	のぞみの家	出石精和園 児童寮	五色精光園 児童寮	赤穂精華園 児童寮
事業活動収支差額	10,038	1,669	2,183	△ 3,875
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—
事業活動外収支差額	△ 16,387	△ 5,193	△ 3,435	5,311
経常収支差額	△ 6,348	△ 3,523	△ 1,251	1,435
利益相当分収支差額純額	—	△ 10,441	△ 9,668	△ 21,394
前期末残高	381	3,028	733	2,004
修正後経常収支差額	△ 5,967	△ 10,936	△ 10,186	△ 17,954
退職給与引当金計上不足額	△ 2,194	△ 3,504	△ 3,615	△ 5,408

区 分	自立生活訓練センター	あけぼのの家	小野起生園	小野福祉工場
事業活動収支差額	24,501	2,952	△ 11,153	△ 15,860
就労支援事業活動収支差額	—	1,209	△ 539	686
事業活動外収支差額	△ 27,324	△ 15,197	△ 18,058	△ 4,944
経常収支差額	△ 2,822	△ 11,035	△ 29,751	△ 20,118
利益相当分収支差額純額	2,987	1,023	—	△ 17,660
前期末残高	4,428	8,005	4,569	12,632
修正後経常収支差額	4,592	△ 2,007	△ 25,182	△ 25,146
退職給与引当金計上不足額	△ 3,294	△ 778	△ 4,604	△ 2,431

区 分	出石精和園成人寮	出石精和園第2成人寮	五色精光園成人寮	赤穂精華園成人寮
事業活動収支差額	65,351	58,913	121,544	153,561
就労支援事業活動収支差額	△ 224	—	△ 398	—
事業活動外収支差額	△ 68,252	△ 61,255	△ 122,219	△ 179,247
経常収支差額	△ 3,126	△ 2,341	△ 1,072	△ 25,685
利益相当分収支差額純額	27,249	47,922	94,953	127,057
前期末残高	10,887	927	5,256	9,243
修正後経常収支差額	35,009	46,507	99,136	110,614
退職給与引当金計上不足額	△ 6,093	△ 3,831	△ 3,581	△ 6,141

区 分	赤穂精華園授産寮	丹南精明園	三木精愛園
事業活動収支差額	15,055	64,604	27,676
就労支援事業活動収支差額	△ 227	△ 10	—
事業活動外収支差額	△ 28,644	△ 81,364	△ 39,674
経常収支差額	△ 13,815	△ 16,769	△ 11,997
利益相当分収支差額純額	△ 4,292	42,511	13,501
前期末残高	17,091	8,364	42
修正後経常収支差額	△ 1,016	34,105	1,545
退職給与引当金計上不足額	△ 6,112	△ 13,646	△ 7,411

自立生活訓練センター、出石精和園成人寮、出石精和園第2成人寮、五色精光園成人寮、赤穂精華園成人寮、丹南精明園及び三木精愛園の計7施設は、修正後経常収支差額がプラスであることから、数値を見る限りにおいて事業運営としての採算性は確保できているのではないかと判断できる。

一方、のぞみの家、出石精和園児童寮、五色精光園児童寮、赤穂精華園児童寮、あけぼのの家、小野起生園、小野福祉工場及び赤穂精華園授産寮の計8施設は、修正後経常

収支差額はマイナスとなっており、出石精和園成人寮をはじめとした収支差額がプラスの施設から補填してもらっている構図となっている。

また、障害者関連の法律にかかる施設群全体としては、修正後経常収支差額はプラスであり、施設群全体として採算性は確保できているのではないかと判断できる。

数値を見る限り、出石精和園成人寮、出石精和園第2成人寮、五色精光園成人寮、赤穂精華園成人寮及び丹南精明園の修正後経常収支差額の金額が大きく、これが障害者関連施設群の収支差額に大きく寄与していると見受けられる。

しかし、退職給与引当金が上表のように計上不足額がありそれを早急に解決する必要があるとともに、今後は計上不足がないような会計処理による施設毎の採算性が把握できるような管理が必要である。

(ウ) その他の施設（事務局を除く）

(単位：千円)

決算書	事業活動収支差額	12,556
	就労支援事業活動収支差額	—
	事業活動外収支差額	△ 19,219
	経常収支差額	△ 6,662
修正	利益相当分収支差額純額	△ 5,286
	前期末残高	6,974
修正後経常収支差額		△ 4,974
退職給与引当金計上不足額		△ 2,939

この施設毎の収支の状況は次のとおりである。

区 分	清水が丘 学園	おおぞら のいえ (※1)	福祉のまちづ くり研究所 (※1)	障害者スポ ーツ交流館 (※1)
事業活動収支差額	△ 3,589	4,672	12,844	525
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—
事業活動外収支差額	2,610	△ 3,636	△ 17,913	△ 1,307
経常収支差額	△ 979	1,036	△ 5,068	△ 781
利益相当分収支差額純額	—	—	—	—
前期末残高	688	21	3,617	80
修正後経常収支差額	△ 291	1,057	△ 1,451	△ 701
退職給与引当金計上不足額	—	—	△ 321	—

区 分	能力開発セ ンター(※1)	総合リハ管 理部門(※1)	研修交流セ ンター(※2)	ふれあいスポ ーツ交流館 (※2)
事業活動収支差額	△ 2,499	△ 1,244	330	△ 473
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—

事業活動外収支差額	2,792	△ 268	△ 460	450
経常収支差額	292	△ 1,512	△ 129	△ 23
利益相当分収支差額純額	—	△ 5,286	—	—
前期末残高	79	2,142	266	70
修正後経常収支差額	371	△ 4,656	136	46
退職給与引当金計上不足額	—	△ 2,618	—	—

区 分	西播磨総合リ ハ管理部門(※ 2)
事業活動収支差額	1,991
就労支援事業活動収支差額	—
事業活動外収支差額	△ 1,487
経常収支差額	504
利益相当分収支差額純額	—
前期末残高	11
修正後経常収支差額	515
退職給与引当金計上不足額	—

※1 は総合リハビリテーションセンターの敷地内にある施設である。

※2 は西播磨総合リハビリテーションセンターの敷地内にある施設である。

当該施設群は、上述している（ア）、（イ）に比して収支差額の程度は少ないが、その中においても、おおぞらのいえ、能力開発センター、研修交流センター、ふれあいスポーツ交流館及び西播磨総合リハ管理部門はその他の施設（事務局を除く）の施設群の中で修正後経常収支差額がプラスであり、数値を見る限りにおいて事業運営としての採算性は確保できているのではないかと判断できる。それ以外の施設はマイナスとなっている。

全体的な施設群で見ても経常収支差額はマイナスであり、退職給与引当金計上不足額が少ないとはいえあることから、採算性管理についてはさらなる管理が求められるものと考えられる。

（エ）事務局

（単位：千円）

決 算 書	事業活動収支差額	△ 523,199
	就労支援事業活動収支差額	—
	事業活動外収支差額	1,143,443
	経常収支差額	620,243
修 正	利益相当分収支差額純額	△ 380,886
	前期末残高	△ 230,327

修正後経常収支差額	9,030
退職給与引当金計上不足額	△ 3,690

事務局は、事業団全体の管理機能として役割を担っている。そのため事務局においては、他の施設のような収入はなく、運営費補助金により人件費等の運営費を賄っているという部門である。このことから本来事務局において経常収支差額が生じるものではないと考えられる。しかし、上表のように決算書上では事務局において多額の経常収支差額が発生している。

この経常収支差額が生じた原因は、主として各施設で事業活動により生じたいわゆる利益相当分としての収支差額及び前期資金残高を事務局で集約管理するために、事業活動外収支の部における経理区分間繰入金収支にて事務局へ各施設から振り替え処理をしているため、事務局の経常収支差額が大きく膨らんだものになっている。

それらの影響を修正した後においても、上表において事務局に収支差額として 9,030 千円生じているが、その原因の一つとしては各施設からの利益相当分としての収支差額分の振替額が実際発生額ではなく、2月補正予算額による概算額にて処理するためその影響が収支差額に及ぼすものと考えられる。

なお、事業団負担分の事務局人件費については、原状各施設の収入規模により配賦している。

これは、各施設における収入の比率で配賦することにより、各施設の負担が均等になるとの認識から、事業団において事務局人件費を各施設の収入規模により配賦しているのである。

しかし、配賦基準は、原価の発生態様を反映した基準としなければならない。この観点から、事務局人件費は各施設への管理という実働に伴って発生するものであり、収入規模との相関関係は薄いのではないかと考えられる。つまり、かかる人件費は、各施設にかかわった作業量等の実働時間に応じて人件費を負担する必要があると考えられる。

このことから、事務局人件費については、各施設への実働時間等の基準により各施設へ配賦計算するような負担関係を反映した配賦基準を採用する必要があると考えられる。

また、事業団において、会計単位間・経理区分間繰入金収入、支出を用いての処理は、現状次の項目について行われている。これらについては、事務局において予算管理され処理している。

- ・消費税
- ・各種保険料（自動車任意保険・火災保険等）
- ・各種システム関係経費（人事給与システム・財務会計システム・自立支援システム等のリース料等）
- ・福祉医療機構退職共済掛金事業主負担分
- ・全事協退職年金共済掛金事業主負担分
- ・職員互助会事業主負担分
- ・借入金償還金等
- ・事務局において一括契約を締結し、一括支払を行っているもの等

いわゆる共通経費について、各施設の実費相当分若しくは、職員定数に基づく按分により計上している。

上記以外に、事務局人件費及び各種積立・引当についても、各施設の経理区分に負担させるために、会計単位間・経理区分間繰入金収入、支出勘定を用いて処理している。

これらについて、事務局は他の施設と異なり、事務局運営費補助金以外に事務局独自の収入がほとんどなく、人件費をはじめとした上記項目の各施設からの支出負担分については、経理区分間繰入金収入として予算措置して運営しているという事務処理からこのような処理に至っている。

事務局において、事業活動収支計算書上、事業活動収支の部に上記処理対象となる該当科目がある場合、事務局において一括計上するために赤字となり、各施設の負担分を事業活動外収支の部の会計単位間ないし経理区分間の収入により各施設から徴収するために黒字になるという構図になっている。

このため、各施設も会計単位間・経理区分間繰入金収入または支出により処理しており適切な科目により処理されないために、事務局を含めた各施設において事業の発生内容が大変見づらい状況になっており、適正な損益管理を実施することができずその点で問題である。

適正な損益管理のために、各施設で負担すべき収入または支出については、可能な限り各施設にて直接該当勘定により処理し、会計単位間・経理区分間繰入金収入または支出の勘定は限定した使い方で処理するよう改善する必要がある。

【結果】事務局人件費等の配賦基準及び経理区分間収入による処理について

配賦基準は負担関係を反映するよう見直しを行っていくべきであり、また、施設への支出負担関係にかかわる処理については、経理区分間収入による間接的な負担処理ではなく、実際発生額を各施設に直接負担させるように処理していく必要がある。

社会福祉事業会計合計

(単位：千円)

区 分	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	合計
事業活動収支差額	480,054	517,162	12,556	△ 523,199	486,573
就労支援事業活動収支差額	—	494	—	—	494
事業活動外収支差額	△ 520,713	△ 665,882	△ 19,219	1,143,443	△ 62,371
経常収支差額	△ 40,659	△ 148,226	△ 6,662	620,243	424,696
利益相当分収支差額純額	116,298	293,748	△ 5,286	△ 380,886	23,874
前期末残高	37,911	87,590	6,974	△ 230,327	△ 97,852
修正後経常収支差額	113,549	233,111	△ 4,974	9,030	350,718
退職給与引当金計上不足額	△ 99,029	△ 72,643	△ 2,939	△ 3,690	△ 178,301

【意見】

新経営 10 ヶ年計画 2. 地域で支え合う仕組づくり②障害者の居宅サービス事業の拡充において、障害者の為のグループホーム等地域移行の推進が掲げられている。

しかし 65 歳以上の障害者に介護が必要となった場合、障害者自立支援法の適用がなく、通常でも入所までに時間を要するし、一般と障害者が同居を強いられることになる。この様な高齢重度障害者の状況に対応した介護施設がなく受入が困難となっている施設がある。高齢重度障害者の介護を中心とした施設の充実、たとえば高齢者用の施設の設置等の対応が必要と考えられる。

一方、兵庫県社会福祉事業団の介護保険関連の法律に係る施設群の事業の経常収支差額は、9ヶ所合計で年間 40,659 千円の欠損となっている。

そもそも介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても自立した生活ができるよう高齢者の介護を国民みんなで支える仕組であり、またできるだけ従来の生活が続けられるように、介護手法を通じて支援する仕組でもある。その運営は、40 歳以上の国民が納める保険料と税金によっており、運営主体（保険者）は市町村・東京 23 区であり、65 歳以上の寝たきりや認知症などの方と、40～64 歳で特定の疾病により介護が必要と認められた人のみはそのサービスを受けられることになっている。

この制度導入後、地域密着介護老人福祉施設として特別養護老人ホーム、グループホーム等が市町村からの委託事業所として民間の施設が多く開設されているところである。

又、障害者自立支援法における障害者へのサービス提供は、サービス利用者の 10%負担を基本としつつ、不足分を国庫の負担により賄われている。さらにサービス利用者に対しては障害の程度に応じて、障害者年金制度からの給付がなされている。

介護保険に係る施設と障害者自立支援法に係る施設では、その運営基盤が異なるものであり、一体化を図ることを検討した事もあったが、現在は別の制度として運営されているところである。

従って、当事業団としては地域の介護保険施設の必要性を検討し、

①民間運営への移行の検討

②65 歳以上の要介護障害者用の施設への転換

を検討する必要があると考える。

Ⅲ アンケート

兵庫県社会福祉事業団が運営している施設の管理運営状況を確認するために、事務局（※）及び各施設に対してアンケートを実施した。1では実施したアンケートの内容について考察する。

（※）兵庫県社会福祉事業団、総合リハビリテーションセンター福利管理部、西播磨総合リハビリテーションセンター管理部門

1 アンケート対象施設

平成22年4月1日時点において、兵庫県社会福祉事業団は兵庫県下64か所で82施設を運営している。施設の一覧及びアンケートを実施した施設は下表のとおりであり、合計36施設から回答を得た。

（※アンケートを実施した施設に○）

区 分		設立 年月日	経営形態	対象 ※
総合リハビリテーションセンター				
1	事務局	—	—	○
2	中央病院	S44.10.1	兵庫県指定管理	○
3	総合リハビリテーションセンター福祉管理部	—	—	○
4	救護施設 のぞみの家	S41.4.1	自主経営	○
5	特別養護老人ホーム 万寿の家	S41.4.1	自主経営	○
6	医務室（診療所）	*1		
7	職業能力開発施設	S52.7.1	兵庫県指定管理	○
8	多機能型事業所 あげぼのの家	S43.4.1	自主経営	○
9	障害者支援施設 自立生活訓練センター	H5.11.1	自主経営	○
10	肢体不自由児療護施設 おおぞらのいえ	H20.4.1	兵庫県指定管理	○
11	障害者スポーツ交流館	H18.5.1	兵庫県指定管理	○
12	福祉のまちづくり研究所	H5.10.20	兵庫県指定管理	○
西播磨総合リハビリテーションセンター				
13	西播磨総合リハビリテーションセンター管理部門	—	—	○
14	西播磨病院	H18.7.1	兵庫県指定管理	○
15	研修交流センター	H18.7.1	兵庫県指定管理	○
16	ふれあいスポーツ交流館	H17.4.1	兵庫県指定管理	○
情緒障害児短期治療施設				
17	清水が丘学園	S50.5.1	兵庫県指定管理	○
洲本市五色健康福祉総合センター				○*2
18	五色・サルビアホール	H21.4.1	洲本市指定管理	*2
19	五色グループホーム	H21.4.1	洲本市指定管理	*2
20	生活支援ハウス	H21.4.1	洲本市指定管理	*2
21	グループホームひろいしの里	H20.5.1	自主経営	*2

特別養護老人ホーム等				
22	朝陽ヶ丘荘	S47. 8. 1	自主経営	○
23	たじま荘	S49. 5. 1	自主経営	○
24	あわじ荘	S49. 10. 1	自主経営	○
25	丹寿荘	S51. 5. 1	自主経営	○
26	グループホーム村いちばんの元気者	H19. 9. 1	自主経営	*3
養護老人ホーム				
27	ことぶき苑	H21. 4. 1	自主経営	○
立雲の郷				○*4
28	とらふす道場（健康プラザ）	H20. 5. 24	自主経営	*4
29	グループホームたけだ遊友館	H20. 4. 1	自主経営	*4
障害者更生センター				
30	浜坂温泉保養荘	S58. 12. 1	自主経営	○
知的障害児施設・障害者支援施設・障害福祉サービス等				
31	小野起生園	H10. 7. 1	自主経営	○
32	小野福祉工場	H10. 7. 1	自主経営	○
33	出石精和園 児童寮	S41. 10. 1	自主経営	○
34	出石精和園 成人寮	S52. 5. 1	自主経営	○
35	出石精和園 第2成人寮	H12. 6. 1	自主経営	○
36	出石精和園 香美町地域支援センター	H22. 4. 1	自主経営	—
37	五色精光園 児童寮	S45. 4. 1	自主経営	○
38	五色精光園 成人寮	S53. 8. 1	自主経営	○
39	五色精光園 かがやき事業所	H20. 4. 1	自主経営	—
40	五色精光園 あゆみの部屋事業所	H21. 4. 1	自主経営	—
41	五色精光園 コスモス事業所	H21. 4. 1	自主経営	—
42	赤穂精華園 児童寮	S46. 11. 1	自主経営	○
43	赤穂精華園 成人寮	S46. 11. 1	自主経営	○
44	赤穂精華園 授産寮	S49. 4. 1	自主経営	
45	赤穂精華園 有年事業所	H19. 4. 1	自主経営	—
46	丹南精明園	S54. 6. 1	自主経営	○
47	三木精愛園	S57. 8. 1	自主経営	○
共同生活介護・共同生活援助事業				
こぶし荘 他 37 施設 *5				

*1 救護施設「のぞみの家」(2)と特別養護老人ホーム「万寿の家」(3)の利用者に対して医療サービスを提供している。

*2 洲本市五色健康福祉総合センターを対象として実施。

*3 丹寿荘には特別養護老人ホーム（「丹寿荘」）と認知症対応型共同生活介護施設（「グループホーム村いちばんの元気者」）があり、アンケートは丹寿荘として一括で実施している。

- *4 立雲の郷を対象として実施。
- *5 共同生活介護・共同生活援助事業にかかる各施設に対してはアンケートを実施していない。

また、各施設が受取る補助金に関しては、補助金の支給主体である兵庫県に対して質問を実施し、以下の4補助事業に関して回答を得た。

補助対象		担当部局
1	兵庫県社会福祉事業団運営事業	福祉法人課
2	リハビリ研修・交流事業費	福祉法人課
3	ふれあいスポーツ事業推進費	障害者支援課
4	兵庫県地域リハビリテーション支援センター運営事業	障害福祉課

2 質問内容及びその回答

アンケートの質問内容及びその回答について、以下で質問項目ごとに記載する。

(1) 事業の運営管理状況

ア 施設の利用状況

「施設の利用状況について、分析し、事業団の組織内において定期的に報告しているか」という質問に対して、アンケートを実施したすべての施設及び事務局において、「分析、報告している」との回答を得た。いずれの施設においても利用率の維持・向上は重要な問題であり、定期的な分析、報告が行われている。

① 経営目標

「施設の管理について、どのような経営目標をたてているか」という質問に対する回答は下記のとおりである。「地域及び利用者のニーズにあったサービスの提供」が回答の半数を占めており、利用者重視の経営に重点がおかれていることが窺える。

回 答 (複数回答)	回答数	回答率(※)
地域及び利用者のニーズにあったサービスの提供	18	50%
経営基盤の安定・強化	6	17%
入所率の確保	5	14%
個性と魅力ある施設づくり	2	6%
安定した施設経営	2	6%
その他	5	8%
合計	38	100%

※回答数に対して占める割合を%で表示している。(以下同様)

② 指標

①の経営目標を達成しているか否かを判断するのに用いられている指標は下記のとおりである。経営目標と関連して、稼働率（入居率、利用者数）を指標として用いている施設が多い。

回 答（複数回答）	回答数	回答率
稼働率、入所率、利用者数	28	65%
家族等による利用者サービス評価等、アンケートの実施	9	21%
利用者の満足度	3	7%
その他	3	7%
合計	43	100%

③ 分析

「施設の利用状況を踏まえてどのような分析を行っているか」という質問に対する回答は下記のとおりである。推移分析、増減分析が多く用いられており、利用者数の変動について定期的な分析を行っている施設が多いことが分かる。

回 答（複数回答）	回答数	回答率
利用者や契約者数の推移及び増減の分析	26	53%
利用者の満足度調査等、アンケートの実施	10	20%
予算執行状況の把握	3	6%
その他	10	20%
合計	49	100%

④ 課題

「各施設において最も重要な課題を3つあげよ」という質問に対する回答は下記のとおりである。サービスの質の向上、利用率の向上を課題としてあげた施設が多いが、人材育成、職員資質の向上等、人材面の問題も大きな課題であることが窺える。

回 答（複数回答）	回答数	回答率
サービスの質の向上	14	18%
利用率の向上、利用者数の確保	11	14%
安定した経営基盤の構築	9	11%
人材育成	7	9%
職員資質の向上	7	9%
認知度の向上	5	6%
収支の健全化、収支バランスのとれた効率的な施設運営	5	6%
人材確保	4	5%
施設の建て替え等、施設整備	3	4%
その他	14	18%
合計	79	100%

イ 予算実績比較

「年次（月次）で予算と実績を比較し、差異についての分析、報告を実施しているか」という質問に対する回答は以下のとおりである。指定管理1年目の洲本市五色健康福祉

総合センターを除き、すべての施設において年次及び月次での予算実績比較が行われている。

回 答	年 次	回答率	月 次	回答率
予算実績比較を実施している。	35	97%	36	100%
予算実績比較を実施していない。	1 ※	3%	0	-
合計	36	100%	36	100%

※洲本市五色健康福祉総合センターは洲本市からの指定管理の1年目であり、過年度との比較は実施できていない。(月次での予算実績比較は行っている。)

ウ 施設運営コスト

「施設運営コストが適切かどうかを第三者が判断するための基準を設けているか」という質問に対する回答は以下のとおりである。「施設運営コストに関する基準を設けている」と回答した施設は全体の4割未満であり、コスト面の管理意識が薄い側面が窺える結果となった。

回 答	回答数	回答率
施設運営コストに関する基準を設けている。	13	36%
施設運営コストに関する基準を設けていない。	13	36%
未回答	10	28%
合計	36	100%

① 具体的な基準

施設運営コストが適切かどうかを判断する基準について、具体的にどのような基準を用いているかについては、「利用者一人あたりの支出単価」を設定しているという回答が半数を超えた。

施設によって基準の設定深度は異なることが予想されるが、利用者一人あたりの基準コストを設定し、実際のコストと比較することは有用な管理方法であると思われる。

回 答 (複数回答)	回答数	回答率
利用者一人あたりの事業支出, 単価決定	9	60%
前年度比較	4	27%
年度ごとに目標となる剰余金の設定	2	13%
合計	15	100%

② ①の検討 (分析)

①の結果を踏まえて、各施設においては以下のような構成メンバー (会議) において検討 (分析) が行われており、その分析結果も適切に調書化及び保存が行われているとの回答を得た。施設運営コストの適切性を判断するにあたって何らかの基準を設けている施設においては、それに基づき定期的な検討 (分析) が行われていることが推察される一方、そうでない施設においては、コスト管理に対する意識の低さが窺える結果となった。

回 答	回答数	回答率
運営会議	4	31%
園長、次長、総務課長、管理職等	6	46%
その他	3	23%
合計	13	100%

エ 競合業者

競合業者の有無については、半数以上の施設において、「競合業者が存在する」との回答を得た。競合業者数は2～5社という回答が最も多かった。福祉事業においても市場競争が存在することが浮き彫りとなる結果となった。社会福祉事業団の公共性の観点からは、競合業者が存在する地域に対するサービスのあり方について、他の業者とどのように共存していくのか、また、その地域へのサービスの必要性も含め、社会福祉事業団全体として今後検討が行われることが期待される。

回 答	回答数	回答率
競合業者が存在する	20	56%
競合業者が存在しない	16	44%
合計	36	100%

競合業者数

回 答	回答数	回答率
1 社	6	30%
2 社～5 社	7	35%
6 社～10 社	3	15%
11 社以上	4	20%
合計	20	100%

① 競合業者への対応

競合業者が存在すると回答した施設においては、1施設を除き、何らかの対応を実施しているとの回答を得た。具体的な対応内容に関する回答をまとめたものが下表である。利用者に対するサービスの充実を図ることを対応策の1つとして掲げている施設が最も多く、競合業者の存在が利用者へのサービス向上につながっていることが窺える。

回 答 (複数回答)	回答数	回答率
サービスの充実	13	43%
コスト削減	5	17%
施設の周知活動	4	13%
利用者情報の収集	2	7%
その他	6	20%
合計	30	100%

② 県の関与について

競合業者が存在する場合、県のイニシアティブの下、十分な協議を行うことがあるかという質問に対して、競合業者が存在すると回答した施設のうち、半数から協議を行っているとの回答を得た。

回 答	回答数	回答率
協議する	10	50%
協議しない	10	50%
合計	20	100%

オ 資金の移動

「会計単位又は経理単位間で資金の移動を行うことはあるか」という質問に対しては、事務局を除き、各施設においては資金の移動を行うことはないとの回答を得た。事務局においては、会計単位間の資金移動は、主に一般会計から特別会計への資金移動、経理区分間の資金移動は、事務局と各施設相互間での移動であり、移動資金の財源は事業団独自の事業収入及び県等からの補助金等であるとの回答であった。

カ 採算

「事業単独で採算は取れているか」との質問に対して、7割近くの施設において採算が取れているとの回答を得た。

回 答	回答数	回答率
採算は取れている	25	69%
採算は取れていない	5	14%
未回答	6	17%
合計	36	100%

① 事業ごとの収支分析

「事業ごとの収支分析はできているか」という質問に対して、32施設において収支分析はできているとの回答を得た。その分析頻度は下表のとおりであり、75%の施設において、収支分析が毎月行われている。

回 答	回答数	回答率
毎月	24	75%
四半期	3	9%
半期毎	1	3%
定例会議ごと	3	9%
未回答	1	3%
合計	32	100%

② 今後の課題

「今後の事業毎の独立採算を確保するための課題は何か」という質問に対する回答をまとめたものが下表である。稼働率の維持、向上をあげた施設が多く、固定費回収の側面からも各施設の稼働率向上が大きな課題であることが分かる。

回 答 (複数回答)	回答数	回答率
入所等の稼働率の維持、向上	16	37%
収益増加	8	19%
人員の適正配置	5	12%
コストの削減	4	9%
積立金の確保	3	7%
その他	7	16%
合計	43	100%

(2) 現金等の管理

現金、預金、切手、収入印紙の管理状況について、各施設及び事務局にアンケートを実施した。

ア 受払記録、マニュアル

「現金及び切手・収入印紙等に関する受払記録があるか」という質問に対しては全ての施設において、「受払記録がある」との回答を得た。また、すべての施設において現金等の取扱に関するマニュアルが整備されており、そのマニュアルに基づき日々の受払いが行われているとのことであり、誤りが発生しやすい現金等の現物管理について、明確な規定に基づき日々の処理が行われていることが推察される。

① 会計帳簿との一致及び上席者の確認

現金等の受払記録と会計帳簿の一致については、当然のことであるが、すべての施設及び事務局において一致しているとの回答を得た。また現金等の受払い記録を上席者がチェックしているかという質問に対しても同様に、すべての施設及び事務局において上席者による承認印の押印等のチェックが行われているとの回答を得た。

イ 病院の現金管理

病院（中央病院、西播磨病院）に対しては、別途窓口での収納業務に関してアンケートを実施した。

① 収納業務

2院とも収納業務は職員自らが実施しており、釣銭用の小口現金及び診療報酬窓口収入に区分して管理しているとの回答を得た。

② 銀行への持ち込み

2院とも窓口現金の銀行への持ち込みは毎営業日行われているとの回答であった。診療時間外（夜間等）の現金収納はいずれの病院でも発生しないとのことであり、院内において余剰現金を持たないようにしていることが窺える。

ウ 現物調査

「現金、切手、収入印紙等について、現物調査を実施しているか」という質問に対して、全ての事務局及び施設において定期的な現物調査が行われているとの回答を得た。また、現物調査に関する職務分掌についても、すべての事務局及び施設において実施者と管理者の役割分担が明確になされているとのことであった。盗難、紛失等のリスクが高い現物資産については厳正なルールに基づく管理が求められており、各施設からの回答結果からは一定レベルの内部統制が整備されていることが推察される。

また、現物調査に関するマニュアルの有無については、下表のとおり多くの施設においてマニュアルはないとの回答であったが、その多くは現金取扱要領等に基づいて現物調査が行われているとのことであり、大きな問題はないと考えられる。しかし、現金、切手、収入印紙等は盗難、紛失等のリスクが高い現物資産であることから、社会福祉事業団として現物調査に関する一律の規定を作成し、各施設において共通した事務処理手続を踏むことも厳正な現物管理の観点からは望ましいと考えられる。

回 答	回答数	回答率
現物調査に関するマニュアルがある。	4	11%
現物調査に関するマニュアルはない。	32	88%
合計	36	100%

エ 会計上の残高との一致

「現物調査した現金等の残高と会計上の残高が一致していることを確認しているか」との質問に対しては全ての事務局及び施設において、会計上の残高との一致を確認しているとの回答を得た。いずれの施設においても毎日又は月次で会計帳簿と現物資産の残高が一致していることを確認しているとのことであった。

① 収納現金と電算領収書の一致（病院）

病院2院（中央病院、西播磨病院）に対して、「収納現金と電算領収書が一致していることを日々確認しているか」との質問を実施したところ、2院とも毎日確認を行っているとの回答を得た。病院では多額の現金を取り扱うため、人為的なミスが発生しやすいことが予想されるため、日々の適切な事務処理の継続が重要である。

② 現金過不足の発生

「現金に過不足が発生することはあるか」との質問に対する回答は下記のとおりである。

約3割の施設において、現金過不足が発生することがあるとの回答であった。発生した場合は、原因を追究し対処するが、最終的に差異を解決できなかった場合は財務処理を行うとのことである。現金の取扱に関しては、紛失、盗難等のリスクや人為的なミスが発生するリスクが高いため、現物の調査を適切な担当者が行うとともに、過不足が発生した場合には原因の追及も含め所定の規定に基づき適切な対処が行われることが望まれる。

回 答	回答数	回答率
現金過不足が発生することがある。	10	28%
現金過不足が発生することはない。	26	72%
合計	36	100%

オ 預金残高の確認

「預金残高について、帳簿残高と銀行残高の一致を確認しているか」との質問に対しては、全ての事務局及び施設において一致を確認しているとの回答であった。

また、帳簿残高と銀行残高の一致を確認する際に、上席者による承認印の押印等、チェック機能が働いているかという質問に対する回答は下表のとおりであった。多くの施設においては上席者による承認が行われているとのことであったが、約1割の施設では上席者によるチェック機能が十分に実施されていないおそれがある結果となった。預金口座及びその残高の管理も現金等の現物資産と同じく厳正に行われる必要があり、定期的な上席者又は適切な管理者による口座残高のチェックが必要であると思われる。

回 答	回答数	回答率
上席者の承認印等チェック機能が働いている。	32	89%
上席者の承認印等チェック機能が働いていない。	4	11%
合計	36	100%

カ 預り金（病院）

病院2院（中央病院、西播磨病院）に対して、「患者からの預り金（診療費の前受金、患者からの依頼による個人のお金の預り等）はあるか」との質問を実施した。2院とも患者から金銭を預かることはないとの回答であった。

(3) 固定資産の管理について

ア 現物調査の実施

「固定資産（設備・備品等）に関して、現物調査（実査）を定期的実施しているか」という質問に対する回答は下記のとおりである。大多数の施設において現物調査を実施していると回答している。固定資産の実査に関しては別の項で詳しく記載しているのでそちらを参照願いたい。

回 答	回答数	割合
実施している	31	86%

実施していない	5	14%
合計	36	100%

① 固定資産の管理規程

固定資産の管理規程はすべての施設で存在しているとの回答であった。これは事業団の規則が各施設で適用されている為であると思われる。

② 実査に関するマニュアル

「実査に関するマニュアルはあるか」という質問に関する回答は下記のとおりである。実査マニュアルは必ずしも必要というわけではないが、事業団では固定資産を各施設で管理している為実査も各施設で行っており、マニュアルにより実査に関して一定の品質レベルを確保するという効果が期待できるので存在する方が望ましいと思われる。

回 答	回答数	割合
マニュアルがある	7	19%
マニュアルがない	28	78%
未回答	1	3%
合計	36	100%

③ 実施方法

「実査をどのように実施しているか」という質問に関する回答は下記のとおりである。取得・廃棄時にしか現物確認を行っていないと取れる回答があるなど、実査方法にばらつきが見られる結果となった。

回 答	回答数	割合
台帳と現物の照合	26	72%
照合の際実査済みのものにはシールをはる	5	14%
取得、廃棄時に現物確認	5	14%
合計	36	100%

④ 権限と責任の分離

「権限と責任は明確に区分できているか（実施者と管理者との役割分担、内部牽制機能の充実性）」という質問に関する回答は下記のとおりである。区分されていると回答している施設が殆どであり、一定レベルの内部統制は確保されている施設が多いのではないかと推定される。

回 答	回答数	割合
権限と責任が区分されている	34	94%
権限と責任が区分されていない	2	6%
合計	36	100%

⑤ 実施周期

「実査は実査日及び実施頻度等を予め計画しそれに従い実施しているか」という質問に関する回答は下記のとおりである。多くは年度末に実施しているが、必要に応じて実施している施設も見受けられる。

回 答	回答数	割合
年度末	17	72%
計画と実際が異なるが実施	3	14%
その他	6	14%
合計	36	100%

⑥ ナンバリング

「固定資産のナンバリング管理をし、現物には管理シールの添付はあるか」という質問に関する回答は下記のとおりである。また、「現物とナンバリング管理をしている帳簿（固定資産台帳）とが照合可能なものとなっているか」という質問に対してもほぼ同様の回答となった。実査時において現物を正確に特定するには管理シールの添付が非常に有効であるが、添付していない施設が4割近く存在するなど固定資産の管理に関してはまだまだ課題が多いのではないかとと思われる。なお、現在事業団では管理水準を高めるべく備品管理システムを導入中であるとのことである。

回 答	回答数	割合
添付をしている	22	61%
添付していない	14	39%
合計	36	100%

イ 実査結果の記録管理

① 会計帳簿と台帳の一致、実査資料の保管

「会計帳簿と固定資産台帳は一致しているか」という質問に対しては当然のことながら全ての施設で一致していると回答している。また「実査した帳簿及びその帳簿の裏付けとなる資料は保管されているか」という質問に関する回答は下記のとおりである。実査資料を保管していない施設が存在しているが、固定資産の実在性、網羅性に関する重要な証拠であり、また後日参照する事も考えられるので可能な範囲で保管する事が望ましい。

回 答	回答数	割合
保管されている	30	83%
保管されていない	6	17%
合計	36	100%

② チェック機能

「実査の帳簿上、実施者と管理者の押印のようなチェック機能が働いているか」という質問に関する回答は下記のとおりである。3割近くの施設で固定資産実査結果の承認がないと回答しており、内部統制の課題を示す結果となった。

回 答	回答数	割合
チェック機能がある	26	72%
チェック機能がない	10	28%
合計	36	100%

ウ 更新、修繕が必要な固定資産について

① 修繕、改修に係る資料作成

「修繕・改修計画書等一定の修繕にかかる見通しを客観的資料として作成しているか」という質問に関する回答は下記のとおりであり、全ての施設で作成しているとの回答を得た。また、「上長の押印等チェック機能が働いているか」という質問に対しては当然のことながら全て内部承認を得ていた。

② 資金繰りの考慮

「修繕計画等を織り込んで資金繰りを考えているか、資料があるか」という質問に関する回答は下記のとおりである。「作成していない」と回答している施設があるが、修繕規模が大きくなると事業団全体の資金繰りにも影響するので、資料は作成していなくとも事務局との相談は実施しているであろうとは推測される。

回 答	回答数	割合
作成している	30	83%
作成していない	5	14%
未回答	1	3%
合計	36	100%

エ 遊休、低稼働率機器等について

「遊休または稼働率の低い機器等の有無に関して把握、リストアップされているか」という質問に関する回答は下記のとおりである。把握、リストアップできていない施設が6割を超えており、資産の有効利用に対する意識が低いのではないかと疑わざるを得ない結果となった。

回 答	回答数	割合
把握、リストアップできている	11	31%
把握、リストアップできていない	22	61%
該当なし	3	8%
合計	36	100%

① 遊休、低稼働率定義

「遊休または低稼働率という定義はあるか」という質問に関する回答は下記のとおりである。回答を見る限り、「定義あり」と回答している施設でも明文はないと推測される。固定資産及び受託固定資産の効率的利用という観点からは本来、事務局が各施設に定義・範囲等を示して遊休・低稼働率機器等をリストアップして提出させ、重要なものについてはその有効利用を事業団全体として検討することが望ましいと思われる。

回 答	回答数	割合
定義あり	15	42%
定義なし	17	47%
未回答	4	11%
合計	36	100%

② 遊休設備・機器等の有無

「遊休設備・機器等はあるか」という質問に関する回答は下記のとおりである。ここで未回答の施設は遊休資産の有無自体を把握していないのではないと思われる。資産の金額等の重要性は不明であるが、遊休資産がある、または未回答の施設を合わせると全体の44%と全体の半数近くにのぼっており、例えばある施設での遊休資産を他の施設で利用する等、事業団全体で資産の有効利用を図っていくことが望まれる。

回 答	回答数	割合
遊休資産がある	8	22%
遊休資産はない	20	56%
未回答	8	22%
合計	36	100%

③ 遊休資産の利用見込み

「遊休設備・機器等があれば、利用見込みがあるか」という質問に関する回答は下記のとおりである。非常に古い型の機器等、この先も全く利用見込みがないものは廃棄する事が望ましい。

回 答	回答数	割合
業務全体の状況をみながら使用	5	50%
必要に応じて他経理区分に管理替を行い有効活用している	3	30%
その他	2	20%
合計	10	100%

オ 減価償却について

「固定資産について、減価償却は規則的に行っているか」という質問に関しては、当然の事ながら全て規則的に償却しているとの回答を得た。

カ 固定資産の購入及び修繕等の発注に関する手続き

① 購入等に関する規程・マニュアル

「購入等に関する規程・マニュアルはあるか」という質問に対しては、全て規程・マニュアルがあるとの回答を得た。具体的には会計規則及び会計規則細則に基づいているとの事である。また病院2施設については、医療器具等購入の際に使用目標、採算性を事前に検証しているとの記載があった。

② 購入契約

「購入等は競争入札または相見積もりによっているか、随時契約または指定買を行う場合の基準は明確か」という質問に対しては全て基準があるとの回答を得た。これも具体的には会計規則及び会計規則細則に基づいているとの事であった。

(4) 債権管理について

ア 長期延滞債権(延滞期間6ヶ月以上)について

「長期延滞債権(延滞期間6ヶ月以上)が存在しているか」との問いに対しては、3分の1以上の施設が存在していると回答している。ただしここでは金額にハードルを設けていないので、金額的に重要性がないものも含まれている。

回 答	回答数	割合
長期延滞債権あり	14	39%
長期延滞債権なしまたは該当なし	22	61%
合計	36	100%

① 定義

「長期延滞債権という定義付けはあるか」という質問に関する回答は下記のとおりである。施設間で認識が異なっている可能性はあるが、定義ありと回答している施設が多い。

回 答	回答数	割合
定義あり	33	92%
該当なし	3	8%
合計	36	100%

② 回収方法

「長期延滞債権の回収方法に関するマニュアルがあるか」という質問に関する回答は下記のとおりである。「未収金に関する債権事務取扱手順書」がそのマニュアルに該当するとの事であった。

回 答	回答数	割合
マニュアルがある	34	92%
該当なし	2	8%
合計	36	100%

③ 資産保全

「長期延滞債権に対して、債務弁済契約の締結(担保等の確保含む)等適切な資産保全を実施しているか」という質問に関する回答は下記のとおりである。長期延滞債権が存在していると回答した施設が14であったので整合性が取れていないが、いずれにせよ多くの施設で資産保全措置が取られている事が分かる。

回 答	回答数	割合
資産保全を行っている	15	42%
資産保全を行っていない	3	8%
該当なし	18	50%
合計	36	100%

④ 回収

「長期延滞債権がある場合、回収の目途はあるか」という質問に関する回答は下記のとおりである。回収のめどが立たない債権が存在していると回答した施設が2施設ある。

回 答	回答数	割合
回収できる	11	31%
回収のめどがない	2	5%
該当なし	23	64%
合計	36	100%

⑤ 回収

「長期滞留債権の回収のため、弁護士・回収代行機関等外部の第三者を利用することはあるか」という質問に関する回答は下記のとおりであり、全体の3分の1程度で第三者による回収を行っているという結果になった。

回 答	回答数	割合
利用している	12	33%
利用していない	5	14%
該当なし	19	53%
合計	36	100%

イ 長期延滞債権管理

① 長期延滞債権経過報告書

「長期延滞債権(延滞期間6ヶ月以上)が存在している場合、その管理に関する記録は整備されているか」との質問に対して否と回答した施設はゼロであった。また「長期延滞債権にかかる経過報告書は、時系列で内容を追えるような、具体的かつ客観的に分かりやすいものとなっているか」という質問に関する回答は下記のとおりである。「未収金に関する債権事務取扱手順書」に請求や管理の為の様式が定められており、それらを利用するとある程度分かりやすく管理できるものとなっているのではないかと考えられる。

回 答	回答数	割合
具体的かつ客観的になっている	18	50%
具体的かつ客観的になっていない	2	6%
該当なし	16	44%
合計	36	100%

② チェック機能

「(債権管理について) 上長の押印等チェック機能が働いているか」という質問に関する回答は下記のとおり、殆どの施設で機能していると回答してきている。延滞債権等の不良債権に対しては法人内での報告及び承認という手続きが内部統制上重要である。

回 答	回答数	割合
チェック機能が働いている	26	50%
チェック機能が働いていない	1	6%
該当なし	9	44%
合計	36	100%

ウ 徴収不能引当金について

① 徴収不能処理ルール

「徴収不能処理(貸倒処理)に関する明確なルールがあるか」という質問に関する回答は下記のとおりである。具体的には「未収金に関する債権事務取扱手順書」及び会計規則に従って処理されている様である。

回 答	回答数	割合
債権管理事務取扱手順書による	22	61%
発生年度3年経過した段階で徴収不能処理を行う	5	14%
その他	5	14%
該当なし	4	11%
合計	36	100%

② チェック機能

「徴収不能処理(貸倒処理)を行うには稟議決済等、上長等の承認が必要になっているか」という質問に関する回答は下記のとおりである。貸倒処理に対しては法人内での報告及び承認という手続きが内部統制上重要であり、法人内に一定レベルの内部統制が存在していることが窺える。

回 答	回答数	割合
上長の承認あり	32	89%
該当なし	4	11%
合計	36	100%

③ 病院施設特有の債権管理について

病院についてアンケートを実施した施設は2施設であり、通常の回収サイクルから外れた未収入金のレセプト等の管理、返戻・査定減等されたレセプトの管理は両施設とも適切な管理を行っているとの回答を得た。

(5) 人件費管理について

ア 勤怠管理

① 管理簿の作成及び承認

「時間外勤務及び出勤状況の把握のために管理簿(時間外勤務計算書、出勤簿等)を作成しているか」、また「管理簿には、担当者印および上長の承認印が押印され内部統制が機能しているか」という質問に関する回答は全ての施設で「作成している」「押印している」との回答であった。

② 残業時間分析、管理

「残業時間の発生原因を具体的に分析しているか、また分析結果に基づき、減らす方策を具体的に立てているか」という質問に関する回答は下記のとおりである。事業団内には多様な施設がある為統一的な管理方法は難しいのかもしれないが、施設種別毎により効率的な管理方法を検討する余地はあるのではないかと思われる。

回 答	回答数	割合
分析なし	5	14%
具体的分析なし 日々超勤の縮減に勤めている	7	19%
残業内容記入	5	14%
各部署で検討	5	14%
発生状況を運営会議で分析検討、発生原因になる欠員等の早期解消に努める	3	8%
その他	11	31%
合計	36	100%

イ 人事管理

「業務内容や必要性を考慮し、嘱託職員や臨時職員の採用を行っているか」「繁忙時期に合わせて職員数を変更する等の効率的な職員配置を行っているか。」「職員の勤務評定は適切に実施しているか」という質問に対しては当然のことながら全ての施設につき適切に実施しているとの回答であった。

(6) 指定管理について

ア 指定管理者としての事業運営

① 目的への貢献

「行政目的達成に貢献しているか、その具体的理由は何か」という質問に関する回答は下記のとおりである。具体的理由としては地域福祉に寄与する公益性の高い事業である、との回答が多かった。

回 答	回答数	割合
貢献している。	25	70%
該当なし	11	30%
合計	36	100%

② 指定管理料に関する支出

「指定管理料が、指定管理者としての事業以外の事業の支出に充てられることがあるか」という質問に関する回答は下記のとおりである。指定管理者としての事業以外の事業の支出に充てられることはないという回答であった。

回 答	回答数	割合
事業以外の支出なし	22	61%
事業以外の支出あり	0	0%
該当なし	14	39%
合計	36	100%

③ 事業評価

「定期的に事業の評価を行っているか」という質問に関する回答は下記のとおりである。頻度や評価の方法はそれぞれ異なっているが、指定管理契約の多くの施設では事業に関して何らかの評価が行われていることが分かる。

回 答	回答数	割合
定期的評価を行っている	24	67%
該当なし	12	33%
合計	36	100%

④ 評価結果の有効利用

「評価を次年度以降有効利用するための具体的方法」という質問に関する回答は下記のとおりである。今年度の評価を現場にフィードバックさせるという回答が多い。

回 答	回答数	割合
改善すべき点を把握することにより現場にフィードバックさせる	12	33%
その他	7	20%
該当なし	17	47%
合計	36	100%

イ 外部への業務委託

「外部に業務の一部を委託する場合、競争入札によっているか。」という質問に関する回答は下記のとおりである。契約に関する規程は事業団会計規則に定められており、詳しくは他の項で述べる事とするが、合理的理由がある場合には随意契約によるものとされている。また、「委託業務の内容が業務仕様書通りに行われていることを定期的に

検証しているか。」「業務仕様書の業務内容に無駄や要改善事項がないか、定期的に内容を見直しているか。」等その他の質問も行ったが、否と回答した施設は全くなかった。

回 答	回答数	割合
競争入札による	29	81%
該当なし	7	19%
合計	36	100%

(7) 事業受託について

ア 受託者としての事業運営

① 目的への貢献

「行政目的達成に貢献しているか、その具体的理由は何か」という質問に関する回答は下記のとおりである。具体的理由としては地域福祉に寄与する公益性の高い事業である、との回答が多かった。

回 答	回答数	割合
貢献している	17	47%
該当なし	19	53%
合計	36	100%

② 事業評価

「定期的に事業の評価を行っているか」という質問に関する回答は下記のとおりである。頻度や評価の方法はそれぞれ異なっているが、多くの施設で事業評価を行なっているとの回答であった。

回 答	回答数	割合
定期的評価を行っている	11	31%
該当なし	25	69%
合計	36	100%

③ 評価結果の有効利用

「評価を次年度以降有効利用するための具体的方法」という質問に関する回答は下記のとおりである。次年度の事業計画に反映している施設が多い。

回 答	回答数	割合
前年度の事業報告を基に次年度の事業計画を立案している	7	19%
その他	3	8%
該当なし	26	72%
合計	36	100%

イ 「外部に業務を委託する場合、競争入札によっているか」という質問に関する回答は下記のとおりである。契約に関する規程は事業団会計規則に定められており、詳しくは

他の項で述べる事とするが、合理的理由がある場合には随意契約によるものとされている。

回 答	回答数	割合
競争入札による	12	33%
該当なし	24	67%
合計	36	100%

(8) 事務局のみへの質問事項について

以下の項目は（本部）事務局の専属業務に関する質問及び回答である。質問及び回答とも事務局のみである為、箇条書き形式で記載することとする。

ア 人件費の管理について

人件費の管理についての主な質問項目及び回答は以下のとおりである。

- ① （質問） 個々人の能力等が反映される給与体系となっているか。
（回答） 平成14年度から職務能力に応じた職能給制度を取り入れ、人事考課要綱に基づいた人事考課の結果を職能給に反映している。
- ② （質問） 県からの派遣職員の人件費は、事業団のプロパー職員の人件費に比べて高くなっていないか。
（回答） 事業団からは一部の手当しか支給していないため、事業団から支給している額そのものは高くはない。
- ③ （質問） 人員の配置基準はあるか。
（回答） 法令等の配置基準を基本に定員を設定している。
- ④ （質問） 人員の配置基準の見直しの予定はあるか。
（回答） 毎年度、事業・組織ヒアリングを行い、業務量等に応じ見直しを行っている。
- ⑤ （質問） 県からの派遣職員は、配置上有効なポジションに配置され、組織上有効に機能しているか。
（回答） 管理監督職として固有職員の指導的役割を果たすポストに配置され、有効に機能している。

②の県派遣職員の人件費については事業団としても一部しか負担しておらず、事業団へ派遣させた職員の人件費の県負担分と、事業団に支給した県派遣職員にかかる人件費補助金分とを合わせた人件費総額を、県自らが一元管理し、事業の有効性評価等県派遣職員の人件費管理を行う必要があると思われる。詳細については、「第2章 II 事業団の概観の理解 3. 役員及び職員について」を参照願いたい。

イ 情報開示について

事業団の情報開示についての主な質問項目及び回答は以下のとおりである。

- ① (質問) 県民への情報開示に関して、独自に工夫されている点はあるか。
(回答) 以下のことを行っている。
・ホームページへの掲載
・法人パンフレットの作成
・施設毎の広報誌作成
・他団体広報媒体への掲載
事業団情報公開規則を定め、県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた事業団の運営を行っている。
- ② (質問) 情報開示の自助努力の効果の程度を、測るための客観的な基準を設けているか。
(回答) 施設等の利用実績及び収入の増減等
- ③ (質問) 情報開示を行った後、フィードバック分析を行い情報開示の効果を検討しているか。
(回答) 幹部会議等にて毎月の利用実績等の比較検討を行っている。
- ④ (質問) 業績評価に関して、事業団内に、自己評価委員会に類するものは設置されているか。
(回答) 平成22年度中に「新経営10か年計画評価検討委員会」(仮称)を設置し、評価基準を定める→定められた評価基準に基づき、「新経営10か年計画推進本部会議」「新経営10か年計画推進委員会」にて評価を実施予定
- ⑤ (質問) 措置施設については、利用者本位のサービスの提供のためどのように取り組んでいるか。
(回答) 個性と魅力ある施設づくり計画の策定のもと、オンリーワンの施設を目指している。
①施設機能の充実
②利用者の人権と個人の尊厳に配慮したサービスの提供
③利用者にとって安全で安心なサービスの提供
- ⑥ (質問) 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されているか。
(回答) 苦情受付担当者、苦情解決責任者を定め、施設内に苦情解決の体制を掲示している。
- ⑦ (質問) 第三者委員を設置して適切な対応を行っているか。
(回答) 事業団の監事と元短期大学教授を第三者委員として任命し、適切な助言等をいただいている。
- ⑧ (質問) 入所者等からのサービスにかかる苦情内容及び解決結果が公表されてい

るか。

(回答) 今後、検討していく。

⑨ (質問) 福祉サービス第三者評価事業に基づく第三者評価を受審し、その結果の公表を行っているか。

⑩ (回答) 障害施設においては、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に基づく自己評価を実施しており、その結果の公表は検討中である。高齢者施設は毎年1施設、第三者評価を受審しており、また、認知症対応型共同生活介護事業所及び高齢者施設はWAM-netで公表している。

⑥の苦情解決の仕組み周知という事に関してはインターネットのホームページで苦情解決の制度、連絡先等を公表している社会福祉事業団も多い。兵庫県社会福祉事業団のホームページを見る限りは今現在まだこのような開示はされていない様であるが、今後の検討が望まれる。

また、⑧に関しても入所者等からのサービスにかかる苦情内容及び解決結果を公表する事により、入所者等の要望に関して事業団の考え方や対処を示し、入所者等の不満を和らげる効果がある他、事業団が施設の改善に向けて努力している事をアピールでき事業団のPRにもつながると考えられる。個人情報保護の観点から個人が特定されない様にする事が必要であるが、可能な範囲で公表し、業務の改善につなげていく事が望まれる。

⑩に関しても第三者評価の公表により事業団の業務に関しての信頼をより得る事ができ、また業務改善のモチベーションにもつながると考えられる為、今後も積極的に受審、公表する事が望まれる。

ウ 指定管理料について

指定管理料についての主な質問項目及び回答は以下のとおりである。

① (質問) どのような方式(公募、指名入札、随意契約等)により指定管理者として決定されたか。

(回答) 随意契約

② (質問) 指定管理料に対応する原価の把握はできているか。また、どのように原価把握を実施しているか。

(回答) 指定管理料に余剰が発生した場合には、精算返納となるため精算額(指定管理料決算額)が原価となる。

兵庫県との指定管理契約については3年毎に基本協定を締結し、年度ごとに年度協定を締結している。各施設については指定管理が始まる前から兵庫県社会福祉事業団が継続して受託運営していた。今回は兵庫県社会福祉事業団が監査対象である為兵庫県の随意契約までは調査しておらず、随意契約とした理由は不明であるが、一般的に考えて特別養護老人ホームや病院等、現在指定管理している施設の一部に関しては他の事業者も

運営する能力を持っていると考えられる。この先も長く随意契約により兵庫県社会福祉事業団が継続して運営し続ける事に関しては検討の余地があるのではないかとと思われる。

また、②の様に指定管理料は現在兵庫県との間で精算を行っているが、指定管理者のインセンティブを発揮させ、事業団の自律経営を図る観点からは実績精算を行わないとするべきである。これについては他の箇所でも改めて検討する。

エ 委託料について

委託料についての主な質問項目及び回答は以下のとおりである。

- ① (質問) どのような方式(公募、指名入札、随意契約等)により委託を受けたか。
(回答) 随意契約
- ② (質問) 委託料に対応する原価の把握はできているか。また、どのように原価把握を実施しているか。
(回答) 委託料に余剰が発生した場合には、精算返納となるため精算額(委託料決算額)が原価となる。

委託に関しても上記の指定管理の場合と基本的に同じであり、この先も長く随意契約により兵庫県社会福祉事業団が継続して運営し続ける事に関しては検討の余地があるのではないかとと思われる。

オ 補助金について

兵庫県からの補助金についての主な質問項目及び回答は以下のとおりである。

- ① (質問) 公益上必要と考えられる理由
(回答) 社会福祉に寄与した公益性のある事業であるため、県の行政目的達成に十分寄与しており、県の福祉行政の円滑な推進に寄与するための補助である。
- ② (質問) 補助金に対応する原価の把握はできているか。
また、どのように原価把握を実施しているか。
(回答) 補助金に余剰が発生した場合には、精算返納となるため精算額(補助金決算額)が原価となる。
- ③ (質問) 実績報告にかかる審査時期以外に、県から定期的に指導・監督をされているか。
その場合、どの程度の頻度で行われていますか。
(回答) 県の予算査定時に見直し等が行われる。年2回
6月：県追加財政需要
2月：県2月補正

- ④ (質問) 県からの指導・監督に対して、意見や要望等があるか。
(回答) 必要性をよく議論させていただきたい。

兵庫県からの補助金については「兵庫県健康福祉部補助金交付要綱」に準拠して交付されている様である。補助金自体の効果測定やその判断基準等に関しては兵庫県の担当部局に対して質問を行っており、別項にて検討する事とする。

カ 事業報告及び新経営10か年計画(骨子)について

「新経営10か年計画」とは、「兵庫県社会福祉事業団が今後10年を見据えて、自ら考えて主体的に行動する「自律」的な事業団経営を進めていく為、人材や組織、経営基盤など、今後の事業団を支える体制も自律型へと大きく自己改革させていく方策を定めた計画」である。「新経営10か年計画」は平成20年7月から策定委員会及び有識者会議により検討が開始され、平成21年5月に策定された。兵庫県社会福祉事業団のホームページにはその計画の骨子とその内容を検討した会議の議事録が掲載されている。

新経営10か年計画によると、事業団が今後10年間に取り組む重点目標として

- 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す
- リハ医療の実践と障害・高齢者支援の牽引役を目指す
- 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す

が掲げられている。

また、事業団が今後10年間に取り組むべき事業等としては

1. 利用者本位のサービスの提供

- 利用者本位で質の高いサービスの提供
- 個性と魅力ある施設の実現
- 障害者の自立支援と障害者雇用の推進

2. 地域で支え合う仕組みづくり

- 地域ケア・リハネットワークモデル(地域リハ拠点)の構築
- 地域の福祉人材の育成支援
- 地域に開かれた施設運営
- 障害者雇用の推進(再掲)

3. 医療と福祉の連携による事業推進

- 医療・福祉の連携モデル事業の実施
- リハ医療・福祉に関する専門的情報の発信
- 新たな課題への挑戦

4. 人材育成と働きがいのある職場づくり

- 人材の確保・育成
- 人事・組織マネジメントの強化

5. 経営基盤の安定・強化

- 基本方針
前期5年(平成21~25年度):「経営基盤の確立」
後期5年(平成26~30年度):「経営基盤の安定・強化」
- 財務管理の強化

● 主な施設の経営目標

が掲げられている。上記記載は多少抽象的であり内容が分かりにくい、「新経営10か年計画（骨子）」のPDFファイルが兵庫県社会福祉事業団のホームページに添付されているので、計画の具体的な内容はそちらを参照願いたい。

事業団では当該計画に基づき、平成21年～平成25年の5年間にわたる実施計画を策定し、3年ごとにその計画の評価・見直しを行う事としている。また、事業内容の進捗状況が図れるよう、各事業ごとに評価指標を導入し、目標値が数値化できる事業については可能な限り具体的な数値目標を設定し、指標の達成度に関する客観的評価を行う「定量評価」を行うとしている。

事業報告及び新経営10か年計画（骨子）についての主な質問項目及び回答は以下のとおりである。

- ① （質問） 各種事業の重点的な取り組み等を提言しているが、具体的に数値化されたものはあるか。
- （回答） ・新経営10か年計画・実施計画に平成25年度までの数値目標を一部明示している
・平成22年度中に「新経営10か年計画評価検討委員会」（仮称）を設置し、定量評価が必要な項目については、数値目標を定める予定としている。
- ② （質問） 関係市町村との連携は具体的にはどのような内容か。
- （回答） 【市町との連携】
・施設行事（地域交流行事等）への市町からの協力
・市町行事への施設からの協力
・市町自立支援協議会等との連携
・災害時等における施設の地域防災拠点機能の提供、防災協定の締結
【市町単独事業にかかる受託】
・地域包括支援センター等の運営
・地域生活支援事業の充実
・相談支援機能の充実
- ③ （質問） 平成20年度事業報告において、職員提案制度の活用とあるが、その職員提案の方法、評価プロセス及びフィードバックのプロセスは具体的にはどのようなものなのか？
- （回答） 年度毎にテーマ・期限を設定して募集（事務局）→所属長の意見を付して提出（施設）→提案審査会の実施（事務局及び会長が指名する職員）→優秀と認められた提案について表彰し、その提案について実践・事業化に努める（事務局）
- ④ （質問） 平成21年度事業報告において、『平成22年度から清水が丘学園整備事

業へとつながった』とあるが、経理区分単位上の清水が丘学園と何が違うのか。整備事業とは何か。

- (回答) ・平成 21 年度に有識者による「清水が丘学園あり方検討委員会」(県主導)へ参画→提言の中で、老朽化した施設の改築整備が盛り込まれる→県事業として平成 22 年度から「清水が丘学園整備事業」の実施決定(具体的には、施設の新築及び旧施設の解体)
- ・整備経費は原則として県執行(一部事業団に委託)
 - ・経理区分上の清水が丘学園と同一

(質問) いろいろな事業に対して、『取り組んだ』や『実施した』とあるが、それによりどのような効果が表れたのか。それを分析した資料は存在するか。

(回答) 事業範囲の拡大、利用率、サービスの質の向上、成果物(マニュアル等)の作成等につながっている。施設ごとに事業評価表等を作成している。

(質問) 経営収支会議の議事録があるが、アドバイザーからの提言に対して、具体的にどのように取り組み、また、効果が出ているか。

(回答) 議事録を作成
事務局運営会議で報告及び対応を協議
管理会計を一部導入し、経営基盤の安定化に活用

(9) 県部局への質問事項について

「1. アンケート実施対象施設」で述べた様に、各施設が受取る補助金に関しては補助金の支給主体である兵庫県に対して質問を実施し、兵庫県社会福祉事業団運営事業、リハビリ研修・交流事業費、ふれあいスポーツ事業推進費、兵庫県地域リハビリテーション支援センター運営事業の 4 補助事業に関して回答を得た。なお、以下の表中では「運営事業」⇒兵庫県社会福祉事業団運営事業、「研修等事業」⇒リハビリ研修・交流事業費、「スポーツ事業」⇒ふれあいスポーツ事業推進費、「地域リハ」⇒兵庫県地域リハビリテーション支援センター運営事業という様に略称を用いている。

ア 施設への補助金について

補助金の適切性、効果の測定、効率性等についての主な質問項目及び回答は以下のとおりである。

① 補助金の適切性

「補助金の事業対象は適切か、公益上必要と考えられる理由はどのようなものか」という質問に対する回答は下記のとおりである。理由は異なるが 4 事業とも補助金の必要性について強調した結果となっている。

補助事業	回 答
運営事業	県立施設を管理運営する事業団の健全な育成を図り、福祉行政の円滑な推進に資するために必要。

研修等事業	リハビリ関係者の資質向上を図る等を目的に設置された県立施設であり、センターが実施すべき事業、人件費等に補助を行うことは、センターの適切な管理運営を行うために必要
スポーツ事業	専門的知識等を有する事業団職員の人件費や運営費を補助することは、事業の円滑な推進に資するために必要。
地域リハ	高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせる「総合的なケア・リハ体制の構築」に対する補助であり、地域で支え合う仕組みづくりの推進のために必要

② 補助事業の効果測定等

「補助事業の効果測定及びフィードバック並びに有効性の判定は適切に行われているか。」という質問に対する回答は下記のとおりである。リハビリ研修・交流事業についての回答が他と異なっているが、公社等現況調査については当該事業についても対象となっていると思われるので、実質的には同一の回答となると考えられる。

補助事業	回 答
運営事業、研修等事業、スポーツ事業	公社等現況調査等により、公社等の経営状況全般について、「公社等経営評価委員会」による点検・評価を行っている。
地域リハ	実績報告書等に基づき、庁内関係課からなる会議等の場において、事業成果について評価を行っている。

③ 効果測定の方法

「効果測定の具体的な方法はどのような内容か」という質問に対する回答は下記のとおりである。リハビリ研修・交流事業については未回答となっているが、公社等現況調査については当該事業についても対象となっていると思われるので、実質的には同一の回答となると考えられる。

補助事業	回 答
運営事業、研修等事業、スポーツ事業	補助金ごとに、事業概要、点検の視点を踏まえた評価、評価の理由・根拠を整理して点検・評価を行っている。
地域リハ	未回答

④ 効果測定の判断基準

「効果測定に際して用いる判断基準はあるか」という質問に対する回答は下記のとおりである。リハビリ研修・交流事業については未回答となっているが、公社等現況調査については当該事業についても対象となっていると思われるので、実質的には同一の回答となると考えられる。

補助事業	回 答
運営事業、研修等事業、スポーツ事業	事業の必要性が乏しいものではないか（必要性）、他団体で類似の事業が実施されていないか（代替性）、民間委託で効率性が図れないか（効率性）といった観点から、補助金の点検・評

	価を行っている。
地域リハ	未回答

⑤ 効果測定及びフィードバックプロセス

「効果測定からフィードバックに至る一連のプロセスは予め定められているか」という質問に対する回答は下記のとおりである。ふれあいスポーツ事業の回答が他と異なり、また、リハビリ研修・交流事業については未回答となっているが、「県行政と密接な関連のある公社等の総合調整等に関する要領」については両事業についても対象となっていると思われるので、実質的には同一の回答となると考えられる。

補助事業	回 答
運営事業、研修等事業	「県行政と密接な関連のある公社等の総合調整等に関する要領」に基づき実施
スポーツ事業	主管部局長は、公社等の運営のあり方について検証と見直しを行い、企画県民部長は公社等相互間及び県行政と公社等との総合調整を行う。
地域リハ	未回答

⑥ 補助事業の効果測定等

「行政に依存しないように補助事業を縮小するような取り組みは行われているか。」という質問に対する回答は下記のとおりである。対象補助事業の全てで補助金の項目、金額等について見直しを行っているとの回答となっている。

補助事業	回 答
運営事業、研修等事業、地域リハ	県行革プラン、公社等現況調査、毎年度の予算要求等に基づき、補助金の項目、金額等について、見直しを行っている。
スポーツ事業	公社等現況調査、毎年度の予算要求時において、補助金の項目や金額等について見直しを行っている。

第3章 監査の結果と意見

第1節 総括

兵庫県社会福祉事業団の概要及び各種分析等、また実施したアンケートの概要については第2章で述べたが、重要と思われる施設についてはアンケートの他に当該施設に往査し、ヒヤリングの実施及び関係資料を閲覧した。往査の対象施設については施設の規模及びアンケートの内容等を総合的に検討し、次の6施設を選定した。

(個別検討事業)

I 事務局
II 総合リハビリテーションセンター 中央病院 総合リハビリテーションセンター福祉管理部 救護施設 のぞみの家 特別養護老人ホーム 万寿の家 医務室（診療所） 職業能力開発施設 多機能型事業所 あげぼのの家 障害者支援施設 自立生活訓練センター 肢体不自由児療護施設 おおぞらのいえ 障害者スポーツ交流館 福祉のまちづくり研究所
III 西播磨総合リハビリテーションセンター 西播磨総合リハビリテーションセンター管理部門 西播磨病院 研修交流センター ふれあいスポーツ交流館
IV 情緒障害児短期治療施設 清水が丘学園
V 知的障害児施設・障害者支援施設・障害福祉サービス等 赤穂精華園 児童寮 赤穂精華園 成人寮 赤穂精華園 授産寮 赤穂精華園 有年事業所
VI 障害者更生センター 浜坂温泉保養荘

以下ではこれら往査の対象とした事業について個別により深く検討してゆくこととする。

第2節 社会福祉事業個別検討

I 事務局

1 施設概要

所在地及び事業内容

所在地	神戸市西区曙町 1070
主な事業内容	兵庫県社会福祉事業団が運営している社会福祉施設を効率的、効果的に管理運営するために、各施設の運営を統括的に管理している。

2 財務情報

○事業活動収支計算書推移

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
事業活動収支差額	△192,524	△243,076	△386,816	△376,991	△523,199
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	533,763	4,080	351,895	775,998	1,143,443
経常収支差額	341,238	△238,996	△34,921	399,007	620,243

(増減分析)

毎期事業活動収支差額が赤字となり、それを会計単位間や経理区分間の純収入による事業活動外収支差額で補填するという状況になっている。

平成 18 年度及び平成 19 年度については、例年より特別会計への支出が多いために事業活動外収支差額が少額となり、結果として経常収支差額がマイナスとなった。

[参考情報 特別会計繰入金収支差額]

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
特別会計繰入金収支差額	△191,680	△388,379	△447,464	△52,990	△261,600

また、事務局は、事業団全体の管理機能として役割を担っている。

そのため事務局においては、他の施設のような収入はなく、運営費補助金により人件費等の運営費を賄っているという部門である。このことから本来事務局において経常収支差額が生じるものではないと考えられる。

しかし、上表のように事務局において多額の経常収支差額が発生している。

この経常収支差額が生じた原因は、主として各施設で事業活動により生じたいわゆる利益相当分としての収支差額及び前期資金残高を事務局で集約管理するために、事業活動外収支の部における会計単位間繰入金収入及び支出や経理区分間繰入金収支にて事務局へ各施設から振り替え処理をしているため、事務局の経常収支差額が大きく膨らんだものになっている。

その影響を取り除くと次のようになる。

なお、表上後述する退職給与引当金計上不足額も合わせて表示しておく。

(単位：千円)

決算書	事業活動収支差額	△ 523,199
	就労支援事業活動収支差額	—
	事業活動外収支差額	1,143,443
	経常収支差額	620,243
修正	利益相当分収支差額純額	△ 380,886
	前期末残高	△ 230,327
修正後経常収支差額		9,030
退職給与引当金計上不足額		△ 3,690

修正後において、事務局に収支差額として9,030千円生じているが、その原因の一つとしては各施設からの利益相当分としての収支差額分の振替額が実際発生額ではなく、2月補正予算額による概算額にて処理するためその影響が収支差額に及ぼすものと考えられる。

また、あるべき事業活動収支等の段階ごとの収支を歪めている原因として、一つには事務局人件費等の間接費の各施設へ配賦する際に用いる配賦基準が、各施設への合理的な負担関係を反映していない基準であることが原因ではないかと考えられる。また、本来各施設で負担すべき支出のうち一部については、事務局にて一括計上し、各施設からは経理区分間収入により吸い上げているものがある。これが、事務局においては各施設のあるべき事業活動収支等の段階ごとの収支を歪める結果となっていることも、その一因として考えられる。

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
介護保険収入	—	—	—	—	—
自立支援費等収入	—	—	—	—	—
利用料収入	—	—	—	—	—
指定管理料収入	—	—	—	—	—
受託事業等収入	—	27,034	54,396	22,459	139,493
経常経費補助金収入	762,962	556,462	1,126,014	716,530	809,254
診療所収入	—	—	—	—	—
国庫補助金等特別積立金取崩額	—	—	—	—	—
その他経常収入	15,433	964	1,408	417	341
事業活動収入計	778,396	584,461	1,181,819	739,407	949,089
人件費支出	804,533	647,762	1,371,219	929,395	1,042,259
事務費支出	145,173	158,128	191,806	162,354	388,239
事業費支出	—	—	—	—	—
減価償却費	377	1,284	5,610	5,878	6,278
引当金繰入	20,836	20,363	—	18,770	35,512

事業活動支出計	970,920	827,538	1,568,635	1,116,398	1,472,289
事業活動収支差額	△192,524	△243,076	△386,816	△376,991	△523,199

(増減分析)

経常経費補助金収入と人件費支出は概ね連動した増減となっている。

事務局に対する補助金の内容は、事務局人件費、退職給与金、福祉医療機構退職共済掛金事業主負担分、全事協退職年金共済掛金事業主負担分、職員赴任旅費、職員健康診断実施経費等であるが、例年、これらの中で、退職給与金が補助金全体の半分以上を占め、平均すると概ね70%程度を占めている。

勤続年数にもよるが、退職職員数の増減が大きくなれば、補助金も大きく増減することになる。

事業団における退職職員数と退職給与金の推移は、下表のとおりである。

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
退職者数	62	49	97	52	80
（中途）	55	44	79	40	56
（定年）	7	5	18	12	24
金額	513,170,759	294,163,882	868,326,371	476,782,783	649,383,301
（中途）	392,044,634	193,051,475	508,199,695	173,800,189	144,469,161
（定年）	121,126,125	101,112,407	360,126,676	302,982,594	504,914,140
退職金の補助金全体に占める割合	68%	54%	80%	69%	82%

また、退職金にかかる補助金とそれに対する人件費について、他施設でかかる人件費についても事務局でまとめて計上し、各施設から会計単位間繰入金収入や経理区分間繰入金収入によりその負担分を振り替えている処理がされている。

施設ごとでの適切な損益管理の分析のためにも、退職にかかる人件費支出も含めた人件費及び補助金について、施設ごとでの把握をしていく必要がある。

(就労支援事業活動収支)

該当ないため省略

(事業活動外収支)

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
受取利息配当金収入	5,660	7,114	4,326	5,878	3,913
会計単位間繰入金収入	123,924	284,148	329,453	173,334	237,362
経理区分間繰入金収入	683,195	481,829	688,531	837,369	1,390,870
事業活動外収入計	812,779	773,091	1,022,310	1,016,581	1,632,145
借入金利息支出	20	189	3,600	12,665	15,727
会計単位間繰入金支出	249,447	708,899	585,177	121,835	293,856
経理区分間繰入金支出	29,548	59,923	81,637	106,081	179,118

事業活動外支出計	279,015	769,011	670,414	240,582	488,701
事業活動外収支差額	533,763	4,080	351,895	775,998	1,143,443

(増減分析)

消費税、各種保険料（自動車任意保険・火災保険等）、各種システム関係経費（人事給与システム・財務会計システム・自立支援システム等のリース料等）、福祉医療機構退職共済掛金事業主負担分、全事協退職年金共済掛金事業主負担分、職員互助会事業主負担分、借入金償還金等、事務局において一括契約を締結し、一括支払を行っているもの等、いわゆる共通経費について、各施設の実費相当分若しくは、職員定数に基づく按分により会計単位間繰入金収入及び経理区分間繰入金収入を用いて計上している。

上記以外に、事務局人件費及び各種積立・引当についても、会計単位間繰入金収入及び経理区分間繰入金収入を用いて計上している。

具体的には、退職にかかる人件費をはじめ、事務局にて全額計上し、各施設等からその施設での負担分を徴収するため会計単位間繰入金収入及び経理区分間繰入金収入を用いて処理しており、その結果として事業外活動収支差額は黒字になる構造になっている。

また、各施設で実施する事業に必要な資金の振替や事務局がまとめて受けた受託料収入や補助金収入の各施設への振替として、会計単位間繰入金支出及び経理区分間繰入金支出を用いて計上している

各施設で負担すべき収入または支出については、可能な限り各施設にて直接該当勘定により処理し、会計単位間・経理区分間繰入金収入または支出の勘定は限定した使い方で処理するよう改善する必要がある。

ちなみに、各事業年度における増減の状況は次のとおりである。

平成 17 年度においては、病院事業会計からの繰入金収入が 97,841 千円あったが、一方で特別会計への繰入金支出が 191,680 千円あり、これが主な原因となって純額として会計単位間繰入金収支は 125,523 千円の支出となった。また、社会福祉事業として運営している他の施設からの繰入金としての経理区分間繰入金収入が 683,195 千円あった。

これらの結果から、事業活動外収支差額は 533,763 千円の収入となった。

平成 18 年度においては、病院事業会計からの繰入金収入が 204,981 千円あったものの、病院事業会計への支出が 310,413 千円あり、また特別会計への繰入金支出が 388,379 千円あったこと等が主な原因となり、純額として会計単位間繰入金収支は 424,751 千円支出が多かった。また、社会福祉事業として運営している他の施設からの繰入金または他の施設への支出金としての経理区分間繰入金収支が 421,906 千円の収入となった。

これらの結果から、事業活動外収支差額は 4,080 千円の収入となった。

平成 19 年度においては、病院事業会計からの繰入金収入が 254,022 千円あったものの、病院事業会計への支出が 127,377 千円あり、また特別会計への繰入金支出が 447,464 千円あったこと等が主な原因となり、純額として会計単位間繰入金収支は 255,725 千円支出が多かった。また、社会福祉事業として運営している他の施設からの繰入金または他の施設への支出金としての経理区分間繰入金収支が 606,894 千円の収入となった。

これらの結果から、事業活動外収支差額は 351,895 千円の収入となった。

平成 20 年度においては、病院事業会計からの繰入金収入が 167,073 千円あったものの、

病院事業会計への支出が 63,345 千円あり、また特別会計への繰入金支出が 52,990 千円あったこと等が主な原因となり、純額として会計単位間繰入金収支は 51,498 千円収入が多かった。また、社会福祉事業として運営している他の施設からの繰入金または他の施設への支出金としての経理区分間繰入金収支が 731,288 千円の収入となった。

これらの結果から、事業活動外収支差額は 775,998 千円の収入となった。

平成 21 年度においては、病院事業会計からの繰入金収入が 228,815 千円あったものの、病院事業会計への支出が 25,382 千円あり、また特別会計への繰入金支出が 261,600 千円あったこと等が主な原因となり、純額として会計単位間繰入金収支は 56,494 千円支出が多かった。また、社会福祉事業として運営している他の施設からの繰入金または他の施設への支出金としての経理区分間繰入金収支が 1,211,752 千円の収入となった。

これらの結果から、事業活動外収支差額は 1,143,443 千円の収入となった。

○貸借対照表推移

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
流動資産	1,080,485	1,436,406	1,401,278	1,322,304	2,082,779
固定資産	1,199,957	1,059,889	1,108,946	1,373,912	1,309,443
資産の合計	2,280,443	2,496,295	2,510,225	2,696,216	3,392,223
流動負債	1,050,256	1,284,742	1,317,693	1,285,907	1,358,815
固定負債	51,152	271,515	780,606	599,376	606,664
(うち有利子負債)	400,000	200,000	850,000	837,000	810,580
負債の部合計	1,101,408	1,556,257	2,098,300	1,885,283	1,965,480
純資産の部合計	1,179,034	940,037	411,925	810,933	1,426,743
負債及び純資産の部合計	2,280,443	2,496,295	2,510,225	2,696,216	3,392,223

(増減分析)

特に大きな増減ないため、省略する。

3 県の関与状況

(単位：千円)

県との関与状況	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
公的支援 補助金	事業団運営費	762,962	556,463	1,096,423	695,065	801,059
	障害者自立支援 特別対策事業	—	—	—	601	—
	結核定期検診実 施費補助事業	—	—	—	367	—
	施設外就労等支 援事業	—	—	—	3,515	—
	計①	762,962	556,463	1,096,423	699,548	801,059
指定管理料収入②	—	—	—	—	—	

委託料	県立社会福祉施設整備費	—	—	30,870	—	—
	身体障害者職業能力開発センター耐震改修等工事	—	—	—	—	116,528
	計③	—	—	30,870	—	116,528
小計④（指定②+委託料③）		—	—	—	—	116,528
公的支援①+指定②+委託料③（合計）⑤		762,962	556,463	1,127,293	699,548	917,587
県の負担率（%） 合計⑤/経常収入合計⑥		97.3	94.0	95.0	93.8	95.4

（注）県の負担率で用いている経常活動収入計⑥は、資金収支計算書上の経常活動による収支の数値を用いて次の算式により算定した金額を用いている。

$$\text{経常活動収入計⑥} = (\text{経常収入計}) - (\text{会計単位間繰入金収入}) - (\text{経理区分間繰入金収入})$$

（増減分析）

事業団が収受している運営費補助金の内容は、事務局人件費、退職給与金、福祉医療機構退職共済掛金事業主負担分、全事協退職年金共済掛金事業主負担分、職員赴任旅費、職員健康診断実施経費等であるが、例年、これらの中で、退職給与金が補助金全体の半分以上を占め、平均すると概ね70%程度を占めている（上記事業活動収支の状況で添付した表を参照）。

勤続年数にもよるが、退職職員数の増減が大きくなれば、補助金も大きく増減することになる。

また、県の関与率が高い。これは、各施設の人員にかかる人件費も含めて運営費補助金を事務局が窓口となり、各施設からは事業活動外収支の部にある経理区分間繰入金収入により受けているために、事務局以外の他の施設にかかる部分も事務局にて県より受け取っているためにその関与率は高くなっている。

各施設の経営実態を表すためには、具体的な科目により直接該当施設で処理すべきであり、資金の付け替えのような現状の処理では、実態把握が困難である。

4 役員及び職員の状況

（役員）

（単位：千円）

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
役員	県派遣職員	0人	2人	2人	3人	2人
	固有職員	0人	1人	1人	0人	1人
	常勤嘱託職員	0人	0人	0人	0人	0人
	非常勤職員	1人	1人	1人	1人	1人
	人数合計	1人	4人	4人	4人	4人

人件費総額	3,120	16,000	15,453	9,488	17,198
-------	-------	--------	--------	-------	--------

(注) 人件費総額は、報酬、賞与及び法定福利費である。

(注) 上記人数の表記については、事業団において計上した人件費が発生した場合にその人員数をカウントしている。

事務局管轄の役員の平均在任期間は次のとおりである。

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
役員	県派遣職員	-年	1.6 年	1 年	1.6 年	1.6 年
	固有職員	-年	5 年	6 年	-年	1 年
	常勤嘱託	-年	-年	-年	-年	-年
	非常勤	2 年	1 年	2 年	1 年	2 年

(注) 平均在任期間は、事業団での人件費計上の有無を問わず在任した人員数を抽出したものである。また、平均在任期間は入所してからの勤続年数ではなく、当該施設に在任してからの平均期間である（以降、各施設同様である）。

(増減分析)

人件費総額だけを取れば、役員に占める県派遣職員の数が多いほうが人件費は低くなっている。これは、次の理由によるものである。

県派遣職員の給与は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項の規定に基づき、県と事業団とで県職員を派遣することについて協定書を交わしており、その中で、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び退職手当については県が支給することになっている。このため、県派遣職員に対する事業団から支給する給与は、その他の手当の「管理職手当、通勤手当等」のみである。

このことで、固有職員よりも県派遣職員の方が事業団として負担する人件費は少なくなることから、特に平成 20 年度において県派遣職員が増えているにもかかわらず、人件費総額はむしろ前年度に比して減少していることになっている。

また、県による一部負担という見解として、事業団から次のような回答があった。

『特別養護老人ホーム、障害者施設等については、県と事業団との調整の結果、事業団立の方針が示され、事業団立が進んできた状況ではあるが、病院、研究所、能力開発施設等の県の政策的な方針の下で引き続き県が行うべき施策については指定管理者制度により事業団が運営を行うこととなっている。県は、県が行うべく施策を行っている事業団に対してその施策を推進していくために、県職員を派遣させているとの考え方から人的援助を行っている。』

ここで、役員人件費の内、県派遣職員にかかるものは、次のとおりである。

(単位:千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
県派遣職員 役員人件費	—	5,965	5,308	7,764	6,715
人数	0 人	2 人	2 人	3 人	2 人

この県派遣職員の人件費は全額、事業団運営費補助金で賄われている。

この点、県の新行革プランにおいても、県派遣職員は、役員・職員を問わず平成19年度の26人から、平成30年度までに12人（約60%削減）とする計画となっており、事業団においても県の計画に沿って縮小していくこととしている。

県派遣職員の人件費は、実質的に全額県による負担であり、事業団はその一部について補助金を財源として人件費を計上しているにすぎない。

事業団は、県派遣職員の人件費について補助金として支給される限りにおいて計上するだけであり、資金的な管理及び事業の有効性との関連性等を評価する管理については、特に必要とならない。

県派遣職員の人件費の管理について、補助金として支給された人件費も含めた総額としての人件費管理を県自らが実施する必要があると考えられる。

(職員)

(単位:千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職 員	県派遣職員	3人	1人	3人	3人	4人
	固有職員	23人	27人	34人	31人	26人
	常勤嘱託職員	2人	2人	12人	15人	8人
	非常勤職員	4人	2人	10人	15人	8人
	人数合計	32人	32人	59人	64人	46人
	人件費総額	204,566	240,395	329,903	316,054	238,749

(注) 人件費総額は、給与、賞与、諸手当及び法定福利費である。

(注) 上記人数の表記については、事業団負担の人件費が発生した場合にその人員数をカウントしている。

事務局管轄の職員の平均在職期間は次のとおりである。

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職 員	県派遣職員	1.6年	3年	1年	2年	1.6年
	固有職員	2.7年	2.9年	2.7年	3年	3.6年
	常勤嘱託	0.1年	1.5年	1年	1.5年	1.9年
	非常勤	0.8年	1.6年	0.1年	1.1年	1.1年

(注) 平均在職期間は、事業団の人件費負担の有無を問わず在任した人員数を抽出したものである。

(増減分析)

県派遣職員は、役員、職員に関わらず、給料等は県から直接支払われているため事業団が負担する人件費は固有職員と比較して少なくなっている。このため職員については県派遣職員の占める割合が、役員よりも相当低いので職員の方が役員よりも一人当たりの人件費は高くなる。

また、職員の内県派遣職員にかかる人件費は次のとおりである。

(単位:千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県派遣職員人件費	9,524	8,558	8,150	7,780	12,089

人数	3人	1人	3人	3人	4人
1人当たり人件費	3,175	8,558	2,717	2,593	3,022

この県派遣職員の人件費は、県派遣職員の役員人件費同様、全額事業団運営費補助金で賄われている。

5 監査の結果及び意見

【結果】退職にかかる人件費の会計処理について

決算書上、退職金、退職共済掛金及び退職給与引当金繰入等退職にかかる人件費については、施設毎に該当科目にて発生額を認識させて施設毎で損益管理を徹底する必要がある。

【概要】

現状、退職にかかる人件費について全て事務局で支出計上し、各施設からは負担分を経理区分間支出により事務局へ移動処理をかけている。

この理由として、退職金は、事務局において計算して支給するようになっていることと、事務局において一括して積み立てることとしているため、事務局で計上する必要があるためとしており、また、正規職員の採用は、各施設で雇用しているのではなく、全施設について法人として雇用しているためであると事業団において判断しているからである。

しかし、それは、事業団における事務処理における管理面を重視した区分であり、各施設の損益管理の点からは問題であると考えられる。

事業団は、県に依存せずに自律経営を確立していくことを今後の経営目標としている。そのためは、事業団の施設毎の損益管理の徹底は必須である。

このことから、退職にかかる人件費は、各施設毎の事業活動収支の部に計上すべきであって、現状のように事業活動収支の部には事務局で全額計上し、事業活動外収支の部で各施設から経理区分間収入として受け入れていることに対して、施設毎の損益管理が十分できているとは言い難くこの点で問題である。

今後は、施設にかかわる人件費を施設毎に負担させていく必要がある。

【結果】退職給与引当金の計上について

事務局負担分の退職給与引当金の計上不足額が3,690千円ある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。

【概要】

事業団の退職給与引当金の計上に対する経緯は次のとおりである。

退職給与については、平成16年度までは、全額を県が補助金として支給していたので事業団に引当金はなかった。平成17年度に特別養護老人施設が事業団立化されたことに伴い、福祉医療機構の「退職手当共済制度」に加入したこと及び県との間で「県立施設勤務期間」と「事業団立施設勤務期間」による負担割合を設定した。このことから、引当金は退職給与総額から「福祉医療負担分」と「県補助負担分」を差し引いた「事業団立施設勤務期間分」を事業団は引き当てることとした。

これを受けて、事業団においては平成21年度から平成30年度までの間に各年度毎に全

員が退職するものとして積算した退職給与総額をベースに要引当額を次のように算出した。

退職給与総額 587,790 千円①

平成20年度末現在の引当額 73,200 千円②

平成20年度末人員 1,269 人 ③

1年1人あたりの単価 (①-②) ÷ ③ ÷ 10年 = 41 千円

1人単価41千円に各施設人員数を掛け、施設負担額を算出した。

しかし、この算出過程には、事業団の新経営10か年計画の10年に合わせたというだけの理由であり、合理的理由は特にない。

「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則」(以下「会計規則」という)及び「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則施行細則」(以下「細則」という)においては、職員が当該会計年度末に全員が自己都合により退職した場合に支給すべき退職金の額から、(独)福祉医療機構退職手当共済制度からの支給額を除いた額を見積計上するとされている。

上記規定及び県立期間分に対する県補助負担分を考慮すると当事業団において適切な引当金の計上については、次のように算出する必要がある。

①	平成21年度自己都合期末要支給額(退職給与債務)
②	福祉医療機構への掛け金
③	県補助負担分
④	差引要引当額(①-②-③)

これをもとに事務局の退職給与引当金の計上不足を計算すると次のようになる。

区 分		事務局
①	平成21年度自己都合期末要支給額(退職給与債務)	152,077 千円
②	福祉医療機構への掛け金	14,351 千円
③	県補助負担分	134,036 千円
④	差引要引当額(①-②-③)	3,690 千円
⑤	平成21年度末退職給与引当金計上額	- 千円
⑥	差引退職給与引当金計上不足額(④-⑤)	3,690 千円

今後は、適正な損益管理の観点から、引当金についても会計規則及び細則に従い適切に計上する必要がある。

【結果】各施設への事務局人件費の配賦について

各施設への事務局人件費の配賦については、各施設に対してかかわった実働時間が反映されるような基準により人件費を配賦する必要があると考えられる。

【概要】

事業団負担分の事務局人件費については、現状各施設の収入規模により配賦している。

これは、各施設における収入の比率で配賦することにより、各施設の負担が均等になるとの認識から、事業団において事務局人件費を各施設の収入規模により配賦しているのである。

しかし、配賦基準は、原価の発生態様を反映した基準としなければならない。この観点

から、事務局人件費は各施設への管理という実働に伴って発生するものであり、収入規模との相関関係は薄いのではないかと考えられる。つまり、かかる人件費は、各施設にかかわった作業量等の実働時間に応じて人件費を負担する必要があると考えられる。

このことから、事務局人件費については、各施設への実働時間等の基準により各施設へ配賦計算するような負担関係を反映した配賦基準を採用する必要があると考えられる。

【意見】 会計単位間・経理区分間繰入金収入、支出の使用について

各施設で負担すべき収入または支出については、可能な限り各施設にて直接該当勘定により処理し、会計単位間・経理区分間繰入金収入または支出の勘定は限定した使い方で処理するよう改善する必要がある。

【概要】

事業団において、会計単位間・経理区分間繰入金収入、支出を用いての処理は、現状次の項目について行われている。これらについては、事務局において予算管理され処理している。

- ・消費税
- ・各種保険料（自動車任意保険・火災保険等）
- ・各種システム関係経費（人事給与システム・財務会計システム・自立支援システム等のリース料等）
- ・福祉医療機構退職共済掛金事業主負担分
- ・全事協退職年金共済掛金事業主負担分
- ・職員互助会事業主負担分
- ・借入金償還金等
- ・事務局において一括契約を締結し、一括支払を行っているもの
- ・各施設で実施する事業に必要な資金の振替 等

いわゆる共通経費について、各施設の実費相当分若しくは、職員定数に基づく按分により計上している。

上記以外に、事務局人件費及び各種積立・引当についても、各施設の経理区分に負担させるために、会計単位間・経理区分間繰入金収入、支出勘定を用いて処理している。

これらについて、事務局は他の施設と異なり、事務局運営費補助金以外に事務局独自の収入がほとんどなく、人件費をはじめとした上記項目の各施設からの支出負担分については、経理区分間繰入金収入として予算措置して運営しているという事務処理からこのような処理に至っている。

事務局において、事業活動収支計算書上、事業活動収支の部に上記処理対象となる該当科目がある場合、事務局において一括計上するために赤字となり、各施設の負担分を事業活動外収支の部の会計単位間ないし経理区分間の収入により各施設から徴収するために黒字になるという構図になっている。

このため、各施設も会計単位間・経理区分間繰入金収入または支出により処理しており適切な科目により処理されないために、事務局を含めた各施設において事業の発生内容が大変見づらい状況になっており、適正な損益管理を実施することができずその点で問題で

ある。

適正な損益管理のために、各施設で負担すべき収入または支出については、可能な限り各施設にて直接該当勘定により処理し、会計単位間・経理区分間繰入金収入または支出の勘定は限定した使い方での処理を改善する必要がある。

【結果】事業団における県派遣職員の人件費の管理について

県派遣職員の人件費について、事業団へ派遣させた職員の人件費の県負担分と、事業団に支給した県派遣職員にかかる人件費補助金分とを合わせた人件費総額を、県自らが一元管理し、事業の有効性評価等県派遣職員の人件費管理を行う必要がある。

【概要】

事務局における県派遣職員の役員及び職員の平成 21 年度の人件費の状況は次のとおりである。

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
役員人件費	－千円	5,965 千円	5,308 千円	7,764 千円	6,716 千円
人数	0 人	2 人	2 人	3 人	2 人

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
職員人件費	9,524 千円	8,558 千円	8,150 千円	7,780 千円	12,089 千円
人数	3 人	1 人	3 人	3 人	4 人

事業団における県派遣職員の人件費は、県との協定書により、給料及び主たる手当等を県が負担し、それ以外の諸手当について事業団が負担している。そのため、現状事業団の決算書に計上されている県派遣職員にかかる人件費は、一部だけが事業団において計上されていることとなっている。

平成 21 年度の事務局における県派遣職員の人件費の財源別内訳は次のとおりである。

	財源	金額 (千円)	人数 (人)
役員	補助金	6,716	2
	指定管理料	－	－
	自主財源	－	－
	小計	6,716	2
職員	補助金	11,429	4
	指定管理料	－	－
	自主財源 (※)	660	－
	小計	12,089	4
合計	補助金	18,145	6
	指定管理料	－	－
	自主財源	660	－
	合計	18,805	6

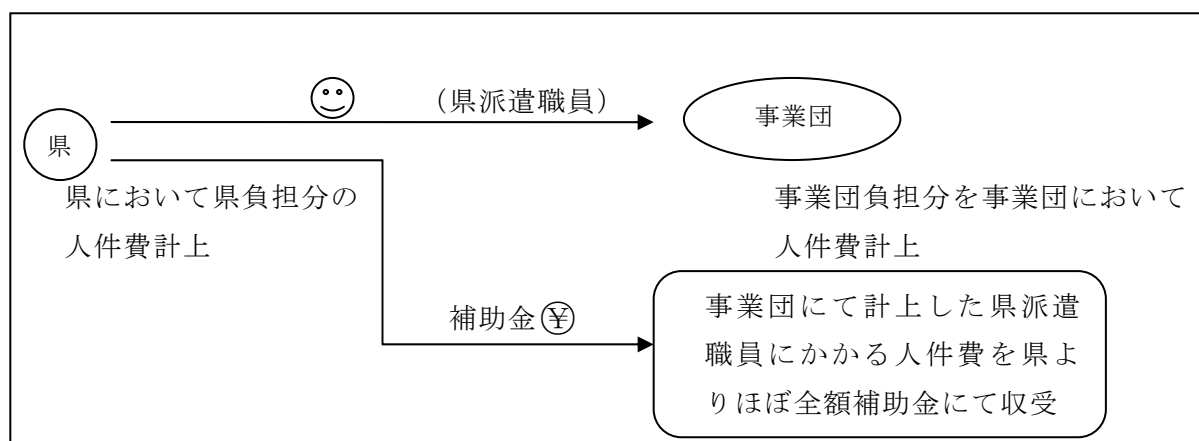
(※) 県派遣職員 1 名について、補助金で一部賄われるが、補助金で賄われない部分があ

るためにその部分については自主財源に入れている。人数については、“職員一補助金”に1人カウントしており、重複するために自主財源ではカウントしていない。

事業団において自己負担分については、県との協定に基づいた給与等の額を支給し、県においても県の給与規則に基づき給与等を支給している。

このことは事業団においては、自己負担分について県との協定に基づいているだけなので、事業団が県派遣職員の人件費総額を管理する必要性は特にはない。また、事業団にて計上している県派遣職員の人件費は、ほぼ全額補助金により賄われ資金的手当てもされている。

これを図で示すと次のとおりになる。



このことから、事業団における県派遣職員の人件費負担分については、事業団負担分だけの計算を県との協定に基づいて行っているというのが現状である。

一方、県においては、県派遣職員の人件費の計算の管理と、人件費として支給した補助金の検討とが別々の管理となってしまう人件費総額での把握はしていない。

これでは人件費総額を把握できないために県派遣職員を派遣することによる事業効果との関連性を検証する等人件費の発生額の経済性等の検討をすることができず、この点で問題があると考えられる。

また、本来県において人件費であるものが、その一部を外部負担としその部分を補助金とすることで、科目上人件費が減少し人件費が削減されたような錯覚に陥ってしまう。

したがって、補助金化された人件費も含めた県派遣職員の人件費総額を県が管理責任を負い、事業団の事業運営に県派遣職員がどれだけ貢献したのかその程度等を分析するために、県派遣職員の人件費総額を一元管理していく必要があると考えられる。

【結果】事業団における県OB職員の人件費の算定及び財源について

県OB職員に係る人件費の算定については、県が基準額を提示し、それに準じて事業団で金額を設定している。しかし、これについては県の提示を待つことなく、事業団が自らの給与規則に基づき、算定支給するべきではないかと考える。

また、県OB職員の人件費を一部補助金として支給していることに対して、補助金としての必要性について疑問の余地があり、県OB職員の受け入れも含めて十分再検討を行う必要があると考える。

【概要】

県OB職員については、県所管部局から事業団に毎年度末に次年度の報酬額の基準額が提示され、それに準じて事業団が人件費として計上している。

ここで、平成21年度において、事務局所属の県OB職員の報酬額は次のとおりである。

区 分	平成21年度
県OB職員報酬額	20,043千円
人数	7人

事業団及び県においては、県派遣職員を受け入れることと同様に、県が行うべく施策を行っている事業団に対してその施策を推進していくために、県職員のみならずその経験を事業団の事業運営に生かすために県OB職員を派遣させているとの見解を持っているが、特に法令等による合理性を確保されたものではない。

しかし、なぜ県から提示された基準額を事業団がそのまま採用しているのかという点は理解できない。

事業団は、新経営10か年計画の下、自律経営に向けて色々努力を重ね続けていることに対しては評価できるが、一方でこのことは、根本的な自律経営とは言いがいのものと考えられる。

一方でこれは、県OB職員人件費の一部を補助金で賄われている点にも起因するものと考えられる。

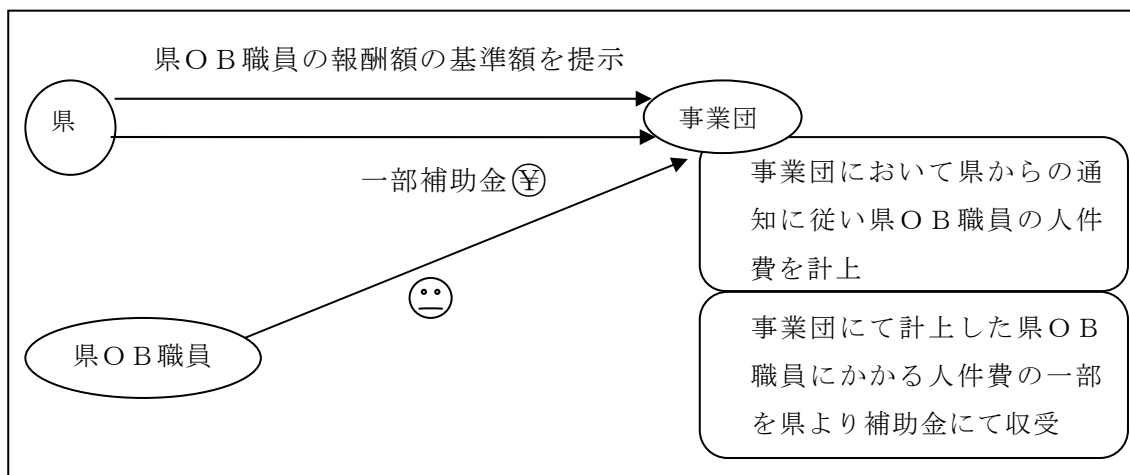
平成21年度事務局における県OB職員人件費の財源別内訳は次のとおりである。

	財源	金額（千円）	県OB職員人数 （人）（※）	（参考）事務局全体 （県派遣職員除く）
役員	補助金	8,034	1（1）	
	指定管理料	—	—	
	自主財源	—	—	
	小計	8,034	1（1）	2
職員	補助金	4,873	3（2.5）	
	指定管理料	—	—	
	自主財源	7,136	4（3.5）	
	小計	12,009	7（6）	42
合計	補助金	12,907	4（3.5）	
	指定管理料	—	—	
	自主財源	7,136	4（3.5）	
	合計	20,043	8（7）	44

（※）人数については、支給対象者を外書にし、実質的な支給対象割合で算定した人数を（ ）書で付している。具体的には、職員において財源が補助金と自主財源でほぼ同等である県OB職員が1名いるため、外書として補助金及び自主財源に支給対象者として1人ずつ加えているが、（ ）書には0.5人ずつ加えて集計している。

このように県OB職員の人件費の全額または一部は、補助金により賄われており、その部分については事業団において実質的に負担はない。このため、事業団においても、一部の補助金対象となっている県OB職員について、人件費の資金的負担がないことから、特に問題視していない。

これを図で示すと次のとおりになる。



事業団の運営は、自律経営に向け役員及び職員1人1人が運営の向上に十分機能しなければならないが、県OB職員の人件費が補助金による受け入れであることから、県OB職員に対して受け入れることの有効性及び受け入れ後の貢献度の評価が、十分事業団において実施されていない点で問題である。

また、県においても、県OB職員の人件費に対する補助金支給は、県OB職員の天下り先として事業団のポストを用意しているかのような状況になっており、補助金の要否も含めた補助金の有効性の評価についてさらに詳細に検討していく必要がある。

現状の補助金の評価としては、補助金要綱の締結及び年度末に行う精算手続きであり、県OB職員に対する人件費については、運営費補助の中の一部としての位置づけで、具体的個別的に県OB職員を事業団に派遣するべきか否かといった有効性について特に検討対象となっていない。

県の立場から天下りではないのであれば、その説明責任を県民に対して果たすためにも県OB職員の人件費にかかる補助金の妥当性を十分検討し、県OB職員の派遣自体の必要性についても定期的に検討するべきではないかと考えられる。

【意見】 県派遣職員及び県OB職員（以後、県派遣職員等という）の事業団への受け入れについて

県派遣職員等の事業団への受け入れについては、補助金の有無にかかわらず、新経営10か年計画も踏まえてその必要性について十分協議し、県職員の受入計画を立てるべきではないかと考えられる。

【概要】

県の新行革プランにおいて、県派遣職員は、役員・職員を問わず平成19年度の26人から、平成30年度までに12人（約60%削減）とする計画となっており、事業団においても

県の計画に沿って縮小していくこととしている。

それを受けて、新経営10か年計画においても、法人経営やマネジメントを担う人材育成を計画的に行うとし、自律組織を担う職員養成のための研修の検討・導入を短期目標とし、次世代の管理・監督職の計画的な育成を短期及び中期目標として掲げている。

また、これと並行して、県の新行革プランにおいて、事業団職員の定数管理が行われており、正規職員の縮減が求められているが、障害施設や高齢施設の事業団立施設については、非正規化が進み運営面で支障が出ていることから、事業団の判断で必要数を増員できるように要望している。

これは、県に依存しない事業団独自での経営として、その事業運営上の自律性に向けた取り組みとしての表れであり、言い換えるならば、事業運営上の県からの自律性を具体的に実現するための人材育成であり、事業運営にかかる管理、とりわけ事務局をはじめとした管理部局における県派遣職員等の必要性を薄れさせていく方向性であることがその計画から読み取れる。

そのように考えるならば、県の新行革プランによる県派遣職員の削減計画以前に、そもそも県OB職員を含めた県派遣職員等を事業団へ受け入れることへの必要性を十分検討する必要がある、その受け入れ体制についても目的を持って計画を立てるべきではないかと考えられる。

【結果】固定資産管理 現物管理の不備について

固定資産台帳に記載されている資産を特定するための資産コードが固定資産現物に付されておらず、現物と固定資産台帳の関係が把握できない。また、固定資産台帳と現物の照合がなされていない、あるいは、適切に実施されていない。

【概要】

管理方法について

事業団は、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則」（以下「会計規則」という）の第7章「固定資産の管理」の各条項において固定資産を適切に管理するための種々の規則を定めている。また、会計規則を補足する形の「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則施行細則」（以下「施行細則」という）においても、固定資産を適切に管理するための種々の細則を設けている。当施設においても、当然ながら、これらの事業団の規則及び細則が適用される。これらの規則等のうち、固定資産の現物管理を定めている項目を抜粋すると、以下のような項目がある。

・会計規則

（現物管理）

- 第54条 第1項 物品管理役は、固定資産の現物管理を行う。
- 第2項 物品管理役は、固定資産の現物管理を行うため、固定資産管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動・き損又は滅失について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

（取得・処分の制限等）

- 第55条 第1項 基本財産である固定資産の取得及び処分並びに第43条に規定する借入限度額については、事前に理事会の承認を得なければならない。
- 第2項 基本財産以外の固定資産の取得及び第51条に規定する支出並びにこれらの処分については、事前に理事長の承認を得なければならない。ただし、法人運営に重大な影響があるものは理事会の承認を得なければならない。
- 第3項 固定資産は、適正な対価なくしてこれを貸し付け、譲り渡し、交換し、又は他に使用させてはならない。ただし、理事長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

(現在高報告)

- 第56条 第1項 物品管理役は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認のうえ、別に定める固定資産現在高報告書を作成し、これを契約担当役に提出しなければならない。
- 第2項 契約担当役は、前項の固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳を照合し、必要な記録の修正を行わなければならない。

・ 施行細則

(固定資産の管理等)

- 第26条 第1項 固定資産の管理等については第8章各条の規定を準用する。

第8章 物品

(たな卸資産)

- 第27条 第2項 物品出納役は、3月31日現在のたな卸資産について実地にたな卸を行わなければならない。
- 第4項 本条第7項及び第8項の規定により実地にたな卸を行う場合には、物品出納役は、物品管理役の指示する経理担当及びその他の職員を立合わせなければならない。
- 第5項 本条第7項及び第8項の規定により実地にたな卸を行う場合には、物品出納役は、物品管理役の指示する経理担当及びその他の職員を立合わせなければならない。
- 第6項 物品出納役は、実地にたな卸を行ったときは、その結果を前項の規定により作成したたな卸表をそえて、物品管理役に報告しなければならない。
- 第7項 実地たな卸の結果、物品に不足があることを発見したときは、物品出納役は、その原因及び現状を調査し、前項の報告にあわせて物品管理役に報告しなければならない。
- 第8項 物品出納役は、実地たな卸の結果、総勘定元帳の残高がたな卸資産の現在高と一致しないときは、たな卸表に基づき振替伝票を発行してこれを修正しなければならない。

(物品の払出(修理)命令)

第30条 第1項 物品管理役は、次の各号に掲げる場合においては、物品出納役に対して物品払出（修理）請求書（様式第11号）により、物品の払出（修理）命令をするものとする。

(5) 物品の売却譲渡、亡失及び廃棄の決定の通知を受けたとき。

（保管の方法）

第34条 第1項 物品出納役は、その保管に係る物品を使用に適する物品、修繕又は改造を要する物品及び払出しすることができない物品に区分して管理するものとし、これらの物品についての異動を物品保管現在高調書（様式第12号）により明らかにしておかなければならない。

（物品の標示）

第35条 第1項 物品出納役は、固定資産物品及び備品には物品標示票（様式第13号）により分類番号等の標示をなすものとする。ただし、標示することが困難のもの又は標示をする必要がないと認められるものについては、この限りではない。

（物品保管現在高調書の提出）

第38条 第1項 物品出納役は、毎会計年度末における物品の現在保管高を確認し、物品保管現在高調書を作成し、翌年度の4月20日までに物品管理役に提出するものとする。

（物品現在高報告書の提出）

第40条 第2項 物品管理役は、毎会計年度末における物品現在高報告書を作成し、翌年度の4月30日までに理事長に提出するものとする。

（亡失・き損届の提出）

第41条 第1項 物品を亡失・き損したときは、その保管者又は使用を受けた者はその品名、数量及び亡失又はき損の理由を詳細に記載した物品亡失・き損届（様式第14号）は遅滞なく物品管理役に提出しなければならない。

事務局の固定資産の現物管理方法について調査したところ、現物と固定資産台帳の関係は固定資産台帳上の名称によりある程度把握はできるものの、固定資産台帳に記載されている資産を特定するための資産コードが固定資産現物に付されていないために、直接的に特定することができない状態であった。

この点、現状事務局において固定資産に計上される備品については、備品管理台帳という固定資産管理システムとは別の管理システムに移行途中である旨の回答を得ており、サンプルによる現物確認時にも当該システムから出力された備品票が現物に添付されていることは確認できた。しかし、添付されているシールに記載されている番号は備品管理台帳上の管理番号であり、固定資産台帳上の管理番号ではないことから固定資産台帳上で特定ができなかった。

〔参考：物品標示票（様式第13号）〕

物品表示票

分類	
----	--

品名	
番号	

また、このことは、固定資産台帳と現物の照合がなされていない、あるいは、適切に実施されていないことを意味する。施行細則第27条第2項において、「物品出納役は、3月31日現在のたな卸資産について実地にたな卸を行わなければならない。」となっているが、この定めが遵守されていないと言える。

【意見】 指定管理料の実績精算について

指定管理料については、指定管理者のインセンティブを発揮させ、事業団の自律経営を図る観点から、実績精算を行わないとするべきであると考えます。

【概要】

指定管理者制度とは、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度である。¹

これは、民間等の活力を利用することで、効率的に業務を遂行し経費の削減を期待し導入されたものである。

このことから、指定管理者制度における指定管理料というものは、指定管理者がその業務を効率的に実施するためにかかると考えられる金額であり、事業を行った結果実際にかかった金額との過不足は、指定管理者の業務の良否に左右されると考えられる。つまり、当初の指定管理料と実際発生額との差額は、県から指定管理者として選定され、指定管理者として業務に取り組んだことに対する業務の効率性の程度を表していると考えられる。

現状事業団において、指定管理者として業務を実施している事業については、その業務完了後、県に対して実績精算を行っている。精算するということは、指定管理者としての事業運営努力を評価しないことになってしまう。なお、ここでいう実績精算とは、指定管理料より実費が多い場合には、事業団の負担のままとし、少ない場合だけ県に返金することをいう。

また、業務の効率化による事業運営努力の結果としての余剰金を事業団内に積み立てることができず、指定管理者としてのインセンティブの観点から問題である。

さらに、経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す事業団にとって、かかる実績精算では県に対しての依存性から抜け出せず、事業団としての自律性の点で問題である。

したがって、指定管理料については、今後実績精算を行わないことにすることが望ましいと考えられる。

¹（参考資料）

ウィキペディアより引用

Ⅱ 総合リハビリテーションセンター

1 施設概要

(1) 施設写真

リハビリテーション中央病院

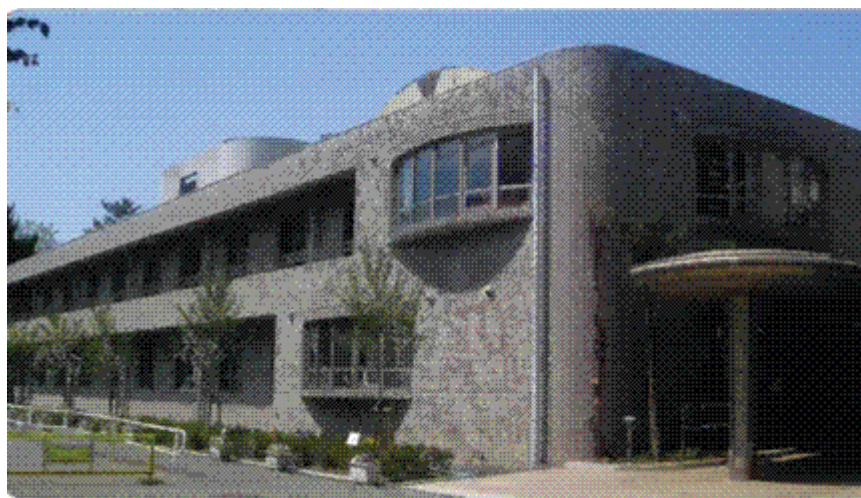
(事業団のHPより掲載)



おおぞらのいえ



のぞみの家



万寿の家



職業能力開発施設



障害者スポーツ交流館



福祉のまちづくり研究所



(2) 所在地及び事業内容

所在地	兵庫県神戸市西区曙町 1070
施設種別	中央病院（医療施設）
	おおぞらのいえ（肢体不自由児療護施設、短期入所事業所、児童デイサービス事業所）
	のぞみの家（救護施設）
	万寿の家（特別養護老人ホーム）
	職業能力開発施設（職業リハビリテーション施設）
	障害者スポーツ交流館（スポーツ施設）
	福祉のまちづくり研究所（研究施設、研修・福祉用具展示相談施設）
	管理部門（管理施設、診療所施設）
定員	<p>（中央病院）：一般病床 330 床</p> <p>（おおぞらのいえ）：施設入所 20 名 短期入所 4 名 児童デイサービス 10 名</p> <p>（のぞみの家）：100 名</p> <p>（万寿の家）：入所 100 名 短期入所 7 名</p> <p>その他の施設は定員なし</p>
経営形態	<p>（中央病院）：指定管理</p> <p>（おおぞらのいえ）：指定管理</p> <p>（のぞみの家）：自主経営</p> <p>（万寿の家）：自主経営</p> <p>（職業能力開発施設）：指定管理</p> <p>（障害者スポーツ交流館）：指定管理</p> <p>（福祉のまちづくり研究所）：指定管理</p> <p>（管理部門）：指定管理</p>
設立目的	<p>（リハビリテーション中央病院）</p> <p>兵庫県におけるリハビリテーション医療の中核病院として、主として地域で対応困難な重度の障害者を対象に、高度で専門的かつ総合的なリハビリテーション医療を提供するため。</p> <p>（おおぞらのいえ）</p> <p>養護性の高い肢体不自由児を受け入れ保護するとともに、温かい家庭的な雰囲気をもった生活の場を提供し、子どもたち一人ひとりの自立に向けた支援を行うため。</p> <p>（のぞみの家）</p> <p>身体上または精神上著しい障害があるため、独立して居宅で生活できない人達（要保護者）に対して、施設入所の上生活扶助を行い、潤いのある心豊かな生活を保障し、自立に向けた援助・介護・指導を行うために設立。生活保護法による保護施設。</p>

	<p>(万寿の家)</p> <p>昭和40年に兵庫県で最初の特別養護老人ホームとして開設され、近年には居宅介護支援事業、訪問看護事業の開始、短期入所ベッドの増床など、在宅サービスも提供している。利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行い、個々の有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるような支援を目指している。</p> <p>(職業能力開発施設)</p> <p>障害のある多くの人々が、職業的可能性を見だし、働く場を得てその生活を継続できるよう支援していくことを目的に、昭和52年に兵庫県が設置した。</p> <p>(障害者スポーツ交流館)</p> <p>平成18年10月に開催された「のじぎく兵庫大会(全国障害者スポーツ大会)」に合わせて県下における障害者スポーツの中核拠点施設として総合リハビリテーションセンター内に開設され、各施設と連携し、障害者スポーツを推進させるとともに、スポーツを通じた健康の維持増進及び県民相互の交流を図っている。また、各種イベント内容とその数は我が国でも有数の施設であり、企画から実施に至るまで幅広い事業を展開している。</p> <p>(福祉のまちづくり研究所)</p> <p>兵庫県が全国に先駆けて制定した「福祉のまちづくり条例」のもと、主として工学的な見地から、ユニバーサル社会の実現の為の広範な課題について実践的研究を行い、その成果を県民に供すべく平成5年に設立された。</p> <p>(管理部門)</p> <p>リハビリテーションセンター内全施設の管理業務の集中管理および「のぞみの家」と「万寿の家」の施設医療の充実のため。</p>
<p>主な事業内容</p>	<p>(リハビリテーション中央病院)</p> <p>診療科目：内科・循環器内科・神経内科・整形外科・リウマチ科・小児科・神経小児科・泌尿器科・眼科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・歯科</p> <p>(おおぞらのいえ)</p> <p>施設入所の機能に加えて短期入所と児童デイサービスを提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所 <p>肢体不自由児(18歳未満)を対象とし、病院に入院することを要しない肢体不自由児を入所させ、独立自活に必要な知識、技能を与えることを支援する。</p> ・短期入所 <p>障害のある児童(18歳未満)、障害福祉サービス受給者証をお持ち</p>

の方（障害児、短期入所の支給決定がされている者）を対象に、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行い、児童とその家族の福祉の増進を図り支援する。

・児童デイサービス

神戸市・明石市在住で、原則として集団による訓練等が可能な就学前の障害児就学前の障害児を対象に児童デイサービスを提供し、日常生活動作の習得及び集団生活への適応に必要な支援を実施し、児童とその家族の福祉の増進を図ることを支援する。

（のぞみの家）

・生活に夢と潤いのある施設づくり

一泊旅行、日帰り旅行、買い物などの実施。

家族等の面会の機会などに、その出身地を訪問。

社会見学や外食の機会を設けることにより生活に変化と潤いをを持たせる。

施設生活をより良いものとするため、自治会主催による話し合い、各種行事等の実施する。

・心身機能の維持及び健康増進

残存能力を効率よく引き出すため、各種作業活動、クラブ活動のほか、個別に達成可能な目標を設定し日課に取り入れ、積極的に実施する。

リハビリステーション中央病院のPT・OTのほか、障害者体育の専門指導の支援・協力を得て、各々の身体状況に応じた身体昨日の維持増進に努める。

・地域交流等の促進

観月会・盆踊り、地域行事等

面会の機会を設けると同時に、家族関係の維持及び施設理解を図る。

ボランティア・研修生等の積極的な受入れを行い、ノーマライゼーション理念の浸透、福祉のマンパワーの発掘、育成を図る。

（万寿の家）

昭和40年に兵庫県で最初の特別養護老人ホームとして開設され、近年には居宅介護支援事業、訪問看護事業の開始、短期入所ベッドの増床など、在宅サービスも提供している。利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行い、個々の有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるような支援を目指している。

・ユニットケアの推進

3つのユニット（西棟・中棟・北棟）に分かれ、「寄り添うケア」「生活動作の呼び起こし」「個人に合った自立支援」をそれぞれ目標に掲げて生活支援を行っています。利用者一人ひとりを尊重し、潤

いと安らぎが得られるように、さらにより快適な生活を過ごしてもらえよう努めている。

・医療・福祉の連携

総合リハビリテーションセンターの持つ機能を活用し、連携を保ちながら、施設サービスでは機能訓練やターミナルケア（看取り）、在宅サービスでは短期入所生活介護、居宅介護支援、訪問看護等で専門性の高いサービス提供に努めている。

・地域に開かれた施設

近隣の公園で開催されている夏祭りに利用者が参加したり、毎年主催している交流観月会に地域の子供会や中学生、自治会を招待するなど、地域の方々との触れ合いや交流の場を広げ、信頼され愛される「地域とともに歩む施設」として地域との協力体制を図っている。

・多くのボランティア活動

開かれた施設づくりの取り組みとして、年間1,000人を超すボランティアや実習生などを積極的に受け入れている。20年から30年間継続して活動している多くのボランティアグループがあり、様々な活動を通して「地域とともに歩む施設」が支えられている。今後も、さらなる地域との共生に向け、多くのボランティアが幅広く参加できるよう開かれた施設づくりを推進する。

（職業能力開発施設）

・障害者専門職業紹介事業（みらい）

障害のある人の専門職業紹介所

・障害者雇用・就業支援ネットワーク事業

障害者雇用推進に向けて事業主、労働組合まで含めた多様な機関・団体が全県的に連携を進めていくシステムの事務局を担っている。

・障害者しごと支援員活動事業

県養成の就労支援ボランティアを障害者しごと支援員として登録し、ニーズに応じて派遣し、職場定着を促進する事業

・発達障害のある方への就労支援

発達障害のある人を対象に、大学、労働局、障害者職業センター、発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センターとのチーム支援によるビジネスコミュニケーション科の運営を短期公共職業訓練として行っている

・障害者しごと体験事業

しごと体験推進員・コーディネーターを配置し、職場実習受入企業の開拓・確保を図り、職場体験の円滑な実施に向けた支援を行っている。

・小規模作業所等新サービス体系移行推進事業

新体系事業への移行に必要な助言や個別相談会の開催を通して、小規模作業所への支援を行っている。

(障害者スポーツ交流館)

平成18年10月に開催された「のじぎく兵庫大会(全国障害者スポーツ大会)」に合わせて県下における障害者スポーツの中核拠点施設として総合リハビリテーションセンター内に開設され、各施設と連携し、障害者スポーツを推進させるとともに、スポーツを通じた健康の維持増進及び県民相互の交流を図っている。また、各種イベント内容とその数は我が国でも有数の施設であり、企画から実施に至るまで幅広い事業を展開している。

・スポーツ教室からクラブの支援

重度障害児者から高齢障害者まで対象としたスポーツ教室を開講している。また、教室終了後には各種クラブへの参加や大小様々なスポーツイベントへの参加を案内している。

・介護予防・健康づくりとリハビリスポーツ

アリーナでの健康スポーツ教室、総合リハビリテーションセンター内の施設を利用される人へのストレッチング、車いす操作トレーニング等を実施している。また、トレーニング室では障害の程度や体力に応じたプログラムを提供している。

・スポーツイベントの企画・開催

県下はもとより全国各地から参加する大会や地域交流を目的としたスポーツイベントを主催・共催している。

・ボランティア養成講習と活動推進

障害者スポーツの審判講習会の開催から利用クラブの支援、イベントのスタッフなどに係る人材育成とその活動環境を提供している。

・情報の収集と発信

障害者スポーツイベント、サークル、関連施設情報などを収集し、インターネットやスポーツカレンダーを通じて広く県民に配信している。

(福祉のまちづくり研究所)

・研究部門

中央病院との連携により実績を積んできた義肢装具、福祉機器、住宅改造、誰にでもやさしい道路環境や交通手段、災害時の緊急システム等の安全安心なまちづくり支援となる研究開発、及びその成果の普及啓発を行っている。

・研修・展示部門(家庭介護・リハビリ研修センター課)

(1) 介護知識、介護技術の向上を図るための研修を行っている。

また介護研修の講師を育成する研修も実施している。

(2) 保険・医療・福祉の専門職に対して、介護、障害者の自立支

援、リハビリテーションに関する技術研修及び情報提供を行っている

(3) 福祉用具展示ホールを運営し、福祉用具の展示会の開催、福祉用具や住宅改修に関する相談対応及び福祉機器等の最新情報の発信を行っている。

(管理部門)

- ・センター内全施設の管理

センター内全施設の総務、庶務、経理事務及び営繕業務を行なっている。

- ・総合リハビリテーションセンター診療所

「のぞみの家」と「万寿の家」の看護師と連携しながら、利用者の保健衛生・健康管理、医療サービスの提供を行なっている。

指定管理者の有無

(リハビリテーション中央病院)：有

(おおぞらのいえ)：有

(のぞみの家)：無

(万寿の家)：無

(職業能力開発施設)：有

(障害者スポーツ交流館)：有

(福祉のまちづくり研究所)：有

(管理部門)：有

(施設内訳)	定員	開設月	受託月	サービス内容
リハビリテーション中央病院	330 床	S44. 10		リハビリテーション医療を中心とした医療の提供
・回復期リハビリ病棟	100 床			対象疾患：脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、頭部外傷
・整形外科一般病棟	100 床			対象疾患：関節、脊椎疾患の待機手術
・整形外科障害者施設病棟	50 床			対象疾患：脊椎損傷、切断
・神経内科、整形外科一般病棟	50 床			対象疾患：高次脳機能障害、神経難病、整形外科、リウマチ疾患
・小児科一般病棟	30 床	H20. 4	H20. 4	対象疾患：肢体不自由児や小児睡眠障害児
おおぞらのいえ				
・肢体不自由児療護施設	20 名	H20. 4	H20. 4	養護性の高い肢体不自由児の受入保護および自立支援(施設サービス)
・短期入所事業所	4 名	H20. 4	H20. 4	短期入所(在宅者の短期入所サービス)

・児童デイサービス	10名	H20.4	H20.4	児童デイサービス(通所型サービス)
のぞみの家	100名	S41.4	H21.4	生活保護による身体または精神に著しい障害がある方の生活扶助
万寿の家		S40		
・介護老人福祉施設	100名	S40		介護サービスの提供(施設入居サービス)
・短期入所	7名			介護サービスの提供(在宅者の短期入所サービス)
職業能力開発施設		S52		障害者の職業能力の評価・開発訓練
障害者スポーツ交流館		H18.10		障害者スポーツの推進とスポーツを通じた健康の維持増進および県民の相互交流
福祉のまちづくり研究所	—	H5.10	—	—
・研究部門	—	H5.10		義肢装具、福祉機器開発普及、政策提言
・研修・福祉用具展示相談部門	—	H4.4		介護知識、技術の向上等研修、福祉用具展示相談
管理部門	—	—		総務、庶務、経理事務及び営繕管理

2 財務情報

○事業活動収支計算書推移(リハビリテーション中央病院)

(経常収支差額)

(単位:千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	85,923	164,290	201,586	142,573	56,646
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	△97,841	△173,877	△197,130	△90,772	△159,683
経常収支差額	△11,917	△9,586	4,456	51,801	△103,036

(事業活動収支)

(単位:千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
病院収入	4,024,896	3,853,989	3,911,740	3,856,360	3,800,882
指定管理料収入	—	—	284,572	432,295	403,102
受託事業等収入	263,511	280,611	150,315	24,634	27,130

経常経費補助金収入	—	—	4,726	3,947	3,699
保育料収入	5,600	5,701	4,441	4,906	5,835
その他経常収入	7,290	14,689	10,228	5,846	3,470
事業活動収入計	4,301,299	4,154,991	4,366,024	4,327,991	4,244,020
人件費支出	2,274,144	2,112,163	2,109,236	2,199,695	2,272,659
（うち、役員報酬）	（—）	（—）	（13,050）	（26,893）	（27,043）
（うち、職員俸給・諸手当）	（1,845,399）	（1,634,559）	（1,615,784）	（1,678,739）	（1,722,625）
（うち、常勤嘱託員報酬）	（39,278）	（35,038）	（28,791）	（36,883）	（66,754）
（うち、非常勤職員給与）	（131,183）	（201,873）	（211,164）	（205,608）	（201,108）
（うち、法定福利費）	（258,283）	（240,692）	（240,445）	（251,621）	（255,127）
事務費支出	1,896,171	1,833,536	2,020,139	1,938,969	1,867,729
（うち、材料費）	（1,163,688）	（1,129,125）	（1,182,145）	（1,150,861）	（1,111,028）
（うち、業務委託費）	（192,198）	（199,691）	（208,871）	（226,228）	（239,919）
（うち、水道光熱費）	（153,108）	（141,891）	（143,743）	（158,520）	（147,252）
（うち、器具什器費）	（11,670）	（11,566）	（144,964）	（26,277）	（20,184）
（うち、修繕費）	（103,344）	（77,547）	（46,484）	（93,761）	（47,909）
減価償却費	45,060	45,000	35,062	46,752	46,985
事業活動支出計	4,215,376	3,990,700	4,164,437	4,185,417	4,187,374
事業活動収支差額	85,923	164,290	201,586	142,573	56,646

(増減分析)

過去5事業年度における診療報酬の改定率は以下のとおりである。

区 分	平成18年度	平成20年度	平成22年度
総額	△3.16%	△0.82%	+0.19%
うち、本体部分	△1.36%	+0.38%	+1.55%
うち、薬価部分	△1.8%	△1.2%	△1.36%

平成18年度の診療報酬の大幅ダウン改定により平成18年度は大きく病院収入が減少した。また、平成16年度から導入された臨床研修義務化の影響等もあり、内科医を中心に医師数が減少し、また平成18年度辺りから近隣に回復期リハビリテーション病棟の開設が相次いだこともあり平成19年度以降、病院収入は減少傾向にある。

費用面は変動費である材料費部分はほぼ横ばいで推移し、人件費および他の事務費には固定費が多く、ほぼ横ばいで推移している。

(事業活動外収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
会計単位間繰入金	—	—	—	33,822	25,382

収入					
事業活動外収入計	—	—	—	33,822	25,382
会計単位間繰入金 支出	97,841	173,877	197,130	124,594	185,065
事業活動外支出計	97,841	173,877	197,130	124,594	185,065
事業活動外収支差額	△97,841	△173,877	△197,130	△90,772	△159,683

(増減分析)

会計単位間繰入金支出の主なものは退職金支出および本部負担の県外向職員の人件費である。著しい変動はない。

○事業活動収支計算書推移（おおぞらのいえ）

おおぞらのいえの開設は平成20年4月のため、19年度までの財務情報はない。

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額				312	4,672
就労支援事業活動 収支差額				—	—
事業活動外収支差額				△291	△3,636
経常収支差額				21	1,036

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用料収入				—	7
指定管理料収入				105,297	102,858
受託事業等収入				82	891
経常経費補助金収入				—	865
その他経常収入				305	170
事業活動収入計				105,684	104,794
人件費支出				72,673	70,671
事務費支出				22,457	16,298
事業費支出				10,241	13,150
事業活動支出計				105,371	100,121
事業活動収支差額				312	4,672

(増減分析)

おおぞらのいえは、平成20年開設し指定管理事業形態で事業を行っている。

開設後2年経過したばかりであり、著しい変動は見受けられなかった。

(事業活動外収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経理区分間繰入金収入				31	8,089
事業活動外収入計				31	8,089
経理区分間繰入金支出				322	11,725
事業活動外支出計				322	11,725
事業活動外収支差額				△291	△3,636

(増減分析)

事業活動外収入は、経理区分間繰入金収入が計上されているだけであるが、事業活動外支出において、過去2年事業活動外収入計を上回る経理区分間繰入金支出が計上されているため、事業活動外収支差額はマイナスで継続している。

○事業活動収支計算書推移（のぞみの家）

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	9,853	6,832	9,096	6,953	10,038
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	△10,653	△10,017	△9,783	△7,554	△16,387
経常収支差額	△800	△3,185	△687	△601	△6,348

(増減分析)

平成21年度からは県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理している。平成21年度は事業活動収支差額が10百万円の黒字（前年比黒字3百万円増）となっているが、その分事業活動外収支差額が16百万円の赤字（前年比赤字8百万円増）となっている。事業活動外支出に計上されている経理区分間繰入金支出には本来事業活動支出に計上されるべきものが多く含まれており、自主経営施設となり経理区分間繰入金支出が増えたことが両差額の黒字幅、赤字幅の増加の一因と考えられる。

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
指定管理料収入	—	—	262,868	261,977	—
受託事業等収入	268,633	260,268	486	5,818	246
措置費収入	—	—	—	—	261,216
国庫補助金等特別積立金取崩額	—	—	—	—	16,032
その他経常収入	227	106	110	138	6,131
事業活動収入計	268,860	260,375	263,464	267,934	283,624
人件費支出	157,777	144,407	148,536	150,305	146,690
事務費支出	19,230	26,035	22,349	28,686	30,986

事業費支出	80,771	81,851	82,332	80,741	78,489
減価償却費	1,227	1,248	1,176	1,248	17,420
事業活動支出計	259,006	253,543	254,395	260,981	273,586
事業活動収支差額	9,853	6,832	9,096	6,952	10,038

(増減分析)

平成17年度までは受託事業として、平成18年度から平成20年度までは指定管理者事業として、平成21年度以降は県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理しているため、主な収入計上科目が、受託事業等収入から指定管理料収入に、さらには措置費収入と移り変わっている。特にその中では、平成21年度以降自主経営施設としての運営になったため、直接措置費収入が計上されるとともに、支出面では、施設の移譲を受け減価償却費が大きく増加している。平成21年度は10百万円近い事業活動収支差額が計上されているが、主に人件費関連の支出が一部事業活動外支出の経理区分間繰入金支出に含まれていることも一因と考えられる。また、退職給与引当金の計上不足額があり、検討課題とされている。

(事業活動外収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経理区分間繰入金収入	—	—	255	200	2,402
事業活動外収入計	—	—	255	200	2,402
経理区分間繰入金支出	10,653	10,017	10,038	7,754	18,789
事業活動外支出計	10,653	10,017	10,038	7,754	18,789
事業活動外収支差額	△10,653	△10,017	△9,783	△7,554	△16,387

(増減分析)

事業活動外収支には、経理区分間繰入金収入及び支出が計上されているだけであるが、毎期経理区分間繰入金収入計を上回る経理区分間繰入金支出が計上されているため、事業活動外収支差額は赤字となっている。経理区分間繰入金支出の主な内訳は、建設費積立金積立額、共通人件費配賦額、年金掛金等の見合い額となっている。

○事業活動収支計算書推移（万寿の家）

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	321,106	59,539	91,078	99,817	79,307
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	△122,302	△56,420	△92,570	△97,694	△80,165
経常収支差額	198,804	3,119	△1,491	2,123	△857

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
介護保険収入	404,009	396,727	431,163	444,606	424,184
自立支援費等収入	—	—	—	236	57
利用料収入	186	570	—	41	—
受託事業等収入	454	513	387	478	1,370
国庫補助金等特別積立金取崩額	262,791	2,530	2,245	7,262	7,210
その他経常収入	300	1,437	723	1,171	769
事業活動収入計	667,742	401,779	434,520	453,797	433,594
人件費支出	246,984	228,239	230,509	235,861	238,274
事務費支出	15,076	32,558	30,603	31,619	32,780
事業費支出	77,905	77,898	78,749	77,171	73,606
減価償却費	6,669	3,541	3,579	9,225	9,625
事業活動支出計	346,636	342,239	343,441	353,979	354,286
事業活動収支差額	321,106	59,539	91,078	99,817	79,307

(増減分析)

平成17年度の事業活動収支差額には国庫補助金等特別積立金取崩額262,791千円（施設整備など主として固定資産取得のための補助金）を含んでいるため通常よりも多額の計上となっている。

(事業活動外収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経理区分間繰入金収入	—	7,202	84	—	152
事業活動外収入計	—	7,202	84	—	152
経理区分間繰入金支出	122,302	63,622	92,654	97,694	80,317
事業活動外支出計	122,302	63,622	92,654	97,694	80,317
事業活動外収支差額	△122,302	△56,420	△92,570	△97,694	△80,165

○事業活動収支計算書推移（職業能力開発施設）

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	5,417	5,112	6,064	4,322	△ 2,499
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	△ 7,201	△ 6,170	△ 5,393	△ 4,491	2,792
経常収支差額	△ 1,783	△ 1,057	671	△ 168	292

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
指定管理料収入	—	—	114,447	93,160	93,101
受託事業等収入	131,354	137,552	22,360	32,086	22,854
経常経費補助金収入	—	—	1,292	1,008	1,294
その他経常収入	1,062	253	395	531	477
事業活動収入計	132,416	137,805	138,495	126,786	117,727
人件費支出	97,134	104,632	99,872	80,156	90,578
事務費支出	28,688	26,773	31,279	41,036	28,423
事業費支出	0	—	—	—	—
減価償却費	1,176	1,285	1,278	1,270	1,225
事業活動支出計	126,998	132,692	132,430	122,464	120,227
事業活動収支差額	5,417	5,112	6,064	4,322	△ 2,499

(増減分析)

平成19年度より兵庫県の間で指定管理が開始された為受託事業収入が減少し、指定管理料収入が発生している。事務費支出が平成20年度において一時的に増加しているのは、修繕費が9百万円計上されている為である。

(事業活動外収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経理区分間繰入金収入	—	—	—	—	8,395
事業活動外収入計	—	—	—	—	8,395
経理区分間繰入金支出	7,201	6,170	5,393	4,491	5,603
事業活動外支出計	7,201	6,170	5,393	4,491	2,792
事業活動外収支差額	△ 7,201	△ 6,170	△ 5,393	△ 4,491	292

(増減分析)

平成21年度においては経理区分間繰入金収入が計上された為事業活動収支差額はプラスとなった。

○事業活動収支計算書推移（障害者スポーツ交流館）

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	1,890	3,868	2,316	1,178	525
就労支援事業活動 収支差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	△2,072	△2,807	△1,953	△1,718	△1,307
経常収支差額	△181	1,061	363	△539	△781

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
指定管理料収入	—	—	53,780	46,901	43,861
受託事業等収入	52,944	68,259	2,475	—	2,785
経常経費補助金収入	—	—	50	50	80
その他経常収入	203	555	380	501	166
事業活動収入計	53,147	68,814	56,687	47,452	46,893
人件費支出	34,848	42,316	34,127	29,550	28,191
事務費支出	16,132	22,439	19,856	15,994	17,417
減価償却費	275	189	386	729	759
事業活動支出計	51,256	64,945	54,371	46,274	46,367
事業活動収支差額	1,890	3,868	2,316	1,178	525

(増減分析)

平成18年度から分館を廃止し本館施設が開設すると同時に指定管理事業対象施設とされ事業団が指定管理者に指定されている。平成19年度と平成21年度の両事業年度の受託事業は地デジ対策と3階観覧席へのアーチェリースタンド防矢ネットの整備工事を委託事業として受注したため一時的に生じたものである。

(事業活動外収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経理区分間繰入金収入	—	—	—	—	525
事業活動外収入計	—	—	—	—	525
経理区分間繰入金支出	2,072	2,807	1,953	1,718	1,832
事業活動外支出計	2,072	2,807	1,953	1,718	1,832
事業活動外収支差額	△2,072	△2,807	△1,953	△1,718	△1,307

○事業活動収支計算書推移（福祉のまちづくり研究所）

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	17,944	17,256	15,586	11,681	12,844
就労支援事業活動 収支差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	△15,131	△16,955	△15,110	△8,268	△17,913
経常収支差額	2,813	301	476	3,413	△5,068

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
指定管理料収入	0	0	238,331	176,951	184,930
受託事業等収入	305,219	286,690	18,295	20,376	29,694

経常経費補助金収入	0	20,408	23,099	7,397	6,774
その他経常収入	10,224	17,590	22,188	25,298	26,039
事業活動収入計	315,463	324,688	301,913	230,022	247,438
人件費支出	181,564	187,708	183,407	118,169	132,036
事務費支出	113,796	117,523	100,223	96,218	97,970
事業費支出	0	0	0	0	0
減価償却費	2,158	2,199	2,695	3,952	4,587
事業活動支出計	297,519	307,432	286,326	218,341	234,594
事業活動収支差額	17,944	17,256	15,586	11,681	12,844

(増減分析)

福祉のまちづくり研究所は平成20年度までは「福祉のまちづくり工学研究所」という名称であったが、平成21年度に研究体制を再編し、家庭介護・リハビリ研修センターを統合して福祉のまちづくり研究所に名称を変更している。ここに記載している財務情報は年度間比較を確保する為、平成20年度までは福祉のまちづくり工学研究所と家庭介護・リハビリ研修センターの合計金額を記載した。年度によって増減はあるが、大きな傾向としては収入および支出とも概ね減少してきていることがわかる。また、平成19年度より兵庫県の間で指定管理が開始された為受託事業収入が減少し、指定管理料収入が発生している。

(事業活動外収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経理区分間繰入金収入	1,186	2,980	840	831	0
事業活動外収入計	1,186	2,980	840	831	0
経理区分間繰入金支出	16,317	19,935	15,950	9,099	17,913
事業活動外支出計	16,317	19,935	15,950	9,099	17,913
事業活動外収支差額	△ 15,131	△ 16,955	△ 15,110	△ 8,268	△ 17,913

(増減分析)

平成20年までの金額は上記と同様である。

○事業活動収支計算書推移（管理部門）

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	1,516	11,249	60,241	45,340	△1,244
就労支援事業活動 収支差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	△4,106	△8,731	△63,694	△44,215	△268
経常収支差額	△2,589	2,518	△3,452	1,125	△1,512

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
指定管理料収入	—	—	70,335	56,347	61,664
受託事業等収入	87,522	60,009	3,465	—	1,137
診療所収入	39,304	42,938	45,844	42,431	41,592
その他経常収入	1,772	854	473	442	303
事業活動収入計	128,598	103,802	120,118	99,220	104,697
人件費支出	58,288	46,690	13,567	8,765	50,410
(うち、役員報酬)	(—)	(—)	(—)	(2,388)	(2,021)
(うち、職員俸給・諸手当)	(39,336)	(29,199)	(2,942)	(—)	(32,349)
(うち、常勤嘱託員報酬)	(6,744)	(6,521)	(5,580)	(2,159)	(4,178)
(うち、非常医院職員給与)	(4,408)	(4,395)	(3,089)	(2,703)	(5,039)
事務費支出	68,058	45,134	45,654	44,138	54,669
(うち、水道光熱費)	(6,385)	(7,788)	(8,533)	(8,707)	(7,897)
(うち、業務委託費)	(7,499)	(6,920)	(7,209)	(8,433)	(13,238)
(うち、賃借料)	(22,060)	(2,517)	(779)	(559)	(677)
(うち、材料費)	(13,850)	(15,651)	(16,399)	(16,990)	(18,852)
減価償却費	734	729	654	976	862
事業活動支出計	127,081	92,553	59,876	53,880	105,942
事業活動収支差額	1,516	11,249	60,241	45,340	△1,244

(増減分析)

平成18年度より指定管理となり平成19年度より受託事業等収入が指定管理料収入に変更となった。診療所収入はほぼ一定水準であり、事業活動収入の多寡は県からの受託料または指定管理料の変動の影響である。

事業活動支出は事務費に関しては平成17年度に新体育館工事に伴い、従来の職員用駐車場がなくなり、民間から借り上げたため賃借料が多かった点を除き、ほぼ毎年度一定水準で推移している。また人件費に関しては、平成19年度、20年度は総合リハビリテーションセンターの総務・経理部署が統合し事務局の人件費となったため、職員俸給・諸手当が少なく、結果として事業収支活動差額が大きなプラスとなっている。

(事業活動外収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
会計単位間繰入金収入	—	—	—	—	5,286
事業活動外収入計	—	—	—	—	5,286
会計単位間繰入金支出	4,106	8,731	63,694	44,215	5,554
事業活動外支出計	4,106	8,731	63,694	44,215	5,554

事業活動外収支差額	△4,106	△8,731	△63,694	△44,215	△268
-----------	--------	--------	---------	---------	------

(増減分析)

事業活動外収支は各年度とも会計単位間繰入に伴うものしか発生していない。平成19年度、20年度の会計単位間繰入金支出が多かったのは、総合リハビリテーションセンターと事務局の統合後に、もっぱら総合リハビリテーションセンターにかかる事務を行っている職員分の人件費を、繰入金として事務局へ繰り入れたためである。

○貸借対照表推移（リハビリテーション中央病院）

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸 借 対 照 表	流動資産	797,167	669,001	865,790	667,507	690,766
	(うち、現預金)	(150,201)	(42,910)	(223,369)	(29,194)	(36,723)
	(うち、未収金)	(635,884)	(613,701)	(631,093)	(623,530)	(640,724)
	(うち、貯蔵品)	(10,462)	(9,473)	(11,276)	(14,782)	(13,318)
	固定資産	191,351	174,995	172,788	165,211	134,249
	資産の合計	988,519	843,996	1,038,579	832,719	825,016
	流動負債	366,282	644,068	836,676	581,354	676,881
	(うち、未払金)	(349,583)	(291,676)	(432,205)	(263,043)	(255,510)
	(うち、社会福祉事業借入金)	(—)	(326,777)	(389,087)	(302,619)	(405,306)
	固定負債	—	—	—	—	—
	(うち有利子負債)					
	負債の部合計	366,282	644,068	936,676	581,354	676,881
	純資産の部合計	208,238	199,928	201,902	251,365	148,134
	負債及び純資産の部合計	574,520	843,996	1,038,579	832,719	825,016

(増減分析)

流動資産は未収金（主に診療報酬債権）と貯蔵品（主に医薬品等）の金額に大きな変動はなく、現預金の残高に応じて変動している。

固定資産は有形固定資産の新規購入がほぼ減価償却費の範囲内で行われており、残高に大きな変動はない。

流動負債は平成18年度より社会福祉事業借入金があり残高が多くなったが、未払金（主なものは医薬品・経費等の仕入債務）の金額に大きな変動はない。

○貸借対照表推移（おおぞらのいえ）

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸 借 対 照 表	流動資産				8,721	8,631
	固定資産				—	—
	資産の合計				8,721	8,631
	流動負債				8,700	7,572

表	固定負債				—	—
	(うち有利子負債)				—	—
	負債の部合計				8,700	7,572
	純資産の部合計				21	1,058
	負債及び純資産の部合計				8,721	8,631

(増減分析)

開設後2年経過したばかりであり、著しい変動は見受けられなかった

○貸借対照表推移（のぞみの家）

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸借対照表	流動資産	41,390	40,515	41,442	41,631	14,217
	固定資産	7,404	6,639	5,718	5,093	347,394
	資産の合計	48,795	47,155	47,160	46,725	361,612
	流動負債	38,719	40,264	40,983	41,249	14,210
	固定負債	—	—	—	—	—
	(うち有利子負債)	—	—	—	—	—
	負債の部合計	38,719	40,264	40,983	41,249	14,210
	純資産の部合計	10,075	6,891	6,177	5,475	347,402
	負債及び純資産の部合計	48,795	47,155	47,160	46,725	361,613

(増減分析)

特筆すべきは、平成21年度以降は県から全面的に移譲を受け、自主経営施設として管理しているため、県からの固定資産の譲受により、固定資産、資産の合計、純資産の部合計、負債及び純資産の部合計が多額の増加となっていることである。このように資産が急増した場合は、これまでと比較して管理対象が大幅に増加することから、資産の滅失等のリスクが高まるため留意が必要である。また、流動資産と流動負債が平成20年度と比べ共に減少しているが、事業団立により、県へ納めていた徴収受託金を代理徴収しなくなったことに伴い、現預金の保有額が減少したことが主な要因である。

○貸借対照表推移（万寿の家）

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸借対照表	流動資産	62,132	64,578	72,097	72,831	71,849
	固定資産	74,476	72,074	68,638	64,568	55,908
	資産の合計	136,609	136,652	140,736	137,399	127,757
	流動負債	61,709	61,449	69,269	71,072	69,497
	固定負債	—	—	—	—	—

(うち有利子負債)	—	—	—	—	—
負債の部合計	61,709	61,449	69,269	71,072	69,497
純資産の部合計	74,899	75,203	71,467	66,327	58,259
負債及び純資産の部合計	136,609	136,652	140,736	137,399	127,757

(増減分析)

万寿の家は施設改修を進めており、それに伴って平成23年度から施設定員が100名から85名まで減少することが予定されており、新規の施設介護者の受け入れを取りやめている。そのため、貸借対照表も縮小していくことが見込まれている。

○貸借対照表推移（職業能力開発施設）

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸借対照表	流動資産	13,951	12,581	14,825	20,322	10,801
	固定資産	4,589	4,155	4,784	18,399	4,015
	資産の合計	18,541	16,737	19,609	24,945	14,816
	流動負債	13,280	12,533	14,738	20,243	9,821
	負債の部合計	13,280	12,533	14,738	20,243	9,821
	純資産の部合計	5,261	4,204	4,871	4,702	4,995
	負債及び純資産の部合計	18,541	16,737	19,609	24,945	14,816

(増減分析)

平成20年度は経理区分間貸付金及び未払金が両建てとなっており、流動資産及び流動負債が一時的に膨らんでいる。固定資産には大きな増減は見られない

○貸借対照表推移（障害者スポーツ交流館）

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸借対照表	流動資産	9,315	6,694	5,980	3,447	4,678
	固定資産	2,376	3,690	4,002	3,441	2,682
	資産の合計	11,691	10,384	9,982	6,888	7,360
	流動負債	9,054	6,685	5,920	3,366	4,620
	負債の部合計	—	—	—	—	—
	純資産の部合計	—	—	—	—	—
	負債及び純資産の部合計	9,054	6,685	5,920	3,366	4,620
	流動資産	2,636	3,698	4,061	3,521	2,740
固定資産	11,691	10,384	9,982	6,888	7,360	

(増減分析)

平成18年5月に開設され、事業団は19年度より障害者スポーツ交流館に指定管理者制度が導入され指定管理者に指定されている。なお、当年をもって旧館は廃止されている。障害者スポーツ交流館自体は県の所有のため貸借対照表に大きな変動はない。

○貸借対照表推移（福祉のまちづくり研究所）

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸 借 対 照 表	流動資産	26,478	41,125	30,564	26,628	15,888
	固定資産	10,973	14,364	15,316	15,574	13,433
	資産の合計	37,452	55,490	45,880	42,202	29,322
	流動負債	22,075	39,920	29,855	23,010	15,198
	負債の部合計	22,075	39,920	29,855	23,010	15,198
	純資産の部合計	15,377	15,569	16,025	19,192	14,123
	負債及び純資産 の部合計	37,452	55,490	45,880	42,202	29,322

(増減分析)

平成20年までの金額は上記と同様である。資産の変動率は大きいですが資産総額及び変動額自体は小さく、分析は省略する。

○貸借対照表推移（管理部門）

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸 借 対 照 表	流動資産	297,332	12,945	39,860	10,430	19,255
	(うち、経理区分 間貸付金)	(278,892)	(—)	(—)	(—)	(—)
	固定資産	6,284	3,881	3,946	3,553	2,691
	資産の合計	303,616	16,826	43,806	13,984	21,946
	流動負債	296,635	8,747	39,236	8,288	17,763
	(うち、未払金)	(295,131)	(8,006)	(7,814)	(5,354)	(10,718)
	(うち、経理区分 間借入金)	(—)	(—)	(29,622)	(—)	(—)
	固定負債	—	—	—	—	—
	負債の部合計	296,635	8,747	39,236	8,288	17,763
	純資産の部合計	6,981	8,079	4,570	5,696	4,183
	負債及び純資産 の部合計	303,616	16,826	43,806	13,984	21,946

(増減分析)

平成17年度は事務局において資金不足であったことから、事務局から管理部門への資金送金を次年度へ繰り越したため経理区分間貸付金の残額が多額となっている。またリハビリ準備室の閉鎖に伴い、同室の未払金の経理区分移動（準備室から管理部門）を行

ったため未払金の残高についても多額となっている。そのため流動資産と流動負債の残高が多くなっているが、他の年度については大きな変動はない。

3 県の関与状況

○リハビリテーション中央病院

(単位：千円)

県の関与状況		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公的 支援	補助金	—	—	4,726	3,947	3,600
	合計①	—	—	4,728	3,947	3,600
指定管理料収入②		—	—	284,572	432,295	403,102
委託 料	委託料	259,427	277,983	145,197	17,145	23,893
	小計③	259,427	277,983	145,197	17,145	23,893
小計④(指定②+委託料③)		259,427	277,983	253,691	449,440	426,996
公的支援①+指定②+委託料③(合計)⑤		259,427	277,983	434,496	453,387	430,596
県の負担率(%) (注) (上記合計⑤/経常活動収入計⑥(注))		6.0	6.7	5.8	10.5	10.1

(注) 県の負担率で用いている経常活動収入計⑥は、資金収支計算書上の経常活動による収支の数値を用いて次の算式により算定した金額を用いている。

$$\text{経常活動収入計⑥} = (\text{経常収入計}) - (\text{会計単位間繰入金収入}) - (\text{経理区分間繰入金収入})$$

(増減分析)

平成20年度より小児科の新病棟(30床)が開設され、これに伴い指定管理料が増加し、県の負担率も6%程度から10%程度に増加している。

○おおぞらのいえ

(単位：千円)

県の関与状況		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公的 支援	補助金				—	—
	合計①				—	—
指定管理料収入②					105,297	102,858
委託 料	委託料				—	587
	小計③				—	587
小計④(指定②+委託料③)					105,297	103,446
公的支援①+指定②+委託料③(合計)⑤					105,297	103,446
経常活動収入計⑥					105,684	104,749

県の負担率(%) (注) (上記合計⑤/経常 活動収入計⑥ (注))				99.6	98.8
--	--	--	--	------	------

(注) 県の負担率で用いている経常活動収入計⑥は、資金収支計算書上の経常活動による収支の数値を用いて次の算式により算定した金額を用いている。

$$\text{経常活動収入計⑥} = (\text{経常収入計}) - (\text{会計単位間繰入金収入}) - (\text{経理区分間繰入金収入})$$

(増減分析)

開設後2年経過したばかりであり、著しい変動は見受けられなかった

〇のぞみの家

(単位：千円)

県の関与状況	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公的支援 補助金	—	—	—	—	—
合計①	—	—	—	—	—
指定管理料収入②	—	—	262,869	261,978	—
委託料	一般委託料	268,300	257,777	—	—
	ユニバーサル委託料	—	2,142	—	—
	県立社会整備費	—	—	—	—
	小計③	268,300	259,919	262,869	—
小計④ (指定②+委託料③)	268,300	259,919	262,869	267,008	—
公的支援①+指定②+委託料③(合計)⑤	268,300	259,919	262,869	267,008	—
経常活動収入計⑥	268,861	260,376	263,465	267,870	269,995
県の負担率(%) (注) (上記合計⑤/経常活動収入計⑥ (注))	99.8	99.8	99.8	99.7	—

(注) 県の負担率で用いている経常活動収入計⑥は、資金収支計算書上の経常活動による収支の数値を用いて次の算式により算定した金額を用いている。

$$\text{経常活動収入計⑥} = (\text{経常収入計}) - (\text{会計単位間繰入金収入}) - (\text{経理区分間繰入金収入})$$

(増減分析)

平成17年度までは受託事業として、平成18年度から平成20年度までは指定管理者事業として、平成21年度以降は県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理しているため、平成21年度の⑤公的支援は無くなり、⑥県の負担率は、ゼロの状態となっている。

○万寿の家

(単位：千円)

県の関与状況		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公的支援	補助金	—	—	—	—	—
	合計①	—	—	—	—	—
指定管理料収入②		—	—	—	—	—
委託料	一括委託料	—	—	—	—	—
	就業・生活支援センター	—	—	—	—	—
	県立社会整備、ユニバーサル	—	—	—	—	—
	小計③	—	—	—	—	—
小計④(指定②+委託料③)		—	—	—	—	—
公的支援①+指定②+委託料③(合計)⑤		—	—	—	—	—
資金収支計算書上經常収入合計⑥		—	—	—	—	—
県の負担率(%) (上記合計⑤/經常活動収入計⑥)		—	—	—	—	—

(増減分析)

省略

○職業能力開発施設

(単位：千円)

県の関与状況		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
指定管理料収入②		0	0	114,448	93,160	93,102
委託料	県受託事業収入	131,355	137,552	21,416	31,142	22,078
	小計③	131,355	137,552	21,416	31,142	22,078
小計④(指定②+委託料③)		131,355	137,552	135,864	124,302	115,180
指定②+委託料③(合計)⑤		131,355	137,552	135,864	124,302	115,180
県の負担率(%) (注) (上記合計⑤/經常活動収入計⑥ (注))		99.2	99.8	98.1	98.1	97.9

(注) 県の負担率で用いている經常活動収入計⑥は、資金収支計算書上の經常活動による収支の数値を用いて次の算式により算定した金額を用いている。

経常活動収入計⑥ = (経常収入計) - (会計単位間繰入金収入) - (経理区分間繰入金収入)

なお、上記の事業活動収支の項で計上されている経常経費補助金収入は兵庫県以外からの収入である。

○障害者スポーツ交流館

(単位：千円)

県の関与状況		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公的支援	補助金	—	—	—	—	—
	合計①	—	—	—	—	—
指定管理料収入②				53,781	46,902	43,862
委託料	一括委託料	45,238	68,149	—	—	—
	県立社会整備費	861	—	2,391	—	660
	ユニバーサル社会整備	6,693	—	—	—	—
	障害者スポーツネットワーク事業	—	—	—	—	1,636
	小計③	52,792	68,149	2,391	—	2,296
小計④(指定②+委託料③)		52,792	68,149	56,172	46,902	46,158
公的支援①+指定②+委託料③(合計)⑤		52,792	68,149	56,172	46,902	46,158
資金収支計算書上経常収入合計⑥		53,148	68,441	56,446	47,093	47,419
経常活動による会計単位間繰入金収入⑦		—	—	—	—	—
経常活動による経理区分間繰入金収入⑧		—	—	—	—	525
差引経常収入合計⑨		53,148	68,441	56,446	47,093	46,894
県の負担率(%) (上記合計⑤/経常活動収入計⑨)		99.3	99.6	99.5	99.6	98.4

(増減分析)

平成18年度迄が受託管理で、平成19年度から指定管理者制度が導入されている。

○福祉のまちづくり研究所

(単位：千円)

県の関与状況		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公的支援	補助金					
	県民すこやか介護研修事業	0	19,920	17,671	0	0
	地域リハビリテーション支援体制推進事業	0	488	488	417	417
	潜在的有資格者等養成支援研修事業	0	0	0	0	77
合計①		0	20,408	18,159	417	494
指定管理料収入②				238,332	176,952	184,930
委託料	県受託事業収入	287,484	270,865	9,206	16,975	24,364
	小計③	287,484	270,865	9,206	16,975	24,364
小計④(指定②+委託料③)		287,484	270,865	247,538	193,927	209,294
公的支援①+指定②+委託料③(合計)⑤		287,484	291,273	265,697	194,344	209,788
県の負担率(%) (注) (上記合計⑤/経常活動収入計⑥(注))		91.1	89.7	89.2	84.5	84.7

(注) 県の負担率で用いている経常活動収入計⑥は、資金収支計算書上の経常活動による支の数値を用いて次の算式により算定した金額を用いている。

$$\text{経常活動収入計⑥} = (\text{経常収入計}) - (\text{会計単位間繰入金収入}) - (\text{経理区分間繰入金収入})$$

(増減分析)

この表においても平成20年度までは福祉のまちづくり工学研究所と家庭介護・リハビリ研修センターの合計金額を記載している。平成19年度より兵庫県の間で指定管理が開始された為受託事業収入が減少し、指定管理料収入が発生している。指定管理料収入は人件費の減少に伴い減ってきており、県からの支出金額及び県の負担率とも概ね減少傾向にある事がわかる。

○管理部門

(単位：千円)

県の関与状況		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公的支援	補助金	—	—	—	—	—
	合計①	—	—	—	—	—
指定管理料収入②		—	—	70,335	56,347	61,664
委	委託料	86,948	59,659	3,465	—	1,097

託料	小計③	86,948	59,659	3,465	—	1,097
	小計④(指定②+委託料③)	86,948	59,659	73,800	56,347	62,762
	公的支援①+指定②+委託料③(合計)⑤	86,948	59,659	73,800	56,347	62,762
	県の負担率(%) (注) (上記合計⑤/経常活動収入計⑥(注))	67.6	57.5	61.4	56.8	59.9

(注) 県の負担率で用いている経常活動収入計⑥は、資金収支計算書上の経常活動による収支の数値を用いて次の算式により算定した金額を用いている。

$$\text{経常活動収入計⑥} = (\text{経常収入計}) - (\text{会計単位間繰入金収入}) - (\text{経理区分間繰入金収入})$$

(増減分析)

平成18年度までは業務受託で、平成19年度以降は指定管理である。県の負担率は60%近辺で推移しており、大きな変動はない。

4 役員及び職員の状況

○リハビリテーション中央病院

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
役 員	県派遣職員	0人	0人	0人	0人	0人
	固有職員	0人	0人	1人	2人	2人
	常勤嘱託職員	0人	0人	0人	0人	0人
	非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	人数合計	0人	0人	1人	2人	2人
	人件費総額	一千円	一千円	13,051千円	26,893千円	27,043千円

(注) 人件費総額は、報酬、賞与及び法定福利費の合計額である。

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職 員	県派遣職員	8人	8人	8人	6人	4人
	固有職員	302人	274人	279人	296人	308人
	常勤嘱託職員	12人	15人	12人	15人	26人
	非常勤職員	69人	91人	84人	88人	96人
	人数合計	391人	388人	363人	405人	434人
	人件費総額	2,274,144千円	2,112,163千円	2,096,186千円	2,172,802千円	2,245,624千円

(注) 人件費総額は、給料、賞与、諸手当及び法定福利費の合計額である

〇おおぞらのいえ

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
役 員	県派遣職員				-人	-人
	固有職員				-人	-人
	常勤嘱託職員				-人	-人
	非常勤職員				-人	-人
	人数合計				-人	-人
	人件費総額				-千円	-千円

(注) 人件費総額は、報酬、賞与及び法定福利費の合計額である。

(増減分析)

省略

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職 員	県派遣職員				-人	-人
	固有職員				9人	9人
	常勤嘱託職員				3人	5人
	非常勤職員				11人	9人
	人数合計				23人	23人
	人件費総額				72,673千円	70,671千円

(注) 人件費総額は、給料、賞与、諸手当及び法定福利費の合計額である。

(増減分析)

人数合計に増減がないこと、開設後2年経過したばかりであり、著しい変動は見受けられなかった

〇のぞみの家

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
役 員	県派遣職員	0人	0人	0人	0人	0人
	固有職員	0人	0人	0人	0人	0人
	常勤嘱託職員	0人	0人	0人	0人	0人
	非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	人数合計	0人	0人	0人	0人	0人
	人件費総額	-千円	-千円	-千円	-千円	-千円

(注) 人件費総額は、報酬、賞与及び法定福利費の合計額である。

(増減分析)

省略

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職 員	県派遣職員	1人	1人	1人	1人	-人
	固有職員	17人	18人	17人	17人	18人

常勤嘱託職員	7人	8人	10人	11人	11人
非常勤職員	9人	6人	6人	5人	6人
人数合計	34人	33人	34人	34人	35人
人件費総額	157,777千円	144,407千円	148,536千円	150,305千円	146,690千円

(注) 人件費総額は、給料、賞与、諸手当及び法定福利費の合計額である。

(増減分析)

最近5年間では、著しい増減は見受けられない。

○万寿の家

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
役 員	県派遣職員	0人	0人	0人	0人	0人
	固有職員	0人	0人	0人	0人	0人
	常勤嘱託職員	0人	0人	0人	0人	0人
	非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	人数合計	0人	0人	0人	0人	0人
	人件費総額	一千元	一千元	一千元	一千元	一千元

(注) 人件費総額は、報酬、賞与及び法定福利費の合計額である。

(増減分析)

省略

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職 員	県派遣職員	0人	0人	0人	0人	0人
	固有職員	7.11人	7.8人	4.3人	8.1人	8.0人
	常勤嘱託職員	2.0人	1.6人	2.2人	1.9人	3.0人
	非常勤職員	1.4人	1.5人	2.0人	2.1人	2.6人
	人数合計	10.51人	10.9人	8.5人	12.1人	13.6人
	人件費総額	246,984千円	228,239千円	230,509千円	235,861千円	238,274千円

(増減分析)

職員数は増加しているが、人件費総額ではここ5年間での増減は少ない。

○職業能力開発施設

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
役 員	県派遣職員	0人	0人	0人	0人	0人
	固有職員	0人	0人	0人	0人	0人
	常勤嘱託職員	0人	0人	0人	0人	0人
	非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	人数合計	0人	0人	0人	0人	0人
	人件費総額	一千元	一千元	一千元	一千元	一千元

(注) 人件費総額は、報酬、賞与及び法定福利費の合計額である。

(増減分析)

省略

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職 員	県派遣職員	1人	1人	1人	0人	0人
	固有職員	10人	10人	10人	8人	8人
	常勤嘱託職員	2人	3人	3人	5人	4人
	非常勤職員	5人	7人	5人	7人	10人
	人数合計	18人	21人	19人	20人	22人
	人件費総額	97,134千円	104,633千円	99,873千円	80,157千円	90,578千円

(注) 人件費総額は、給料、賞与、諸手当及び法定福利費の合計額である

(増減分析)

人件費総額としては年ごとに増減があるが、非常勤職員の人数が7人から10人に増えるなど、人数的にはやや増加傾向にある。

○障害者スポーツ交流館

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
役 員	県派遣職員	0人	0人	0人	0人	0人
	固有職員	0人	0人	0人	0人	0人
	常勤嘱託職員	0人	0人	0人	0人	0人
	非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	人数合計	0人	0人	0人	0人	0人
	人件費総額	一千円	一千円	一千円	一千円	一千円

(注) 人件費総額は、報酬、賞与及び法定福利費の合計額である。

(増減分析) …省略

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職 員	県派遣職員	0人	0人	0人	0人	0人
	固有職員	4人	4人	3人	3人	3人
	常勤嘱託職員	0人	2人	2人	3人	3人
	非常勤職員	3人	6人	3人	3人	6人
	人数合計	7人	12人	8人	9人	12人
	人件費総額	34,848千円	42,316千円	34,127千円	29,550千円	28,191千円

(増減分析)

人件費については、極力低減化を図っており、従来から指導員を2名削減し、5名体制となっており現場に4名、及び、間接部門で1名とする人件費削減逡減施策を実施している。ただし、現場応援等で事務所を離れることもあり、利用者アンケートでは電話での応答について一部不満が見られている。

○福祉のまちづくり研究所

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
役 員	県派遣職員	0人	0人	0人	0人	0人
	固有職員	0人	0人	0人	0人	0人
	常勤嘱託職員	0人	0人	0人	0人	0人
	非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	人数合計	0人	0人	0人	0人	0人
	人件費総額	一千円	一千円	一千円	一千円	一千円

(注) 人件費総額は、報酬、賞与及び法定福利費の合計額である。

(増減分析)

省略

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職 員	県派遣職員	3人	3人	3人	2人	2人
	固有職員	19人	20人	20人	15人	16人
	常勤嘱託職員	2人	1人	1人	1人	2人
	非常勤職員	10人	10人	10人	11人	11人
	人数合計	34人	34人	34人	29人	31人
	人件費総額	181,564千円	187,708千円	183,407千円	118,169千円	132,036千円

(注) 人件費総額は、給料、賞与、諸手当及び法定福利費の合計額である

(増減分析)

この表においても平成20年度までは福祉のまちづくり工学研究所と家庭介護・リハビリ研修センターの合計人数及び金額を記載している。年によって増減はあるが固有職員の数及び人件費総額とも概ね減少傾向にある。

○管理部門

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
役 員	県派遣職員	0人	0人	0人	1人	1人
	固有職員	0人	0人	0人	0人	0人
	常勤嘱託職員	0人	0人	0人	0人	0人
	非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	人数合計	0人	0人	0人	1人	1人
	人件費総額	一千円	一千円	一千円	2,389千円	3,100千円

(注) 人件費総額は、報酬、賞与及び法定福利費の合計額である。

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職 員	県派遣職員	2人	2人	1人	0人	1人
	固有職員	4人	3人	0人	0人	4人
	常勤嘱託職員	2人	2人	1人	1人	1人

非常勤職員	3人	3人	2人	2人	4人
人数合計	11人	10人	4人	3人	10人
人件費総額	58,289千円	46,690千円	13,567千円	6,377千円	48,390千円

(注) 人件費総額は、給料、賞与、諸手当及び法定福利費の合計額である

5 監査の結果及び意見

○リハビリテーション中央病院

(1) 委託料について

事業団が契約を締結するにあたっては、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則」に定めた手続に則る必要がある。また、これらの解釈指針として「契約事務の手引き」を定め、適切に業務を遂行するように努めている。その中で、随意契約を締結するに当たっては、「合理的な理由により、競争入札を付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によることができる。(原則として、兵庫県入札参加資格名簿から選定する。)」と定めており、“合理的な理由”として、以下のものを掲げている(「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則」第78条第1項とほぼ同じ内容)。

①売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ、定められた額を超えない場合

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	250万円
食料品・物品等の買入れ	160万円
上記に掲げるもの以外	100万円

②契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

③緊急の必要により競争入札に付することができない場合

④競争入札に付することが不利と認められる場合

⑤時価に比して有利な価格等で契約を締結できる見込みのある場合

⑥競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合

⑦落札者が契約を締結しない場合

ここで、上記の②、③、④の具体例等として、以下を例示している。

(上記②の例示)

a. 不動産の買入れ又は借入をするとき

b. 事業団の行為を秘密にする必要があるとき

c. 運送又は保管をさせるとき

d. 外国で契約を締結するとき

e. 国、地方公共団体、法令による公団又は公共事業を目的とする法人と直接契約をするとき

f. 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないとき

- g. 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができないとき
- h. 既存の設備と密接不可分の関係にあり、同一施行者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行うとき
- i. 契約の目的物が代替性の無い特定の位置、構造又は物質であるとき
- j. 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められたとき

(上記③の例示)

- a. 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行うとき
- b. 災害発生時において応急工事及び物品購入等を行うとき
- c. メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼすとき

(上記④の例示)

- a. 現に契約履行中の工事又は製造若しくは物品の供給に直接関連するものであって他の者をして履行させることが不利と認めるとき
- b. 買入れを必要とする物品が多量にあつて、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を高騰させるおそれがあるとき
- c. 緊急に契約しなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならぬおそれがあるとき
- d. 予定価格が 500 万円以上の施設整備及び設備整備を行う場合は、b. 及び c. の適用は受けない

【結果】 随意契約手続とその内部統制について

随意契約手続の理由に正当性が認められず、また、随意契約に関する内部統制は、十分に機能していない。

随意契約の手続が適切に行われているか、内部の決裁書類等を閲覧したところ、次の随意契約に関しては、上記の解釈指針を逸脱していると判断される。

業務内容	相手先	期間	金額 (千円)	随意契約とした理由 (内部書類である「決裁書・報告書」の記載内容)
①医事業務	A社	平成 21 年 4 月 ～ 平成 22 年 3 月	71,202	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 会計規則第 76 条(現第 78 条)第 1 項(2) の規程に基づく(「契約の性質又は目的 が競争入札に適さない場合」)。 具体的には、本年度は小児リハ病棟の 3 階入院病棟開設があり、オーダリング システム的大幅な変更があるため、医事

				<p>業務遂行に当たっても、混乱が想定される。さらに、平成 21 年度は、レセプトのオンライン請求への移行があり、9 月頃までに診療報酬請求にかかる基本マスター（診療行為マスター・傷病名マスター・医薬品マスター等）の設定を終えなければならない。そして、10 月頃から約 2 カ月間確認試験を行い、平成 22 年 1 月頃からは本格実施する予定である。</p> <p>このような状況下において業者が代わった場合、医事業務、ひいては病院全体の業務運行に支障を来すおそれがあるので、当院の事情に詳しい現行の委託業者に任せることとする。</p>
<p>②電話交換業務</p>	<p>同上</p>	<p>平成 21 年 4 月 ～ 平成 22 年 3 月</p>	<p>6,174</p>	<p>社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則第 76 条(現第 78 条)第 1 項(2)の規程に基づく（「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」）。</p> <p>具体的には、総合リハにおいては、業者が頻繁に代わることによる業務上の混乱を避けるため、当該業務委託にかかる入札を概ね 3 年に 1 回実施してきた。今回は、前回の入札実施より 3 年が経過するため、本来であれば入札という方法を取る方が良かったかもしれないが、入札執行事務を行う時間を確保することができなかつたため、現委託業者（現医事業務委託業者と同一業者である）との随意契約とした。</p> <p>結果的には、当該業務を随意契約とすることを前提に医事業務委託契約の価格交渉と同時に価格交渉を行うこととなり、委託費の増額要素が多い医事業務委託の方において、前年契約額より約 150 万円値を下げることもできた。電話交換業務委託においても、わずか 12 万 6 千円ではあるが、値を下げることもできた。</p>

- ① 医事業務に関しては、おもに、入院病棟開設によるシステムの変更とともに、レセプトのオンライン請求への移行があり基本マスターの設定を期間内に終えなければいけないため、業務に混乱や支障を来さないように当院の事情に詳しい現行の委託業者にするとのことである。また、根拠規定は社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則第76条（現第78条）第1項（2）であり、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」としている。

1つ目の理由である“入院病棟開設によるシステムの変更”については、これをもって、他の医事業務を受託する業者には出来ないとは考え難い。「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」を根拠規定とした場合の「契約事務の手引き」の具体例のうち、「f. 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないとき」に該当すると判断したと想定されるが、前記のとおり、他の業者においても受託は可能であったと考えられる。

2つ目の理由である“レセプトのオンライン請求移行に伴う基本マスターの設定を期間内に終えること”については、記載されている実施時期からすると、従来の業者でなければいけないとは判断し難い。

- ② 電話交換業務に関しては、入札を概ね3年に1回の実施であり、入札時期であることを認識しているにもかかわらず、“入札執行事務を行う時間を確保することができなかった”としているが、単年度契約であるとともに、平成20年度が3年目であることは分かっていることであるため、時間を確保することができないことは理由にならない。また、根拠規定は社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則第76条（現第78条）第1項（2）であり、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」としていることには無理があると考えられる。なお、委託金額が①医事業務とともに下げることが出来ている旨記載しているが、これは結果論であって、随意契約を正当化する理由にはならない。

付け加えると、いずれの随意契約についても、これらの判断が事業団内の正式な決裁ルートを通じてなされているため、随意契約に関する内部統制は、十分に機能していない状況であったと言える。

[参考]

事業団では、随意契約に関する手続を平成21年度中に見直している。具体的には、「社会福祉事業団随意契約審査会設置要綱」を制定し、平成22年度からの随意契約に関して、手続の公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図り、随意契約のより適正な運用を担保するため、事務局に随意契約審査会を設置している。なお、随意契約審査会の受審対象と審議事項は次のとおりである。

（受審対象）

- ① 予定価格が下表の金額を超えるもの

区分	金額
工事又は製造の請負	250 万円
物品等の買入れ	160 万円
上記以外	100 万円

②①に関わらず、審査会の審査を要しない随意契約は、次のとおりである。

1) 次に掲げる契約で、相手方が1者に限定されるもの

- a. 国又は地方公共団体との契約
- b. 法令等の規定により特殊法人又は公益法人等を相手方とする契約
- c. 土地若しくは建物等の不動産、又は美術品その他類似の買入れ又は借入れ
- d. 土地若しくは建物の売払い又は貸付け
- e. 機種選定委員会（*）が選定した特定機種の譲渡
- f. コンピュータ機械等のメーカー又は系列会社との保守管理委託契約
- g. 学術的な調査等の委託契約で相手方が主体性をもっているもの

（*）機種選定委員会とは、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則」等で定めた固定資産の内、契約予定額が1件100万円以上の物品の購入又は借上げに際し、機種選定理由等必要事項について協議する専門委員会をいう（「契約事務の手引き」より）。

2) 災害等により緊急を要するもの

（審議事項）

- ①法令、規則に照らして随意契約とすることが妥当かどうか
- ②契約の相手方が適当かどうか
- ③その他随意契約に必要な事項として会長が定めたもの

この改正は、平成22年度からの随意契約に関して適用されるため、ここで問題として取り上げた2つの業務委託のうち、①医事業務に関しては、平成22年度の契約に関しては、随意契約審査会によって審議されている（②電話交換業務は競争入札により他の業者が受託している）。

その審議内容等は次のとおりである。

業務内容	相手先	期間	金額 (千円)	随意契約とした理由 (内部書類である「決裁書・報告書」の記載内容)
①医事業務	A社	平成22年4月 ～ 平成23年3月	79,468	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則第76条(現第78条)第1項(2)の規程に基づく（「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」）。 平成21年度途中に地域連携室の業務委託を追加し、院内における業務の流れ等も定着してきたところであり、入札に付することより、病院全体の運営に大き

				な支障をきたすため。また、価格交渉を行ったところ、値引きにも応じている (80,148,600円から79,468,200円へ680,400円値引き)。
審査会の意見	<p>長年同一業者であり、競争せずに同一業者と継続的に契約することは、公平性、透明性に欠く。</p> <p>本伺いについては、競争入札に付する暇がないこと（競争に付するための仕様作成時間がない、新たな業者に決定した場合、業者が従業員を確保する時間を与えられない等）から、今回限り特例的に承認するものである。承認にあたっては、次の条件を付するので、今後は適切な事務に努められたい。</p> <p>①平成23年度の契約業者決定にあたっては、競争に付すること</p> <p>②平成23年度の契約にあたっては、事務局への協議を早期に行うこと</p>			

随意契約に関して、手続の公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図り、随意契約のより適正な運用を担保するため専門審査会を設置することは、一定の評価が出来ると思われる。また、その審議結果である“審査会の意見”においても、問題とした委託業務が随意契約とする条件を満たさないものとしており、適切な判断が出来ているものと考えられる。この点において、事業団の随意契約に関する内部統制は、向上したと思われる。課題としては、あらたに「社会福祉事業団随意契約審査会設置要綱」を制定し、随意契約をより適正な運用を図ろうとしているにもかかわらず、事務サイドにおいてこの趣旨が浸透しておらず、それまでと変わらず随意契約をしようとしていることである。随意契約審査会のみならず、事務サイドにおいても、随意契約に関する手続を適切に運用することが望まれる。

(2) 人件費について

リハビリテーション中央病院（以下「中央病院」という）の人件費は、事業団全体の人件費の約4分の1を占めている状況である。中央病院においては、人件費を抑制し、収支改善を図るため、幾つかの施策をしている。具体的には、事業団の方針に基づき、平成12年度から正規職員の原則退職不補充（平成16年度からは給与抑制型の正規職員（Ⅱ種職員）を一部補充）とし、非正規職員（有期雇用の嘱託員、パート職員）を配置することにより、必要な人員を確保している。なお、最近10年間で新たに採用された職員制度は次のとおりである。おもに、これらの新制度の活用によって人件費の削減に取り組んでいる。

区分	制度採用時期
嘱託員	平成12年度以降
正規（Ⅱ種職員）	平成16年度以降
任期付職員	平成18年度以降

これらの職種の雇用条件等を、従来から採用されていた内容と比較すると次のとおりである。

平成 21 年 4 月 1 日 現在

区分	正規（Ⅰ種職員）	正規（Ⅱ種職員）	任期付職員	
雇用期間	特に定めなし (定年 60 歳)	特に定めなし (定年 60 歳)	1 年契約で最大 5 年 (更新回数 4 回)	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 平成 11 年度までの全正規職員 平成 12 年度以降採用の医療関係職員及び研究員 平成 16 年度以降Ⅱ種職員として採用されたものうち、登用制度により登用された職員 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度以降採用の医療関係職員及び研究員以外の職員 	病院医療関係職種	
人事異動	有	限定された圏域内で有（＊1）	無	
登用制度	—	Ⅱ種からⅠ種への登用制度あり	—	
給料	月額	月額	月額	
	初任給	大学卒 174,500 円 (看護師 199,800 円)	大学卒 168,700 円	大学卒 174,500 円
	昇給	○	○	○
	手当	勤務地手当、扶養手当、住居手当、退職手当、資格・職務・業務手当、超過勤務手当、賞与（4.4 月）	勤務地手当、扶養手当、住居手当、退職手当（共済法）、資格・職務・業務手当、超過勤務手当、賞与（4.4 月）	勤務地手当、扶養手当、住居手当、退職手当（共済法）、資格・職務・業務手当、超過勤務手当、賞与（4.4 月）
	通勤手当	交通機関：6 カ月定期で支給 交通用具：月額で支給	交通機関：6 カ月定期で支給 交通用具：月額で支給	交通機関：6 カ月定期で支給 交通用具：月額で支給
	支給方法	当月末締め当月 16 日支給	当月末締め当月 16 日支給	当月末締め当月 16 日支給
服 務	年次休暇	年次休暇	年次休暇	
	1 月～12 月 20 日 4 月採用の場合 15 日 取得単位：1 日、半日 又は時間	1 月～12 月 20 日 4 月採用の場合 15 日 取得単位：1 日、半日 又は時間	初年度 4 月～3 月 12 日、次年度以降は前年度に 1 日加算 取得単位：1 日、半日 又は時間	

	特別休暇	○	○	○
	厚生休暇	○	○	○
	病気休暇	○	○	○
福 利 厚 生	健康保険、 厚生年金保険 雇用保険、 労働保険	○	○	○
	退職共済	○	○	○
	全事協年金	○	○	○
	教員互助会 (給付関係)	○ (掛金率 1000 分の 6)	○ (掛金率 1000 分の 6)	○(給付制限有) (掛金率 1000 分の 3)
	親睦会	○	○	○
在籍人数	782 人	180 人	37 人	

(※ 1) 東・北播磨圏域、西播磨圏域、但馬圏域、丹波圏域、淡路圏域

区分	嘱託員	期限付任用職員	日々雇用職員	
雇用期間	1年契約で最大10年 (更新回数9回)	6月契約で最大1年 (6月で1回更新)	1年未満契約で最大 5年間	
対象者	病院医療関係職種を 除く全職種	病院医療関係職員の 育休・産休代替	全職種を対象に必要な の都度	
人事異動	無	無	無	
登用制度	2回以上更新したも のの中からⅡ種職員 への登用制度あり	—	—	
給 料	月額	月額	時間給	
	初任給	大学卒 161,600 円	看護師 大学卒 199,800 円	時間給 800 円～
	昇給	○	×	×
	手当	資格手当、業務手当、 超過勤務手当、退職 手当(共済法)、賞与 (2.5月)	勤務地手当、扶養手 当、住居手当、退職 手当(共済法)、資 格・職務・業務手当、 超過勤務手当、賞与 (4.4月)	超過勤務手当
	通勤手当	交通機関:6カ月定期 で支給 交通用具:月額で支給	交通機関:6カ月定期 で支給 交通用具:月額で支給	交通機関、交通用 具:勤務実績で支給
	支給方法	当月末締め当月16日 支給	当月末締め当月16日 支給	当月末締め翌月10 日支給

服 務	年次休暇	4月～3月 10日、次年度以降：労基法第39条第2項 取得単位：1日、半日又は時間	4月～3月 12日(うち6日は前半6月に取得可能) 取得単位：1日、半日又は時間	4月～3月 12日(うち6日は前半6月に取得可能) 取得単位：1日又は半日
	特別休暇	○(選挙権の行使、厚生休暇及び慶弔の事由によるものに限る。)	○	×
	厚生休暇	○	○	×
	病気休暇	○(業務上のみ)	○(業務上のみ)	×(労災は別途補償)
福 利 厚 生	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険	○	○	○
	退職共済	○	○	×
	全事協年金	×	×	×
	教員互助会(給付関係)	○(給付制限有) (掛金率 1000分の3)	○(給付事業適用無) (掛金率 1000分の1)	×
	親睦会	○	○	○
在籍人数	362人	1人	527人(常勤換算)	

また、事業団では、定員（*）と、正規職員及び常勤嘱託員の人員を比較して、その状況を把握している。中央病院の平成21年度末の状況は次のとおりである。多くの職名において定員を下回っている状態となっている。なお、定員は、本来、法令に基づく配置基準を使用することが望ましいが、非常勤職員が相当数いる関係上、簡便的にこのような方法によっている。

（*）事業団で必要と思われる正規職員及び常勤嘱託員の定数

(平成22年3月31日現在 単位：人)

職 名	①定員	②正規職員現員数			③嘱託員	④計 =②+③	⑤定員との 差異
		人数	内、県派遣職員	内、Ⅱ種職員			
施設長、事務局長	1	1	0	0	0	1	0
事務職員	12	9	0	5	3	12	0
医療ソーシャルワーカー	3	3	0	0	0	3	0
支援員	1	0	0	0	0	0	△1
医師	33	31	3	0	0	31	△2
薬剤師	7	7	1	0	0	7	0

心理判定員	3	2	0	0	0	2	△1
心理治療士	0	1	0	0	0	1	1
理学療法士	29	29	0	0	0	29	0
作業療法士	18	18	0	0	0	18	0
言語療法士	8	8	0	0	0	8	0
臨床検査技師	7	6	0	0	0	6	△1
放射線技師	7	7	0	0	0	7	0
栄養士	4	2	0	0	1	3	△1
看護師	177	168	0	0	0	168	△9
准看護師	0	4	0	0	0	4	4
調理員	18	12	0	0	6	18	0
計	328	308	4	5	10	318	△10

(3) 総コスト（原価）および部門（診療科または病棟別）採算を意識した経営について

【結果】

事業団は総コストを意識して病院経営を行う必要がある。また県は事業団に総コストを意識した病院経営を行わせる必要がある。

【概要】

事業団の病院の経常活動収支計算においては、「(4) 財務情報」に記載のとおり減価償却費が平成 21 年度で 46,985 千円と少額（病院収入の 1.2%）しか計上されておらず、また借入金利息支出は一切計上されていない。これは事業団はあくまで指定管理者として病院の経営を受託しているだけであり、病院運営にとって重要な土地・建物・医療用機器等の有形固定資産の大部分は県が所有し、また当該資産を取得するために必要な資金（借入金）の調達・返済・利払いを県が行っているためである。

一方、地方公営企業である自治体病院の損益計算書においては、一般会計からの企業債の元利償還金の繰り出し（平成 14 年度までに着手した事業にかかるものは元利償還金の 2/3、それ以後のものは 1/2）があるにせよ、貸借対照表に有形固定資産と企業債が計上されているため、病院が所有する有形固定資産の減価償却費と資金の調達源泉である企業債の支払利息をコストに含めたうえで、病院の経営管理（損益管理）が行われている。

また、後述するように県から事業団に支払われている指定管理料は、企業債の元利償還金に相当する部分はないものの、自治体病院における一般会計からの繰り出し基準に準拠して行われており、結果的に事業団の病院の経常収支計算は総コストを損益計算に含めている地方公営企業の自治体病院と比べ、企業債の元金償還額と減価償却額が同額と仮定した場合、減価償却費および支払利息の 1/3 ないし 1/2 相当額だけ収支負担が軽くなっていることになる。

〔参考 減価償却費の試算〕

(単位：千円)

区 分	総事業費		耐用年数	減価償却費
	総額	按分		
<既存病棟>	9,681,482		平成4年	
建物	8,201,120	5,467,413	39年	126,171
建物附属設備		2,733,707	15年	164,022
医療用機器・備品	1,480,362	1,480,362	8年	166,540
<小児新病棟>	489,849		平成20年	
建物	294,099	196,066	39年	4,524
建物附属設備		98,033	15年	5,881
医療用機器・備品	195,750	195,750	8年	22,021
<病院合計>				489,159

〔参考 支払利息の試算〕

上記総事業費が全額、30年均等償還、金利5%の企業債で賄われたとして支払利息を試算すると以下のとおりとなる。

<既存病棟>

$$9,681,482 \text{ 千円} \times 12 \text{ 年} (\text{※1}) \div 30 \text{ 年} \times 5\% = 197,229 \text{ 千円} \cdots A$$

※1 償還日を平成34年とした場合の平成22年時点における残年数

<小児新病棟>

$$489,849 \text{ 千円} \times 28 \text{ 年} (\text{※2}) \div 30 \text{ 年} \times 5\% = 22,859 \text{ 千円} \cdots B$$

※2 償還日を平成50年とした場合の平成22年時点における残年数

$$\text{合計 (A + B) : } 220,088 \text{ 千円}$$

〔参考 繰出金（指定管理料）の試算〕

上記支払利息と同じ仮定で元利償還金および繰入額を試算すると以下のとおりとなる。

<既存病棟>

$$\text{元金償還対応額 : } 9,681,482 \text{ 千円} \div 30 \text{ 年} \times 2/3 = 215,144 \text{ 千円} \cdots C$$

$$\text{金利対応額 : } 197,229 \text{ 千円} \times 2/3 = 131,486 \text{ 千円} \cdots D$$

<小児新病棟>

$$\text{元金償還対応額 : } 489,849 \text{ 千円} \div 30 \text{ 年} \times 1/2 = 8,164 \text{ 千円} \cdots E$$

$$\text{金利対応額 : } 22,859 \text{ 千円} \times 1/2 = 11,429 \text{ 千円} \cdots F$$

$$\text{合計 (C + D + E + F) : } 366,223 \text{ 千円}$$

上記、減価償却費、支払利息および対応する繰出金（指定管理料）を加味した収支は以下のとおり赤字となっている。

なお、人件費のうち、退職給与引当金繰入額が事業収支計算に含まれていないが、地方公営企業の自治体病院の大半は引当金計上が任意であるため引当金を設定していないため、下記事業活動収支の修正額には考慮していない。

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度		
	修正前	修正後	増減額
病院収入	3,800,882	3,800,882	—
※1 指定管理料収入	403,102	769,325	366,223
受託事業等収入	27,130	27,130	—
経常経費補助金収入	3,699	3,699	—
保育料収入	5,835	5,835	—
過年度収入	802	802	—
雑収入	2,667	2,667	—
事業活動収入計	4,244,020	4,610,243	366,223
人件費支出	2,272,659	2,272,659	—
事務費支出	1,867,729	1,867,729	—
減価償却費	46,985	536,144	489,159
※2 支払利息	—	220,088	220,088
事業活動支出計	4,187,374	4,896,621	709,247
事業活動収支差額	56,646	△286,378	△323,024

※1 便宜的に繰出金は全額、事業活動収入の指定管理料に計上

※2 便宜的に支払利息を事業活動収入に計上

【結果】

事業団は部門採算を意識して病院経営を行う必要がある。また県は事業団に部門採算を意識した病院経営を行わせる必要がある。

【概要】

事業団においては現在、部門の採算性は病棟別や診療科別の患者一人当たり収入等の収入面では管理しているものの、診療科別や病棟別といった部門別の原価計算が行われていないため、コストを含めたうえでの部門採算が明確に把握（意識）されていない。

病院経営を行う上では、部門別に収益や費用の構造を把握し、経営課題を抽出して日々の改善活動につなげることが重要となる。

また、県と事業団との間で適切な指定管理料を取り決めるためには、その前提として事業団として経営努力を行っても収益で費用を賄えない部分（いわゆる不採算の政策医療部分）を明確に把握する必要がある。

以上の観点より、今後、事業団として病院の部門損益管理を行うと同時に、県は当該情報を入手する必要があると考える。

(4) 指定管理料の算定方法について

【結果】

県は指定管理者である事業団に対して支払う管理委託料を算出するにあたり、不採算医療として適切な運営を行っても診療収入等で賄えない経費を明確にすべきであると同時に、指摘管理者としての事業団に経営努力のインセンティブが働く委託料を算定すべきである。

【概要】

現在の県と事業団との間の指定管理料は地方公営企業である自治体病院の繰出金基準に基づいて次のように算定されている。

項目	金額
看護師確保対策 院内保育事業運営費	<p>国庫基準</p> <p>1 算出方法 国庫単価(負担割合 国 1/3 県 1/3 設置者 1/3)</p> <p>2 基本額 4人×153,700円×12ヶ月=7,377,600円…A 保育料収入額 △2,424,000円…B 24時間保育加算 17,060円×120日=2,047,200円…C</p> <p>3 算定額 (A+B+C)×2/3 =4,668,000円 ⇒4,688千円(イ)</p>
リハビリテーション 運営損費	<p><既存病床分></p> <p>1 地方財政繰出基準 1人当たり割高経費 1,171円</p> <p>2 算定額 1,171円×220,247人 =257,909,237円 (平成20年度実績) ⇒257,910千円(ロ)</p> <p><小児科新病棟分></p> <p>1 地方財政繰出基準 1人当たり割高経費 1,171円</p> <p>2 算定額 1,171円×12,420人 =14,543,820円 (当初見込み人数) ⇒14,544千円(ハ)</p>
研修研究費	<p>1 地方財政繰出基準 地方財政繰出単価 33,766千円</p> <p>2 算定額 33,766千円×1/2 =16,883千円 ⇒16,883千円(ニ)</p>
小児部門運営損費	<p>1 地方財政繰出基準 地方財政繰出単価 691千円+270千円=961千円</p> <p>2 算定額 961千円×30床 =28,830,000円 ⇒28,830千円(ホ)</p>
運営損費(収支差額)	<p><小児病棟部分></p> <p>1 算定額 運営損費 28,682千円 ⇒28,682千円(ヘ)</p>

総合相談室運営損費	<既存病棟分>※1 1 県単独 2 算定額 総合相談室勤務職員 4 人の人件費 (年額) 22, 200 千円 ⇒22, 200 千円 (ト) <小児科新病棟分> 1 県単独 2 算定額 総合相談室勤務職員 1 人の人件費 (年額) 9, 401 千円 ⇒9, 401 千円 (チ)
文書料 (収納事務代行費)	<既存病棟分> 1 算定基準 収納額実績 (一旦、収納額を県に納付後、指定管理料として交付) 2 算定額 19, 565, 490 円 ⇒19, 565, 490 円 (リ) <小児科新病棟分> 1 算定基準 収納額実績 (一旦、収納額を県に納付後、指定管理料として交付) 2 算定額 419 千円 ⇒419 千円 (ヌ)
指定管理料合計	(イ)～(ヌ)合計：403, 102, 490 円

指定管理者が管理を行うにあたって要する経費は、以下の3通りの方法で調達されることになる。

- ①全て利用料金で賄う
- ②全て設置者たる地方公共団体からの支出金で賄う
- ③一部を利用料金で、残りを地方公共団体からの支出金で賄う

また、指定管理者の経営努力等によって生じた利益は、指定管理者の経営努力へのインセンティブとして吸い上げないことも、指定管理制度の趣旨に合致するものと考えられるが、客観的に見てあまりに過大であると認められるような場合には、地方公共団体への利益の納付を含め適切な対応を図ることが適当と考えられている (参考「指定管理者制度のすべて 制度の詳解と実務の手引」(成田頼明監修 第一法規))。

現在の指定管理料は地方公営企業としての自治体病院の繰出金基準に基づいて行われているが、上記1で記載のとおり、そもそも自治体病院と比べて計上される費用の範囲が少なくなっており、その点で妥当性に疑問がある。

また、指定管理者制度の趣旨から考えると、指定管理者が効率的に運営しても利用料金で賄えない部分を厳密に把握し、それに応じて指定管理者に経営努力のインセンティブが働く形での指定管理料を定めるべきである。

当該観点で上述の指定管理料の算定方法を見た場合、以下のとおり病院の実態を反映していない数値が算定基礎に利用されている。

項目類型	内容
実績に基づく単価でない	<ul style="list-style-type: none"> ・院内保育事業運営費の1人当たり単価保育士単価 153,700円/月および、24時間保育加算の1日当たり単価 17,060円 ・リハビリテーション運営損費の1人当たり割高経費 1,171円/人 ・小児部門運営損費の1床当り繰出単価 961千円 ⇒標準的な単価と考えれば、インセンティブ目的の単価と考える余地あり ・研修研究経費の繰出単価 33,766千円 ⇒政策医療目的の研修研究部分が明確でない
実績に基づく数量でない	<ul style="list-style-type: none"> 院内保育事業運営費の24時間保育加算の日数 120 ⇒実績日数との関係で日数算定の根拠が不明確
不採算経費としての位置付けが不明確	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談室運営損費 ⇒多くの病院は医療連携室を設け、専任の職員（医療ソーシャルワーカー等）を配置しており、不採算経費としての位置付けが不明確 ・小児病棟の運営損費（収支差額） 28,682千円 ⇒単なる赤字の補てんになっていないか不明確

不採算部分を明確にするためには上記1に記載した部門別原価計算等の損益管理が必須と思われる。

[参考 平成21年度の地方公営企業繰出金について(平成21年4月24日総財公第69号)]
(省略)

5 リハビリテーション医療に要する経費

(1) 趣旨

リハビリテーション医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

(省略)

7 小児医療に要する経費

(1) 趣旨

小児医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする

(省略)

9 院内保育所の運営に要する経費

(1) 趣旨

病院内保育所の運営に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

病院内保育所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

(省略)

1 4 経営基盤強化対策に要する経費

(省略)

(2) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費

ア 趣旨

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1とする。

参考 病院事業に係る一般会計からの繰出金額の算定基準例（平成21年度）

病院事業に係る一般会計からの繰出金額の積算基準例（平成21年度）		事例1（地方財政計画の積算を参考とする例）	事例2（地方交付税の算定基準を参考とする例・市町村分）	事例3（各団体の歳入・歳出の実態を踏まえ、モデル的な不採算経費を積算する例）
総務省自治財政局長通知（平成21年4月24日）の区分	繰出しの基準	事例1（地方財政計画の積算を参考とする例）	事例2（地方交付税の算定基準を参考とする例・市町村分）	事例3（各団体の歳入・歳出の実態を踏まえ、モデル的な不採算経費を積算する例）
繰出項目	繰出しの基準	事例1（地方財政計画の積算を参考とする例）	事例2（地方交付税の算定基準を参考とする例・市町村分）	事例3（各団体の歳入・歳出の実態を踏まえ、モデル的な不採算経費を積算する例）
1 病院の建設改良に要する経費	病院の建設改良費（当該病院の建設改良に係る企業債及び国庫(県)補助金等の特定財源を除く。以下同じ。）及び企業債元利償還金（PFI事業に係る割賦負担金を含む。以下同じ。）のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができる額（建設改良費及び企業債元利償還金等の2分の1（ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金等にあつては3分の2）を基準とする。）	(1)企業債元利償還金の額×1/2（ただし、平成14年度までに着手した事業に係るものについては2/3） (2)建設改良費 ・企業債充当外事業分 （事業費－企業債－特定財源）×1/2 ・医療機器等購入費 （企業債充当外）×1/2	※普通交付税の算定基準を参考 (1)事業割相当分 企業債元利償還金×1/2×0.45（平成15年度以降分。平成14年度以前分の負担率は、当時の基準による。） (2)病床割相当分 「病床割分594千円×病床数」の内数として算定	※企業債の元利償還金に対する一般会計の負担比率については、当該病院事業の実状を踏まえ、1/2（又は2/3）以外の水準を設定する場合もあり得る。
5 リハビリテーション医療に要する経費	リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	1,166千円×年間延べ患者数	※特別交付税の算定基準を参考 500千円×リハビリ専門病床数	※関係部門におけるモデル的な収支差を積算費用（医師15,248千円×2名+看護師5,896千円×4名+技師6,333千円×10名+諸経費99,650千円）-リハビリ医療収益（前年度上半期収入×2） 205,174千円＝11,886千円
7 小児医療に要する経費	小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	2,150千円×小児専門病床数	※特別交付税の算定基準を参考 1,400千円×小児専門病床数	※関係部門におけるモデル的な収支差を積算費用（医師15,248千円×3名+看護師5,896千円×9名+諸経費19,023千円）-小児医療収益 60,893千円＝56,938千円
14 経営基盤強化対策に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費	10,767千円×1/2×病院数 医師の学会等参加費用 604千円×1/2×医師数	※普通交付税病床割単価594千円の内数として算定	(研究材料費1,486千円+謝金600千円+図書費5,542千円+旅費3,670千円+雑費1,000千円) ×1/2＝6,149千円

(5) 固定資産管理について

固定資産及び受託備品の管理状況について

平成 21 年度末の固定資産残高および県からの受託備品残高は下記の通りとなっている。

(単位：千円)

区 分	土地	建物	車両 運搬具	器具及び 備品	構築物	その他	合計
基本財産	-	-	-	-	-	-	-
その他の 固定資産	-	-	2,599	128,572	-	3,077	134,249
受託備品等	-	5,400,401	645	2,077,448	-	-	7,478,495
合計	-	5,400,401	3,245	2,206,021	-	3,077	7,612,744

(注:受託備品等に関しては平成 21 年 4 月 1 日現在の受託備品台帳における財産台帳価額である。)

事業団は、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則」(以下「会計規則」という)の第 7 章「固定資産の管理」の各条項において固定資産を適切に管理するための種々の規則を定めている。また、会計規則を補足する形の「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則施行細則」(以下「施行細則」という)においても、固定資産を適切に管理するための種々の細則を設けている。

会計規則においては、第 56 条において、『(第 1 項)物品管理役は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認のうえ、別に定める固定資産現在高報告書を作成し、これを契約担当役に提出しなければならない。』『(第 2 項)契約担当役は、前項の固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳を照合し、必要な記録の修正を行わなければならない。』と定められている。

また施行細則の中で固定資産の管理等については物品の規定を準用しており、たな卸資産を固定資産に読み替えると、物品出納役には下記の管理が必要とされている。

- ・ 3 月 31 日現在の固定資産について実査を行わなければならない。
- ・ 実査の際には経理担当及びその他の職員を立合わせなければならない。
- ・ 実査実施後、実査表をそえて、その結果を物品管理役に報告しなければならない。
- ・ 実査の結果不足があることを発見したときは、その原因及び現状を調査し、実査表にあわせて物品管理役に報告しなければならない。
- ・ 実査の結果、総勘定元帳の残高がたな卸資産の現在高と一致しないときは、実査表に基づき振替伝票を発行し、これを修正しないといけない。

さらに、県からの受託備品等に関しては、『兵庫県立リハビリテーションセンター等の管理に関する基本協定書』第 7 条第 1 項において、『乙(事業団)は、財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、甲(県)の承認を得た場合のほか、兵庫県立リハセンター等の設置目的以外に使用してはならない』とされており、また、同第 8 条第 2 項において、『乙は修繕等及び用途廃止又は備品の廃棄等の必要があると認めたときは、速やかに甲に通知しなければならない』とされており、通知により第 7 条第 1 項の善管注意義務

の解除についての承認を得、廃棄等を行うこととなる。

①期末実査の実施の徹底について

【結果】

現在定期的な固定資産実査は実施されていない。本来固定資産の実査については、管理部門等第三者の立合いのもと毎期定期的に実施され、その結果を報告し、必要な会計上の修正がなされなければならない。今後は具体的な実査要領を作成し、施設管理部署等の管理の下、適切な実査を実施し、報告される制度を作られたい。

【結果】

県からの受託備品等の管理についても事業団所有の固定資産と同じく実査等の管理及び報告が不十分である。指定管理の基本協定書に基づき、善管注意義務をもって適切な管理を行い、廃棄等の必要がある場合は速やかに通知し承認を受ける必要がある。

【概要】

固定資産の実際の管理状況をヒアリングした所、総合リハビリテーションセンター管理部門の施設管理部署から施設内の各部署に対し、毎期年度末にかけて、廃棄等会計上修正が必要なものがないかの問い合わせがなされている。それに基づき実査を実施し報告しているものとして扱っていた。しかし、実査表の提出を求めた所、提出はされなかった。実際には定期的な実査は行われていなかった。

②固定資産等の廃棄処理等について

【結果】

固定資産等の廃棄に関して不適切な管理が散見される。病院という高額機器を数多く扱い、また、随時更新等が必要とされる施設において、このような実態は非常に問題となる。詳細な実査を速やかに実施し、原状を把握し、廃棄されているもの（使用されず倉庫保管になっているもの含む）については必要な決済の上、会計上除却処理を行う必要がある。また、固定資産等の使用・保管場所についても整理する必要がある。さらに県からの受託備品等については、速やかに通知を行い、廃棄の承認を受ける必要がある。

【概要】

今回、固定資産台帳より任意に6件、受託備品台帳より任意に7件抽出し、現物を見せてもらうことを依頼した。

固定資産6件のうち1件については、平成14年度に既に廃棄済みであったが会計上廃棄処理がなされず帳簿上そのまま残り、引き続き減価償却も実施されていた。また現場からの廃棄の稟議も上がっていない状態であった。

受託備品7件のうち1件については、平成20年度において現場より廃棄の稟議が上がっていたが、県への通知はなされておらず廃棄につき承認も得ていなかった。

なお、添付が義務付けられている備品管理用のシールについては、どの資産にも添付がなされていなかった。

また今回平成21年度の廃棄の稟議書の綴りを拝見したところ、稟議書自体は49件提出されていたが、過年度に既に受託備品台帳から削除済みだった1件を除き、会計処理がなされているものは全くなかった。また、稟議書は提出されていないが、機器の更新に伴い、受託備品の廃棄申請を行っていたものが別に1件あった。

稟議書が提出されているのに必要な処理がなされていないこと、廃棄等の処理はされているのに稟議書が提出されていないこと、どちらも問題である。

なお、廃棄物の中には、事業団所有の固定資産、購入時に費用処理済の取得価額が100千円未満の器具什器及び消耗品等、及び県からの受託備品等に分けられる。その件数内訳は下記の通りであった。

区 分	件数	取得価額
固定資産	7	5,929
消耗品等	18	不明
受託備品	29	20,970
合計	54（注）	26,899

（注）一つの稟議書で複数の備品等を廃棄していることがあり、稟議書の総件数より多くなっている。

さらに前期より備品管理システムを導入しようと固定資産の実査を進めているが、まず取得価額が2百万円以上の高額備品について実査した結果、取得年度の古い中央病院の県からの受託備品について、既に廃棄済みのものが数多くあった。また、当初の保管場所から移動されているものも数多くあった。高額受託備品の実査状況は以下の通りである。

区 分	中央病院	小児リハ	合計
H21年度高額受託備品総数	132件	23件	155件
同、取得価額合計	1,273,393千円	150,117千円	1,423,510千円
H21年度以前廃棄済分	32件	1件	33件
同、取得価額合計	209,026千円	6,706千円	215,732千円
廃棄済割合（件数）	24.2%	4.3%	21.3%
廃棄済割合（金額）	16.4%	4.5%	15.2%

これだけ多くの資産が実廃棄されているにも関わらず、通知を怠り承認を受けていないことは指定管理業者として非常に問題である。また、業務に不可欠な機器は更新される必要があり、そのためにも所有者である県との連絡を密にとり、必要な更新が遅滞なく行われる必要があると考えられる。

③固定資産の有効活用について

【結果】

高額の検査機器（MR I、CT、骨密度）の中に稼働率の低いものが存在する。外部の医療機関からの検査受託を行なう等、保有する資産の有効活用を図る必要がある。

【概要】

中央病院の1週間の検査機器の稼働状況を調べた結果は以下のとおりである。

MR I の 11/15（月）～11/19（金）の1週間の稼働状況

月 日	検査件数	設定枠数	稼働率
11/15（月）	10 件	11 枠	90.9%
11/16（火）	10 件	11 枠	90.9%
11/17（水）	11 件	11 枠	100.0%
11/18（木）	9 件	11 枠	81.8%
11/19（金）	9 件	11 枠	81.8%
1 週間合計	49 件	55 枠	89.1%

C T の 10/4（月）～10/8（金）の1週間の稼働状況

月 日	検査件数	設定枠数	稼働率
10/4（月）	7 件	24 枠	29.2%
10/5（火）	5 件	24 枠	20.8%
10/6（水）	7 件	24 枠	29.2%
10/7（木）	7 件	24 枠	29.2%
10/8（金）	11 件	24 枠	45.8%
1 週間合計	37 件	120 枠	30.8%

骨密度検査装置の10月1ヶ月間の稼働状況

月 日	検査件数
10/5（火）	2 件
10/13（水）	5 件
10/21（木）	7 件
10/26（火）	2 件
10/27（水）	1 件
10 月合計	17 件

MR I に関してはほぼ満杯の稼働状況であるが、CTおよび骨密度検査装置に関しては稼働率が低い状況である。

神戸市西区医師会7隣保において診療所は12施設、病院は2病院（眼科・耳鼻科・皮膚科は除く）でMR I装置の導入は当院のみであり、現在までに、MR Iの検査受託の問い合わせが数件あった。また当院に勤務されていた医師が、近隣で4施設ほど

開業されており、そこからの需要もあると考えられる。現在、平成23年度からの受託検査開始に向け、体制の整備を行っているところのことである。

放射線技師の受託検査への対応（人員面）については、MRIは、受託枠1日2枠、CTは、空き枠に受託分を入れる予定である。

MRIは1日12枠（受託分含む）と緊急枠1枠の合計13枠がすべて埋まる状況で、CTの受託依頼も多く、1名技師が張り付く状況になると人員不足になる可能性は否定できない。骨密度の受託数については、現在のところ予測困難である。

なお、装置がすべて稼働すると、現状においても人員不足である。

また、リハビリ専門病院の特徴として、一般撮影、CT、MRI等、すべてにおいて患者の着替えの介助や、撮影時の体位保持介助、撮影台・装置への乗り降りなどのため、他院に比較し多くの人員が必要である。また、これに伴い撮影・検査時間は、当然長くなっているとのことである。

〔参考 受託検査による増収見込み額〕

（外注検査年間検査見込み）

・外注MRI	1人/日	初診料・診療情報提供料込み	年間 5,904,800円
			(244日で試算)
・外注CT	0.2人/日	初診料・診療情報提供料込み	年間 932,080円
			(1/W 244日で計算)
			合計 6,226,880円

(CT)		(MRI)	
初診料	270点	初診料	270点
CT撮影	820点	MR撮影	1,330点
電子画像管理加算	120点	電子画像管理加算	120点
コンピューター断層診断	450点	コンピューター断層診断	450点
診療情報提供料	250点	診療情報提供料	250点
計	1,910点	計	2,420点

【結果】

手術を行う医師が十分に確保できておらず、手術室に空き時間がかなりあり、手術室および手術関連機器等を有効に活用できていない。

【概要】

中央病院の1週間の検査機器の稼働状況を調べた結果は以下のとおりである。

手術室の2/15（月）～2/19（金）の1週間の稼働状況

月 日	A室	B室	C室	D室	1日合計	可能件数	稼働率
2/15（月）	0件	0件	1件	0件	1件	12件	8.3%
2/16（火）	1件	1件	1件	0件	3件	12件	25.0%
2/17（水）	2件	2件	1件	2件	7件	12件	58.3%

2/18 (木)	2 件	1 件	1 件	2 件	6 件	12 件	50.0%
2/19 (金)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	12 件	0.0%
1 週間合計	5 件	4 件	4 件	4 件	17 件	60 件	28.3%
可能件数※1	15 件	15 件	15 件	15 件			
稼働率	33.3%	26.7%	26.7%	26.7%			

※1 各手術室とも午前中 1 件、午後 2 件として一日あたり 3 件を実施可能数とした。

手術室の面からはまだまだ空き時間が多く、理論上は医師および手術適応の患者が確保できれば、まだまだ収入を伸ばすことができる状況にある。特に後述するように整形外科で実施している人工関節置換術に関しては、医師不足で現在、手術は 3 ヶ月待ちの状況であり、医師が確保できれば待ち患者を減らすことができる状況にある。

また、中央病院の立地から考えて、外部医療機関から医師を招いて手術をすることも可能なように思われるので、手術室の有効利用を考える余地がある。

(6) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

【結果】

後発医薬品の採用率（品目ベース）が 5.8%と低い。患者負担額の軽減や医療費（その財源としての税金）の削減のため、後発医薬品の採用が可能なものは積極的に採用する必要がある。

【概要】

直近の後発医薬品の採用は 44 品目で、採用率（品目ベース）は 5.8%と低い割合となっている（診療報酬上、加算がとれる採用率は 20%）。

後発医薬品の使用促進は国の医療費削減策の一環として行われているが、中央病院のように外来を院外処方にしておらず、また、全病床（330 床）に占める医薬品費が包括化されている病床（回復期リハ病棟のみで合計 100 床）の比率が低い病院の場合、使用した医薬品の大半は薬価で償還されるため、薬価差益率・差額金額とも大きい先発品を使用した方が、病院損益面を考えると有利であり、どうしても後発薬の採用率が低くなる傾向がある。

購入金額が多い上位 25 品目の医薬品について、後発医薬品の有無および回復期リハ病棟の使用率を調査したところ、下記「参考 1」に記載のとおり、先発薬を使用している医薬品は後発薬がないか、あるいは回復期リハ病棟における使用率が 10%未満と著しく低く、指定管理者としての事業団が後発品ではなく先発品を使用していることに経済的合理性はあると思われる。

しかしながら、患者（県民）の視点で見た場合、後発医薬品を使用した方が、個人が負担する治療費そのものは安くなるため、公的病院としての使命を考えると、後発薬に変更可能な医薬品に関しては積極的に後発薬を採用すべきである。

また、保険者負担分に関しても、その財源に税金が投入されていることを考えた場合、後発薬を使用した方が、税金投入額が少なくなるため、この面からも積極的に後発薬を採用すべきである。

[参考 1 上位 25 品目の後発薬の採用状況]

主用医薬品(上位25品目)のうち、後発品のある医薬品

薬品名	メーカー	薬価	年間購入金額	回復期病棟での使用割合
リウマトレックスカプセル2mg	ファイザー	320.1	14,233,362	0.00%
<主な後発薬>				
トレキサメットカプセル2mg	大洋	166.1		
メトトレキサートカプセル2mg「サワイ」	沢井	176.1		
メトトレキサートカプセル2mg「トーフ」	東和	176.1		
パップフォー10MG<PTP>	大鵬	84.3	17,037,300	0.94%
<主な後発薬>				
ピフォルペリン錠10mg	田辺販売	20.5		
プロピペリン塩酸塩錠10mg「タナベ」	田辺販売	20.5		
ペニフォー錠10	杏林	30.4		
プロレナル錠5UG	大日本住友	72.3	9,360,960	0.00%
<主な後発薬>				
リマルモン錠5ug	メイディサ	36.3		
リマブprostアルファデクス錠5ug「F」	富士製薬	36.3		
オパブプロモン錠5ug	日医工	39.3		
タケブロンOD錠15	武田	104.0	7,822,700	15.26%
<主な後発薬>				
ランソプラゾールOD錠15mg「JG」	日本シネリク	41.6		
ランソプラゾールOD錠15mg「タイヨー」	大洋	44.5		
ランソプラゾールOD錠15mg「DK」	三和化学	44.6		
ノルバスク錠5mg	ファイザー	64.9	14,023,800	4.60%
<主な後発薬>				
アムロジピン錠5mg「TCK」	辰巳	29.9		
アムロジピン錠5mg「ZJ」	ザイダス	29.9		
アムロジピン錠5mg「RLL」	アイロム	32.2		
ムコスタ錠100mg	大塚	19.3	10,121,800	0.69%
<主な後発薬>				
レバミピド錠100mg「DK」	アルフレッサ	11.7		
レバミピド錠100mg「タナベ」	田辺販売	11.7		
レバミピド錠100mg「日医工」	日医工	11.7		
ベイスンOD錠0.3	武田	60.0	7,260,000	2.76%
<主な後発薬>				
ベグリラートOD錠0.3mg	興和	27.7		
ボグリボースOD錠0.3mg「ケミファ」	ケミファ	29.2		
ボグリボースOD錠0.3mg「タイヨー」	大洋	30.0		
ロキソニン錠60mg	第一三共	20.3	7,983,400	0.85%
<主な後発薬>				
ロキペイン錠60mg	共和	5.6		
ロキソマリン錠60mg	興和	5.6		
ロキソプロフェンナトリウム錠60mg「タイヨー」	大洋	5.6		
パリエット錠10mg	エーザイ	168.9	6,667,670	0.00%
<主な後発薬>				
ラベプラゾールナトリウム錠10mg「日医工」	日医工	118.2		
ラベプラゾールNa錠10mg「杏林」	杏林	118.2		
ラベプラゾールNa錠10mg「興和テバ」	大正薬品	118.2		
ガスター-D錠10mg	アステラス	31.1	8,627,300	2.58%
<主な後発薬>				
ガスイサン錠10mg	ニプロ	9.6		
ガストック錠10mg	杏林	9.6		
ファモチジン錠10mg「アメル」	共和	9.6		
ボナロン錠5mg	帝人	115.2	5,701,524	1.25%
<主な後発薬>				
アレンドロン酸錠5mg「SN」	シオノ	77.1		
アレンドロン酸錠5mg「タイヨー」	大洋	77.1		
アレンドロン酸錠5mg「マイラン」	マイラン	77.1		
プレタール錠100mg	大塚	189.5	4,472,000	0.87%
<主な後発薬>				
グロント錠100mg	大原	30.1		
シロスタゾール錠100mg「NP」	ニプロ	30.1		
ラノミン錠100	金星	30.1		
アザルフィジンEN錠500mg	ファイザー	73.1	4,598,100	0.00%
<主な後発薬>				
サラゾスルファピリジン錠500mg「タイヨー」	大洋	11.5		
サラゾスルファピリジン錠500mg「JG」	大興	11.5		
ラノフェン錠500mg	興和	15.9		
メチコパール錠500ug	エーザイ	21.1	5,833,900	1.49%
<主な後発薬>				
レチコラン錠500ug0.5mg	日医工	5.6		
メチケール錠500ug0.5mg	沢井	5.6		
メコバマイド錠500ug0.5mg	ニプロ	5.6		

(注)1. 年間購入金額は、平成21年度の総購入薬価金額を示す。

2. 回復期病棟での使用率は本年9月分を年間使用薬価金額に換算し、21年度購入金額に対する比率として算出した。

(7) 365日リハビリの実施について

【結果】

県のリハビリテーション医療の中核機関として、まずは土曜リハビリを完全実施するとともに、365日リハビリの実施についても検討するなど、今一層サービスの充実を図るべきである。

【概要】

リハビリテーション療法は現在、日曜・祝日を除く平日と土曜日しか行なわれておらず、いわゆる「365日リハビリ」が行なわれていない。

365日リハビリとは、従来、リハビリ職員の勤務形態（平日・日勤帯勤務）に合わせて土日祝日に行なっていなかった（現行の曜日別実施体制は後掲「参考1」参照）リハビリを、365日切れ目のなく行なうことにより、患者の早期の自宅復帰等を目指すもので、回復期リハビリテーション病棟を有するリハビリ医療に積極的な病院での実施例は年々増えているようである（実施率40%程度。後掲「参考2」参照）。

なお、事業団として現在実施していない理由は、①実施するための人員（セラピスト、看護師等）が確保できていないこと、②リハビリ療法部において365日リハサービス導入に向けてのコンセンサスが得られていないこと、③全国の病院において日曜・休日リハ実施の形態が様々で、効果検証ができていないこと、④セラピストのOFF-JTの機会の減少が懸念されること等である。

HP等で確認した限り、確かに③の効果検証面ではまだまだ十分な効果検証が行なわれていないことは伺えるが、県のリハビリテーション医療の中核機関としては効果検証を含め、実施することが政策的に求められていると考えるのが妥当である。

また、①②および④に関しては、実施主体である事業団側の問題であるが、現在、中央病院において「リハビリサービス充実検討特別委員会」を設置し、リハビリの充実方策を検討されていることから、今後、365日リハビリの実施についてもさらに検討を進めていただきたい。

〔参考1 現行の曜日別リハビリテーションの実施体制〕

・月～金曜日 各日日勤（8時間勤務）

PT 28～33名勤務（休暇取得等により変動あり）

OT 21～25名勤務（ 〃 ）

ST 9～11名勤務（ 〃 ）

・土曜日 日勤（8時間勤務：G.W.や年末年始等の訓練日が4日以上空く連休を含む）

PT 8名勤務

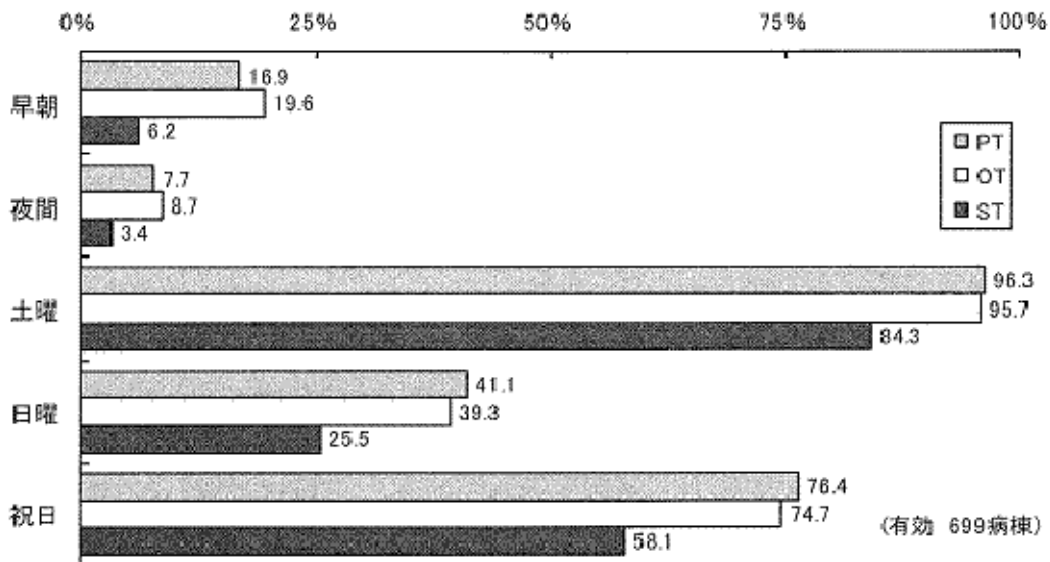
OT 6名勤務

ST 3名勤務

[参考2 曜日・時間帯別リハビリテーション実施率]

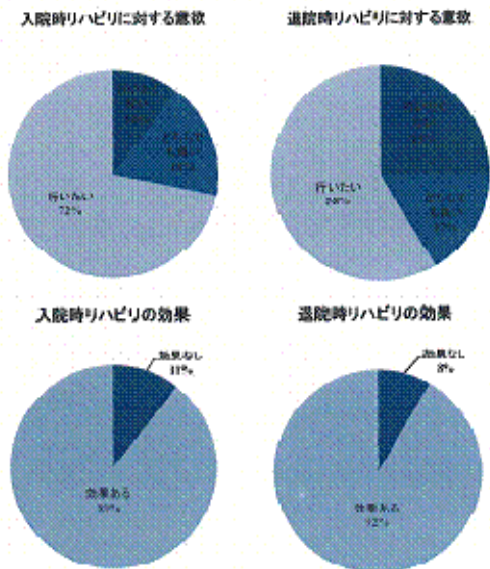
出典：「回復期リハビリテーション病棟の現状と課題に関する調査報告（平成22年2月）」（全国回復期リハビリテーション病棟連絡協議会、国立保健医療科学院施設科学部）より

図4.5 特定時間のリハビリテーション実施率



[参考3 日曜日リハビリに関する患者アンケート調査結果]

出典：医療法人仁医会のHPより



(8) 入院待ち患者の発生について

【結果】

整形外科の医師を確保し、入院待ち患者を減らすことが望まれる。

【概要】

整形外科の入院待ち（予約）患者が130～150人程度いる。対象となる患者は人工関節置換術を受ける患者であり、当該手術は医師3名で執刀し、外来診療日を除く週3日、1日3～4件程度（月、40件程度）行なわれており、結果として手術待ち期間は3ヶ月から半年程度となっている。

人工関節置換術の患者は急性期の疾患のように手術を急ぐ必要がないため、3ヶ月待ちでも診療上は支障をきたさないが、患者の立場に立った場合、早く手術を受けてよりよい生活を送りたいという意味（QOLの充実という意味）で、不便をかけていることになる。

現状の医師の体制ではこれ以上の手術は難しく、待ち患者を減らすためには医師の確保が必要である。

(9) 病床稼働率の低い病棟について

【結果】

病床利用率の低い病棟の利用率を上げ、更なる収支改善に取り組む必要がある。

【概要】

病棟ごとの過去3年度の病床利用率の推移は以下のとおりである。

整形外科一般病棟に関しては入院予約待ちが多く、利用率が大きく下がる可能性は低いと思われる。

また、回復期リハビリ病棟は診療報酬上優遇されており、参入する医療機関が増加し、競争は年々厳しくなっている。今後、他病院にはない特徴をうまく出していかないと利用率が下がる可能性があると思われる。

整形外科障害者病床等および一般病床（神経内科整形外科）に関しては対象患者が限られており、特に後者は入院基本料が低いこともあり病院収支上は他病棟に転換した方が有利であるが、手がけている医療機関は多くなく、その意味で政策医療と言えるため、患者の掘り起こしを図り、少しでも利用率を上げる努力が必要と思われる。

小児科一般病棟については現在、入院患者の約8割を小児睡眠障害の患者が占めている。また、小児整形外科疾患では、脳性まひの患者が発達に応じて手術を必要とする際に入院するケースが多い。今後、利用率を上げるには、対象患者の拡大を検討することが必要と思われる。

病棟	H19年度	H20年度	H21年度
3F 東病棟 一般病床（整形外科）	93.6%	94.8%	92.4%
3F 西病棟 一般病床（整形外科）	92.1%	94.8%	91.0%
3F 新病棟 一般病床（小児科）※1	—	—	59.1%
4F 東病棟（整形外科障害者病棟等）※2	87.1%	89.2%	84.0%
4F 西病棟 一般病床（神経内科整形外科）※3	88.3%	78.0%	78.1%
5F 東病棟（回復期病床）	94.1%	88.8%	89.5%
5F 西病棟（回復期病床）	94.4%	90.8%	90.6%

- ※1 旧のじぎく療育園閉鎖時に病棟及び施設（おおぞらの家）を設置（H21.4より）。患者は外来で見るケースが多く、入院は脳性麻痺による拘縮・悪化時の手術後入院が多く、対象疾患が限られているため稼働率が低い（H22年度は60%台後半）。
- ※2 入院対象患者は脊椎損傷・四肢切断等。対象患者の減少により稼働率は下がっているが、障害者施設等入院基本料を算定しているため（一日1,300点）、採算的には大きな問題でない。
- ※3 入院対象患者は高次脳機能障害、神経難病、リウマチ等。一般病棟入院基本料15対1（一日934点）と点数が低くかつ、3F東西病棟（一日の入院点数は同じ）に手術等の点数もないため、採算が悪い。病棟転換を含め、現在今後のあり方を検討中。

(10) 診療機能充実のための医師等の確保について

【結果】

医師その他の職員を十分に確保し、県のリハビリ医療の中核施設として持てるインフラの有効活用と求められる能力を十分に発揮し、政策医療を積極的に推進していく体制が望まれる。

【概要】

中央病院の診療科別常勤医師数は以下のとおりである。

内科・循環器内科：6名、神経内科：5名、リウマチ科：4名、整形外科：13名、泌尿器科：3名、リハビリテーション科：4名（うち、2名兼務）小児整形：3名、小児睡眠障害：4名、麻酔科：1名の計43名（うち、兼務2名）である。

HPによると常勤医として整形外科、小児科、神経小児科、内科（呼吸科内科含む）、循環器内科、リハビリテーション科、神経内科医師の医師を各若干名、外来担当の非常勤の精神科医師（高次脳機能障害の評価・診療）1名および内科系の当直医若干名を募集している。

事業団として、県のリハビリ医療の中核病院として中央病院に求められている機能は次のように考えている。

① 県内の他の医療機関で行なっていないか、または行なっていても不十分なリハビリ機能の充実

- ア 高次脳機能障害のリハビリ
- イ 神経難病のリハビリ
- ウ 小児睡眠障害
- エ 小児リハビリ

これらの分野はいずれも対応できる医師が不足しており、技術上も難しく診療報酬の面においても負の部分である。呼吸管理についても、現在中央病院ではできていないが、施設の性格上は求められるものであり、専門医の配置や、患者の急変に対し急性期病院へすぐに搬送できる体制を作り上げておくことが必要である。

② 県内他の施設でも行っているが、当院の機能が進んでいるため患者の要望が強い領域

- ア 人工関節・脊椎手術

イ 脳卒中のリハ

ウ 嚥下障害に対する治療

人工関節や脊椎手術では、入院待ち期間が半年になろうとしており、早く手術を受けてよりよい生活を送りたいという患者に不便をかけていることになるため、医師を確保し待ち期間を3か月以内に短縮することが必要である。

脳卒中患者は、早期にリハを開始しようとするすると重症例が多くなるため、当院として重症例に対応する体制づくり（コントロールする内科医の確保）が必要である。

嚥下障害については、耳鼻科医師を雇用あるいは緊密な連携をとり、また検査機器を充実させる等当院としての特色ある体制づくりをする必要がある。

上述のごとく、病院に求められる機能を十分に果たすためには、何はともあれ専門医の確保が最重要課題となる。

なお、事業団としては以下に記載のとおり医師確保に向けた様々な取り組みを実施しているが、他病院同様、医師の確保が困難な状況に変わりはない。

<実施済み項目>

- ①民間のあっせん業者への登録
- ②修学資金貸与事業の創設
- ③研究研修費の充実（増額）
- ④研究活動への積極支援、医師研修の充実
- ⑤手当の創設・見直し（小児病棟のオンコール手当創設、宿日直手当の増額）
- ⑥勤務医賠償責任保険の加入
- ⑦大学への派遣依頼等の働きかけ
- ⑧医師会バンクへの登録
- ⑨ホームページへの広報活動
- ⑩事業団以外の業務従事に関する報酬受領内規の制定（医師の兼業および報酬・謝礼の受領許可）
- ⑪短時間正規職員制度の創設・拡充
- ⑫病後児保育体制の整備（中央病院）
- ⑬保育所の利用支援（西播磨病院）
- ⑭当直医の外部依頼（中央病院）
- ⑮後期研修医プログラムの作成（中央病院）

<検討している項目>

- ①医事業務の見直し
- ②手術支援ナースの配置（医師の代替措置）
- ③医師の人事考課制度の見直し
- ④医師の就業支度金貸付制度等の創設

〇おおぞらのいえ

(1) 固定資産管理について

平成21年度末の県からの受託備品残高は下記の通りとなっている。なお、おおぞらのいえにおいては開設後2年しかたっていないこともあり、事業団保有の固定資産はない。

(単位：千円)

区 分	土地	建物	車両 運搬具	器具及び 備品	構築物	その他	合計
受託備品等	-	415,640	-	10,162	-	-	425,802
合計	-	415,640	-	10,162	-	-	425,802

(注：受託備品等に関しては平成21年4月1日現在の受託備品台帳における財産台帳価額である。)

【結果】 県からの受託備品等の管理について

県からの受託備品等の管理について、実査等の管理及び報告が不十分である。指定管理の基本協定書に基づき、善管注意義務をもって適切な管理を行い、廃棄等の必要がある場合は速やかに通知し指示を受ける必要がある。

【概要】

固定資産の実際の管理状況をヒアリングした所、総合リハビリテーションセンター管理部門の施設管理部署から施設内の各部署に対し、毎期年度末にかけて、廃棄等会計上修正が必要なものがないかの問い合わせがなされている。それに基づき実査を実施し報告しているものとして扱っていた。しかし、実査表の提出を求めた所、提出はされなかった。実際には定期的な実査は行われていなかった。

また、受託備品台帳より2件抽出し現物実査を行った所、添付が必要とされる備品管理用のシールは添付されていなかった。

〇のぞみの家

(1) 退職給与引当金の計上について

【結果】

退職給与引当金の計上不足額が2,194千円ある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。

年度末の自己都合期末要支給額をもとにのぞみの家の退職給与引当金の計上不足を計算すると次のようになる。

①	平成21年度自己都合期末要支給額(退職給与債務)	101,472千円
②	福祉医療機構への掛け金	6,440千円
③	県補助負担分	91,608千円
④	差引要引当額(①-②-③)	3,424千円
⑤	平成21年度末退職給与引当金計上額	1,230千円
⑥	差引退職給与引当金計上不足額(④-⑤)	2,194千円

今後は、適正な損益管理の観点から、引当金についても定められたルールに従い適切に計上する必要がある。

(2) 固定資産管理について

平成21年度末の固定資産残高は下記の通りとなっている。

(単位：千円)

区 分	土地	建物	車両 運搬具	器具及び 備品	構築物	その他	合計
基本財産	-	341,652	-	-	-	-	341,652
その他の 固定資産	-	0	307	4,512	921	-	5,742
合計	-	341,652	307	4,512	921	-	347,394

【結果】 期末実査の実施の徹底について

現在定期的な固定資産実査は実施されていない。本来固定資産の実査については、管理部門等第三者の立合いのもと毎期定期的に実施され、その結果を報告し、必要な会計上の修正がなされなければならない。今後は具体的な実査要領を作成し、施設管理部署等の管理の下、適切な実査を実施し、報告される制度を作られたい。

【概要】

今回、固定資産の実際の管理状況をヒアリングした所、総合リハビリテーションセンター管理部門の施設管理部署から施設内の各部署に対し、毎期年度末にかけて、廃棄等会計上修正が必要なものがないかの問い合わせがなされている。それに基づき実査を実施し報告しているものとして扱っていた。しかし、実査表の提出を求めた所、提出はされなかった。実際には定期的な実査は行われていなかった。

○万寿の家**(1) 万寿の家の事業活動収支について**

万寿の家は兵庫県内でも最も古い特別養護老人ホームであり、最近の改修により相部屋の収容人数を設置基準に合うように6人から4人に減らして居住性を高めスペースにゆとりが出来たものの、共用施設の老朽化は否めず、居室を減らしてデイルームを設置するなどホスピタリティの向上に努めている。施設の第3次改修が完了する平成23年4月には定員を15人減の85人とすることが予定されている。施設が古いこともあり、ユニット型で月平均12～13万円の利用料金となる特別養護老人ホームが多い中、要介護度5の利用者でも月額平均利用料金が81,540円と格安であり、受給年金の範囲内で利用できることから入居希望者は多く、併設のショートステイもほぼ予約で埋まっている状況から見ると、その利用度は高いと言える。また、ショートステイについては入院者の空床も入院者の了解を得て空床利用も行っているため、稼働率が100%の理論値を超えることもある。

(2) 固定資産の管理について

平成21年度末の固定資産残高は下記の通りとなっている。

(単位：千円)

区 分	土地	建物	車両 運搬具	器具及び 備品	構築物	その他	合計
基本財産	-	46,637	-	-	-	-	46,637
その他の 固定資産	-	-	1,193	8,077	-	-	9,270
合計	-	46,637	1,193	8,077	-	-	55,908

【結果】 期末実査の実施の徹底について

現在定期的な固定資産実査は実施されていない。本来固定資産の実査については、管理部門等第三者の立合いのもと毎期定期的の実施され、その結果を報告し、必要な会計上の修正がなされなければならない。今後は具体的な実査要領を作成し、施設管理部署等の管理の下、適切な実査を実施し、報告される制度を作りたい。

【概要】

固定資産の実際の管理状況をヒアリングした所、総合リハビリテーションセンター管理部門の施設管理部署から施設内の各部署に対し、毎期年度末にかけて、廃棄等会計上修正が必要なものがないかの問い合わせがなされている。それに基づき実査を実施し報告しているものとして扱っていた。しかし、実査表の提出を求めた所、提出はされなかった。実際には定期的な実査は行われていなかった。

また、固定資産台帳より2件抽出し現物実査を行った所、1件は廃棄申請中であり、もう1件については添付が必要とされる備品管理用のシールは添付されていなかった。

(3) 人件費について

当施設においても、他の施設同様、人件費を抑制し、収支改善を図るため、幾つかの施策をしている。具体的には、各種実習生を積極的に受け入れたり、近隣ボランティアの活用を行うことにより人件費の低減を図っている。

(平成 22 年 3 月 31 日現在 単位：人)

職 名	①定員	②正規職員現員数			③嘱託員	④計 =②+③	⑤定員と の差異
		人数	内、県 派遣職 員	内、Ⅱ種 職員			
施設長、 事務局長		1	-	-	-	1	
事務職員		2				2	
栄養士・介護職		14			15.6	22	
計		17			15.6	25	

【結果】万寿の家の退職給与引当金の計上について

退職給与引当金の計上不足額が11,954千円ある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。

年度末の自己都合期末要支給額をもとに万寿の家の退職給与引当金の計上不足を計算すると次のようになる。

①	平成21年度自己都合期末要支給額(退職給与債務)	112,939千円
②	福祉医療機構への掛け金	13,670千円
③	県補助負担分	71,251千円
④	差引要引当額(①-②-③)	28,018千円
⑤	平成21年度末退職給与引当金計上額	16,064千円
⑥	差引退職給与引当金計上不足額(④-⑤)	11,954千円

今後は、適正な損益管理の観点から、引当金についても定められたルールに従い適切に計上する必要がある。

○職業能力開発施設

(1) 固定資産管理について

平成21年度末の固定資産残高および県からの受託備品残高は下記の通りとなっている。

(単位：千円)

区 分	土地	建物	車両 運搬具	器具及び 備品	構築物	その他	合計
基本財産	-	-	-	-	-	-	-
その他の固定資産	-	-	-	4,015	-	-	4,015
受託備品等	-	768,899	732	3,811	73,573	-	847,017
合計	-	768,899	732	7,826	73,573	-	851,032

(注：受託備品等に関しては平成21年4月1日現在の受託備品台帳における財産台帳価額である。)

期末実査の実施の徹底について

【結果】

現在定期的な固定資産実査は実施されていない。本来固定資産の実査については、管理部門等第三者の立合いのもと毎期定期的に実施され、その結果を報告し、必要な会計上の修正がなされなければならない。今後は具体的な実査要領を作成し、施設管理部署等の管理の下、適切な実査を実施し、報告される制度を作りたい。

【結果】

県からの受託備品等の管理についても事業団所有の固定資産と同じく実査等の管理及び報告が不十分である。指定管理の基本協定書に基づき、善管注意義務をもって適切な管理を行い、廃棄等の必要がある場合は速やかに通知し指示を受ける必要がある。

【概要】

固定資産の実際の管理状況をヒアリングした所、総合リハビリテーションセンター管理部門の施設管理部署から施設内の各部署に対し、毎期年度末にかけて、廃棄等会計上修正が必要なものがないかの問い合わせがなされている。それに基づき実査を実施し報告しているものとして扱っていた。しかし、実査表の提出を求めた所、提出はされなかった。実際には定期的な実査は行われていなかった。

○障害者スポーツ交流館

(1) 障害者スポーツ交流館の事業活動収支について

施設として障害者スポーツの振興に取り組んでおり、直近3年の稼働率は平成21年度「本館」の「日曜・祝日」を除いて、常に90%以上となっている。ただし、トレーニング室は1名でも在室者がいる限り稼働しているとカウントしており、利用指標としては適切とは言えないと考えられる。

日曜・祝日の稼働率の低下は午前、午後、夜の3区分で稼働を測っているが、日曜・祝日の夜の稼働が悪い傾向があり、逆に日曜の午前・午後は施設等の主催するスポーツ行事が多く入っており、施設管理者としても、催事と利用者開放のバランスが難しいとしている。

(施設稼働率)

スポーツ交流館施設	規模	利用率															
		H19 年度計				H20 年度計				H21 年度計				H19~H21平均 年度計			
		平日	土曜	日曜・祝日	通算	平日	土曜	日曜・祝日	通算	平日	土曜	日曜・祝日	通算	平日	土曜	日曜・祝日	通算
本館(共用)	1,393㎡																
本館(専用)	1,393㎡	95.3%	95.6%	93.0%	94.6%	98.5%	98.4%	93.5%	96.8%	97.6%	96.3%	87.9%	93.9%	97.1%	96.8%	91.5%	95.1%
トレーニング室(本館)	1室	99.2%	97.1%	95.2%	97.1%	99.7%	99.4%	97.4%	98.8%	99.5%	100.0%	98.6%	99.4%	99.5%	98.8%	97.1%	98.4%

(2) 固定資産の管理について

平成21年度末の固定資産残高および県からの受託備品残高は下記の通りとなっている。

(単位：千円)

区 分	土地	建物	車両 運搬具	器具及び 備品	構築物	その他	合計
基本財産	-	-	-	-	-	-	-
その他の固定資産	-	-	48	1,934	-	700	2,682
受託備品等	-	801,543	-	48,839	55,089	-	905,471
合計	-	801,543	732	50,773	55,089	700	908,153

(注：受託備品等に関しては平成21年4月1日現在の受託備品台帳における財産台帳価額である。)

期末実査の実施の徹底について

【結果】

現在定期的な固定資産実査は実施されていない。本来固定資産の実査については、管理部門等第三者の立合いのもと毎期定期的に実施され、その結果を報告し、必要な会計

上の修正がなされなければならない。今後は具体的な実査要領を作成し、施設管理部署等の管理の下、適切な実査を実施し、報告される制度を作りたい。

【結果】

県からの受託備品等の管理についても事業団所有の固定資産と同じく実査等の管理及び報告が不十分である。指定管理の基本協定書に基づき、善管注意義務をもって適切な管理を行い、廃棄等の必要がある場合は速やかに通知し指示を受ける必要がある。

【概要】

固定資産の実際の管理状況をヒアリングした所、総合リハビリテーションセンター管理部門の施設管理部署から施設内の各部署に対し、毎期年度末にかけて、廃棄等会計上修正が必要なものがないかの問い合わせがなされている。それに基づき実査を実施し報告しているものとして扱っていた。しかし、実査表の提出を求めた所、提出はされなかった。実際には定期的な実査は行われていなかった。

(3) 人件費について

当施設においても、他の施設同様、人件費を抑制し、収支改善を図るため、幾つかの施策をしている。具体的には、職員について嘱託職員への配置転換と、配置人員の削減に取り組んでいる。しかし、体育館のアリーナ（2面）、トレーニング室、アーチェリー場（観覧席に設置）、ロックライミング壁面設備の運営管理を適切に行うためには、ギリギリの状態であるとのこと。

正規職員及び常勤嘱託員の障害者スポーツ交流館の平成 21 年度末の状況は次のとおりである。

すべての職名において定員と正規職員及び常勤嘱託員の人員合計は一致している。なお、定員は、本来、法令に基づく配置基準を使用することが望ましいが、非常勤職員が相当数いる関係上、簡便的にこのような方法によっている。

(平成 22 年 3 月 31 日現在 単位：人)

職 名	①定員	②正規職員現員数			③嘱託員	④計 =②+③	⑤定員と の差異
		人数	内、県派 遣職員	内、Ⅱ種 職員			
施設長、 事務局長	1	1	-	-	-	1	-
事務職員		3		3	3	6	-
体育指導員					5.6	5.6	-
ネット推進員					0.7	0.7	-
計		4		3	9.3	13.3	

○管理部門

(1) 固定資産管理について

平成 21 年度末の固定資産残高および県からの受託備品残高は下記の通りとなっている。

(単位：千円)

区 分	土地	建物	車両 運搬具	器具及び 備品	構築物	その他	合計
基本財産	-	-	-	-	-	-	-
その他の固 定資産	-	-	53	2,638	-	-	2,691
受託備品等	4,246,732	767,276	1,869	1,324	516,494	2,882	5,536,577
合計	4,246,732	767,276	1,922	3,962	516,494	2,882	5,539,268

(注：受託備品等に関しては平成21年4月1日現在の受託備品台帳における財産台帳価額である。)

期末実査の実施の徹底について

【結果】

現在定期的な固定資産実査は実施されていない。本来固定資産の実査については、管理部門等第三者の立合いのもと毎期定期的の実査され、その結果を報告し、必要な会計上の修正がなされなければならない。今後は具体的な実査要領を作成し、施設管理部署等の管理の下、適切な実査を実施し、報告される制度を作りたい。

【結果】

県からの受託備品等の管理についても事業団所有の固定資産と同じく実査等の管理及び報告が不十分である。指定管理の基本協定書に基づき、善管注意義務をもって適切な管理を行い、廃棄等の必要がある場合は速やかに通知し指示を受ける必要がある。

【概要】

固定資産の実際の管理状況をヒアリングした所、総合リハビリテーションセンター管理部門の施設管理部署から施設内の各部署に対し、毎期年度末にかけて、廃棄等会計上修正が必要なものがないかの問い合わせがなされている。それに基づき実査を実施し報告しているものとして扱っていた。しかし、実査表の提出を求めたところ、提出はされなかった。実際には定期的な実査は行われていなかった。

Ⅲ 西播磨総合リハビリテーションセンター

1 施設概要

(1) 施設写真

リハビリテーション西播磨病院



ふれあいスポーツ交流館



研修交流センター（その1）



研修交流センター（その2）



(2) 所在地及び事業内容

所在地	たつの市新宮町光都1丁目7番1号
施設種別	リハビリテーション西播磨病院（医療施設）
	研修交流センター（研修・福祉用具展示相談施設）
	ふれあいスポーツ交流館（スポーツ施設）
	管理部門（管理施設、診療所施設）
定員	（リハビリテーション西播磨病院）：一般 100 床 その他の施設は定員無し
経営形態	（リハビリテーション西播磨病院） 自主運営（一部指定管理者事業）
	（研修交流センター） 補助金
	（ふれあいスポーツ交流館） 補助金
	（管理部門） 指定管理者事業
設立目的	（リハビリテーション西播磨病院） リハビリに特化した病院として診療開始
	（研修交流センター） 介護技術の向上、知識などの研修
	（ふれあいスポーツ交流館） 障害者、高齢者に対するスポーツ指導
	（管理部門） —
主な事業内容 （事業団作成のパンフレットを参照して作成）	<p>兵庫県西部の豊かな自然に囲まれ、人と自然が調和する播磨科学公園都市に、リハビリテーション西播磨病院、研修交流センター、ふれあいスポーツ交流館（体育施設）の3施設を設置し、障害者や高齢者の自立と社会参加の支援のためのリハビリテーションサービスを提供している。西播磨病院では、従来のリハビリ療法に加え、音楽療法や園芸療法の多様なリハビリテーション療法を提供、研修交流センターでは、障害者や健常者の共生の場の提供と地域の福祉ニーズに応えるために、研修や地域との交流等を実施、また、ふれあいスポーツ交流館では、障害者スポーツ等の普及に取り組んでいる。</p> <p>（リハビリテーション西播磨病院）</p> <p>神経疾患、高次脳機能障害などにより、一般の医療機関では対応が難しい患者のリハビリテーションニーズに対して、在宅の生活環境に合わせたナイトケアプログラム、週末プログラム、音楽療法、園芸療法、屋外リハビリ訓練など多様で専門的な医療を提供している。</p> <p>（研修交流センター）</p> <p>リハビリテーションに関する広範な領域の研修会を実施してリハビリ関係職員の知識や技術の向上に努めるほか、福祉用具展示ホールでの用具に関する相談への対応、地域の拠点として西播磨病院の入院患者や地域住民を対象とした各種の交流事業の実施、また、専門人材の派遣による障害者、高齢者の地域支援を行っている。</p> <p>健康と体力作りからアスリートの強化までを担う障害者スポーツ</p>

	優先施設として、県下の障害者・高齢者等に対するスポーツの普及・振興や健康の維持増進、社会参加の促進に寄与している。また、障害者スポーツ及びリハビリテーションに係る専門的な知識と技術を提供するとともに、すべての人々が「共に生きる」喜びと心の豊かさを分かち合うことができる交流の場を提供している。
指定管理者の有無	(リハビリテーション西播磨病院) 有
	(研修交流センター) 無
	(ふれあいスポーツ交流館) 無
	(管理部門) 有

(施設内訳)	定員数	開設月 受託月	自主 運営	サービス内容
リハビリテーション 西播磨病院	100床	H18.7	—	全県拠点施設として、増大かつ多様化するリハビリテーションニーズに対応する医療
・回復期リハビリ病棟	50床			対象疾患：脳血管疾患等
・障害者病棟	50床			対象疾患：脊髄損傷等の重度障害
研修交流センター	—名	H18.7	—	介護技術の向上、知識などの研修
展示ホール	—名	H18.7	—	福祉用具展示・相談
ふれあいスポーツ交流館	—名	H17.4	—	障害者、高齢者に対するスポーツ指導
管理部門	—名	H18.7	—	総務、庶務、経理事務及び営繕管理

2 財務情報

○事業活動収支計算書推移（リハビリテーション西播磨病院）

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	—	△243,848	△84,246	1,551	55,614
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	—	279,309	△70,485	△12,956	△43,750
経常収支差額	—	35,460	△13,761	△11,404	11,864

(増減分析)

開業当初の平成18年度は、事業活動収支差額は大きくマイナスとなっていたが、その後は改善されてきている。なお、事業活動外収支差額の計上によって、経常収支差額の絶対額は、比較的多額にはなっていない。

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
指定管理料収入	—	352,677	140,185	117,432	158,104
受託事業等収入	—	—	4,398	10,458	14,885
経常経費補助金収入	—	—	—	—	1,104
病院収入	—	383,372	907,974	1,051,814	1,123,576
国庫補助金等特別積立金取崩額	—	—	—	—	15
その他経常収入	—	5,352	7,074	8,130	9,810
事業活動収入計	—	741,402	1,059,633	1,187,835	1,307,495
人件費支出	—	626,669	684,855	691,433	723,190
事務費支出	—	358,547	458,983	494,809	527,979
減価償却費	—	34	41	41	711
事業活動支出計	—	985,251	1,143,879	1,186,284	1,251,881
事業活動収支差額	—	△243,848	△84,246	1,551	55,614

(増減分析)

開業当初の平成18年度は、多額の人件費により事業活動収支差額は大きくマイナスとなっているが、病院収入を順調に増加させており、平成21年度の事業活動収支差額はプラスで55百万円を計上している。なお、病院収入に対する人件費支出、事務費支出の割合は次のようになっており、病院収入を増加させるとともに、経費の増加を抑制している。

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費支出	163.4%	75.4%	65.7%	64.3%
事務費支出	93.5%	50.5%	47.0%	46.9%

(事業活動外収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受取利息配当金収入	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金収入	—	310,413	127,377	29,523	—
経理区分間繰入金収入	—	—	—	—	—
事業活動外収入計	—	310,413	127,377	29,523	—
借入金利息支出	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金支出	—	31,104	56,892	42,479	43,750
経理区分間繰入金支出	—	—	—	—	—
事業活動外支出計	—	31,104	56,892	42,479	43,750
事業活動外収支差額	—	279,309	70,485	△12,956	△43,750

(増減分析)

開業当初の平成18年度は、事業活動収支差額が大きくマイナスとなっていることもあり、多額の会計単位間繰入金収入が計上されているが、その後は事業活動収支差額が改善されてきており、会計単位間繰入金収入は年々減少し、直近の平成21年度においてはは

口となっている。これに対して、会計単位間繰入金支出は毎年計上され、事業活動外収支差額は平成20年度以降はマイナスとなっている。

○事業活動収支計算書推移（研修交流センター）

（経常収支差額）

（単位：千円）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	—	985	△49	259	330
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	—	△126	△293	△388	△460
経常収支差額	—	859	△243	△128	△129

（増減分析）

開業当初の平成18年度以降平成21年度において、事業活動収支差額、事業活動外収支差額及び経常収支差額の絶対額は1百万円に満たず、重要な増減は見受けられない。

（事業活動収支）

（単位：千円）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受託事業等収入	—	1,366	1,608	1,704	1,360
経常経費補助金収入	—	23,395	22,823	21,271	19,140
その他経常収入	—	1,520	1,935	1,851	2,255
事業活動収入計	—	26,282	26,366	24,826	22,755
人件費支出	—	20,177	22,008	20,498	18,756
事務費支出	—	5,111	4,301	3,940	3,539
減価償却費	—	8	105	128	128
事業活動支出計	—	25,297	26,415	24,567	22,424
事業活動収支差額	—	985	△49	259	330

（増減分析）

開業当初の平成18年度以降平成21年度において、おおむね、支出見合いの、受託事業等収入及び経常経費補助金収入があり、事業活動収支差額の絶対額は1百万円に満たず、その他の重要な増減も見受けられない。

（事業活動外収支）

（単位：千円）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経理区分間繰入金収入	—	—	359	—	—
事業活動外収入計	—	—	359	—	—
経理区分間繰入金支出	—	126	66	388	460
事業活動外支出計	—	126	66	388	460
事業活動外収支差額	—	△126	293	△388	△460

(増減分析)

開業当初の平成18年度以降平成21年度において、各項目の絶対額は1百万円に満たず、重要な増減は見受けられない。

○事業活動収支計算書推移（ふれあいスポーツ交流館）

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	—	463	40	△833	△473
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	—	△188	—	800	450
経常収支差額	—	275	40	△33	△23

(増減分析)

開業当初の平成18年度以降平成21年度において、事業活動収支差額、事業活動外収支差額及び経常収支差額の絶対額は1百万円に満たず、重要な増減は見受けられない。

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受託事業等収入	—	—	—	—	3,964
経常経費補助金収入	—	41,173	40,179	37,148	38,019
その他経常収入	—	211	161	541	509
事業活動収入計	—	41,385	40,341	37,689	42,493
人件費支出	—	37,252	38,026	36,809	38,722
事務費支出	—	3,666	2,242	1,681	4,212
減価償却費	—	2	31	31	31
事業活動支出計	—	40,921	40,301	38,522	42,966
事業活動収支差額	—	463	40	△833	△473

(増減分析)

開業当初の平成18年度以降平成21年度において、おおむね、支出見合いの経常経費補助金収入があり、事業活動収支差額の絶対額は1百万円に満たず、その他の重要な増減も見受けられない。

(事業活動外収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経理区分間繰入金収入	—	—	—	965	838
事業活動外収入計	—	—	—	965	838
経理区分間繰入金支出	—	188	—	165	388
事業活動外支出計	—	188	—	165	388
事業活動外収支差額	—	△188	—	800	450

(増減分析)

開業当初の平成18年度以降平成21年度において、各項目の絶対額は1百万円に満たず、重要な増減は見受けられない。

○事業活動収支計算書推移（管理部門）

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	—	5,186	2,419	1,449	1,991
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	—	△1,536	△1,695	△1,573	△1,487
経常収支差額	—	3,650	724	△123	504

(増減分析)

開業当初の平成18年度以降平成21年度において、事業活動収支差額、事業活動外収支差額及び経常収支差額の絶対額は10百万円に満たず、重要な増減は見受けられない。

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
指定管理料収入	—	64,665	67,809	65,799	64,007
その他経常収入	—	3,728	258	103	5
事業活動収入計	—	68,393	68,067	65,902	64,012
人件費支出	—	28,188	30,516	29,625	28,104
事務費支出	—	35,017	35,120	34,692	33,722
減価償却費	—	—	10	135	194
事業活動支出計	—	63,206	65,647	64,453	62,021
事業活動収支差額	—	5,186	2,419	1,449	1,991

(増減分析)

開業当初の平成18年度以降平成21年度において、おおむね、支出見合いの経常経費補助金収入があり、事業活動収支差額は10百万円に満たず、その他の重要な増減も見受けられない。

(事業活動外収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経理区分間繰入金収入	—	—	—	—	342
事業活動外収入計	—	—	—	—	342
経理区分間繰入金支出	—	1,537	1,695	1,573	1,829
事業活動外支出計	—	1,537	1,695	1,573	1,829
事業活動外収支差額	—	△1,537	△1,695	△1,573	△1,829

(増減分析)

開業当初の平成18年度以降平成21年度において、各項目の絶対額は10百万円に満たず、重要な増減は見受けられない。

○貸借対照表推移（リハビリテーション西播磨病院）

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸 借 対 照 表	流動資産	—	134,430	249,515	293,262	245,714
	固定資産	—	214	173	131	7,864
	資産の合計	—	134,644	249,688	293,394	253,579
	流動負債	—	99,184	227,989	283,100	231,436
	固定負債	—	—	—	—	—
	(うち有利子負債)	—	—	—	—	—
	負債の部合計	—	99,184	227,989	283,100	231,436
	純資産の部合計	—	35,460	21,698	10,294	22,142
	負債及び純資産の部合計	—	134,644	249,688	293,394	253,579

(増減分析)

開業当初の平成18年度は、会計間の借入が少なかったが、その後借入が増加したため、流動資産及び流動負債が増加傾向にあったが、収支の改善とともに借入も減少し、平成21年度末においては、154百万円に至っている。なお、会計間の借入の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
社会福祉事業借入金	32,260	160,199	218,029	154,014

○貸借対照表推移（研修交流センター）

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸 借 対 照 表	流動資産	—	4,165	2,688	2,178	1,299
	固定資産	—	818	836	707	578
	資産の合計	—	4,984	3,524	2,885	1,878
	流動負債	—	4,125	2,421	1,912	1,034
	固定負債	—	—	—	—	—
	(うち有利子負債)	—	—	—	—	—
	負債の部合計	—	4,125	2,421	1,912	1,034
	純資産の部合計	—	859	1,102	973	844
	負債及び純資産の部合計	—	4,984	3,524	2,885	1,878

(増減分析)

開業当初の平成18年度以降平成21年度において、各項目は10百万円に満たず、重要な増減は見受けられない。

○貸借対照表推移（ふれあいスポーツ交流館）

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸 借 対 照 表	流動資産	—	2,667	1,960	3,205	4,216
	固定資産	—	275	244	213	181
	資産の合計	—	2,942	2,204	3,418	4,398
	流動負債	—	2,667	1,888	3,134	4,138
	固定負債	—	—	—	—	—
	(うち有利子負債)	—	—	—	—	—
	負債の部合計	—	2,667	1,888	3,134	4,138
	純資産の部合計	—	275	316	283	260
	負債及び純資産の部合計	—	2,942	2,204	3,418	4,398

(増減分析)

開業当初の平成18年度以降平成21年度において、各項目は10百万円に満たず、重要な増減は見受けられない。

○貸借対照表推移（管理部門）

(単位：千円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸 借 対 照 表	流動資産	—	4,862	7,548	4,617	4,525
	固定資産	—	3,650	4,374	4,239	4,656
	資産の合計	—	8,512	11,922	8,856	9,182
	流動負債	—	4,862	7,548	4,605	4,426
	固定負債	—	—	—	—	—
	(うち有利子負債)	—	—	—	—	—
	負債の部合計	—	4,862	7,548	4,605	4,426
	純資産の部合計	—	3,650	4,374	4,251	4,755
	負債及び純資産の部合計	—	8,512	11,922	8,856	9,182

(増減分析)

開業当初の平成18年度以降平成21年度において、各項目は12百万円未満であり、重要な増減は見受けられない。

3 県の関与状況

○リハビリテーション西播磨病院

(単位：千円)

県の関与状況		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公的支援	補助金	—	—	—	—	1,104
	計①	—	—	—	—	1,104
指定管理料収入②		—	352,677	140,185	117,432	158,104
委託料③		—	—	—	—	3,874
小計④(指定②+委託料③)		—	352,677	140,185	117,432	161,979
公的支援①+指定②+委託料③(合計)⑤		—	352,677	140,185	117,432	163,083
資金収支計算書上経常収入合計⑥		—	741,402	1,059,633	1,187,835	1,307,480
県の負担率(%) (注) (上記合計⑤/経常活動収入計⑥(注))		—	47.5	13.2	9.8	12.4

(注) 県の負担率で用いている経常活動収入計⑥は、資金収支計算書上の経常活動による支の数値を用いて次の算式により算定した金額を用いている。以下の授産寮、児童寮についても同様。

$$\text{経常活動収入計⑥} = (\text{経常収入計}) - (\text{会計単位間繰入金収入}) - (\text{経理区分間繰入金収入})$$

(増減分析)

開業当初の平成18年度は、収入に対して経費が比較的多かったため、⑤公的支援の金額並びに県の負担率は高かったが、その後の収入増加に伴い、それぞれの金額、割合は低下している。

○研修交流センター

(単位：千円)

県の関与状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公的支援	補助金	経常経費補助金収入	—	23,396	22,823	21,271	19,146
	計①		—	23,396	22,823	21,271	19,146
指定管理料収入②			—	—	—	—	—
委託料	認知症介護研修事業		—	—	—	855	688
	高次脳機能障害支援普及事業		—	—	—	209	—
	計③		—	—	—	1,064	688
小計④(指定②+委託料③)			—	—	—	1,064	688

公的支援①+指定②+委託料③(合計)⑤	—	23,396	22,823	22,335	19,828
資金収支計算書上経常収入合計⑥	—	26,282	26,366	24,826	22,755
県の負担率(%) (注) (上記合計⑤/経常活動収入計⑥(注))	—	89.0	86.6	90.0	87.1

(増減分析)

開業当初の平成18年度以降平成21年度において、おおむね、支出見合いの経常経費補助金収入があるため、県の負担率は、約9割で推移している。

○ふれあいスポーツ交流館

(単位：千円)

県の関与状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公的支援	補助金	経常経費補助金収入	—	41,173	40,180	37,148	38,019
		県立施設	—	—	—	—	2,368
	計①		—	41,173	40,180	37,148	40,417
指定管理料収入②			—	—	—	—	—
委託料	障害者スポーツネットワーク推進事業		—	—	—	—	1,563
	計③		—	—	—	—	1,563
小計④(指定②+委託料③)			—	—	—	—	1,563
公的支援①+指定②+委託料③(合計)⑤			—	41,173	40,180	37,148	41,980
資金収支計算書上経常収入合計⑥			—	41,385	40,342	37,690	42,493
県の負担率(%) (注) (上記合計⑤/経常活動収入計⑥(注))			—	99.5	99.5	98.6	98.8

(増減分析)

開業当初の平成18年度以降平成21年度において、おおむね、支出見合いの経常経費補助金収入があるため、県の負担率は、ほぼ100%に近い割合で推移している。

○管理部門

(単位：千円)

県の関与状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公的支援	補助金		—	—	—	—	—
	計①		—	—	—	—	—

指定管理料収入②	—	64,666	67,810	65,800	64,008
委託料③	—	—	—	—	—
小計④（指定②+委託料③）	—	64,666	67,810	65,800	64,008
公的支援①+指定②+委託料③（合計）⑤	—	64,666	67,810	65,800	64,008
資金収支計算書上経常収入合計⑥	—	64,666	67,810	65,902	64,013
県の負担率（％）（注） （上記合計⑤／経常活動収入計⑥（注））	—	100	100	99.8	99.9

（増減分析）

開業当初の平成18年度以降平成21年度において、おおむね、支出見合いの指定管理料収入があるため、県の負担率は、ほぼ100%に近い割合で推移している。

4 役員及び職員の状況

○リハビリテーション西播磨病院

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
役 員	県派遣職員	0人	0人	0人	0人	0人
	固有職員	0人	0人	1人	0人	0人
	常勤嘱託職員	0人	0人	0人	0人	0人
	非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	人数合計	0人	0人	0人	0人	0人
	人件費総額	一千円	一千円	13,122千円	一千円	一千円

（注）人件費総額は、報酬、賞与及び法定福利費の合計額である。以下の職員に関しても同様。また、研修交流センター、ふれあいスポーツ交流館、管理部門についてはこの間の役員はゼロである。

（増減分析）

省略

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職 員	県派遣職員	0人	2人	2人	2人	3人
	固有職員	0人	88人	87人	88人	95人
	常勤嘱託職員	0人	1人	1人	0人	0人
	非常勤職員	0人	24人	34人	46人	58人
	人数合計	0人	115人	124人	136人	156人
	人件費総額	一千円	626,669千円	671,734千円	691,434千円	723,190千円

(増減分析)

事業団の取組として、人件費の削減には取り組んでいるが、一方で、リハビリテーションニーズに応えるため、セラピスト、理学療法士、作業療法士、言語視聴覚療法士などを増加させているため、全体の人員及び人件費は増加傾向にある。

○研修交流センター

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
職 員	県派遣職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	固有職員	0 人	2 人	2 人	2 人	3 人
	常勤嘱託職員	0 人	1 人	1 人	2 人	1 人
	非常勤職員	0 人	1 人	3 人	2 人	2 人
	人数合計	0 人	4 人	6 人	6 人	6 人
	人件費総額	一千円	20,177 千円	22,008 千円	20,498 千円	18,757 千円

(増減分析)

開業当初の平成 18 年度以降平成 21 年度において、重要な増減は見受けられない。

○ふれあいスポーツ交流館

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
職 員	県派遣職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	固有職員	0 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	常勤嘱託職員	0 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	非常勤職員	0 人	14 人	13 人	16 人	17 人
	人数合計	0 人	19 人	18 人	21 人	22 人
	人件費総額	一千円	37,252 千円	38,027 千円	36,810 千円	38,722 千円

(増減分析)

開業当初の平成 18 年度以降平成 21 年度において、重要な増減は見受けられない。

○管理部門

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
職 員	県派遣職員	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	固有職員	0 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	常勤嘱託職員	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	非常勤職員	0 人	2 人	2 人	1 人	2 人
	人数合計	0 人	6 人	6 人	5 人	6 人
	人件費総額	一千円	28,189 千円	30,517 千円	29,626 千円	28,100 千円

(増減分析)

開業当初の平成 18 年度以降平成 21 年度において、重要な増減は見受けられない。

5 監査の結果及び意見

○西播磨リハビリテーションセンター共通

(1) 人件費について

【結果】退職給与引当金の計上について

平成21年度末現在、退職給与引当金の計上不足が西播磨総合リハビリテーションセンター全体において416千円ある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。

西播磨総合リハビリテーションセンターの退職給与引当金の計上状況は次のとおりである。西播磨病院以外に計上不足は無いものの、西播磨病院のみ僅かながら計上不足が生じている。

(単位：千円)

区 分		西播磨病院	ふれあいスポーツ交流館	研修交流センター	管理部門
①	平成21年度自己都合期末要支給額（退職給与債務）	290,850	30,698	30,579	42,135
②	福祉医療機構への掛け金	41,078	2,430	1,836	1,944
③	県補助負担分	249,356	28,268	28,743	40,191
④	差引要引当額（①－②－③）	416	－	－	－
⑤	平成21年度末退職給与引当金計上額	－	－	－	－
⑥	差引退職給与引当金計上不足額（④－⑤）	416	－	－	－

今後は、適正な損益管理の観点から、引当金についても定められたルールに従い適切に計上する必要がある。

(2) 固定資産について

①固定資産の現物確認（実査）について

固定資産の現物確認（実査）について、「社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団会計規則施行細則」によれば次のように規定されている。

〔「社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団会計規則施行細則」より抜粋して記載〕

第7章 固定資産の管理

（固定資産の管理等）

第26条 固定資産の管理等については第8章各条の規定を準用する。

第8章 物品

（物品保管現在高調書の提出）

第38条 物品出納役は、毎会計年度末における物品の現在保管高を確認し、物品保管現在高調書を作成し、翌年度の4月20日までに物品管理役に提出するものとする。

（使用状況の確認）

第39条 物品管理役は、毎会計年度末における使用中の物品について使用状況を調査し、数量等を確認するものとする。

西播磨総合リハビリテーションセンターには西播磨総合リハビリテーションセンター自体で所有している固定資産の他、県から管理委託を受けている固定資産がある。

上記「社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団会計規則施行細則」第38条及び第39条において、固定資産の現物確認（実査）の実施が求められているにもかかわらず、現状固定資産について会計年度末の現物確認（実査）が実施されていない。

【結果】

西播磨総合リハビリテーションセンター自体で所有している固定資産についてはもちろんのこと、県から管理委託を受けている固定資産についても管理委託業務を受託している以上、社会福祉事業団所有の固定資産と同様の管理が求められる。

固定資産管理上の観点から、上記細則で規定されている会計年度末の固定資産の現物確認を実施する必要がある。

②固定資産の現物管理について

固定資産の現物管理について、「社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団会計規則施行細則」によれば以下のように規定されている。

〔「社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団会計規則施行細則」より抜粋して記載〕

第8章 物品

（物品の標示）

第35条 物品出納役は、固定資産物品及び備品には物品標示票（様式第13号）により分類番号等の標示をなすものとする。

西播磨総合リハビリテーションセンターには西播磨総合リハビリテーションセンター自体で所有している固定資産の他、県から管理委託を受けている固定資産がある。

上記「社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団会計規則施行細則」第35条において、固定資産物品への物品標示票（備品整理票番号）の貼付が求められているにもかかわらず、サンプルで数件固定資産への備品整理票番号の貼付があるかを確認したところ、一部について備品整理票番号の貼付がなされていないものが見受けられた（〈表1〉）。

（備品台帳より抜粋）

〈表1〉

分類コード	備品整理票番号	品名	部門	数量	単価（円）
15-153-900	D-08-10-023	超低温フリーザー	手術・中材	1	903,000
11-103-102	D-70-01-1093	傾斜書庫	研修	1	132,395

上記の他、コム・プラザ内の書庫・椅子等についても備品整理票番号の貼付がなされていなかったが、これらについては備品台帳上に計上されていないものも多数見受けられた。

【結果】

西播磨総合リハビリテーションセンター自体で所有している固定資産についてはもちろんのこと、県から管理委託を受けている固定資産についても管理委託業務を受託している以上、社会福祉事業団所有の固定資産と同様の管理が求められる。

〈表1〉記載の「超低温フリーザー」や「傾斜書庫」については備品整理票番号が貼付されていなかったが備品台帳には存在しており、備品整理票番号の貼付漏れが原因と考えられる。これらについては現物確認（実査）を実施するタイミングで漏れなく貼付することが求められる。

また、コム・プラザ内の書庫・椅子等については、「県からの管理委託備品一覧」（3年に一度県から入手する受託管理備品一覧表）上存在するが、備品台帳上に計上されていないものが多数あり、これらについては台帳による固定資産管理が適切に実施されていないのが現状である。

「県からの管理委託備品一覧」と備品台帳を突合し、備品台帳にて管理されていない物品については、台帳管理を実施した上で、備品整理票番号の貼付を漏れなく実施することが求められる。

○リハビリテーション西播磨病院

(1) 人件費について

リハビリテーション西播磨病院（以下「西播磨病院」という）の人件費は、事業団全体の人件費の約8%を占めている状況である。西播磨病院においても、人件費を抑制し、収支改善を図るため、中央病院同様の施策をしている。

また、事業団では、定員（*）と、正規職員及び常勤嘱託員の人員を比較して、その状況を把握している。西播磨病院の平成21年度末の状況は次のとおりである。多くの職名において定員と正規職員及び常勤嘱託員の人員合計は一致しているが、看護師は約1割定員を下回った状態となっている。なお、定員は、本来、法令に基づく配置基準を使用することが望ましいが、非常勤職員が相当数いる関係上、簡便的にこのような方法によっている。

（*）事業団で必要と思われる正規職員及び常勤嘱託員の定数

（平成22年3月31日現在 単位：人）

職名	①定員	②正規職員現員数			③嘱託員	④計 =②+③	⑤定員 との差異
		人数	内、県派 遣職員	内、Ⅱ 種職員			
施設長、 事務局長	1	1	1	0	0	1	0
事務職員	3	3	0	0	0	3	0
医療ソーシャルワーカー	2	2	0	1	0	2	0
医師	7	7	2	0	0	7	0
薬剤師	2	2	0	0	0	2	0
心理判定員	1	1	0	0	0	1	0

理学療法士	14	14	0	0	0	14	0
作業療法士	13	13	0	0	0	13	0
言語療法士	4	4	0	0	0	4	0
臨床検査技師	2	2	0	0	0	2	0
放射線技師	2	2	0	0	0	2	0
栄養士	1	1	0	0	0	1	0
看護師	49	44	0	0	0	44	△5
計	101	96	3	1	0	96	△5

(2) 委託料について

事業団が随意契約を締結するにあたってのルールは、中央病院の項の「委託料について」に記載のとおりである。このルールに従って、西播磨病院の随意契約がなされているか検討したところ、次のとおり、幾つかの問題点が見受けられた。

【結果】随意契約手続とその内部統制について

随意契約手続の理由に正当性が認められず、また、随意契約に関する内部統制は、十分に機能していない。

随意契約の手続が適切に行われているか、内部の決裁書類等を閲覧したところ、次の随意契約に関しては、上記の解釈指針を逸脱していると判断される。

業務内容	相手先	期間	金額 (千円)	随意契約とした理由 (内部書類である「決裁書・報告書」の記載内容)
医事業務	B社	平成21年4月 ～ 平成22年3月	30,416	<p>社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則第76条（現第78条）第1項（2）の規程に基づく（「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」）。</p> <p>B社は、診療開始前の準備期間から現在までの約3年間、当院の医事業務を委託してきた。</p> <p>現在では、B社の社員は当院の診療内容及び電子カルテシステム等を熟知し、受付業務・診療報酬請求業務等の各種業務をスムーズに行っている。</p> <p>また、診療報酬に係る情報提供や関係委員会への出席等、当院の運営に積極的に協力している。</p> <p>さらに、平成21年度からは診療情報管理士（有資格者）の配置や土曜日受付業</p>

				務など、新たな業務等についても意欲的に取り組む姿勢を見せている。 よって、平成21年度も引き続き同業者に医事業務を委託し、円滑な業務遂行に努めていきたい。
--	--	--	--	--

医事業務に関しては、おもに、診療開始前の準備期間から現在までの約3年間医事業務を委託し、西播磨病院の診療内容及び電子カルテシステム等を熟知しているとともに、診療報酬に係る情報提供や関係委員会への出席等、西播磨病院の運営に積極的に協力していること、さらに、平成21年度からは診療情報管理士（有資格者）の配置や土曜日ハ受付業務など、新たな業務等についても意欲的に取り組む姿勢を見せているため、現行の委託業者にするとのことである。また、根拠規定は社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則第76条（現第78条）第1項（2）であり、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」としている。

1つ目の理由である“西播磨病院の診療内容及び電子カルテシステム等を熟知している”については、これをもって、他の医事業務を受託する業者には出来ないとして随意契約を正当化できるとは考え難い。「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」を根拠規定とした場合の「契約事務の手引き」の具体例のうち、「f. 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないとき」に該当すると判断したと想定されるが、前記のとおり、他の業者においても受託は可能であったと考えられる。

2つ目の理由である“診療報酬に係る情報提供や関係委員会への出席等、西播磨病院の運営に積極的協力”については、随意契約理由の是非よりも、業務委託先が西播磨病院の運営に関与している状況が望ましいか疑問である。

また、3つ目の理由である“平成21年度から診療情報管理士の配置や土曜日ハ受付業務などの新たな業務等についても意欲的であること”についても、随意契約理由としては十分ではない。

付け加えると、この随意契約締結にあたっては、これらの判断が事業団内の正式な決裁ルートを通じてなされているため、随意契約に関する内部統制は、十分に機能していない状況であったと言える。

〔参考〕

事業団では、随意契約に関する手続を平成21年度中に見直していることと、その内容については、「中央病院」の項において記載のとおりである。この改正は、平成22年度からの随意契約に関して適用されるため、ここで問題として取り上げた業務委託についても、平成22年度の契約に関しては、随意契約審査会によって審議されている。

その審議内容等は次のとおりである。

業務内容	相手先	期間	金額 (千円)	随意契約とした理由 (内部書類である「決裁書・報告書」の記載内容)
①医事業務	B社	平成22年4月	30,416	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会

		<p style="text-align: center;">～ 平成 23 年 3 月</p>	<p>計規則第 76 条（現第 78 条）第 1 項（5）の規程に基づく（「時価に比して有利な価格等で契約を締結できる見込みのある場合」）。</p> <p>B 社は、平成 18 年度契約にかかる入札において、他社と比して廉価な価格で落札している。</p> <p>毎年度、業務量の増加等による委託料の見直しを行った結果、委託料は倍額近くになっているが、当初落札価格が廉価であったことから、契約予定額は時価に比して有利な価格で契約を締結することができると判断している。</p> <p>なお、経費削減等を踏まえ、価格交渉を行った結果、平成 22 年度は業務量が増加する一方、見積額は平成 21 年度と同額の据え置きとなった。</p>
<p>審査会の意見</p>	<p>平成 18 年度の入札結果が低廉であったからといって、現契約が低廉であるとは必ずしも言えず、随意契約の理由としては認められない。</p> <p>本伺いについては、競争入札に付する暇がないこと（競争に付するための仕様作成時間がない、新たな業者に決定した場合、業者が従業員を確保する時間を与えられない等）から、今回限り特例的に承認するものである。承認にあたっては、次の条件を付するので、今後は適切な事務に努められたい。</p> <p>①平成 23 年度の契約業者決定にあたっては、競争に付すること</p> <p>②平成 23 年度の契約にあたっては、事務局への協議を早期に行うこと</p>		

随意契約に関して、手続の公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図り、随意契約のより適正な運用を担保するため専門審査会を設置することは、一定の評価が出来ると思われる。また、その審議結果である“審査会の意見”においても、問題とした委託業務が随意契約とする条件を満たさないものとしており、適切な判断が出来ているものと考えられる。この点において、事業団の随意契約に関する内部統制は、向上したと思われる。課題としては、あらたに「社会福祉事業団随意契約審査会設置要綱」を制定し、随意契約をより適正な運用を図ろうとしているにもかかわらず、事務サイドにおいてこの趣旨が浸透しておらず、それまでと変わらず随意契約をしようとしていることである。随意契約審査会のみならず、事務サイドにおいても、随意契約に関する手続を適切に運用することが望まれる。

(3) 固定資産について

①遊休資産・設備の有効利用について

(ア) 手術設備の有効利用について

西播磨総合リハビリテーションセンター内にリハビリテーション西播磨病院が存在し、手術室2室を含む手術関連の設備が一式備わっている。以下、備品台帳計上金額で200万円以上のものを抜粋して記載する。

(備品台帳より抜粋)

〈表2〉

分類コード	備品整理票番号	品名	部門	数量	単価(円)
15-151-106	B-08-01-002	患者移送装置	手術・中材	1	12,915,000
15-153-900	B-08-01-010	2人用手洗い装置	手術・中材	1	2,436,000
15-153-900	B-08-01-011	2人用手洗い装置	手術・中材	1	2,436,000
15-151-102	B-08-01-013	関節鏡TVシステム	手術・中材	1	4,305,000
15-151-101	A-08-02-001	外科用X線テレビ装置	手術室	1	8,988,000
15-153-103	B-08-02-003	骨切削・離断システム	手術・中材	1	10,500,000
15-153-101	B-08-02-004	手術台システム	手術・中材	1	8,347,500
15-153-101	B-08-02-005	手術台システム	手術・中材	1	8,347,500
15-153-102	B-08-02-006	全身麻酔装置	手術・中材	1	4,305,000
15-153-102	B-08-02-007	全身麻酔装置	手術・中材	1	4,305,000
15-153-900	B-08-02-008	無影灯	手術・中材	1	3,780,000
15-153-900	B-08-02-009	無影灯	手術・中材	1	3,780,000
15-157-101	B-08-10-040	低温プラズマ滅菌システム	手術・中材	1	8,820,000
15-153-101	B-08-10-041	高圧蒸気滅菌装置	手術・中材	1	4,515,000
15-153-900	B-08-10-042	自動ジェット式洗浄装置	手術・中材	1	3,675,000
15-153-900	B-08-10-043	スリッパ洗浄機	手術・中材	1	3,307,500
上記以外で手術関連の備品(単価が200万円以下のもの計)					31,303,681
合計					126,066,181

前述の通り、現物が存在するが備品台帳上計上が漏れている固定資産も存在するため、手術関連の固定資産合計金額を網羅的に把握することはできないが、備品台帳から集計した手術関連の固定資産は〈表2〉の通りであり、合計額は約1億2600万円に上る。

リハビリテーション西播磨病院は平成18年4月1日に開業し、開業1年目には数件の手術実績があるものの、この2～3年は手術実績がなく結果として、現状では〈表2〉記載の手術関連設備のうち中央病院に貸出中のもの(B-08-01-013:「関節鏡TVシステム」、B-08-02-007:全身麻酔装置)以外一式が遊休資産となっている。

手術を行う整形外科医等が確保できていないため、手術を実施しておらず、結果的に手術室および手術関連機器等が遊休状態になっている。医師および手術室担当の看護師が確保できれば、3ヶ月程度の準備期間で手術は実施できるが、現状、利用の目途はたっていないとのことである。

手術室は病院には必ず必要なものであり、また病院建設計画策定時には総合リハビリテーションセンター中央病院の人工関節置換術の手術待ち患者の解消を目的にして手術室を整備したが、結果的に医師が確保できず、遊休状態となっている。

また、手術室に空きがある場合、外部医師を招聘して手術を行わせることが理論的には可能であるが（手術室の外部貸出）、現状のように全く手術を行っていない状況では看護師や麻酔科医等の体制が整っておらず不可能であるうえ、病院所在地の交通の便が悪く、近隣の医療機関医師が使用を申し出るような状況もないと思われる。

更に仮に外科医が確保できたとしても、術後の患者をコントロールする内科医も不足しており、この面からも手術の実施は困難と思われる。

【結果】

リハビリテーション西播磨病院も病院である以上、必要最低限の手術設備の設置は必要であると考えられるが、監査日（平成22年11月17日）現在、整形外科医の常勤医が1名であること、及び麻酔科医の常勤医がゼロ名であることを鑑みると今後リハビリテーション西播磨病院で手術が行われる可能性は極めて低いと考えられる。

よって、中央病院に貸出中である「関節鏡 TV システム」や「全身麻酔装置」等と同様に、他の病院にて転用可能なものについては積極的に貸出又は移管を行い、兵庫県社会福祉事業団全体、ひいては兵庫県全体の観点から設備の有効利用に努められたい。

(イ) 検査設備の有効利用について

西播磨総合リハビリテーションセンター内にリハビリテーション西播磨病院が存在し、MR I や C T を含む検査関連の設備が一式備わっている。以下、備品台帳計上金額で各検査設備のうち高額なもの（100万円以上）について抜粋して記載する。

(備品台帳より抜粋)

〈表 3〉

分類コード	備品整理票番号	品名	部門	数量	単価（円）
15-152-101	B-01-03-001	磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置	放射線	1	177,450,000
15-152-101	B-01-06-018	立位専用画像読取装置	放射線	1	9,450,000
15-152-101	A-01-06-019	カセット処理画像読取装置	放射線	1	6,930,000
15-152-101	A-01-06-020	カセット処理画像読取装置	放射線	1	6,930,000
15-152-101	B-01-06-021	画像出力装置	放射線	1	2,100,000
15-152-101	D-01-06-022	操作コンソール(Plus仕様)	放射線	1	1,575,000
15-152-101	D-01-06-023	操作コンソール(Plus仕様)	放射線	1	1,575,000
15-151-102	D-01-06-024	操作コンソール(Lite仕様)	放射線	1	1,365,000
【MR I】単価が100万円以上計（MR I 関連計取得金額）					207,375,000
15-151-101	A-01-03-002	コンピュータ断層撮影装置（C T）	放射線	1	49,350,000
【C T】単価が100万円以上計（C T 関連計取得金額）					49,350,000

管理会計を意識した損益管理の観点からすると、検査設備を利用して得られる検査収入が<表3>記載の「MRI関連計取得金額」又は「CT関連計取得金額」を上回る必要がある（MRIやCTの検査技師等の人件費、施設の減価償却費等の固定費も考慮すると、大幅に上回る必要がある）が、現状の実績ベースでは下記<表4>記載の通りであり、MRI検査収入金額、CT検査収入金額とも「MRI関連計取得金額」、「CT関連計取得金額」を下回っている。

<表4>

検査	①取得金額 (円) ※1	②H19年度～H21 年度平均利用人数 (人/年)※2	③検査単 価(円) ※3	④使用基準 年数(年) ※4	⑤回収可能 金額(円) ※5	⑤-①(円)
MRI	207,375,000	1,036	14,500	11	165,242,000	-42,133,000
CT	49,350,000	274	12,700	11	38,277,800	-11,072,200

※1：<表3>より転記。<表3>における「MRI関連計取得金額」、「CT関連計取得金額」のこと。

※2：「放射線等使用件数（A）」（平成21年度版）より人数を集計。

※3：各検査に係る点数を金額に換算したもの。MRIは1検査あたり1,450点、CTは1検査あたり1,270点（1点は10円に換算）

※4：固定資産を計上している兵庫県で想定している償却年数。「西播磨総合リハビリテーションセンター（西播磨病院） 管理委託備品一覧」より転記。

※5：②×③×④にて算定。使用基準年数内に回収可能と想定される、MRI検査収入金額及びCT検査収入金額（使用基準年数経過後の処分価格をゼロと想定）。

参考までに1週間の検査機器の稼働状況を調べた結果は以下のとおりである。

検査機器の10/18（月）～10/22（金）の1週間の稼働状況

月 日	CT	MRI	X線TV	BMD	1日合計	設定枠	稼働率
10/18（月）	0 枠	(6 件)12 枠	0 枠	1 枠	13 枠	28 枠	46.4%
10/19（火）	0 枠	(7 件)17 枠	0 枠	3 枠	20 枠	28 枠	71.4%
10/20（水）	6 枠	0 枠	(3 件)6 枠	0 枠	12 枠	28 枠	42.9%
10/21（木）	1 枠	(8 件)20 枠	0 枠	1 枠	22 枠	28 枠	78.6%
10/22（金）	2 枠	(4 件)10 枠	0 枠	2 枠	14 枠	28 枠	50.0%
1週間合計	8 枠	(25 件)59 枠	6 枠	7 枠	81 枠	140 枠	57.9%
稼働能力	140 枠	※1 55 件	※2 70 件	140 枠			
稼働率	5.7%	45.5%	4.3%	5.0%			

※1 検査内容により1件に2枠または3枠使用するため、稼働能力を加重平均で算定

※2 通常検査1件に2枠使用するため、稼働能力は70件となる

西播磨病院では検査技師が3名のため、機器ごとに予約枠を設定するのではなく、一括で予約枠を設定している。この結果、検査機器単位で見た場合の稼働率MRIが著しく低くなっている。また一日単位の稼働率も高くないが、空き枠に検査技師は胸

部や脊椎、膝などの様々な一般撮影を行なっているとのことである。なお、泌尿器科の造影検査は泌尿器科の常勤医がいないため、現在は行なっていない。

増収策として空き枠に近隣医療機関からの検査受託を検討したが、検査依頼の問い合わせが少なく、また県の認知症疾患センターになり今後、MRIの検査件数が増加することが予測されたため、受託検査は行なっていない。

また、機器の稼働率を上げるためには検査技師を増員し、MRIやCTを中央病院のように別枠で設定すればよいが、病院の立地特性を考えた場合、増加人件費に見合う受託検査収入は見込めない状況である。

【結果】

〈表4〉記載の通り現状の利用状況が続くと仮定すると、投資金額以上の検査収入が見込めない状況にある。リハビリテーション西播磨病院は兵庫県からの指定を受け平成21年11月に認知症疾患医療センターを開設し、専門的な検査による認知症診断が始まったため、今後はMRI検査件数の若干の増加が期待されるが、投資金額以上の検査収入は見込めない現状にある。他医院及び他病院からの検査受託等を積極的に実施し、検査設備の有効利用を図るべきである。

(ウ) 事前の十分な採算性検討について

【意見】

兵庫県は施設を建設するにあたっては、事前に建設後の維持管理費や施設の利便性を十分に検討すべきである。

【概要】

平成22年度の「施設整備費調」に建物の外壁等に利用している木材の塗装の経年劣化のため、外壁改修工事（診療棟：81百万円、研修交流センター25百万円）が記載されている。

西播磨総合リハビリテーションセンター建物は、兵庫県西部の特産品である木材をふんだんに使用し、安らぎを感じる建物であるが、建築後4年程度しか経っていない時点で100百万円を超える大規模修繕を計画すること自体、建築後の維持管理コストを事前に十分に検討して建設したか大いに疑問を感じる。

また、施設の立地場所である播磨科学公園都市は近隣に住宅があまりなく、高速道路はあるものの決して交通の便の良いところではない。このため医師を含む職員や患者の確保面で通常の病院以上に苦勞しており、また近隣に医療機関も少なく、設備の共同利用等の面での連携も行いにくい環境にある。すなわち、厳しい言い方をすれば、医療機関としての立地適正・利便性をあまり考慮せず、開発した科学公園都市に空きスペースがあったため、安易に建設したとしか思われぬ状況である。

(4) 総コスト（原価）および部門（診療科または病棟別）採算を意識した経営について

【結果】

事業団は総コストを意識して病院経営を行う必要がある。また県は事業団に総コストを意識した病院経営を行わせる必要がある。

【概要】

事業団の病院の経常活動収支計算においては、「(4) 財務情報」に記載のとおり減価償却費が平成21年度で711千円と少額(病院収入の0.1%程度)しか計上されておらず、また借入金利息支出は一切計上されていない。これは事業団はあくまで指定管理者として病院の経営を受託しているだけであり、病院運営にとって重要な土地・建物・医療用機器等の有形固定資産の大部分は県が所有し、また当該資産を取得するために必要な資金(借入金)の調達・返済・利払いを県が行っているためである。

一方、地方公営企業である自治体病院の損益計算書においては、一般会計からの企業債の元利償還金の繰り出し(平成14年度までに着手した事業にかかるものは元利償還金の2/3、それ以後のものは1/2)があるにせよ、貸借対照表に有形固定資産と企業債が計上されているため、病院が所有する有形固定資産の減価償却費と資金の調達源泉である企業債の支払利息をコストに含めたうえで、病院の経営管理(損益管理)が行われている。

また、後述するように県から事業団に支払われている指定管理料は、企業債の元利償還金に相当する部分はないものの、自治体病院における一般会計からの繰り出し基準に準拠して行われており、結果的に事業団の病院の経常収支計算は総コストを損益計算に含めている地方公営企業の自治体病院と比べ、企業債の元金償還額と減価償却額が同額と仮定した場合、減価償却費および支払利息の1/3ないし1/2相当額だけ収支負担が軽くなっていることになる。

〔参考 減価償却費の試算〕

区 分	総事業費		耐用年数	減価償却費
	総額	按分		
建物	3,097,676	2,065,117	39年	47,656
建物附属設備		1,032,558	15年	61,953
医療用機器	939,998	939,998	8年	105,749
その他備品	179,898	179,898	8年	20,238
<病院合計>	4,217,572		平成18年	235,596

〔参考 支払利息の試算〕

$$4,217,572 \text{ 千円} \times 26 \text{ 年} \div 30 \text{ 年} \times 5\% = 182,761 \text{ 千円}$$

〔参考 繰出金(指定管理料)の試算〕

上記支払利息と同じ仮定で元利償還金および繰入額を試算すると以下のとおりとなる。

$$\text{元金償還対応額} : 4,217,572 \text{ 千円} \div 30 \text{ 年} \times 1/2 = 70,292 \text{ 千円} \cdots C$$

金利対応額：182,761千円×1/2=91,380千円…D

合計（C+D）：161,672千円

上記、減価償却費、支払利息および対応する繰出金（指定管理料）を加味した収支は以下のとおり赤字となっている。

なお、人件費のうち、退職給与引当金繰入額が事業収支計算に含まれていないが、地方公営企業の自治体病院の大半は引当金計上が任意であるため引当金を設定していないため、下記事業活動収支の修正額には考慮していない。

（事業活動収支）

（単位：千円）

区 分	平成 21 年度		
	修正前	修正後	増減額
病院収入	1,123,576	1,123,576	—
※1 指定管理料収入	158,104	319,776	161,672
受託事業等収入	14,885	14,885	—
経常経費補助金収入	1,104	1,104	—
国庫補助金等特別積立金取崩額	15	15	—
その他経常収入	9,810	9,810	—
事業活動収入計	1,307,495	1,469,167	161,672
人件費支出	723,190	723,190	—
事務費支出	527,979	527,979	—
減価償却費	711	236,307	235,596
※2 支払利息	—	182,761	182,761
事業活動支出計	1,251,881	1,670,238	418,357
事業活動収支差額	55,614	△201,071	△256,685

※1 便宜的に繰出金は全額、事業活動収入の指定管理料に計上

※2 便宜的に支払利息を事業活動収入に計上

【結果】

事業団は部門採算を意識して病院経営を行う必要がある。また県は事業団に部門採算を意識した病院経営を行わせる必要がある。

【概要】

事業団においては現在、部門の採算性は病棟別や診療科別の患者一人当たり収入等の収入面では管理しているものの、診療科別や病棟別といった部門別の原価計算が行われていないため、コストを含めたうえでの部門採算が明確に把握（意識）されていない。

病院経営を行う上では、部門別に収益や費用の構造を把握し、経営課題を抽出して日々の改善活動につなげることが重要となる。

また、県と事業団との間で適切な指定管理料を取り決めるためには、その前提として事業団として経営努力を行なっても収益で費用を賄えない部分（いわゆる不採算の政策医療部分）を明確に把握する必要がある。

以上の観点より、今後、事業団として病院の部門損益管理を行うと同時に、県は当該情報を入手する必要があると考える。

(5) 指定管理料の算定方法について

【結果】

県は指定管理者である事業団に対して支払う管理委託料を算出するにあたり、不採算医療として適切な運営を行なっても診療収入等で賄えない経費を明確にすべきであると同時に、指摘管理者としての事業団に経営努力のインセンティブが働く委託料を算定すべきである。

【概要】

現在の県と事業団との間の指定管理料は地方公営企業である自治体病院の繰出金基準に基づいて以下のように算定されている。

項目	金額
リハビリテーション運営損費	1 地方財政繰出基準 1人当たり割高経費 1,171円 2 算定額 1,171円×120,390人 =140,976,690円 (平成20年度実績) ⇒140,977千円(イ)
研修研究費	1 地方財政繰出基準 地方財政繰出単価 14,051千円 2 算定額 14,051千円×1/2 =7,026千円 ⇒7,026千円(ロ)
総合相談室運営損費	1 県単独 2 算定額 総合相談室勤務職員1人の人件費(年額) 4,580千円 ⇒4,580千円(ハ)
文書料(収納事務代行費)	1 算定基準 収納額実績(一旦、収納額を県に納付後、指定管理料として交付) 2 算定額 5,521,600円 ⇒5,521,600円(ニ)
指定管理料合計	(イ)～(ニ)合計:158,104,600円

指定管理者が管理を行うにあたって要する経費は、以下の3通り方法で調達されることとなります。

- ① 全て利用料金で賄う
- ② 全て設置者たる地方公共団体からの支出金で賄う
- ③ 一部を利用料金で、残りを地方公共団体からの支出金で賄う

また、指定管理者の経営努力等によって生じた利益は、指定管理者の経営努力へのインセンティブとして吸い上げないことも、指定管理制度の趣旨に合致するものと考えられるが、客観的に見てあまりに過大であると認められるような場合には、地方公共団体への利益の納付を含め適切な対応を図ることが適当と考えられている（参考「指定管理者制度のすべて 制度の詳解と実務の手引」（成田頼明監修 第一法規））。

現在の指定管理料は地方公営企業としての自治体病院の繰出金基準に基づいて行なわれているが、上記1で記載のとおり、そもそも自治体病院と比べて計上される費用の範囲が少なくなっており、その点で妥当性に疑問がある。

また、指定管理者制度の趣旨から考えると、指定管理者が効率的に運営しても利用料金で賄えない部分を厳密に把握し、それに応じて指定管理者に経営努力のインセンティブが働く形での指定管理料を定めるべきである。

当該観点で上述の指定管理料の算定方法を見た場合、以下のとおり病院の実態を反映していない数値が算定基礎に利用されている。

項目類型	内容
実績に基づく単価でない	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション運営損費の1人当たり割高経費 1,171円/人 ⇒標準的な単価と考えれば、インセンティブ目的の単価と考える余地あり ・研修研究経費の繰出単価 14,051千円 ⇒政策医療目的の研修研究部分が明確でない
不採算経費としての位置付けが不明確	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談室運営損費 ⇒多くの病院は医療連携室を設け、専任の職員（医療ソーシャルワーカー等）を配置しており、不採算経費としての位置付けが不明確

不採算部分を明確にするためには上記1に記載した部門別原価計算等の損益管理が必須と思われる。

[参考 平成21年度の地方公営企業繰出金について(平成21年4月24日総財公第69号)]

(省略)

5 リハビリテーション医療に要する経費

(1) 趣旨

リハビリテーション医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

(省略)

7 小児医療に要する経費

(1) 趣旨

小児医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする

(省略)

9 院内保育所の運営に要する経費

(1) 趣旨

病院内保育所の運営に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

病院内保育所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

(省略)

1 4 経営基盤強化対策に要する経費

(省略)

(2) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費

ア 趣旨

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1とする。

[参考 病院事業に係る一般会計からの繰出金額の算定基準例 (平成 21 年度)]

病院事業に係る一般会計からの繰出金額の積算基準例(平成21年度)

繰出項目	繰出しの基準	事例1(地方財政計画の積算を参考とする例)	事例2(地方交付税の算定基準を参考とする例・市町村分)	事例3(各団体の歳入・歳出の実態を踏まえ、モデル的な不採算経費を積算する例)
1病院の建設改良に要する経費	病院の建設改良費(当該病院の建設改良に係る企業債及び国庫(県)補助金等の特定財源を除く。以下同じ。)及び企業債元利償還金(PFI事業に係る割賦負担金を含む。以下同じ。)のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(建設改良費及び企業債元利償還金等の2分の1(ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金等にあつては3分の2)を基準とする。)	(1)企業債元利償還金の額×1/2(ただし、平成14年度までに着手した事業に係るものについては2/3) (2)建設改良費・企業債充当外事業分(事業費－企業債－特定財源)×1/2 ・医療機器等購入費(企業債充当外)×1/2	※普通交付税の算定基準を参考 (1)事業割相当分 企業債元利償還金×1/2×0.45(平成15年度以降分。平成14年度以前分の負担率は、当時の基準による。) (2)病床割相当分 「病床割分594千円×病床数」の内数として算定	※企業債の元利償還金に対する一般会計の負担比率については、当該病院事業の実状を踏まえ、1/2(又は2/3)以外の水準を設定する場合もあり得る。
5リハビリテーション医療に要する経費	リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	1,166千円×年間延べ患者数	※特別交付税の算定基準を参考 500千円×リハビリ専門病床数	※関係部門におけるモデル的な収支差を積算費用(医師15,248千円×2名+看護師5,896千円×4名+技師6,333千円×10名+諸経費99,650千円)-「リハビリ」医療収益(前年度上半期収入×2)205,174千円=11,886千円
7小児医療に要する経費	小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	2,150千円×小児専門病床数	※特別交付税の算定基準を参考 1,400千円×小児専門病床数	※関係部門におけるモデル的な収支差を積算費用(医師15,248千円×3名+看護師5,896千円×9名+諸経費19,023千円)-小児医療収益60,893千円=56,938千円
14 経営基盤強化対策に要する経費				
(2)医師及び看護師等の研究研修に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1	10,767千円×1/2×病院数 医師の学会等参加費用 604千円×1/2×医師数	※普通交付税病床割単価594千円の内数として算定	(研究材料費1,486千円+謝金600千円+図書費5,542千円+旅費3,670千円+雑費1,000千円)×1/2=6,149千円

(6) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

【結果】

後発医薬品の採用率(品目ベース)は22%であり、診療報酬上、後発医薬品使用体制加算(品目ベースで20%以上)が算定できている。しかしながら患者負担額の軽減や医

療費（その財源としての税金）の削減のため、後発医薬品の採用が可能なものは積極的に採用する必要がある。

【概要】

直近の後発医薬品の採用は125品目で、採用率（品目ベース）は22%と中央病院と比べ高い割合となっている（診療報酬上、加算がとれる採用率は20%）。

購入金額が多い上位15品目の医薬品について、後発医薬品の有無を調査したところ、後発医薬品がある品目は2品目だけであり、後発医薬品の積極的採用がなされているといえるが、例え2品目でも後発医薬品があるものの未採用の医薬品があることや、採用率がかなり高い病院が存在することを考えれば、今一層の後発薬の採用が望まれる。

(7) 365日リハビリの実施について**【結果】**

県のリハビリテーション医療の中核機関として、365日リハビリを行う等、今一層サービスの充実を図るべきである。

【概要】

リハビリテーション療法は現在、日曜・祝日を除く平日と土曜日しか行われておらず、いわゆる「365日リハビリ」が行われていない。

365日リハビリとは、従来、リハビリ職員の勤務形態（平日・日勤帯勤務）に合わせて土日祝日に行っていなかった（現行の曜日別実施体制は後掲「参考1」参照）リハビリを、365日切れ目のなく行うことにより、患者の早期の自宅復帰等を目指すもので、回復期リハビリテーション病棟を有するリハビリ医療に積極的な病院での実施例は年々増えているようである（実施率40%程度。後掲「参考2」参照）。

なお、事業団として現在実施していない理由は、①実施するための人員（セラピスト、看護師等）が確保できていないこと、②リハビリ療法部において365日リハサービス導入に向けてのコンセンサスが得られていないこと、③全国の病院において日曜・休日リハ実施の形態が様々で、効果検証ができていないこと、④セラピストのOFF-JTの機会の減少が懸念されること等である。

HP等で確認した限り、確かに③の効果検証面ではまだまだ十分な効果検証が行なわれていないことは伺えるが、県のリハビリテーション医療の中核機関としては効果検証を含め、実施することが政策的に求められていると考えるのが妥当である。

また、①②および④に関しては、実施主体である事業団側の問題であるが、現在、西播磨病院においては、365日リハビリの実施について、職員と協議を進めていることから、今後、早期の実施を目指し、具体的な検討を進めていただきたい。

[参考1 現行の曜日別リハビリテーションの実施体制]

・月～金曜日 各日日勤（8時間勤務）

P T 28～33名勤務（休暇取得等により変動あり）

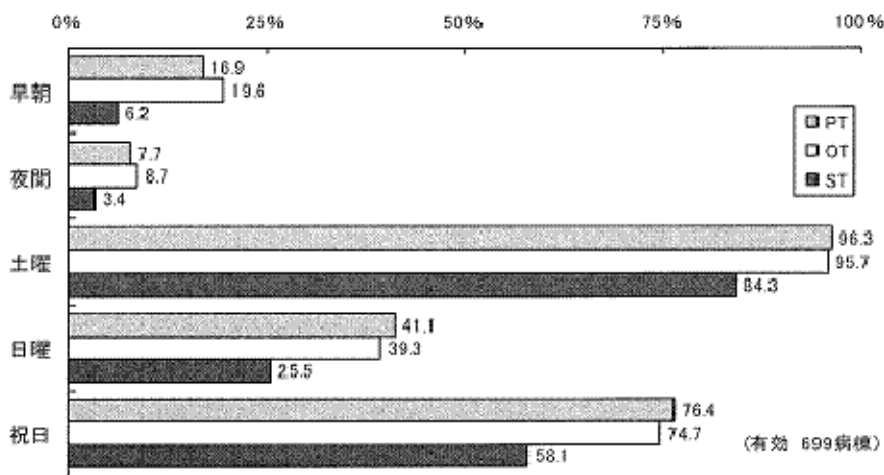
O T 21～25名勤務（ // ）

- S T 9～11名勤務 ()
- ・土曜日 日勤 (8時間勤務：G.W.や年末年始等の訓練日が4日以上空く連休を含む)
- P T 8名勤務
- O T 6名勤務
- S T 3名勤務

[参考2 曜日・時間帯別リハビリテーション実施率]

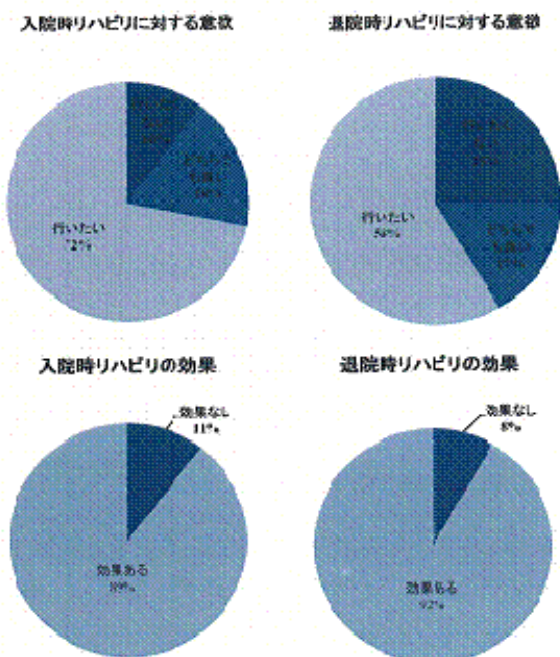
出典：「回復期リハビリテーション病棟の現状と課題に関する調査報告（平成22年2月）」（全国回復期リハビリテーション病棟連絡協議会、国立保健医療科学院施設科学部）より

図 4.5 特定時間のリハビリテーション実施率



[参考3 日曜日リハビリに関する患者アンケート調査結果]

出典：医療法人仁医会のHPより



(8) 病床稼働率の低い病棟について

【結果】

病床利用率の低い病棟の利用率を上げ、更なる収支改善に取り組む必要がある。

【概要】

病棟ごとの過去3年度の病床利用率の推移は以下のとおりである。開院以来徐々に病床利用率は上がっており、全国平均と比べても低くはないが、施設の有効利用や増収という面で考えた場合、まだまだ利用率を改善する余地があると考えられる。

特に回復期リハ病棟は今後、手がける病院が増加し、競争が厳しくなること

病棟	H19 年度	H20 年度	H21 年度
東病棟（回復期リハ）	76.9%	85.0%	88.9%
西病棟（障害者施設病棟）	74.9%	85.3%	85.3%

※H18年3月開院であり、立ち上がり初期は病院の知名度・診療実績ともに乏しく、また、職員の確保もうまくいかず、稼働率が低かった。

(9) 診療機能充実のための医師等の確保について

【結果】

医師その他の職員を十分に確保し、施設としてもつ能力を十分に発揮し、政策医療を積極的に推進していく体制が望まれる。

【概要】

西播磨病院の診療科別常勤医師数は以下のとおりである。

神経内科：2名、リハビリテーション科：1名、整形外科：2名、高次脳診療科：2名、内科1名の計8名

立地上、交通の便の良くないところにあることも影響し、職員の確保に苦勞しており、現状、医師、看護師、薬剤師、理学療法士、言語聴覚士等多くの職種で職員を募集している状況にある。

事業団としての医師等の職員確保策は中央病院のところに記載したとおりである。

特に病院の場合、医師が不足すると患者数や診療内容を含む診療機能そのものに多大な影響を与え、結果的に設備の遊休化や本来期待される診療機能を果たせないことになる。

なお、その中でも西播磨病院としては特に県西部のリハビリテーション医療の中核機関として、呼吸器内科、循環器内科等の専門医を確保したうえで、心疾患リハビリや呼吸器リハビリ等に取り組むたいと考えているとのことである。

IV 清水ヶ丘学園

1 施設概要

(1) 施設写真



(2) 所在地及び事業内容

所在地	兵庫県明石市魚住町清水 2744
施設種別	情緒障害児短期治療施設
定員	入所 35名・通所 15名
経営形態	県指定管理施設
設立目的	軽度の情緒障害を有する小学児童の入所治療
主な事業内容 (事業団作成のパンフレットを参照して作成)	全国的にも数少ない子どもの心理治療施設で、明石市西部の緑豊かな自然の中にある。子どもの家族には、医師、心理治療士、支援員を配し、治療及び指導を行っている。また、施設内学級を併設し、教員もケアに参加している。このように児童精神医学、心理臨床、児童福祉、教員の各専門スタッフが連携し、悩みを抱え、行き詰まったり、追いつめられた子どもや親への総合的な援助を図っているところに特色がある。 また、家族療法事業や外来相談事業を実施し、利用者の状況に沿った対応や、清水が丘学園児童心理臨床セミナーや、夏には「公開講座」を開催するなど、地域支援事業も積極的に行っている。
指定管理者の有無	有
有の場合、管理施設名称	清水が丘学園

(施設内訳)	定員数	開設月	受託月	サービス内容
清水が丘学園	50名	S50.5	S50.5	軽度の情緒障害を有する小学児童の入所治療。
同上	50名	S54.4	S54.4	外来相談事業を開始
同上	50名	S55.10	S55.10	入所35名、通所15名に定員変更。
同上	50名	S60.4	S60.4	中学生入所治療を開始。
同上	50名	H06.4	H06.4	家族療法事業を開始。

2 財務情報

○事業活動収支計算書推移

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	△3,355	△1,730	△716	△2,924	△3,589
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	3,280	1,052	2,143	3,390	2,610
経常収支差額	△75	△678	1,426	465	△979

(増減分析)

平成17年度から平成18年度までは受託事業として、平成19年度以降は指定管理者事業として運営されている。その間、事業活動収支差額、事業活動外収支差額に大きな変化は見受けられない。ただし、事業活動収支においては、指定管理料と人件費が減少するなどの変化は見受けられる。

経常収支差額は、事業活動収支差額が每期僅かながら赤字となっており、事業活動外収支差額において、経理区分間の繰入収入でその赤字相当額を解消するような流れになっている。

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
介護保険収入	—	—	—	—	—
自立支援費等収入	—	—	—	—	—
利用料収入	22	17	15	15	13
指定管理料収入	—	—	240,349	209,536	201,470
受託事業等収入	245,376	240,727	2,753	4,944	5,512
経常経費補助金収入	—	1,000	787	750	300
診療所収入	—	—	—	—	—
国庫補助金等特別積立金取崩額	—	—	—	—	—
その他経常収入	3,146	4,425	3,360	3,332	3,156
事業活動収入計	248,546	246,170	247,267	218,578	210,451
人件費支出	210,054	204,354	203,235	169,901	160,504
事務費支出	24,481	15,373	15,348	18,093	20,905
事業費支出	28,376	27,781	28,940	32,502	31,479
減価償却費	517	392	458	1,005	1,152
引当金繰入	—	—	—	—	—
事業活動支出計	251,901	247,901	247,983	221,503	214,041
事業活動収支差額	△3,355	△1,730	△716	△2,924	△3,589

(増減分析)

平成17年度から平成18年度までは受託事業として、平成19年度以降は指定管理者事業として運営されている。その間、平成20年度において、人件費が種々の要因（常勤医の退職非常勤嘱託化、事業団内の配置転換による平均年齢の低下、Ⅱ種職員の採用など）により大幅に減少しているものの、指定管理料収入もほぼ見合いの減少となっているため、事業活動収支差額に大きな変化は見受けられない。

(就労支援事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
就労支援事業収入	—	—	—	—	—

会計単位間繰入金収入	—	—	—	—	—
経理区分間繰入金収入	—	—	—	—	—
就労支援事業収入計	—	—	—	—	—
就労支援事業支出	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金支出	—	—	—	—	—
経理区分間繰入金支出	—	—	—	—	—
就労支援事業支出計	—	—	—	—	—
就労支援事業活動資金 収支差額	—	—	—	—	—

(増減分析)

省略

(事業活動外収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受取利息配当金収入	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金収入	—	—	—	—	—
経理区分間繰入金収入	4,050	2,089	2,418	4,307	4,903
事業活動外収入計	4,050	2,089	2,418	4,307	4,903
借入金利息支出	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金支出	—	—	—	—	—
経理区分間繰入金支出	770	1,037	275	917	2,293
事業活動外支出計	770	1,037	275	917	2,293
事業活動外収支差額	3,280	1,052	2,143	3,390	2,610

(増減分析)

事業活動外収支差額は、経理区分間の繰入金収入、支出が純額で収入がプラスになっており、このプラス金額によって、事業活動収支差額の毎期の赤字を解消するような流れになっている。

○貸借対照表推移

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
貸借対照表	流動資産	11,732	14,908	16,269	15,745	13,441
	固定資産	3,629	3,440	4,524	4,647	3,870
	資産の合計	15,362	18,349	20,794	20,393	17,311
	流動負債	11,239	14,904	15,923	15,057	12,955
	固定負債	—	—	—	—	—
	(うち有利子負債)	—	—	—	—	—
	負債の部合計	11,239	14,904	15,923	15,057	12,955
	純資産の部合計	4,123	3,444	4,870	5,336	4,356
	負債及び純資産の 部合計	15,362	18,349	20,794	20,393	17,311

(増減分析)

当施設においては、基本的に県が固定資産を所有しているため、運転資金が指定管理料収入等で賄われている状況であることから、資産負債に重要な変化は生じていない。なお、資産はおもに経理区分間貸付金であり、負債は経費等の未払金となっている。

3 県の関与状況

(単位：千円)

県の関与状況		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
公的支援	補助金 ボランティア基金等補助金	—	—	788	750	300
	計①	—	—	788	750	300
指定管理料収入②		—	—	240,349	210,710	201,470
委託料	施設運営委託料	244,380	239,289	—	—	—
	その他	—	1,000	2,058	4,402	4,983
	計③	244,380	240,289	2,058	4,402	4,983
小計④(指定②+委託料③)		244,380	240,289	242,407	215,112	206,453
公的支援①+指定②+委託料③(合計)⑤		244,380	240,289	243,195	215,862	206,753
資金収支計算書上経常収入合計⑥		248,546	246,170	247,267	219,510	210,451
県の負担率(%) (注) (上記合計⑤/経常活動収入計⑥ (注))		98.3	97.6	98.3	98.3	98.2

(注) 県の負担率で用いている経常活動収入計⑥は、資金収支計算書上の経常活動による収支の数値を用いて次の算式により算定した金額を用いている。

経常活動収入計⑥ = (経常収入計) - (会計単位間繰入金収入) - (経理区分間繰入金収入)

(増減分析)

受託事業から指定管理事業への切り替えの後、主に人件費の削減を伴う指定管理料の引き下げによって⑤公的支援は平成 20 年度に減少しているが、基本的に、施設の直接的な収入が無いため、⑥県の負担率はほぼ 100%に近い状態が継続している。

4 役員及び職員の状況

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
役員	県派遣職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	固有職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	常勤嘱託職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
人数合計	0人	0人	0人	0人	0人
人件費総額	一千円	一千円	一千円	一千円	一千円

(注) 人件費総額は、報酬、賞与及び法定福利費の合計額である。

(増減分析)

省略

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職 員	県派遣職員	1人	1人	1人	1人	1人
	固有職員	23人	23人	22人	21人	21人
	常勤嘱託職員	4人	4人	4人	5人	5人
	非常勤職員	17人	14人	16人	17人	16人
	人数合計	45人	42人	43人	44人	43人
	人件費総額	210,054千円	204,354千円	203,235千円	169,902千円	160,504千円

(注) 人件費総額は、報酬、賞与及び法定福利費の合計額である。

(増減分析)

人員総数や区分ごとの人数はほとんど増減は無いものの、近年の種々の要因（常勤医の退職非常勤嘱託化、事業団内の配置転換による平均年齢の低下、Ⅱ種職員の採用など）によって、人件費総額の減少を実現させている。

5 監査の結果及び意見

(1) 固定資産の管理について

平成21年度末の固定資産残高および県からの受託備品残高は下記の通りとなっている。

(単位：千円)

内 訳		建物	器具備品	構築物	その他	合計
固定資産	基本財産	0	0	0	0	0
	その他	0	3,287	174	407	3,870
受託固定資産		369,390	29,290	173	1,405	400,258

【結果】固定資産管理 固定資産台帳と現物の不一致について

固定資産台帳に計上されている固定資産と現物が一致せず乖離が生じている。事業団並びに当施設関係者は、当施設の固定資産台帳に計上されている固定資産の存否、状況等を確認するとともに、固定資産台帳との差異を適切に修正する必要がある。

事業団は、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則」（以下「会計規則」という）の第7章「固定資産の管理」の各条項において固定資産を適切に管理するための種々の規則を定めている。また、会計規則を補足する形の「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則施行細則」（以下「施行細則」という）においても、固定資産を適切に管理するための種々の細則を設けている。

会計規則においては、第56条において、『(第1項) 物品管理役は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認のうえ、別に定める固定資産現在高報告書を作成し、これを契約担当役に提出しなければならない。』『(第2項) 契約担当役は、前項の固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳を照合し、必要な記録の修正を行わなければならない。』と定められている。

また、施行細則の中で固定資産の管理等については物品の規定を準用しており、たな卸資産を固定資産に読み替えると、物品出納役には下記の管理が必要とされている。

- ・3月31日現在の固定資産について実査を行わなければならない。
- ・実査の際には経理担当及びその他の職員を立合わせなければならない。
- ・実査実施後、実査表をそえて、その結果を物品管理役に報告しなければならない。
- ・実査の結果不足があることを発見したときは、その原因及び現状を調査し、実査表にあわせて物品管理役に報告しなければならない。
- ・実査の結果、総勘定元帳の残高がたな卸資産の現在高と一致しないときは、実査表に基づき振替伝票を発行し、これを修正しないといけない。

今回、備品台帳に記載されている固定資産について、現物の存在を確かめ、固定資産の実在性を確認する手順を試みた。備品台帳には事業団保有の固定資産と兵庫県の受託資産の両方が掲載されており、その中から取得年度及び型式が古いものを11品ランダムにサンプリングし、現物と照合した。

事業団保有の固定資産については9品の固定資産を実査対象としたところ、うち6品の固定資産が存在していなかった。アンケートでは固定資産については毎年実査を行っていたとの事であったが、次年度に学園を建て替えるに際して今期現物を実査したところ、先ほどの6品も合わせて合計26品、取得価額合計6,387千円（簿価453千円）の固定資産の現物が存在していなかったとのことである。結果として前期の貸借対照表の固定資産はこの金額分架空計上となっていた事になり、現在までの固定資産実査は適切な方式で実施されていたか疑問が残る。

事業団並びに当施設関係者は、当施設の固定資産台帳に計上されている固定資産の存否、状況等を確認するとともに、固定資産台帳との差異を適切に修正する必要がある。

【結果】 県からの受託備品等の管理について

上記、事業団所有の固定資産と同じく、県からの受託備品等についても実査等の管理及び報告が不十分である。善管注意義務をもって適切な管理を行い、廃棄等の必要がある場合は速やかに通知し指示を受ける必要がある。

受託備品等に関しては、『兵庫県立清水が丘学園の管理に関する基本協定書』第5条第1項において、『乙(事業団)は、財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、甲(県)の承認を得た場合のほか、学園の設置目的以外に使用してはならない』とされており、また、同第6条第2項において、『乙は修繕等及び用途廃止又は備品の廃棄等の必要があると認めたときは、速やかに甲に通知しなければならない』とされており、同条

第1項においては『甲は乙にその管理に対して必要な指示を与えるものとする』とされている。

今回、兵庫県からの受託固定資産について2品（取得原価合計1,214千円）を実査対象としたところ、2品とも現物は存在していなかった。受託固定資産については事業団では固定資産実査の対象としておらず、備品台帳にはこの他にも相当古い型式と思われる固定資産も残っているが実査されていない為実在性は不明である。受託固定資産は事業団の所有ではないが施設を事業団が指定管理により運営している以上、事業団側に管理責任があると考えられる。例えば機器を除却した場合、何もしなければ固定資産の所有者である兵庫県の方ではその事実が把握できず兵庫県の固定資産台帳・会計からの除却処理がなされない為、事業団が除却の旨を兵庫県に報告しなければならないと思われるが、当該報告は今まで適正になされていなかったのではないかと推測される。兵庫県の固定資産額を適正に計上する為にも事業団は善管注意義務をもって適切な管理を行い、廃棄等の必要がある場合は速やかに通知し指示を受ける等、受託資産についても適正に管理・報告すべきである。

(2) 人件費について

当施設においても、他の施設同様、人件費を抑制し、収支改善を図るため、幾つかの施策をしている。具体的には、中央病院の項に記載のとおり、事業団の方針に基づき、雇用条件等が従来と異なる職種を制定し人件費の削減に取り組んでいる。また、事業団では、定員（*）と、正規職員及び常勤嘱託員の人員を比較して、その状況を把握している。当施設の平成21年度末の状況は次のとおりである。すべての職名において定員と正規職員及び常勤嘱託員の人員合計は一致している。なお、定員は、本来、法令に基づく配置基準を使用することが望ましいが、非常勤職員が相当数いる関係上、簡便的にこのような方法によっている。

（*）事業団で必要と思われる正規職員及び常勤嘱託員の定数

（平成22年3月31日現在 単位：人）

職 名	①定員	②正規職員現員数			③嘱託員	④計＝② +③	⑤定員と の差異
		人数	内、県派 遣職員	内、Ⅱ種 職員			
施設長、 事務局長	1	1	1	0	0	1	0
事務職員	3	2	0	0	1	3	0
支援員	13	10	0	4	3	13	0
心理治療士	6	6	0	0	0	6	0
栄養士	1	0	0	0	1	1	0
看護師	1	1	0	0	0	1	0
調理員	2	2	0	0	0	2	0
計	27	22	1	4	5	27	0

なお、清水が丘学園の退職給与引当金の計上状況は次のとおりであり、計上不足は生じておらず、定められたルールに従い適切に計上されている。

(単位：千円)

①	平成21年度自己都合期末要支給額（退職給与債務）	137,857
②	福祉医療機構への掛け金	12,371
③	県補助負担分	125,486
④	差引要引当額（①－②－③）	—
⑤	平成21年度末退職給与引当金計上額	—
⑥	差引退職給与引当金計上不足額（④－⑤）	—

V 赤穂精華園

1 施設概要

(1) 施設写真

成人寮



児童寮



授産寮



有年事業所



ほのか工房



(2) 所在地及び事業内容

所在地	兵庫県赤穂市大津 1327
施設種別	(成人寮) 障害者支援施設
	(授産寮) 障害者支援施設
	(児童寮) 知的障害児施設
定員	(成人寮) 入所 184 名 短期入所 4 名 生活介護 186 名 自立訓練 18 名 生活介護 (通所) 20 名 共同生活介護・援助 50 名
	(授産寮) 入所 40 名 就労継続 B 型 25 名 就労移行支援 24 名 共同生活介護・援助 20 名 就労継続 B 型 20 名
	(児童寮) 入所 40 名 短期入所 2 名 デイサービス 10 名
経営形態	(成人寮) 自主運営
	(授産寮) 自主運営
	(児童寮) 自主運営
設立目的	(成人寮) 施設入所支援
	(授産寮) 施設入所支援
	(児童寮) 施設入所支援
主な事業内容 (事業団作成のパンフレットを参照して作成)	障害者の生きがいとして自立をめざして、利用者の尊厳を守り、その能力や特性・個性を尊重したサービスの提供に努め、一人ひとりの自立と社会参加が進むように、専門的な知識や熟練した技能をもって最善を尽くしている。精華園祭や各種交流事業等を積極的に

	<p>実施し、地域に愛され親しまれる施設づくりに努めている。</p> <p>(成人寮)</p> <p>基本的な生活習慣を身に付けるための生活介護と、軽作業などを取り入れた自立訓練を行っている。「その人らしく生きるための真の自立」をサポートするため、利用者の意思や家族の希望を取り入れて策定した「個別支援計画」に基づき、生活全般にわたる支援を実施している。また、グループホーム等のバックアップや短期入所の受け入れなど、地域で暮らす障害者の支援も行っている。</p> <p>(授産寮)</p> <p>就労移行支援と就労継続支援B型(*)を行っている。特別養護老人ホームでの清掃活動や花苗・野菜の生産活動、あるいは就労に必要な知識や能力の向上のための実習等も含めた生活及び就労訓練を関係機関と連携して行い、就労したいという利用者の希望の実現に向けた就労移行のための支援に取り組んでいる。</p> <p>(児童寮)</p> <p>児童期は身体的精神的発達の中で特に重要な時期であることを十分に考慮し、基本的な生活習慣の確立と将来の自立に向けた支援を行っている。また、「権現ややんちゃ太鼓」活動等を通じての心身機能の発達促進や地域交流を行うとともに在宅障害児の地域福祉拠点としての役割を果たしている。</p> <p>(有年事業所)</p> <p>地域福祉の拠点作りの一環として、障害者が地域でその人らしい生き方ができるよう、居住の場と働く場を提供している。就労継続支援B型として、豆腐とパン、ウエスの製造を行っている。ウエスについては「事業所が国道2号線の側」という立地条件で、搬出、搬入に対して強みになっている。また、豆腐とパンについては店舗がJR播州赤穂駅に隣接しているという好条件を活かし、店舗での販売だけでなく、駅近隣のホテル他、市内に複数の取引先を確保している。</p>
<p>指定管理者の有無</p>	<p>無</p>
<p>有の場合、管理施設名称</p>	<p>—</p>

(*)「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上を目指した訓練を行うことをいう。また、「就労継続支援」とは、通常の事業所で働くことが困難な障害者に、就労の機会や生産活動の機会を提供することであり、「就利用期限は定められておらず、「A型(雇用型)」と「B型(非雇用型)」がある(兵庫県のホームページを参照)。

(施設内訳)	定員数	開設月 受託月	自主 運営	サービス内容
(成人寮)	184名	S46.11	H21.4	施設入所支援
同上	4名		H21.4	短期入所
同上	186名	H19.4	H21.4	生活介護
同上	18名	H19.4	H21.4	自立訓練
同上	20名	H19.4	H21.4	生活介護(通所)
同上	50名	H13.10	H21.4	共同生活介護・援助
(授産寮)	40名	S46.11	H21.4	施設入所支援
同上	25名	H19.4	H21.4	就労継続支援B型
同上	24名	H19.4	H21.4	就労移行支援
有年事業所	20名	H19.4	H21.4	共同生活介護・援助
同上	20名	H19.4	H21.4	就労継続支援B型
(児童寮)	40名	S46.11	H21.4	施設入所支援
同上	2名		H21.4	短期入所
同上	10名	H16.10	H16.10	児童ディサービス

2 財務情報

○事業活動収支計算書推移(成人寮)

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	29,895	49,128	52,482	29,476	153,561
就労支援事業活動収 支差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	△36,604	△23,845	△68,471	△33,507	△179,247
経常収支差額	△6,708	25,283	△15,988	△4,030	△25,685

(増減分析)

平成17年度までは受託事業として、平成18年度から平成20年度までは指定管理者事業として、平成21年度以降は県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理している。特にその中では、事業活動収入は増加傾向にあるものの、平成20年度は事務費のうち修繕費が増加したため事業活動収支差額は減少している。また、平成21年度は自主経営施設として収入が大幅に増加し、事業活動収支差額は大幅に増加している。しかしながら、平成21年度は事業活動外収支差額が大幅にマイナスとなったため、経常収支差額もマイナスになっている。

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
介護保険収入	—	—	—	—	—
自立支援費等収入	—	—	61,467	63,650	780,481

利用料収入	68,748	65,808	7,477	7,421	7,251
指定管理料収入	—	619,632	542,796	542,110	—
受託事業等収入	635,583	—	14,146	44,636	12,369
経常経費補助金収入	—	—	—	—	12,793
診療所収入	—	—	—	—	—
国庫補助金等特別積立金取崩額	—	—	—	—	54,854
その他経常収入	5,773	4,109	3,774	2,910	3,200
事業活動収入計	710,106	689,550	629,662	660,728	870,950
人件費支出	414,718	389,970	373,220	385,980	432,352
事務費支出	72,346	76,994	66,255	103,290	93,317
事業費支出	188,435	167,631	130,355	133,736	129,244
減価償却費	4,709	5,825	7,348	8,245	62,475
引当金繰入	—	—	—	—	—
事業活動支出計	680,210	640,421	577,179	631,252	717,389
事業活動収支差額	29,895	49,128	52,482	29,476	153,561

(増減分析)

平成17年度までは受託事業として、平成18年度から平成20年度までは指定管理者事業として、平成21年度以降は県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理しているため、メインの収入計上科目が、受託事業等収入→指定管理料収入→自立支援費等収入と移り変わっている。特にその中では、平成21年度以降自主経営施設としての運営のため、直接自立支援費等収入が計上されるとともに、支出面では、減価償却費が計上されている。平成21年度は1億円近い事業活動収支差額がプラスで計上されている。しかしながら、退職にかかる人件費が計上されていないこともあり、今後、事業活動収支差額の内容については、検討課題があると思われる。

(就労支援事業活動収支、(成人寮))

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
就労支援事業収入	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金収入	—	—	—	—	—
経理区分間繰入金収入	—	—	—	—	—
就労支援事業収入計	—	—	—	—	—
就労支援事業支出	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金支出	—	—	—	—	—
経理区分間繰入金支出	—	—	—	—	—
就労支援事業支出計	—	—	—	—	—
就労支援事業活動資金収支差額	—	—	—	—	—

(増減分析)

省略

(事業活動外収支、(成人寮))

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受取利息配当金収入	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金収入	—	—	—	—	—
経理区分間繰入金収入	700	9,032	9,436	11,391	11,851
事業活動外収入計	700	9,032	9,436	11,391	11,851
借入金利息支出	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金支出	—	—	—	—	—
経理区分間繰入金支出	37,304	32,877	77,907	44,898	191,098
事業活動外支出計	37,304	32,877	77,907	44,898	191,098
事業活動外収支差額	△36,604	△23,845	△68,471	△33,507	△179,247

(増減分析)

事業活動外収入は、経理区分間繰入金収入が10百万円程度計上されているだけであるが、事業活動外支出において、毎年事業活動外収入計を上回る経理区分間繰入金支出が計上されているため、事業活動外収支差額はマイナスで継続している。

○事業活動収支計算書推移(授産寮)

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	△8,790	△20,987	35,082	24,976	15,055
就労支援事業活動収支差額	496	1,407	△2,416	△8,572	△227
事業活動外収支差額	7,260	△3,418	△24,558	△12,021	△28,644
経常収支差額	△1,034	△22,998	8,107	4,383	△13,815

(増減分析)

成人寮同様、平成17年度までは受託事業として、平成18年度から平成20年度までは指定管理者事業として、平成21年度以降は県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理している。特にその中では、指定管理者事業となった2年目の平成19年度以降は事業活動収支差額がプラスに転じている。しかしながら、減価償却費の増加などもあり平成21年度は事業活動収支差額のプラスは15百万円にとどまるとともに、経常収支差額はマイナスの事業活動外収支差額がプラスの事業活動収支差額を絶対額で上回ったため、マイナスとなっている。

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
介護保険収入	—	—	—	—	—

自立支援費等収入	—	—	37,084	39,334	197,709
利用料収入	160	323	3,764	5,807	6,224
指定管理料収入	—	166,574	172,882	163,625	—
受託事業等収入	164,262	—	1,886	1,714	1,024
経常経費補助金収入	—	—	—	541	4,259
診療所収入	—	—	—	—	—
国庫補助金等特別積立 金取崩額	—	86	1,032	1,032	5,535
その他経常収入	2,797	1,227	491	1,702	235
事業活動収入計	167,221	168,211	217,142	213,758	214,988
人件費支出	126,353	118,857	135,099	142,625	146,983
事務費支出	15,516	13,324	16,068	15,760	21,177
事業費支出	33,050	31,564	26,666	25,727	22,403
減価償却費	1,091	1,552	4,224	4,668	9,368
引当金繰入	—	—	—	—	—
国庫補助金等特別積立 金積立額	—	23,900	—	—	—
事業活動支出計	176,012	189,199	182,059	188,782	199,932
事業活動収支差額	△8,790	△20,987	35,082	24,976	15,055

(増減分析)

成人寮同様、平成17年度までは受託事業として、平成18年度から平成20年度までは指定管理者事業として、平成21年度以降は県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理しているため、メインの収入計上科目が、受託事業等収入→指定管理料収入→自立支援費等収入と移り変わっている。特にその中では、指定管理者事業となった2年目の平成19年度以降事業活動収入計が従来の3割近く増加している。しかしながら、徐々に各経費が増加してきており、事業活動収支差額は、平成19年度は35百万円であるものの、平成20年度は24百万円、平成21年度は15百万円と減少傾向にある。

(就労支援事業活動収支、(授産寮))

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
就労支援事業収入	10,280	11,802	42,691	52,128	55,247
会計単位間繰入金収入	—	—	—	—	—
経理区分間繰入金収入	—	—	—	—	—
就労支援事業収入計	10,280	11,802	42,691	52,128	55,247
就労支援事業支出	9,784	10,394	45,108	59,313	54,423
会計単位間繰入金支出	—	—	—	—	—
経理区分間繰入金支出	—	—	—	1,387	1,052
就労支援事業支出計	9,784	10,394	45,108	60,700	55,475

就労支援事業活動資金 収支差額	496	1,407	△2,416	△8,572	△227
--------------------	-----	-------	--------	--------	------

(増減分析)

当施設は、就労継続支援B型として、豆腐とパン、ウエスの製造を行っている。平成19年度に、手作りパンを製造・販売する「プチファーム」、大豆まるごと豆腐を製造・販売する「ほのか工房」をスタートさせ、さらに、平成20年8月には、プラット赤穂1階に豆腐の販売所とラスクの製造場「ほのか工房」をオープンし、障害者の就労支援の拡充に向けて積極的に取り組んでいる。

なお、就労支援事業収入のうち、平成19年度以降の「パン販売事業収入」、「豆腐製造販売事業収入」は次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
パン販売事業収入	27,906	31,786	35,282
豆腐製造販売事業収入	577	5,557	7,008

(事業活動外収支、(授産寮))

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受取利息配当金収入	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金収入	9,450	—	80	—	—
経理区分間繰入金収入	—	—	—	1,560	4,292
事業活動外収入計	9,450	—	80	1,560	4,292
借入金利息支出	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金支出	2,190	3,418	24,638	—	—
経理区分間繰入金支出	—	—	—	13,581	32,936
事業活動外支出計	2,190	3,418	24,638	13,581	32,936
事業活動外収支差額	7,260	△3,418	△24,558	△12,021	△28,644

(増減分析)

事業活動外収入計は10百万円以下の計上であるが、事業活動外支出は平成19年度以降増加し、事業活動外収支差額は12百万円～28百万円のマイナスである。

○事業活動収支計算書推移(児童寮)

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	18,879	657	12,930	10,090	△3,875
就労支援事業活動収支 差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	△6,687	△7,362	△7,578	△13,998	5,311
経常収支差額	12,192	△6,704	△5,352	△3,907	1,435

(増減分析)

成人寮、授産寮同様、平成 17 年度までは受託事業として、平成 18 年度から平成 20 年度までは指定管理者事業として、平成 21 年度以降は県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理している。特にその中では、指定管理者事業であった平成 20 年度までは事業活動収支差額はプラスであったものの、自主経営施設運営となった平成 21 年度はマイナスに転じている。しかしながら、マイナスの事業活動外収支差額によって、平成 18 年度から平成 20 年度まで経常収支差額はマイナスであったものの、平成 21 年度はプラスに転じている。

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
介護保険収入	—	—	—	—	—
措置費収入	—	—	—	—	62,526
自立支援費等収入	—	—	7,165	7,429	90,682
利用料収入	8,150	8,044	965	825	681
指定管理料収入	—	193,798	173,413	160,360	—
受託事業等収入	205,189	—	588	604	1,031
経常経費補助金収入	—	—	—	—	2,177
診療所収入	—	—	—	—	—
国庫補助金等特別積立 金取崩額	—	—	—	—	1,352
その他経常収入	14,962	971	484	594	372
事業活動収入計	228,302	202,813	182,616	169,814	158,824
人件費支出	157,043	143,896	119,969	104,766	113,171
事務費支出	11,820	17,882	14,436	12,945	14,903
事業費支出	37,828	37,790	32,951	38,654	29,454
減価償却費	2,731	2,586	2,328	3,357	5,171
引当金繰入	—	—	—	—	—
事業活動支出計	209,422	202,156	169,686	159,724	162,700
事業活動収支差額	18,879	657	12,930	10,090	△3,875

(増減分析)

成人寮、授産寮同様、平成 17 年度までは受託事業として、平成 18 年度から平成 20 年度までは指定管理者事業として、平成 21 年度以降は県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理しているため、メインの収入計上科目が、受託事業等収入→指定管理料収入→自立支援費等収入と移り変わっている。成人寮、授産寮と違うのは、自主経営施設運営となった平成 21 年度において措置費収入が計上されていることである。この措置費と自立支援費等収入が従来指定管理料収入を下回っているため、少額であるものの、平成 21 年度の事業活動収支差額はマイナスになっている。

(就労支援事業活動収支、(児童寮))

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
就労支援事業収入	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金収入	—	—	—	—	—
経理区分間繰入金収入	—	—	—	—	—
就労支援事業収入計	—	—	—	—	—
就労支援事業支出	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金支出	—	—	—	—	—
経理区分間繰入金支出	—	—	—	—	—
就労支援事業支出計	—	—	—	—	—
就労支援事業活動資金 収支差額	—	—	—	—	—

(増減分析)

省略

(事業活動外収支、(児童寮))

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受取利息配当金収入	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金収入	—	—	—	—	—
経理区分間繰入金収入	—	—	68	30	21,394
事業活動外収入計	—	—	68	30	21,394
借入金利息支出	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金支出	—	—	—	—	—
経理区分間繰入金支出	6,687	7,362	7,646	14,028	16,083
事業活動外支出計	6,687	7,362	7,646	14,028	16,083
事業活動外収支差額	△6,687	△7,362	△7,578	△13,998	5,311

(増減分析)

事業活動外収支差額は、平成20年度までは事業活動外収入がほとんど計上されていなかったため、経理区分間繰入金支出の計上によってマイナスとなっていたが、平成21年度は経理区分間繰入金収入が21百万円計上され、事業活動外収支差額はプラスとなっている。

○貸借対照表推移 (成人寮)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
貸 借 対 照 表	流動資産	109,163	171,654	83,872	115,836	137,470
	固定資産	32,158	45,892	41,989	35,679	939,400
	資産の合計	141,322	217,546	125,862	151,515	1,076,871
	流動負債	101,429	152,605	76,909	106,593	132,261
	固定負債	—	—	—	—	—
	(うち有利子負債)	—	—	—	—	—

負債の部合計	101,429	152,605	76,909	106,593	132,261
純資産の部合計	39,893	64,941	48,953	44,922	944,609
負債及び純資産の部合計	141,322	217,546	125,862	151,515	1,076,871

(増減分析)

特筆すべきは、平成21年度以降は県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理しているため、固定資産の譲受により、固定資産、資産の合計、純資産の部合計、負債及び純資産の部合計が多額の増加となっていることである。このように資産が急増した場合は、これまでと比較して管理対象が大幅に増加することから、資産の滅失等のリスクが高まるため留意が必要である。

○貸借対照表推移（授産寮）

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
貸借対照表	流動資産	36,141	34,559	42,008	42,790	43,747
	固定資産	5,076	124,401	122,611	120,934	128,343
	資産の合計	41,218	158,961	164,620	163,725	172,090
	流動負債	34,234	31,361	29,944	25,699	33,209
	固定負債	—	—	—	—	—
	(うち有利子負債)	—	—	—	—	—
	負債の部合計	34,234	31,361	29,944	25,699	33,209
	純資産の部合計	6,983	127,599	134,675	138,025	138,881
	負債及び純資産の部合計	41,218	158,961	164,620	163,725	172,090

(増減分析)

成人寮同様、平成21年度以降は県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理しているものの、譲り受けた固定資産は償却が終了しているため重要な増減は見受けられない。

○貸借対照表推移（児童寮）

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
貸借対照表	流動資産	17,772	33,969	23,226	20,648	26,034
	固定資産	15,043	12,456	12,983	13,161	12,473
	資産の合計	32,815	46,426	36,209	33,809	38,508
	流動負債	12,390	32,705	17,136	18,643	18,837
	固定負債	—	—	—	—	—
	(うち有利子負債)	—	—	—	—	—
	負債の部合計	12,390	32,705	17,136	18,643	18,837
	純資産の部合計	20,425	13,720	19,073	15,165	19,670
	負債及び純資産の部合計	32,815	46,426	36,209	33,809	38,508

(増減分析)

成人寮、授産寮同様、平成21年度以降は県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理しているものの、譲り受けた固定資産は償却が終了しているため重要な増減は向けられない。

3 県の関与状況

○県の関与状況（成人寮）

（単位：千円）

県の関与状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公的支援	補助金	結核健康診断	—	—	—	—	2
		コスト対策	—	—	—	—	100
	計①		—	—	—	—	102
指定管理料収入②			—	601,754	542,797	542,110	—
委託料	一括委託料		630,407	—	—	—	—
	就業・生活支援センター		—	9,856	9,848	7,548	8,375
	県立社会整備、ユニバーサル		961	3,561	—	33,495	—
	計③		631,368	13,417	9,848	41,043	8,375
小計④（指定②+委託料③）			631,368	615,171	552,645	583,153	8,375
公的支援①+指定②+委託料③（合計）⑤			631,368	615,171	552,645	583,153	8,477
資金収支計算書上經常収入合計⑥			710,106	689,550	629,662	660,729	816,096
県の負担率（%）（注） （上記合計⑤／經常活動収入計⑥（注））			89	89	88	88	1.0

（注）県の負担率で用いている經常活動収入計⑥は、資金収支計算書上の經常活動による収支の数値を用いて次の算式により算定した金額を用いている。以下の授産寮、児童寮についても同様。

$$\text{經常活動収入計⑥} = (\text{經常収入計}) - (\text{会計単位間繰入金収入}) - (\text{経理区分間繰入金収入})$$

(増減分析)

平成17年度までは受託事業として、平成18年度から平成20年度までは指定管理者事業として、平成21年度以降は県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理しているため、平成21年度の⑤公的支援はほとんど無くなり、⑥県の負担率は1%と、ほぼゼロに近い状態となっている。

○県の関与状況（授産寮）

（単位：千円）

県の関与状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公的支援	補助金	コスト対策事業	—	—	—	—	100
		施設外就労支援等事業	—	—	—	—	600
		基盤整備事業	—	—	—	—	5,197
計①			—	—	—	—	5,897
指定管理料収入②			—	164,555	172,882	163,626	—
委託料	一括委託料		163,682	—	—	—	—
	ユニバーサル関係整備		—	609	—	—	—
	計③		163,682	609	—	—	—
小計④（指定②＋委託料③）			163,682	165,164	172,882	163,626	—
公的支援①＋指定②＋委託料③（合計）⑤			163,682	165,164	172,882	163,626	5,897
資金収支計算書上経常収入合計⑥			166,548	168,126	216,110	212,726	209,453
県の負担率（％）（注） （上記合計⑤／経常活動収入計⑥（注））			98.2	98.2	79.9	76.9	2.8

（増減分析）

平成17年度までは受託事業として、平成18年度から平成20年度までは指定管理者事業として、平成21年度以降は県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理しているため、平成21年度の⑤公的支援はほとんど無くなり、⑥県の負担率は2.8%となり、大幅に低下している。

○県の関与状況（児童寮）

（単位：千円）

県の関与状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公的支援	補助金	コスト対策事業	—	—	—	—	100
		計①	—	—	—	—	100
指定管理料収入②			—	193,291	173,414	160,361	—
委託料	一括委託料		204,918	—	—	—	—
	福祉人材確保支援事業		—	—	—	—	501
	計③		204,918	—	—	—	501
小計④（指定②＋委託料③）			204,918	193,291	173,414	160,361	501

公的支援①+指定②+ 委託料③(合計)⑤	204,918	193,291	173,414	160,361	601
資金収支計算書上経 常収入合計⑥	215,781	202,814	182,587	169,815	157,473
県の負担率(%) (注) (上記合計⑤/經常活 動収入計⑥ (注))	95	95.3	95	94.4	0.4

(増減分析)

平成17年度までは受託事業として、平成18年度から平成20年度までは指定管理者事業として、平成21年度以降は県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理しているため、平成21年度の⑤公的支援はほとんど無くなり、⑥県の負担率は1%未満となり、ほぼゼロに近い状態となっている。

4 役員及び職員の状況

成人寮・授産寮・児童寮		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
役員	県派遣職員	0人	0人	0人	0人	0人
	固有職員	0人	0人	0人	0人	0人
	常勤嘱託職員	0人	0人	0人	0人	0人
	非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	人数合計	0人	0人	0人	0人	0人
	人件費総額	一千円	一千円	一千円	一千円	一千円

(注) 人件費総額は、報酬、賞与及び法定福利費の合計額である。以下の職員についても同様。

(増減分析)

省略

成人寮		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職員	県派遣職員	1人	1人	1人	1人	0人
	固有職員	42人	38人	39人	39人	45人
	常勤嘱託職員	28人	32人	26人	34人	38人
	非常勤職員	71人	59人	60人	59人	61人
	人数合計	142人	130人	126人	133人	144人
	人件費総額	414,719千円	389,970千円	373,221千円	385,980千円	432,352千円

(増減分析)

最近5年間では、平成19年度までは職員合計並びに人件費総額は減少しているが、平成20年度以降はいずれも増加に転じている。この理由は、おもに支援員を増加していることによるものであり、支出の増加にはなっているが、収入増加にも貢献をしている。

授産寮		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
職員	県派遣職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	固有職員	15 人	12 人	14 人	16 人	16 人
	常勤嘱託職員	7 人	9 人	9 人	9 人	10 人
	非常勤職員	7 人	6 人	18 人	33 人	39 人
	人数合計	29 人	27 人	41 人	58 人	65 人
	人件費総額	126,354 千円	118,858 千円	135,099 千円	142,626 千円	146,983 千円

(増減分析)

最近5年間では、平成18年度までは職員合計並びに人件費総額は減少しているが、平成19年度以降はいずれも増加に転じている。この理由は、おもに就労支援事業を積極的に推進していることによるものであり、支出の増加になっているが、収入増加にも貢献をしている。

児童寮		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
職員	県派遣職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	固有職員	17 人	16 人	12 人	12 人	12 人
	常勤嘱託職員	9 人	10 人	8 人	9 人	10 人
	非常勤職員	12 人	12 人	8 人	10 人	13 人
	人数合計	38 人	38 人	28 人	31 人	35 人
	人件費総額	157,043 千円	143,896 千円	119,970 千円	104,766 千円	113,171 千円

(増減分析)

最近5年間では、平成20年度までは人件費総額は減少しているが、平成21年度は増加に転じている。

5 監査の結果及び意見

(1) 成人寮の事業活動収支について

【結果】事業活動収支の計上区分について

事業活動収支の計上区分に誤りがあり、事業活動収支差額が過少計上となっている。

平成21年度決算書の事業活動収支計算書において、事業活動収支の部、収入の国庫補助金等特別積立金取崩額（大科目）、国庫補助金等整備時分特別積立金取崩額（中科目）が54,854,361円計上不足となっており、同区分の減価償却費と対応が取れていない。なお同額が特別収支の部、収入の国庫補助金等特別積立金取崩額（大科目）、国庫補助金等整備時分特別積立金取崩額（中科目）で過大計上になっており、当期活動収支差額への影響はない。

(2) 固定資産の管理について

①概要

貸借対照表の期間比較に基づいた増減分析においても触れているが、平成21年度にお

いて県から全面的に移譲を受け事業団化し、自主経営施設として管理しているため、固定資産の譲受により、特に成人寮において固定資産は大幅に増加している。この結果、平成21年度末の各施設の残高は次のとおりとなっている。

○成人寮 (単位：千円)

区分	土地	建物	車両 運搬具	器具及び 備品	構築物	その他	合計
基本財産	—	883,760	—	—	—	—	883,760
その他の 固定資産	—	18,134	6,813	26,534	1,427	2,730	55,639
合計	—	901,895	6,813	26,534	1,427	2,730	939,400

○授産寮 (単位：千円)

区分	土地	建物	車両 運搬具	器具及び 備品	構築物	その他	合計
基本財産	55,200	65,065	—	—	—	—	120,265
その他の固 定資産	—	—	798	4,779	0	2,500	8,078
合計	55,200	65,065	798	4,779	0	2,500	128,343

○児童寮 (単位：千円)

区分	土地	建物	車両 運搬具	器具及び 備品	構築物	その他	合計
基本財産	—	1,731	—	—	—	—	1,731
その他の 固定資産	—	0	3,498	7,243	0	—	10,741
合計	—	1,731	3,498	7,243	0	—	12,473

②管理方法について

事業団は、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則」（以下「会計規則」という）の第7章「固定資産の管理」の各条項において固定資産を適切に管理するための種々の規則を定めている。また、会計規則を補足する形の「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則施行細則」（以下「施行細則」という）においても、固定資産を適切に管理するための種々の細則を設けている。当施設においても、当然ながら、これらの事業団の規則及び細則が適用される。

【結果】固定資産管理① 現物管理の不備について

当施設の固定資産の現物管理方法について調査したところ、固定資産台帳に記載されている資産を特定するための資産コードが付されておらず、現物と固定資産台帳の関係

が把握できない状態であった。施行細則第35条第1項において、「物品出納役は、固定資産物品及び備品には物品標示票（様式第13号）により分類番号等の標示をなすものとする。」となっているが、この定めが遵守されていない。

〔参考：物品標示票（様式第13号）〕

物品表示票

分類	
品名	
番号	

また、このことは、固定資産台帳と現物の照合がなされていない、あるいは、適切に実施されていないことを意味する。施行細則第27条第2項において、「物品出納役は、3月31日現在のたな卸資産について実地にたな卸を行わなければならない。」となっているが、この定めが遵守されていないと言える。

【結果】固定資産管理② 固定資産台帳と現物の不一致について

上記の管理方法を把握したうえで、固定資産台帳に記載されている資産の一部について、現物の存在を確かめ、固定資産の実在性を確認する手順を試みた。具体的には、固定資産台帳に記載されているもののうち、器具及び備品のパソコンを対象に実施した。

当施設の固定資産台帳上において計上されているパソコンの内容は次のとおりである。

区 分	取得日	台数（台）	金額（円）
成人寮	平成6年3月31日～ 平成22年3月31日	100	2,550,154
授産寮	平成8年3月31日～ 平成21年6月30日	20	672,606
児童寮	平成8年3月31日～ 平成20年3月31日	24	788,527
合計		144	4,011,287

これに対して、現物の存在に関しては、監査時点においては、現物を網羅的に確認することが困難であったため、直近（平成22年6月21日現在）の、当施設がIPアドレス等を記載した整理表（以下「IPアドレス表」という）を参照した。平成21年度末である平成22年3月31日から平成22年6月21日までは3ヶ月近い期間があるが、この間の除売却等パソコンが増減する事由は無かったとのことであり、このIPアドレス表が一定の信頼性があることを前提に、固定資産台帳上において計上されているパソコンの内容と突き合わせた。その結果は次のとおりであった。

区 分	台数（台）	金額（円）
固定資産台帳（*1）	144	4,011,287
IPアドレス表（*1）	100	（*2）
差異	△44	（*2）

（*1）固定資産台帳、IPアドレス表それぞれ成人寮等の区分でパソコン台数を把

握できるものの、当初の固定資産台帳に計上された区分から、他の区分に転用される場合があり、その異動が固定資産台帳で適切になされていないことが考えられ、合計での突き合わせとなっている。

(※2) また、IPアドレス表は、前述のとおり、現物に物品表示票の貼付が無く、固定資産台帳のパソコンとの関係が正確に判明しないため、金額の集計が困難となっている。

この突き合わせ結果から分かるように、現在、固定資産台帳に計上されている固定資産は、「固定資産管理① 現物管理の不備について」記載の不備を原因に、相当の乖離が生じているものと考えられる。固定資産台帳には取得日から10年以上経過しているパソコンが相当数あり、廃棄処分等の処理が適切になされていなかったことも想定されるが、会計規則第54条第2項において「物品管理役は、固定資産の現物管理を行うため、固定資産管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動・き損又は滅失について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。」とあり、また、同第55条第2項において「基本財産以外の固定資産の取得及び第51条に規定する支出並びにこれらの処分については、事前に理事長の承認を得なければならない。」とある定めを遵守していない。

事業団並びに当施設関係者は、早急に、当施設の固定資産台帳に計上されている固定資産の存否、状況等を確認するとともに、固定資産台帳との差異を適切に修正する必要がある。

(3) 人件費について

当施設においても、他の施設同様、人件費を抑制し、収支改善を図るため、幾つかの施策をしている。具体的には、中央病院の項に記載のとおり、事業団の方針に基づき、雇用条件等が従来と異なる職種を制定し人件費の削減に取り組んでいる。

また、事業団では、定員(※)と、正規職員及び常勤嘱託員の人員を比較して、その状況を把握している。赤穂精華園の平成21年度末の状況は次のとおりである。すべての職名において定員と正規職員及び常勤嘱託員の人員合計は一致している。なお、定員は、本来、法令に基づく配置基準を使用することが望ましいが、非常勤職員が相当数いる関係上、簡便的にこのような方法によっている。

(※) 事業団で必要と思われる正規職員及び常勤嘱託員の定数

○成人寮

(平成22年3月31日現在 単位：人)

職名	①定員	②正規職員現員数			③嘱託員	④計 =②+③	⑤定員との差異
		人数	内、県派遣職員	内、Ⅱ種職員			
施設長、事務局長	1	1	1	0	0	1	0
事務職員	3	1	0	1	2	3	0
支援員	75	39	0	15	36	75	0

栄養士	1	1	0	0	0	1	0
看護師	3	3	0	0	0	3	0
自動車運転員	0	0	0	0	0	0	0
計	83	45	1	16	38	83	0

○授産寮

(平成22年3月31日現在 単位：人)

職名	①定員	②正規職員現員数			③嘱託員	④計 =②+③	⑤定員との差異
		人数	内、県派遣職員	内、Ⅱ種職員			
施設長、事務局長	1	1	0	0	0	1	0
事務職員	1	1	0	0	0	1	0
支援員	20	12	0	4	8	20	0
栄養士	1	0	0	0	1	1	0
看護師	1	1	0	0	0	1	0
自動車運転員	1	1	0	0	0	1	0
計	25	16	0	4	9	25	0

○児童寮

(平成22年3月31日現在 単位：人)

職名	①定員	②正規職員現員数			③嘱託員	④計 =②+③	⑤定員との差異
		人数	内、県派遣職員	内、Ⅱ種職員			
施設長、事務局長	1	1	0	0	0	1	0
事務職員	1	1	0	0	0	1	0
支援員	17	9	0	3	8	17	0
栄養士	0	0	0	0	0	0	0
看護師	1	1	0	0	0	1	0
自動車運転員	1	0	0	0	1	1	0
計	21	12	0	3	9	21	0

【結果】赤穂精華園の退職給与引当金の計上について

平成21年度末現在、退職給与引当金の計上不足が赤穂精華園全体において17,661千円ある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。

赤穂精華園の退職給与引当金の計上状況は次のとおりである。すべての施設において、5～6百万円程度の計上不足が生じている。

(単位：千円)

区 分		成人寮	授産寮	児童寮	合計
①	平成 21 年度自己都合期末要支給額（退職給与債務）	260,440	94,755	72,120	427,315
②	福祉医療機構への掛け金	22,990	8,492	6,831	38,313
③	県補助負担分	227,906	79,126	59,020	366,052
④	差引要引当額（①－②－③）	9,544	7,137	6,269	22,950
⑤	平成 21 年度末退職給与引当金計上額	3,403	1,025	861	5,289
⑥	差引退職給与引当金計上不足額（④－⑤）	6,141	6,112	5,408	17,661

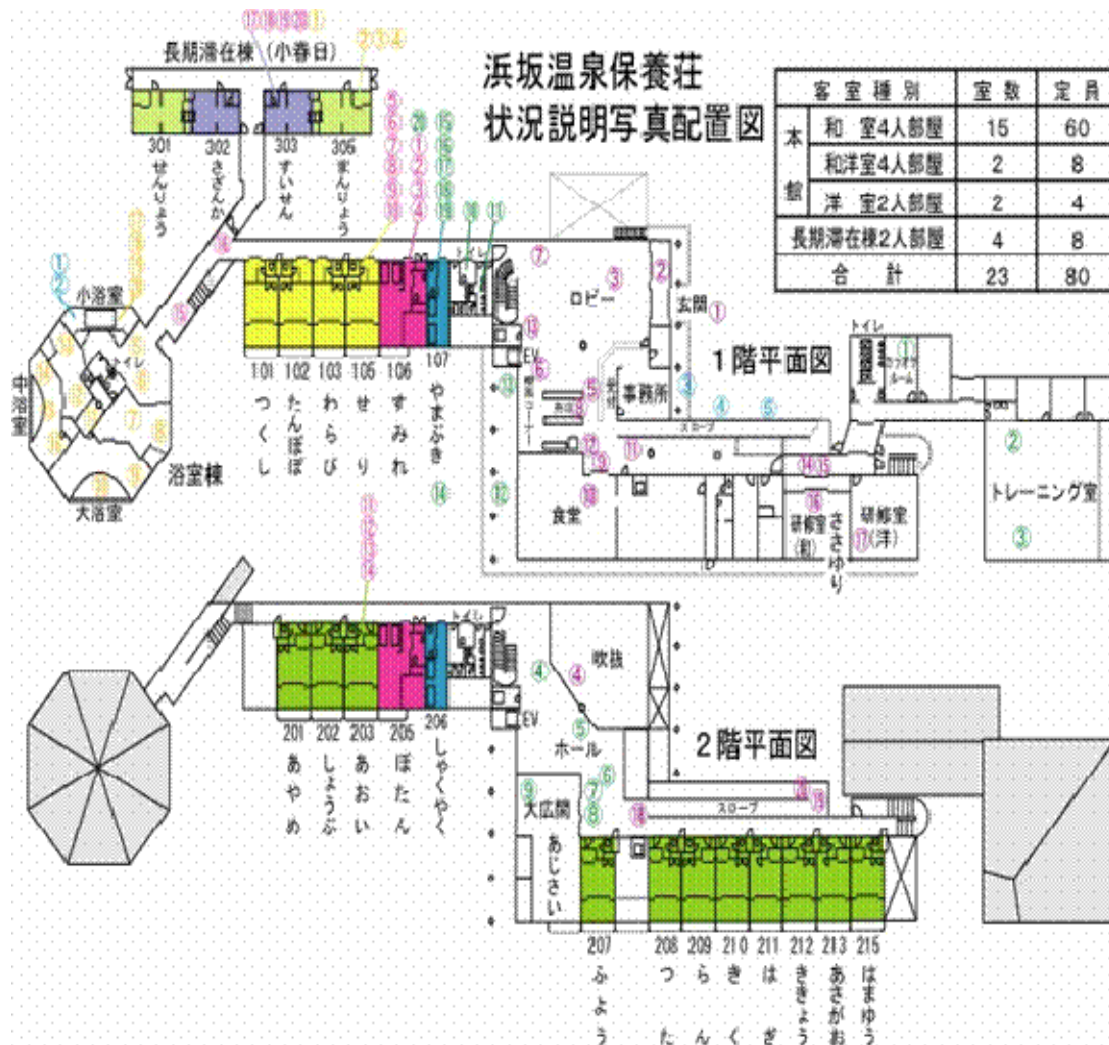
今後は、適正な損益管理の観点から、引当金についても定められたルールに従い適切に計上する必要がある。

VI 浜坂温泉保養荘

1 施設概要

(1) 施設写真

保養荘の写真データ等については、インターネットより入手した。



施設画像（ロビー及び館内スロープ）



107号室サンプル画像



大浴場及び大浴場障害者用洗い場



小浴場（介護浴室）内及びリフター付介助浴室画像



障害者対応送迎車



(2) 所在地及び事業内容

所在地	兵庫県美方郡新温泉町浜坂 775	
施設種別	障害者更生センター	
定員	宿泊定員 80名	
経営形態	自主運営	
主な事業内容	<p>障害のある方やその家族が安心して宿泊できる設備であり、高齢者を始めとする一般の方にも気軽に利用しやすいようにバリアフリーの推進と充実した設備の中、人にやさしくくつろげる温泉付き保養施設である。</p> <p>また、宿泊施設と併設してあるトレーニングルームにおいては、施設主催行事として次のような行事を行っている。</p>	
	行事名	対象者
	健康相談・機能訓練事業	宿泊者及び町内在住の障害者及びその家族
	交流事業（感謝デー）	新温泉町を中心とした地域住民
	新温泉町健康づくりの集い	新温泉町内の障害者及び老人
	軽スポーツ普及事業	障害者とその家族及び老人

(施設内訳)	定員数	開設月	受託月	サービス内容
浜坂温泉保養荘	80名	S58.12	H18.4	障害者更生センター、旅館業

2 財務情報

○事業活動収支計算書推移

(経常収支差額)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業活動収支差額	310	14,950	15,932	2,689	△547
就労支援事業活動収支差額	—	—	—	—	—
事業活動外収支差額	1,590	△28,785	△20,787	△761	△1,673
経常収支差額	1,900	△13,834	△4,854	1,928	△2,220

ここで、後述にて指摘しているように保養荘において退職給与引当金の計上不足があるが、その不足額も下に示された収支差額の状況に合わせて示していくこととする。

また、事業活動収支計算書上、会計単位間繰入金収入及び支出や経理区分間繰入金収入及び支出として処理されたものの内、保養荘から事務局へ振り替えられた利益相当としての収支差額については保養荘に振り戻し、また、同様に保養荘の前期末資金残高相当分として事務局へ振り替えた分についても保養荘に振り戻し、保養荘の採算性について分析することにした。

(単位：千円)

決算書	事業活動収支差額	△547
	就労支援事業活動収支差額	—
	事業活動外収支差額	△1,673
	経常収支差額	△2,220
修正	利益(△：損失)相当分収支差額純額	△5,874
	前期末残高	1,537
修正後経常収支差額		△6,557
退職給与引当金計上不足額		△15,597

修正後においては、利益相当分収支差額の修正分が入ることでさらにマイナス額が増加している。補助金等の県からの支援が期待できない以上、自主経営による収支改善は急務であり、宿泊利用率等の改善による収入の確保に努める必要があると考えられる。

さらに、退職給与引当金が上表のように計上不足額として15,597千円あり、それをも含んだ収支計画を保養荘は見ていく必要があり、さらに厳しい環境になることが想定される。

(事業活動収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用料収入	—	—	—	—	—

受託事業等収入	49,815	—	—	—	—
経常経費補助金収入	—	25,139	16,760	8,380	—
保養所収入	124,206	151,192	140,735	139,327	140,389
国庫補助金等特別積立金取崩額	—	21,602	53	368	360
その他経常収入	133	119	108	96	120
事業活動収入計	174,155	198,053	157,657	148,171	140,871
人件費支出	86,347	54,274	56,985	55,813	49,332
事務費支出	86,773	105,120	84,459	86,836	89,310
事業費支出	—	—	—	—	—
減価償却費	724	342	280	2,832	2,776
引当金繰入	—	—	—	—	—
国庫補助金等特別積立金積立額	—	23,365	—	—	—
事業活動支出計	173,844	183,102	141,725	145,482	141,418
事業活動収支差額	310	14,950	15,932	2,689	△547

(増減分析)

過年度においては、補助金による収入の確保の上で収支をプラスになるように事業を運営していたが、平成21年度においては事業団による自主経営の徹底に取り組んだものの、収支差額はマイナスとなる結果となった。平成21年度においては、ほぼ保養所収入のみで事業運営を行っており収入面では、宿泊等の利用率向上が収支改善の要となってきた。また、一方で、支出面とりわけ人件費については、職員をできるだけ非常勤職員化することによって人件費を削減する等事業努力がうかがわれているが、削減の程度も一定の限界はあるものと考えられる。

(就労支援事業活動収支)

該当ないため省略。

(事業活動外収支)

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受取利息配当金収入	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金収入	5,600	—	—	—	6,874
経理区分間繰入金収入	—	—	—	—	—
事業活動外収入計	5,600	—	—	—	6,874
借入金利息支出	—	—	—	—	—
会計単位間繰入金支出	4,010	28,785	20,787	6,261	8,547
経理区分間繰入金支出	—	—	—	—	—
事業活動外支出計	4,010	28,785	20,787	6,261	8,547
事業活動外収支差額	1,590	△28,785	△20,787	△761	△1,673

(増減分析)

特にコメントすることはない。

○貸借対照表推移

(単位：千円)

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
貸 借 対 照 表	流動資産	17,751	25,058	15,408	16,493	16,877
	固定資産	5,031	6,684	6,404	6,831	4,055
	資産の合計	22,782	31,743	21,812	23,324	20,933
	流動負債	14,585	19,424	14,402	14,955	15,144
	固定負債	—	—	—	—	—
	(うち有利子負債)	—	—	—	—	—
	負債の部合計	14,585	19,424	14,402	14,955	15,144
	純資産の部合計	8,197	12,319	7,410	8,369	5,788
	負債及び純資産の 部合計	22,782	31,743	21,812	23,324	20,933

(増減分析)

平成 18 年度においては、社会福祉事業会計への貸付金が 4,354 千円増加したことにより流動資産が増加し、一方で調理業務委託を開始したことにより 3,765 千円未払金が発生したことによる流動負債の増加があった。

その他の年度においては特にコメントすることはない。

3 県の関与状況

(単位：千円)

県の関与状況			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
公 的 支 援	補 助 金	浜坂温泉保養 荘補助	—	25,139	16,760	8,380	—
		計①	—	25,139	16,760	8,380	—
指定管理料収入②			—	—	—	—	—
委 託 料	一括		17,096	—	—	—	—
	県立		307	—	—	—	—
	計③		17,403	—	—	—	—
小計④ (指定②+委託 料③)			17,403	—	—	—	—
公的支援①+指定②+委 託料③ (合計)⑤			17,403	25,139	16,760	8,380	—
県の負担率 (%) 合計⑤/経常活動収入 計⑥ (注))			4.2	14.2	10.6	5.5	0.0

(注) 県の負担率で用いている経常活動収入計⑥は、資金収支計算書上の経常活動による収支の数値を用いて次の算式により算定した金額を用いている。

$$\text{経常活動収入計⑥} = (\text{経常収入計}) - (\text{会計単位間繰入金収入}) - (\text{経理区分間繰入金収入})$$

(増減分析)

平成18年度及から平成20年度において補助金を収受しているものの、特に大きな補助金とまでは言えず、また、平成21年度においては県関与率が0%となっていることから、事業団による自主経営を徹底し収支管理を推し進めなければならない現況がうかがわれる。

4 役員及び職員の状況

役員は該当なし。

職員の状況 (①：人件費、②：人数、③：1人当たり人件費、④：平均在職期間)

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県派遣 職員	①	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円
	②	0人	0人	0人	0人	0人
	③	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円
	④	－年	－年	－年	－年	－年
固有 職員	①	55,587千円	30,407千円	32,919千円	31,261千円	21,245千円
	②	4人	4人	4人	4人	3人
	③	13,897千円	7,602千円	8,230千円	7,815千円	7,082千円
	④	5.1年	4.2年	4.2年	5.2年	5.3年
常勤 嘱託 職員	①	9,271千円	－千円	－千円	－千円	2,620千円
	②	3人	0人	0人	0人	1人
	③	3,090千円	－千円	－千円	－千円	2,620千円
	④	2.3年	－年	－年	－年	1.0年
非常 勤職 員	①	21,489千円	23,867千円	24,067千円	24,552千円	25,467千円
	②	16人	18人	17人	16人	17人
	③	1,343千円	1,326千円	1,416千円	1,535千円	1,498千円
	④	4.6年	3.8年	4.6年	5.7年	6.7年
合計	①	86,347千円	54,274千円	56,986千円	55,813千円	49,332千円
	②	23人	22人	21人	20人	21人
	③	3,754千円	2,467千円	2,714千円	2,791千円	2,349千円
	④	－	－	－	－	－

(注) 人件費総額は、報酬、賞与及び法定福利費である。

(増減分析)

上表から見てとれるのは、全体の職員数を一定に確保しながらその構成を非常勤職員に比重を置いて事業運営を行うことにより、人件費を抑え事業収支を改善させていこうとする努力が伺えられる。

5 監査の結果及び意見

【結果】退職給与引当金の計上について

平成 21 年度末現在、浜坂温泉保養荘負担分の退職給与引当金の計上不足額が 10,770 千円ある。適正な期間損益のためにも、計上不足について適切に処理する必要がある。

年度末の自己都合期末要支給額をもとにのぞみの家の退職給与引当金の計上不足を計算すると次のようになる。

区 分		保養荘
①	平成 21 年度自己都合期末要支給額(退職給与債務)	38,609 千円
②	福祉医療機構への掛け金	2,592 千円
③	県補助負担分	25,124 千円
④	差引要引当額 (①－②－③)	10,893 千円
⑤	平成 21 年度末退職給与引当金計上額	123 千円
⑥	差引退職給与引当金計上不足額 (④－⑤)	10,770 千円

今後は、適正な損益管理の観点から、引当金についても会計規則及び細則に従い適切に計上する必要がある。

【結果】固定資産管理 現物管理の不備について

固定資産台帳に記載されている資産を特定するための資産コードが固定資産現物に付されておらず、現物と固定資産台帳の関係が把握できない。また、固定資産台帳と現物の照合が適切に実施されていない。

【概要】

管理方法について

事業団は、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則」(以下「会計規則」という)の第 7 章「固定資産の管理」の各条項において固定資産を適切に管理するための種々の規則を定めている。また、会計規則を補足する形の「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則施行細則」(以下「施行細則」という)においても、固定資産を適切に管理するための種々の細則を設けている。当施設においても、当然ながら、これらの事業団の規則及び細則が適用される。

保養荘の固定資産の現物管理方法について調査したところ、現物と固定資産台帳の関係は固定資産台帳上の名称によりある程度把握はできるものの、固定資産台帳に記載されている資産を特定するための資産コードが固定資産現物に付されていないために、直接的に特定することができない状態であった。

施行細則第 35 条第 1 項において、「物品出納役は、固定資産物品及び備品には物品標示票（様式第 13 号）により分類番号等の標示をなすものとする。」となっているが、この定めが遵守されていない。

〔参考：物品標示票（様式第 13 号）〕

物品表示票

分類	
品名	
番号	

また、このことは、固定資産台帳と現物の照合がなされていない、あるいは、適切に実施されていないことを意味する。施行細則第 27 条第 2 項において、「物品出納役は、3 月 31 日現在のたな卸資産について実地にたな卸を行わなければならない。」となっているが、この定めが遵守されていないと言える。

【結果】業務委託する場合の決裁書による承認手続きについて

外部に業務委託する場合には、規則に基づき決裁書を作成の上、承認手続きを行い、決裁書の保管を行う必要がある。

【概要】

次の業務委託契約に際して、契約書は交わされていたが、決裁書が作成されていなかった。

区 分	平成 21 年度契約金額	相手先
調理委託費・人件費	14,868 千円	㈱A社
調理委託費・経費	27,516 千円	㈱A社

平成 18 年度において入札にて㈱A社に決定し、それ以降平成 21 年度まで随意契約により毎年度㈱A社と業務委託契約を結んでいるが、入札年度である平成 18 年度以外各年度において決裁書を作成しておらず、結果として承認手続きを行った形跡は見当たらなかった。

今後は、規則に基づき承認手続きを行うために決裁書の作成を忘れないようにする必要がある。

【意見】収支管理を行う上での事業団としての取り組みと県の対応について

事業団において、修繕計画等事業運営上の資金的手当てを確保する観点から、県から無償貸与を受けている建物にかかる減価償却費も織り込んで収支管理を行うべきではないかと考えられる。

また、県において、事業団に無償貸与した時に行った検討だけでなく、貸与後の運営の評価検討も每期行うべきであると考えられる。この場合、保養荘の業績を判断する際に、無償貸与した建物にかかる減価償却費も保養荘の収支差額に織り込んで検討するべきではないかと考えられる。

さらに、県においては、事業団に建物を無償貸与するだけに留まることなく、県所有資産であることを考慮に入れて、当該無償貸与資産が有効活用できるように、事業団と

共同して地域住民や地域自治体への宣伝及び情報の提供を積極的に行っていくべきであると考えられる。

【概要】

保養荘において事業活動収支が若干の赤字で推移しているのは、施設にかかる建物等の固定資産が県所有のままとなっており、事業団は県から無償貸与を受けており建物にかかる減価償却負担が事業団にないことが大きく寄与していると考えられる。

当該無償貸与建物にかかる減価償却費を計算した場合の保養荘の収支状況は次のとおりである。

修正後経常収支差額	△6,557 千円
無償貸与建物にかかる減価償却費（※）	△14,639 千円
無償貸与減価償却費込みの修正後経常収支差額	△21,196 千円

（※）無償貸与建物にかかる減価償却費の計算方法について

取得年月	昭和 58 年 11 月
取得価額	634,374 千円
耐用年数（法定耐用年数表より採用）	39 年
年間推定減価償却費（旧定額法により算定）	14,639 千円

また、これに加えて事業団において建物等にかかる修繕計画として、次年度以降に保養荘が実施検討しているもの及び現状事業団が保養荘見合い分として積立している状況は次のとおりである。

次年度以降の保養荘の修繕計画額	142,892 千円
平成 21 年度保養荘修繕費積立金※	23,631 千円
差引修繕計画積立不足額	119,261 千円

※修繕費積立金は事務局で管理しており、決算書上事務局にて計上されている。

このように、無償貸与の建物にかかる修繕計画に対して 119,261 千円の修繕不足額が見込まれている。

県においては、保養荘の業績を判断する場合に、無償貸与した建物にかかる減価償却費も保養荘の収支差額に織り込んで検討するべきではないかと考えられる。県民の税金により建てられた建物を無償貸与するということは、実質的には補助金的性格を有しているとも考えられる。言い換えると無償貸与は隠れた補助金と考えられる。

このように考えるならば、補助金と同様に、無償貸与においても、貸与時の検討だけでなく、貸与後の運営の評価検討も行うべきであると考えられる。

また、建物にかかる減価償却費分が回収出来ておれば、その見合いの資金が留保されることになり、修繕や建て替えの資金的目途を考える上で有効である。

県においては、このようなことから減価償却という発想を持って評価していくべきであると考えられる。また、事業団においても、無償貸与分の減価償却費を管理上織り

込み、後述するような修繕にかかる資金的手当てを事業団自身でも対応できるように管理していくべきである。

県は無償貸与として保養荘の運営を事業団で実施させているが、その一方で県からの修繕にかかる資金的手当ての可能性は不明であり、過年度において段階的に補助金を減らされ、平成 21 年度においては補助金がなくなっている状況にある。このように、県からは実質的に事業団の独立採算で運営していくような方向性で今日に至っている。

この点、事業団のとりわけ保養荘の現場で働いている従業員にとっては大きな問題である。保養荘においては、職員一丸となり利用率の向上に努めてはいるものの、リーマンショックをはじめとした経済不況のために、収支状況の厳しい状況が続いているのに加えて、県からの資金的援助がなくなりモチベーションを維持するのが難しい状況であるからである。現状経営コンサルティングに入ってもらい経営の立て直しを行っている最中ではあるが、依然として厳しい状況は続くものと考えられる。

事業団としては、宿泊者等利用者へのサービス向上のためにできるだけ早急に実施したいところであるが、現状は利用者の目のつく所の修繕に止まっているといった印象である。建物も老朽化しており、近い将来に大規模修繕は避けて通れないと考えられる。

県においては、無償貸与をしている事実から保養荘の事業運営に対して何らかの責任は負っているものと考えられる。保養荘の利用率向上のために県のネットワークを事業団に提供し、利用者の新規開拓ができるようにするとともに、県による宣伝活動のもと地域住民や市町村等の他の自治体への宣伝活動を全面的に実施していくように事業団と共同して具体的活動を積極的に展開していくべきではないかと考える。

【意見】 保養荘を運営していくことに対する事業団の取り組み及び県の対応について

事業団による保養荘の収支改善は急務であり、職員が一丸となってさらなる収支改善に取り組むよう事業団は具体的方策を検討するべきであると考えます。

それと併せて、保養荘の障害者更生センターとして実施している各種事業について、その回数を増やすこと等により、障害者更生センターとしての位置づけをより明確にする必要がある。

一方、県においては、新行革プランにおいて保養荘の運営を継続する計画を立てており、社会福祉事業の推進を図るとする事業団の目的との関係に照らし合わせて、どのように保養荘の運営に協力できるのか等事業団に対する支援の在り方について検討を行うべきではないかと考えられる。

【概要】

保養荘の利用者別推移表は次のとおりである。

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
宿泊者	11,718 人	13,363 人	12,399 人	12,065 人	11,629 人
休憩利用者	317 人	327 人	405 人	303 人	275 人
会議室利用者	3,081 人	4,070 人	2,749 人	2,575 人	2,735 人
利用者数合計	15,116 人	17,760 人	15,553 人	14,943 人	14,639 人

宿泊利用率※	40.8%	46.4%	42.9%	41.9%	40.2%
営業日数	359日	360日	361日	360日	362日

※宿泊利用率＝（宿泊人数）÷（80人（宿泊定員数）×営業日数）

この表から、平成18年度において増加したものの、全体としては営業日数を若干増加しても、利用者数は減少傾向にあり、また、宿泊利用率においても減少してきていることが分かる。

また、宿泊者を分類すると次のような状況である。

（宿泊者）

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
障害者及び老人	9,267人	10,728人	9,896人	9,645人	9,379人
一般	2,451人	2,635人	2,503人	2,420人	2,250人
宿泊者合計	11,718人	13,363人	12,399人	12,065人	11,629人
宿泊利用率	40.8%	46.4%	42.9%	41.9%	40.2%

障害者及び老人の割合が一般の宿泊者に比して多いことについては、保養荘の事業内容に合致しているものと考えられる。

しかし、事業団の自主経営による採算性という観点からは次のように考えられる。

障害者、老人及び一般の宿泊者全てにおいて概ね減少傾向にあり、宿泊利用率自体が低迷していることから、宿泊機能としての採算性は厳しいものと考えられる。収支改善が保養荘に対する事業団の自主経営のための必要条件であり、この点を解決できなければ事業そのものが事業団にとって負担となる。この点、現状経営コンサルティングに入ってもらい経営の立て直しを行っている最中ではあり、依然として厳しい状況は続くものと考えられるが期待するところである。

また一方で、公益事業を営んでいるという観点からは次のように考えられる。

保養荘は主な事業内容において述べたように、障害のある方やその家族が安心して宿泊できる施設であり、高齢者を始めとする一般の方にも気軽に利用できる環境の保養施設であることから、事業団において公益事業として位置付け運営している。

一方で事業団は、自主経営として保養荘を運営している以上、県から補助金等の支援に頼ることなく、自主財源により採算性を確保しなければならない。その一環として、事業団は大手宿泊予約サイト等に保養荘を掲載し、宿泊者の確保に努力している。

このように事業団が保養荘を管理運営し、収支を自主経営にて改善しようとしている事業努力に対しては一定の評価はできる。

しかし、これでは一般客の集客という採算性確保のための営利目的に走ってしまい、公益目的から逸脱しているように思われ、公益事業会計に分類された保養荘の存在意義に矛盾することになってしまうのではないかと考えられる。

このように、一方で採算性を確保するための行動が、他方で公益目的という点で問題であると言わざるを得ない相矛盾した状況になっている。

さらに、障害者や高齢者等の宿泊施設として公益性があるとはいえ、宿泊率が一般利用客も含めても40%程度の状況であることを考えると、施設としての目的が果たして達成されているのか疑問の余地がある。

また、事業団としても、施設として公益性を主張するのであれば、障害者や高齢者等の宿泊利用率の向上もさることながら、トレーニング等で実施している障害者向けの機能訓練等の回数をより増やすように方策を立てるべきである。

現状のトレーニングルームにおける施設の主催行事は次のような状況である。

(健康相談・機能訓練事業・軽スポーツ普及事業)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
総参加人数	247 人	204 人	255 人	295 人	251 人
参加人数	204 人	165 人	217 人	245 人	207 人
実施回数	12 回	12 回	12 回	12 回	11 回

(注) 総参加人数とは、障害者等の参加人数にスタッフや付添え人の人数を含んだものである。

(交流事業(感謝デー)及び新温泉町健康づくりの集い)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
総参加人数	730 人	801 人	702 人	824 人	540 人
参加人数	672 人	745 人	631 人	724 人	488 人
実施回数	12 回	11 回	11 回	11 回	9 回

平成 21 年度において前年度以前の実施状況を比較して少なくなっている。

保養荘の障害者更生センターとしての要ともいべきかかるこれらの事業は、増えることはあっても減ることはあってはならない。この点、平成 22 年度においては、期の途中経過ではあるが、上表の事業ともに前年度を上回っており、施設利用に貢献している。

(健康相談・機能訓練事業・軽スポーツ普及事業)

区 分	平成 21 年度 11 月時点	平成 22 年度 11 月時点
総参加人数	170 人	197 人
参加人数	141 人	157 人
実施回数	8 回	12 回

(交流事業(感謝デー)及び新温泉町健康づくりの集い)

区 分	平成 21 年度 12 月時点	平成 22 年度 12 月時点
総参加人数	355 人	452 人
参加人数	329 人	394 人
実施回数	6 回	7 回

今後も保養荘が障害者更生センターとして公益性を持って運営していくために、さらなる健康相談等の各種事業の展開及びその参加人数の開拓を行っていく必要があると考えられる。

現状、地元自治体との連携でいえば、保養荘が所在する新温泉町だけである。

保養荘の施設が有効利用できるようにするためには、他の市町村自治体へのアプロー

チが重要となってくるのではないかと考えられる。

その場合に重要な役割を果たすのが県ではないかと考えられる。

県は、新行革プランにおいて平成30年度までの財政フレームを試算しており、各分野における改革内容の中で、保養荘の経営の安定化を挙げ、保養荘の運営について継続させる方向で計画している。

保養荘が行っている各種事業に対して、県が県内のエリアに応じて紹介及び宣伝してやることは、事業団にとって保養荘が行っている公益事業を斡旋してもらえるばかりではなく、県にとっても県所有の建物の有効利用が達成でき、また、県内の障害者等の社会福祉事業に大きく貢献できるものと考えられる。逆の立場から言えば、事業団が保養荘で各種事業を行うに際して、県の情報やチャンネルを利用できることは、公益事業を行う上で大変有効であると考えられる。

しかし、県においても行財政改革を推進中であり、無償貸与している保養荘に対する修繕計画の目途さえ立っておらず、県として保養荘を維持存続していくのか不明な点が多い。それは、実質的に事業団の独立採算で運営していくような方向性で今日に至っている現状からも、窺い知ることができる。

県が運営を継続させる計画を打ち出したのであれば、事業団にその運営を委ねたとはいえ建物等は依然として県所有であることから、所有者責任として支援していくよう全面的に保養荘の運営に有効な情報提供等を積極的に行い、事業団と協力して県所有の施設の有効利用を行っていくべきであると考えられる。

¹ (参考資料)

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

職員のへ県に関する協定書

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団へ派遣する派遣職員に関する協定書